令和６年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の高齢者介護に関する事業」

令和７年３月 18 日

岐阜県包括外部監査人

弁護士　尾　藤　　望

目次

序章　監査総論 7
第１　包括外部監査の概要 7
１　外部監査の種類 7
２　選定した特定の事件 7
３　事件を選定した理由 7
４　包括外部監査の方法 8
５　主な監査の視点 12
６　包括外部監査の期間 14
７　包括外部監査人及び補助者 14
８　利害関係 15
第２　報告書の構成 15
１　全体の構成 15
２　個別の構成（第２章） 16
第３　財務監査の範囲等 17
１　はじめに 17
２　包括外部監査の対象範囲としての財務監査 17
３　「財務に関する事務の執行」についての検討 18
４　適法性監査 18
５　３Ｅ監査 19
６　結論 19
第１章　岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業 21
第１　本章の概要 21
第２　岐阜県の高齢者介護に関する概要 21
１　人口の将来推計 21
２　高齢者世帯の状況 21
３　認知症高齢者数の将来推計 21
４　被保険者数の推移 22
５　要支援・要介護認定者数の推移 22
第３　岐阜県の高齢者福祉に関する各種計画 22
１　岐阜県高齢者安心計画 22
２　岐阜県地域福祉支援計画 24
第４　岐阜県の高齢者福祉の予算額（過去の推移） 25
１　岐阜県の過去５年間の高齢者福祉の予算額 25
２　監査の着眼点 28
第５　本監査における監査対象となる事業等 28
第２章　介護保険に関する県の役割 32

第１　介護保険制度とは 32
１　介護保険サービスの原則 32
２　国民の努力と義務（介護保険法第４条） 32
３　介護保険制度のこれまでの改革 32
４　介護保険制度の仕組み（厚生労働省ホームページより） 34
第２　県の役割 34
１　実施主体は市町村 34
２　主な都道府県事務 35
３　岐阜県が抱える介護事業の課題 38
第３　介護保険に関する事業費 40
１　介護保険事業県負担金 40
２　地域支援事業県負担金 40
３　地域支援事業県負担金（重層支援事業分） 44
４　介護給付適正化推進特別事業費 45
第３章　介護保険事業に関する県事務所等の役割 47
第１　県事務所等の機能 47
１　各地県事務所等の概要 47
２　各県事務所等の位置関係 47
３　監査の重点及び監査手続 48
４　県事務所等の全体に共通する指摘・意見 49
５　介護事業者改善対策事業費 51
第２　岐阜地域福祉事務所 52
１　管内の状況 52
２　介護事業の状況 53
３　適切な指導監督 54
第３　西濃県事務所 60
１　管内の状況 60
２　介護事業の状況 62
３　適切な指導監督 62
第４　揖斐県事務所 65
１　管内の状況 65
２　介護事業の状況 67
３　適切な指導監督 67
第５　中濃県事務所 72
１　管内の状況 72
２　介護事業の状況 74
３　適切な指導監督 74
第６　可茂県事務所 78

１　管内の状況 78
２　介護事業の状況 79
３　適切な指導監督 80
第７　東濃県事務所 85
１　管内の状況 85
２　介護事業の状況 86
３　適切な指導監督 86
第８　恵那県事務所 92
１　管内の状況 92
２　介護事業の状況 93
３　適切な指導監督 93
第９　飛騨県事務所 98
１　管内の状況 98
２　介護事業の状況 99
３　適切な指導監督 100
第４章　地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業 106
１　地域医療介護総合確保基金積立金（介護分） 106
２　地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分） 111
３　地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分） 113
４　高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金 114
５　介護人材育成事業者認定制度実施事業費 115
６　アセッサー講習受講支援事業費補助金 127
７　介護人材確保・育成支援事業費 128
８　介護人材確保・育成支援事業費補助金 130
９　介護人材総合情報サイト運営事業費 133
10　介護職員初任者研修等支援事業費補助金 135
11　外国人介護人材受入環境整備事業費 137
12　介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金 138
13　外国人介護人材マッチング支援事業費 139
14　外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金 140
15　ぎふケアパートナー育成推進事業費 144
16　介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金 145
17　介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】 150
18　介護事業所等サービス継続支援事業補助金 152
19　介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分） 153
20　介護事業所内保育施設運営費補助金 154
21　外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補 156
22　福祉人材確保・育成・定着推進事業費 158

23　福祉・介護人材マッチング支援事業費 160
24　成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金..... 161
25　福祉の仕事就職フェア開催費 163
26　認知症地域医療人材育成事業費 166
27　認知症サポート体制整備事業費補助金 172
第５章　その他の介護に関する事業 174
第１　高齢福祉課が所管する補助金・事業費 174
１　高齢福祉課の概要..... 174
２　軽費老人ホーム事務費補助金 175
３　老人福祉施設等整備費補助金 177
４　高齢者施設等防災・減災対策等補助金 179
５　高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）..... 181
６　介護サービス改善対策事業費 182
７　苦情処理体制整備助成事業費補助金 184
８　高齢者権利擁護センター設置事業費 185
９　社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金 186
10　介護予防専門職派遣事業費補助金（国補） 188
11　介護福祉士実務者養成施設ＩＣＴ導入事業費補助金 189
12　介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補） 190
13　障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金..... 191
14　高齢者施設等物価高騰対策交付金 192
15　介護ロボット導入促進事業費補助金 195
16　介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業費補助金 197
第２　地域福祉課が所管する補助金・事業費 198
１　地域福祉課の概要..... 198
２　愛のともしび基金事業費補助金（施設整備） 199
３　愛のともしび基金事業費補助金 201
４　岐阜県福祉人材総合支援センター運営費 203
５　運営適正化委員会設置運営費補助金 205
６　成年後見制度利用促進体制整備推進事業費 207
７　福祉人材総合ポータルサイト運営事業費 214
８　福祉の仕事就職県外フェア開催費 216
第３　医療福祉連携推進課が所管する補助金・事業費 217
１　医療福祉連携推進課の概要 217
２　認知症疾患医療センター運営事業費 218
３　訪問看護体制充実強化支援事業費補助金 219
４　認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金..... 221
５　在宅医療連携強化事業費補助金 224

６　在宅医療人材育成事業費補助金 228
７　在宅療養あんしん病床登録事業費補助金 229
８　地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分） 230
９　地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分） 231
第６章　県有高齢者施設 235
第１　岐阜県立寿楽苑 235
１　岐阜県立寿楽苑の概要 235
２　監査の重点及び監査手続 239
３　施設利用契約 240
４　組織運営 242
５　物品管理 242
６　経理処理上の問題（現金管理） 243
第２　岐阜県立寿楽苑に関する事業費 244
１　県立老人福祉施設設備等整備費 244
２　岐阜県介護研修センター運営事業費 246
３　高齢者介護知識・技術等普及促進事業費 253
第３　岐阜県立飛騨寿楽苑 258
１　岐阜県立飛騨寿楽苑の概要 258
２　監査の重点及び監査手続 263
３　施設利用 263
４　施設利用契約 263
５　組織運営 265
６　物品管理 266
７　施設内事故に対する対応 269
第７章　監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について 271
第１　成年後見制度に関する岐阜県の取組 271
１　監査で確認された成年後見制度の実情 271
２　成年後見制度の歴史 273
３　成年後見制度の概要 274
４　後見相当と判断される人が締結した契約の有効性等 275
５　成年後見制度が目指す利用状況 279
６　成年後見制度が利用されない原因について 281
７　成年後見制度に対する指摘・意見について 284
８　成年後見制度に関する具体的方策について 286
第２　介護人材の確保に関する岐阜県の取組 289
１　監査で確認された介護人材確保に関する実情 289
２　介護人材確保に関する意見 290
３　外国人介護職の確保に関して 292

４　職場におけるＩＣＴ活用に関して 293
第３　在宅医療と介護の連携に関する岐阜県の取組 294
１　在宅医療と介護の連携に関する目指すべき姿 294
２　在宅医療と介護の連携に関して確認された実情 295
３　在宅医療と介護の連携に関する意見 296
終章　課題と提言..... 297
第１　はじめに..... 297
１　関係者への御礼..... 297
２　本監査における基本的な考え方 297
３　現状の課題..... 298
第２　提言..... 299
１　課題を正確に捉え、一歩ずつ改善に向けた取組を行うこと。..... 299
２　常に事業とその目的の関係性を見直すこと 300
第３　最後に..... 300
巻末資料

序章　監査総論

第１　包括外部監査の概要

１　外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第１項に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件

（１）外部監査のテーマ

岐阜県の高齢者介護に関する事業

（２）外部監査の対象期間

原則として、令和５年度。ただし、必要に応じて他年度。

３　事件を選定した理由

（１）近年の社会課題の一つとして少子高齢化が挙げられる。岐阜県における総人口は、令和２年の国勢調査によれば 197 万 8,742 人で、平成 12 年の 210 万 7,700 人をピークに減少傾向が継続している中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和２年の 65 歳以上の総人口に占める割合は、現在の 30.4％から、令和 32 年には 40.6％となる見通しが示されている。なお、2025 年には、「ベビーブーム世代」が後期高齢者の年齢に達し、高齢者人口は約 3,500 万人に達すると推計されることから 2025 年問題とも呼ばれ、日本全体で超高齢社会になるとされている。

このような推計からして、今後の高齢者に対する福祉の問題は、重要な行政課題であり、高齢者に関連する予算規模が、今後増大することも予測され、適切な財務事務の執行及び管理が必要な分野である。

（２）岐阜県における、これまでの包括外部監査を振り返ると、高齢者福祉そのものを対象とした監査が行われていない一方で、愛知県では、令和元年度に「高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」として、高齢者福祉をテーマとし、他県でも同様に高齢者福祉を包括外部監査のテーマとして監査が実施されており、岐阜県においても、高齢者福祉に対する監査を実施する意義は大きなものと考える。

（３）高齢者福祉に関連する予算を確認すると、監査対象となる令和５年度の岐阜県全体の当初予算は約 8,897 億円であるところ、高齢者福祉を含めた民生費は、約 1,198 億円で、全体の 13.5％を占めており、その中で高齢者福祉に対する予算規模は、高齢福祉課における老人福祉費をみても約 327 億円で、民生費の 27.3％を占め、中核的な支出となっている。

この老人福祉費の中で大きな割合を占めるのは、介護保険県負担金の約 285 億円であるところ、介護事業に関しては、岐阜県が、県内の介護事業所の指導を行う立場で

もあることから、これらの事務執行が適切に行われることが、適切な財務執行に繋がる側面が存在する。

このように岐阜県の財政の面からしても、高齢者福祉に関する監査を行う意義は大きいと考えた。

（４）なお、高齢者福祉に関しては、介護、医療費、生きがい・健康づくり、認知症対策等、岐阜県が取り組むべき課題が存在し、その全てを検討することは有意義ではあるが、あまりに広範な検討によっては十分な監査が行えない可能性が存在する。

そのため、高齢者福祉の中でも中核的な事業の一つである介護事業を中心に監査を実施することが、上記の財産的規模の面からも有効な監査が行えると判断した。また、岐阜県が所有する高齢者施設を始めとする実際の介護事業が適切に行われているかを監査し、介護事業に関連する岐阜県の監督状況等を監査することが、高齢者福祉に対する有効な監査が行えると判断した。

（５）以上の理由により、「岐阜県の高齢者介護に関する事業」を監査テーマとして選定した。

４　包括外部監査の方法

（１）外部監査の対象部署等

ア　健康福祉部：高齢福祉課、地域福祉課、医療福祉連携推進課、岐阜地域福祉事務所、産業人材課、出納管理課

イ　各県事務所：西濃県事務所、揖斐県事務所、中濃県事務所、可茂県事務所、東濃県事務所、恵那県事務所、飛騨県事務所

ウ　県有高齢者施設：　岐阜県立寿楽苑（以下「岐阜寿楽苑」という。）、岐阜県立飛騨寿楽苑（以下「飛騨寿楽苑」という。）

エ　財政援助団体：社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「岐阜県社会福祉協議会」という。）

（２）監査手続の概要

以下の監査手続の流れを経て、本報告書は作成されているが、下記の概要に加えて、詳細な日程やより詳細な監査方法については、巻末資料添付の監査日程及び各章の「監査手続」部分等に記載している。

高齢福祉課、地域福祉課等に対する予備調査（全体像の確認）

まず、岐阜県の高齢者福祉事業の全体像を把握する目的で、次のとおり、ヒアリングを実施した。

令和６年４月 18 日：高齢福祉課、西濃県事務所

令和６年４月 19 日：一般財団法人岐阜県老人クラブ連合会

令和６年４月 22 日：地域福祉課、岐阜県社会福祉協議会
令和６年４月 23 日：岐阜寿楽苑
令和６年５月 10 日：西濃県事務所、医療福祉連携推進課
↓
高齢者介護に関する監査方針の確認

高齢者福祉事業の中でも、事件の選定理由にもあるとおり介護事業を監査することとしたが、予備調査において、介護事業を監査するにあたっての重要な監査対象としては、実際の介護事業を実施する県有施設の運用状況と、各地の介護保険事業者を監督する各地県事務所の運営指導の状況を、特に確認することが重要と判断した。

そのため、介護事業を担う高齢福祉課、地域福祉課、医療福祉連携推進課に対する全体的な介護事業のヒアリングと、介護保険事業を営む県有施設１箇所及び県事務所２箇所を選び、当初の監査方針をより具体的にするための重点的な監査を実施した。

令和６年６月７日：西濃県事務所
令和６年６月 11 日：西濃県事務所
令和６年６月 12 日：高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課
令和６年６月 14 日：岐阜地域福祉事務所
令和６年６月 28 日：岐阜寿楽苑
令和６年７月４日：岐阜寿楽苑
↓
監査の重点及び監査手続の決定

上記のヒアリング等を行った結果を踏まえ、監査を行うべき対象としては高齢者介護に関する岐阜県の事業計画である高齢者安心計画を中心に監査対象を選定し、併せて、介護をキーワードとして岐阜県が取り扱う事業を抽出した。この中で、関連する全ての事業を検討することも検討したが、ある程度の予算額を確保した事業を監査することで財政的に重要な事業に監査対象を絞り込むこととし、事業費については 500 万円を一つの基準として抽出した。ただし、補助金については、昨年度の監査において少額の補助金にも問題性が多々確認されたこともあり、補助金については予算規模に関係なく関連する全補助金を監査することとした。

その上で、過去の岐阜県の監査や他県の高齢者介護に関する包括外部監査の結果等も参考に、監査を行うべき着眼点を巻末に添付した項目にまとめ、対象となる事業や補助金を決定した。

また、対象となる事業や補助金について、以下の資料の提出と閲覧を求め、適宜必要な資料の提出を求めた。

① 担当課に対する令和３年度から令和５年度に対する定期監査資料[1]
② 各事業や補助金に関する予算策定書

[1] 本監査で確認している「定期監査資料」とは、担当課が作成し監査委員事務局に提出した定期監査資料を指す。

③ 補助金については要綱や要領
④ 委託事業に関しては、委託契約書、契約の選定理由書、事業実績報告書、支出金調書等、事業の契約締結から支払に関する一連資料
⑤ 各補助金の交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、額の確定通知書、支出金調書等、補助金の申請から支払に関する一連資料

この他、岐阜県の高齢者介護に関する事業に関連して、各地の県事務所で行う介護事業所に対する監督業務や県有施設としての高齢者介護施設については、現地監査を行い、各地で行われている活動についても、関連資料を確認してその内容を確認した。

↓

現地機関の調査

上記の監査対象を決める過程で、県庁の本庁舎では確認することができない県内各地の県事務所や高齢者施設については、早期に監査対象を選定し、補助者の担当者を決定の上、各地を回り、下記の日程で監査対象資料の閲覧とヒアリングを実施した。

監査の実施に当たっては、県事務所及び現地高齢者施設とも、原則２回以上の現地監査を行うことを前提に、日程調整を行ったが、１回目は監査人及び補助者を含め４名以上の人数で初回の書類監査を行い（各 180～240 分程度)、２回目の監査は、監査人と担当補助者の２名でヒアリングを行うことを基本とした（各 120～180 分程度)。

この中で、前述のとおり県事務所及び高齢者施設の代表的な施設を先に複数回ヒアリング等を行ったことで、その他の同種機関について、監査の重点を事前に確認してから、現地監査を行うようにし、効率的な監査を行うことを心がけた。特に、飛騨寿楽苑については、補助者によっては片道２時間以上の移動が必要であったことも考慮して、１日で十分な書面監査とヒアリングが行えるように事前の役割分担等を整理して監査を実施した。なお、県事務所に関しては、書類閲覧の補充が必要となったため、令和６年 12 月中に担当者が、３度目の書類監査を実施している。

令和６年７月３日：可茂県事務所
令和６年７月 26 日：揖斐県事務所
令和６年７月 29 日：飛騨県事務所
令和６年８月２日：中濃県事務所
令和６年８月６日：恵那県事務所
令和６年８月 23 日：東濃県事務所
令和６年９月４日：中濃県事務所
令和６年９月 17 日：西濃県事務所
令和６年９月 20 日：東濃県事務所
令和６年９月 25 日：飛騨県事務所
令和６年９月 30 日：飛騨寿楽苑
令和６年 10 月２日：岐阜地域福祉事務所・揖斐県事務所
令和６年 10 月７日：恵那県事務所・中濃県事務所
令和６年 10 月８日：可茂県事務所

令和６年 10 月 25 日：岐阜地域福祉事務所

↓

事業費・補助金の調査

現地機関の調査を行う一方で、監査対象とした事業費や補助金について担当者を定め、担当者毎に事業費や補助金の調査を行った。この際、各担当者毎に巻末資料添付の「監査の視点」を参考に、監査を行っている。

主な流れとしては、８月、９月中に、対象となる事業費や補助金の予算要求資料、交付申請書から支払調書までの一連の資料を、弁護士補助者と税理士又は公認会計士の補助者の２名１組の担当者毎に確認しながら、適宜担当課に必要な説明を求め、11 月に担当課へのヒアリング（各回 180 分程度）を実施した。

この他、補充のヒアリングが必要な事業費・補助金については、適宜担当課に対するヒアリングを実施している。

令和６年９月２日：高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課
令和６年 11 月７日：高齢福祉課
令和６年 11 月 11 日：高齢福祉課・医療福祉連携推進課
令和６年 11 月 13 日：高齢福祉課
令和６年 11 月 22 日：高齢福祉課
令和６年 11 月 27 日：高齢福祉課
令和６年 11 月 28 日：高齢福祉課・地域福祉課
令和６年 12 月 24 日：地域福祉課
令和７年１月 17 日：高齢福祉課
令和７年１月 29 日：岐阜県社会福祉協議会
令和７年２月 21 日：高齢福祉課
令和７年３月３日：高齢福祉課
令和７年３月５日：高齢福祉課

↓

学識経験者に対する意見聴取

（１）高齢者介護に関する事業を検討する中で、特に監査人が着目したのは、高齢者介護に関して、重要な権利擁護としての制度である成年後見人の活用があまりにも進んでいない現状であった。成年後見制度は、民法上の制度であり弁護士である監査人自身も法律の専門家としてある程度の知識を有するところではあるが、地方自治体である岐阜県が果たすべき役割を検討するにあたり、専門家の意見も参考にすることが監査におけるより良い評価に繋がると考えるに至り、成年後見制度に関連して法律及び社会福祉の学識経験を有する者からの意見聴取を行った。

（２）社会福祉制度に関しては、本年度は、補助者に社会福祉学の分野において大学で講師を務める松井氏に補助者として協力してもらう中、成年後見制度に関する学識経験者を紹介いただき、令和７年１月 14 日に、学識経験者である大藪元康氏からの意見聴取を行った。

大藪氏は、中部学院大学人間福祉学部人間福祉学科で教授を務められ、地方自治体における社会福祉財政に関する論文を執筆され、成年後見に関する市町村の費用助成についても研究されており、社会福祉の観点から成年後見制度の活用に関して学識経験者としての意見聴取を行うにふさわしいと考えた。

（３）法律の学識経験者に関しては、弁護士補助者の関係者から意見聴取にご協力いただける方を探し、令和７年１月 16 日に、学識経験者である本山敦氏からの意見聴取を行った。

本山氏は、立命館大学の法学部法律学科の教授を務められ、親族法分野において数多くの論文を執筆され成年後見に関する書籍の執筆も担当され、司法試験考査委員を務めるなど、法学研究者としての実績を十分有し、法学の観点から成年後見制度の活用に関して学識経験者としての意見聴取を行うにふさわしいと考えた。

５　主な監査の視点

（１）包括外部監査においては、事務実態を正確に捉えた上で、具体的な判断（指摘・意見）を報告する必要がある。そのためには、予め、適切な監査の観点をもって検証することが重要である。

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

適法性　事務執行が、適法になされているか

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。

地方自治法第２条第 16 項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規程である要綱等を含めて、根拠に従って補助金に関する様々な事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「適法性」は、かかる考えのもと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく事務執行は、結果として最善の結果（例えば、損害賠償請求権など公金債権を最大限回収することや、一者随意契約を多用せずに適正価格での契約締結など）につながるものである。また、逆に根拠に基づかない事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく事務執行が必要である（地方自治法第 242 条、同第 242 条の２、国家賠償法第１条）。

高齢福祉に関する事務を含め、自治体の事務執行にあたっては適法性が何よりも重要であり、特にかかる観点を強く意識して、適切に事務執行がなされているかを検証した。

有効性　事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか

経済性　事務執行が、より少ない費用で実施できないか
効率性　事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか

外部監査は、地方自治法第２条第 14 項（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び同第 15 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定を達成するために必要と認める特定の事件について実施される（地方自治法第 252 条の 37 第１項）。

また、地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みれば、補助金に関する事業の事務執行にあたっては、適法性を前提としつつ、有効性（Effectiveness）、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）といった各種観点（これら３つの観点を以下「３Ｅ」という。）も重要であり、かかる観点から、適切に事務執行がなされているかどうかを検証した。

公平性

地方自治法第 10 条第２項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定している。

補助金に関する事務の執行でみれば、補助金の申請手続等において、公平な取扱いをしているか、補助率・額の決定につき、要綱・要領に基づく統一的な運用なのかが問題となる。

公平性があること自体が適法性の一つの観点である。また、公平性があることは、恣意的な交付を防止し補助目的に沿った支出を確保することに繋がり、３Ｅにかなう要素もある。したがって、公平性は、適法性・３Ｅを具体化するものということができる。

透明性

補助金が認められる予算編成過程において公表されている、事務事業報告書や補助金の情報などについて、ホームページに公開し、具体的に説明しているかなど、透明性（説明責任）についても、重視した。

透明性があることは、手続を適正に行うことの担保となるため、適法性の一要素と考えることができる。また、透明性があることは、事業の有効性・経済性・効率性について説明責任を果たすことにつながり、３Ｅを具体化するものということができる。

（２）報告書の作成にあたって

ア　具体的な事実認定や適法性の確認は、指摘・意見の前提となるばかりか、３Ｅについて判断するための大前提となるため、具体的に検討し、記載することとした。そのため、事実認定や適法性判断のために、頁数をかけているが、監査報告書の性質上、

必要なことであると考えている。
イ　また、適法性（合規性）を中心とした判断として、【規範】を記載しているが、必ずしも、適法性に限定されているわけではない。規範の中には、例えば、記録の作成・保存などＰＤＣＡサイクルや事業の検証に関する規程など、有効性・経済性・効率性の確認につながる規範も少なくない。また、公平性や透明性についても、規範において規定されているものもある。そのため、規範については、適法性（合規性）のみを取り上げているわけではなく、３Ｅの観点のものや、公平性・透明性の観点のものも多く含まれている。
ウ　以上を踏まえて、上記５（１）で述べた、適法性・有効性・経済性・効率性・公平性・透明性の各視点に基づき、ルール（規範）に反しているもの、今後同じ状態が続くようであればルール（規範）に反する状態となるものについては、違法又は不当な状態であるとして、指摘としている。規範に反しているとまではいえないものについては、一定の裁量があることを尊重して、意見としている。ただし、合理性の観点から、望ましいと考える措置等について、意見を述べている。

６　包括外部監査の期間

令和６年４月１日～令和７年３月 18 日

７　包括外部監査人及び補助者

監査人は、監査事務に際し、監査人補助者の補助を受けている（地方自治法第 252 条の 32 第１項)。監査人を含め弁護士７名、公認会計士２名、税理士２名、学識経験者１名の合計 12 名体制で監査を実施した。各専門による多角的視点による監査とし、各人の経験、知識を最大限活かすべく役割分担をした。

外部監査人	弁護士	尾　藤　　望
補助者	弁護士	渡　部　智　也
補助者	弁護士	黒　宮　崇　宏
補助者	弁護士	髙　橋　博　志
補助者	弁護士	藤　田　聖　典
補助者	弁護士	奥　田　啓　祐
補助者	弁護士	藤　井　奈　々
補助者	公認会計士	久　保　真　平
補助者	公認会計士	和　田　康　兵
補助者	税理士	髙　井　真　司
補助者	税理士	北　川　誠　司
補助者	学識経験者	松　井　康　成

８　利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２　報告書の構成

１　全体の構成

序章　　監査総論
第１章　　岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業
第２章　　介護保険に関する県の役割
第３章　　介護保険事業に関する県事務所等の役割
第４章　　地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業
第５章　　その他の介護に関する事業
第６章　　県有高齢者施設
第７章　　監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について
終　章　　課題と提言
巻末資料

序章は、監査総論として、包括外部監査の概要、包括外部監査の視点、包括外部監査の範囲について報告する。

第１章は、岐阜県における高齢者福祉事業・介護事業の概要や介護事業を中心に近時の予算の変遷を確認し、本年度の監査対象を確認した経緯を報告する。

第２章は、介護保険に関して、介護保険制度を基軸に、介護保険に関する県の役割と中心的な事業費について、監査の結果を報告する。

第３章は、介護保険事業の適切な運用を行う上で、重要な機関となっていると考え得た各地の県事務所等について、現地監査を行った結果を報告する。なお、県事務所においては老人福祉事業も行っていることから適宜、老人福祉事業に関する監査結果も報告する。

第４章は、介護保険事業に関する予算を確認する中で、近年大きく予算額が増大している地域医療介護総合確保基金に基づく事業を、他の事業とは別にまとめて報告する。

第５章は、第２章から第４章までに含まれていない、その他の介護に関する事業を各担当課別に報告する。

第６章は、県有高齢者施設について、現地監査を行った結果を報告する。

第７章は、全体的な監査結果を踏まえ、監査人として特に整理して評価すべきと判断した項目を整理し、監査人としての指摘・意見を述べる章である。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

巻末資料は、本報告書の参考となるよう、「令和６年度　外部監査の日程」、「指摘及び意見の一覧」、「参考報告一覧」、「岐阜県の行政機構図（令和５年４月１日時点）」、

「監査対象事業費等一覧」、「監査の視点」、「参照法令」、「参考文献」などを添付した。

２　個別の構成（第２章）

本報告の中心部分である。概ね以下の構成で報告することとした。

概要

監査対象等の概要を記載した。

↓

事実関係の摘示（【事実関係】）

監査において把握した事実関係を明記した。

事実関係は判断の前提となるものであるため、正確性、具体性を意識した。

なお、特徴がある事実関係や施設や制度の概要について理解の助けになると思われる事実関係については、【指摘】や【意見】、【参考報告】は記載していないものの、【事実関係】だけを記載しているものもある。

↓

適用が問題となる法律等根拠類の摘示（【規範】）

判断の前提として、その事務について適用される根拠類を可能な限り明示することとした。法律、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなど多種あるが、表現としては、【規範】（よって立つべき基準の意味）とした。

↓

判断（【指摘】・【意見】）

【指摘】・【意見】の意義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

【指摘】・【意見】の記載部分について説明する。

まず、対象となる対象課を明示した。

また、【規範】に反しているものは【指摘】方向という考え方を用いている。

【指摘】・【意見】の結論は、簡潔にすることを心がけたが、結論に至る過程は、可能な限り具体的に記載した。また、併せて、可能な限り、積極的かつ具体的な改善案も提案するよう努めた。岐阜県は、監査の措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務があるが（地方自治法第 252 条の 38 第６項）、監査人において具体的に岐阜県が検討する契機となるものにしなければならないという意識が強くあるからである。

なお、本監査は、令和５年度の事務執行を対象としているものであるところ、岐阜県が、令和６年度中、自主的に、あるいは、本監査の過程を経て改善を実施している場合には【改善報告】という形で明記した。【改善報告】を記載することで、ＰＤＣＡサイクルが機能している場合、その過程を具体的に示すことができ、改善を促すことにもなることから、記載している。

判断（【参考報告】）

介護事業等に関する事務手続が、他の担当課や現地機関の参考になる取り組みをしていると判断した場合に、そのことを明示して、他の担当課や他の施設担当者が意識することは有益なことではないかと考えた。そこで、監査人において、各担当者の参考になると判断したものは、【参考報告】として明示することとした。

第３　財務監査の範囲等

１　はじめに

監査人においては、これまで令和元年度から令和３年度までの岐阜県の包括外部監査における監査人補助者を務めた経験を踏まえ、令和４年度から本年度の監査を行ったが、令和元年度から令和５年度の報告書において、包括外部監査の範囲については詳細な検討を行っている。

これは包括外部監査の対象範囲について、令和元年度から令和３年度の担当監査人において議論がなされたことを踏まえたものであるが、昨年度に続き、本年度も適法性監査を中心に様々検討した観点から財務監査の範囲として適切であるかどうかを検討する必要があると判断した。

そこで、本報告書においても、令和元年から令和５年度を参考に、包括外部監査の対象範囲及び監査対象や監査資料について、監査人の考えを記載することとした。

２　包括外部監査の対象範囲としての財務監査

（１）「新版　逐条地方自治法」第９次改訂版　松本英昭著

包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である（地方自治法第 252 条の 37 第１項)。いわゆる「行政監査」は含まない。これは、包括外部監査の導入に際し、包括外部監査人が地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたものである。財務監査であっても、第２条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うこともちろん可能である（1,489 頁)。

なお、行政監査は、一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である（706 頁）とされている。

（２）注釈地方自治法〈全訂〉（成田頼明、園部逸夫、金子宏、塩野宏、磯部力、小早川光郎編集）によると、「立案関係者は、包括外部監査は財務監査に限るが、そこには２条 14 項、15 項の判断も入るのであり、したがって、政策判断に属するという意味での行政監査は含まれないということであると述べている。行政監査という言葉の外延の問題であるということもできようが、財務監査は単に数字のみを問題としているの

ではないという点に留意することが重要であろう。事務事業の有効性等についての監査は排除されていないのである。」との解説がある。また、地方行政委員会議録第９号（平成９年４月 24 日）においても、松本政府委員は、「財務監査というのは、平成３年の法律改正をいたします前からこの規定はあったわけでございますが、財務に関する監査の幅というのはかなり広範に及んでおります。ただいまご指摘の地方自治法第２条の 13 項、14 項は、委員も今お述べになりましたように、それ自体の中に、組織、運営の合理化というようなことが入っておりまして、そういう面も財務監査という観点から監査をするということでございます。したがいまして、一般の、通常に言われるいわゆる政策判断に属するような行政監査、これは対象外であるというように御理解をいただいていいと思うわけでございます。」と述べている。行政監査の意味を、政策判断等に対する監査と捉えている。

（３）「新基本法コンメンタール地方自治法」村上順ら３名編　490 頁

行政監査が排除されたのは、財務監査は客観的な基準に基づいて行われるが、行政監査は個々の地方公共団体の個別事項の事情を十分に把握する必要があるので、外部監査には必ずしもなじまないという考え方によるものとされている。しかし、財務監査と行政監査の区別が明確ではないこと、また、外部監査人の資格として「その他行政運営」についても識見を有することが前提となって、組織や行政運営の合理化を念頭に置いて監査が行われることから、財務監査といってみても、数字を前提にしさえすればその範囲が相当広範なものであると考えられる。外部監査経験者から、財務監査の結果として必然的に必要となる行政制度上の問題等の行政監査には報告として触れるべきという意見もある。

３　「財務に関する事務の執行」についての検討

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法及びこれに関連する法の規定に基づく経済行為であり、予算、決算、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含する（「新版　逐条地方自治法」第９次改訂版　松本英昭著　706 頁参照）。そのため、お金と財産に関する事項が、全て監査の対象となる。

行政において予算の伴わない事務はないと考えられるため、お金と財産の面から見れば、行政の全てが監査の対象となると考えられる。

非財務的な行政事務を含め、行政のほとんどの事務事業は予算の執行により実現されるものであるから、事務事業の当否を予算執行の当否の視点から監査することは可能であると考える。

４　適法性監査

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない。したがって、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用

をしてはならない。このことは、財務執行にも、当てはまる。

そのため、包括外部監査人による監査の基本は、財務執行の合規性・適法性についての適法性監査であると考えられる。

この点、「適法性について重点をおいて」監査するといった規定そのものはないが、「監査」という性質上、法規範に適合しているかどうかを確認することは当然の前提であると考えられる。

地方公共団体が何らかの財政的負担を伴う行為を行うときは、その費用負担行為を行う法令上の根拠が必ず必要である。安易な前例踏襲となっていないか、明確な根拠があるのかが、重要なチェックポイントとなる。

適法性監査をする場合、基準となるのは、法令、条例、予算及び規則そのほかの規程並びに訓令や要綱及び個別の職務命令、条理などの法規範である。

５　３Ｅ監査

地方自治法第 252 条の 37 第２項は、「監査をするに当たつては、･･･（中略）･･･法第２条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのつとつてなされたかどうかに、特に、意を用いなければならない。」としている。そして、第２条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たつては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、第 15 項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

また、地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とも規定している。

これらの規定の存在からも、経済性・効率性・有効性の観点からの監査、いわゆる３Ｅ監査も必要となる。

６　結論

以上述べた考え方のほか、宮城県平成 24 年度報告書「高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」、札幌市平成 30 年度報告書「高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行について」など各自治体において実施された高齢者福祉に関係する包括外部監査の監査状況なども参考に検討した。

また、第１の５「主な監査の視点」で述べたように、公平性・透明性の点は、適法性、３Ｅの観点と密接に結びつくため、対象範囲の判断基準の一つになると考えた。

その結果、監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の３Ｅ監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

以上述べた考え方は、令和元年度から令和５年度における包括外部監査報告書で検討された事項を前提に検討を加えたものである。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、３Ｅ監査を実施することに努め、高齢者介護に関する事業の内容、目的、経費の使途、要綱、要領、補助金等の各申請手続、事業実績、事業評価、書類管理・保存など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があるため、できる限り、対象課（高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課等)、財政援助団体の意見を聞いて、協議することに努めた。

第１章　岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業

第１　本章の概要

本章では、岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業に関する概要を説明するため、岐阜県が有する介護に関連する現状に関する状況と関連する各種計画の概要を説明する。

本監査においては、監査の対象とする事業等を決めるにあたり、これらの各種計画に位置づけられている事業等を参考とした。

第２　岐阜県の高齢者介護に関する概要

１　人口の将来推計

岐阜県の総人口は、令和２年の国勢調査によると 197 万 8,742 人であり、平成 12 年の 210 万 7,700 人をピークに減少傾向が継続している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 32 年は総人口が 146 万 8,392 人、うち 65 歳以上人口は 59 万 6,118 人、高齢化率 40.6％となる見通しとなっている。

65 歳以上人口は当面横ばいで推移するが、生産年齢人口（15～64 歳）は減少を続けると見込まれている。

【岐阜県の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	1,978,742	1,901,307	1,819,881	1,734,135	1,645,767	1,556,632	1,468,392
65歳以上（人）	602,366	606,215	606,883	608,649	624,345	616,669	596,118
総人口に占める割合	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	311,575	360,627	375,119	367,608	361,080	361,415	381,024
総人口に占める割合	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%
85歳以上（人）	102,131	116,068	132,890	161,165	163,447	154,014	152,770
総人口に占める割合	5.2%	6.1%	7.3%	9.3%	9.9%	9.9%	10.4%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

２　高齢者世帯の状況

世帯主が 65 歳以上である世帯の一般世帯総数に占める割合は増加を続け、令和 22 年には約 31.4％に達すると推計されている。

また、高齢者単独世帯数も増加を続けると推計されており、高齢夫婦のみの世帯数は、令和２年をピークに減少に転ずると見込まれ、この減少分は高齢者単独世帯に移行するものと推測されている。

３　認知症高齢者数の将来推計

厚生労働省の推計によると、全国の認知症高齢者数は、平成 24 年時点で 462 万人、有病率は 15％とされており、令和 12 年には 744 万人、令和 22 年には 802 万人に達すると見込まれている。

これを岐阜県にあてはめると、県内の認知症高齢者数は、令和 12 年には約 12 万３千人、令和 22 年には約 12 万９千人となり、令和 12 年には 65 歳以上の高齢者の約５

人に１人が認知症となると見込まれている。

４　被保険者数の推移

第１号被保険者数（65 歳以上）は、介護保険制度の開始以降、増加を続けており、令和３年度末現在で 60 万 6,159 人となっている。

各保険者が行った推計によると、今後は横ばいが続き、令和 32 年には減少に転じる見込みである。

【被保険者数の推移（第１号被保険者数）】　（単位：人）

	H12	H22	R2	R3	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
第１号被保険者数	391,356	500,584	605,217	606,159	605,577	605,276	604,844	602,835	600,447	611,439	601,199	581,941

資料：H12～R3は介護保険事業状況報告（年報）、R6以降は各保険者が推計した数値の積上げ（R6.3推計）
※各年度末現在

５　要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和３年度末現在で 10 万 6,882 人と平成 12 年度末の３万 9,311 人の 2.7 倍に増加している。

各保険者が行った推計によると、令和 22 年度までは増加し続け、約 13 万１千人になると見込まれるが、令和 27 年度には減少に転じる見込みである。

第３　岐阜県の高齢者福祉に関する各種計画

１　岐阜県高齢者安心計画

（１）概要

岐阜県高齢者安心計画とは、平成 12 年４月に介護保険制度が始まって以来、岐阜県が、３年間を計画期間とする高齢者福祉に関する基本目標等を定め、これに基づく各種施策を推進するための計画であり、老人福祉法第 20 条の９第１項に基づく「都道府県老人福祉計画」と介護保険法第 118 条第１項に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」を合わせて策定するものである。令和５年度は第８期の計画の下、各事業が推進され、令和６年度からは第９期の計画が推進されている[2]。

監査対象となる令和５年度の第８期の同計画の基本理念は、「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができる」、「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」であり、その実現に向けて３つの目的「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険サービス基盤の充実」、「高齢者が活躍できる社会の実現」を柱として、その達成に向けた９つの施策の方向性に沿って取り組みを進めている[3]（下記図参照）。

---

[2] 第１期・２期は「生涯安心計画」である。
[3] 第９期は、基本理念や目的に変わりはなく、９つの施策の見直しが行われている。

９つの施策の中で、介護事業に関連性が強い施策は、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「介護予防・生活支援サービスの体制強化」、「保険者の機能強化」、「介護人材の確保」、「介護業務の効率化と質の向上」、「介護サービスの充実」の施策であると判断した[4]。

【事実関係】

第８期岐阜県高齢者安心計画においては、各施策内容について担当課は明示されていないが、第９期岐阜県高齢者安心計画においては、各施策内容の記載の後に、担当課が明示されており、どの施策がどの担当課であるかが一目瞭然となっている。

また、巻末の資料として、各施策を一覧にまとめ、施策の目標についても目標値と現状値を明記し、計画推進による達成目標を分かりやすくするなど、全体的に計画の内容がより分かりやすくなっている。

【参考報告　高齢福祉課】

第９期の計画において、施策の担当課を明示することによって、様々な施策がある中で、どの担当課が責任課として施策を推進しているかが分かりやすく、今後の計画の進捗管理において非常に有益な表記である。

また、多くの施策が一覧になっていることで、全体的な施策の状況が分かりやすく、目標値や現状値が明記されていることは、計画による現状の達成地点を分かりやすくし、今後の計画の見直しにおいて非常に有益な表記である。

これらの表記は、他の同種計画の記載方法として参考になると判断し参考報告とする。

[4] 第９期は、第８期の施策の中で「介護予防・生活支援サービスの体制強化」は、「自立支援、介護予防・重症化防止の推進」、「保険者の機能強化」は、「保険者機能の強化」、「介護業務の効率化と質の向上」は、「介護現場の生産性向上」に見直されている。

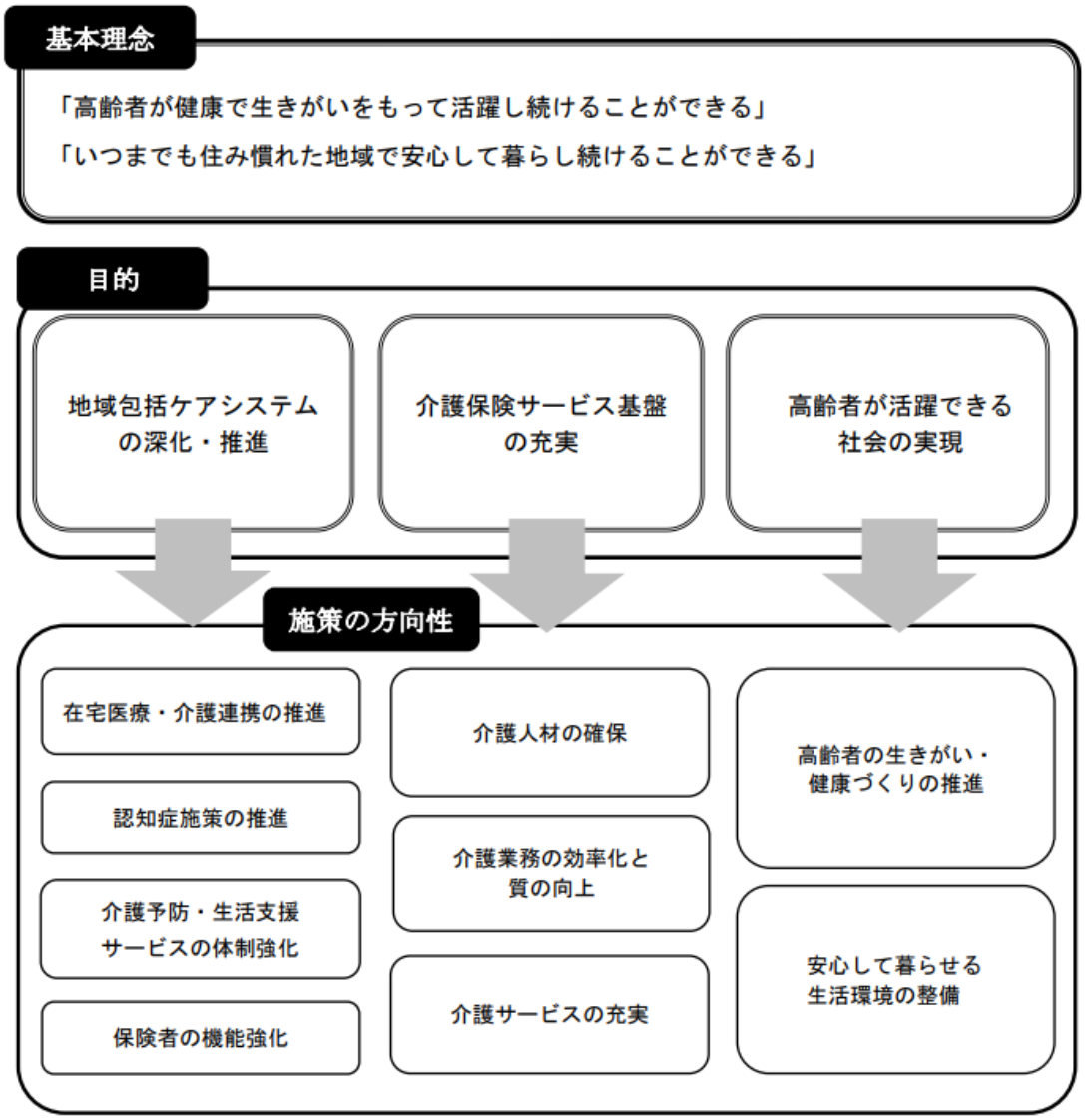

（２）関連事業

岐阜県高齢者安心計画には、「第６章　施策・目標」において、上記施策に関連する事業名や事業内容を掲載し、各事業が目指す目標を定め、同計画の進捗状況を確認する。本監査においては、監査対象の選定にあたり第８期岐阜県高齢者安心計画の関連施策から抽出している。

２　岐阜県地域福祉支援計画

（１）概要

岐阜県地域福祉支援計画とは、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するための計画として策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものである。令和５年度は第４期の計画の下、各事業が推進され、令和６年度からは第５期

の計画が推進されている。

本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」の外、各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項が記載されている。

監査対象となる令和５年度の第４期の同計画の基本理念は、「誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり」であり、その実現に向けて「地域における分野横断的な支援体制の整備」「市町村の地域福祉推進への支援」「福祉人材の確保・育成」「福祉サービスの適切な利用促進」「市町村における包括的な支援体制整備への支援」の５つの基本施策を掲げ、その施策の推進のための 24 の施策を掲げている[5]。

本計画は、下記の図のとおり、岐阜県高齢者安心計画やその他の福祉に関する計画に関連する計画であることから、本監査における「岐阜県の高齢者介護に関する事業」という観点からは、より広い視点での計画であり、監査対象の事業選定においては、岐阜県高齢者安心計画を基準とすべきと判断している。

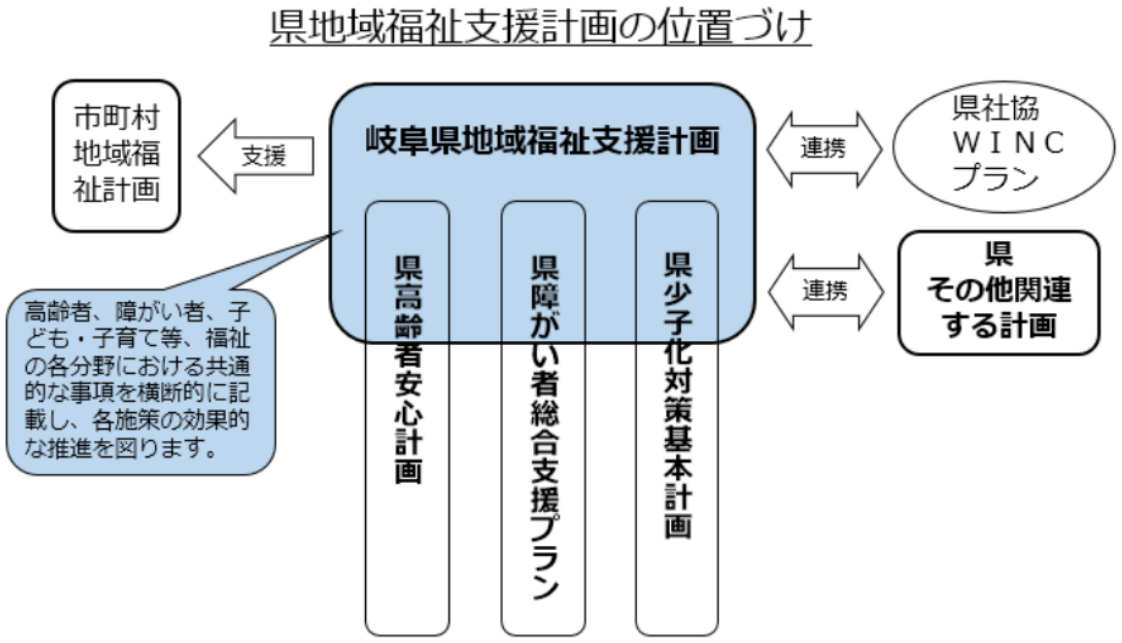

第４　岐阜県の高齢者福祉の予算額（過去の推移）

１　岐阜県の過去５年間の高齢者福祉の予算額

岐阜県の高齢者介護に関する事業の監査を行うにあたり、令和５年から過去５年間の介護に関する全体予算の占める割合の傾向を確認した。

---

[5] 第５期の目的は、「誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり」とし、その実現に向けて「既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備」、「市町村が行う地域福祉推進の取組への支援」、「住民主体の地域づくりに向けた環境整備」、「誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進」、「福祉人材の確保・育成」、「質の高い福祉サービスの提供促進」の６つの基本施策と合計 21 の施策項目への見直しがなされている。

なお、抽出方法は、財政課の協力を得て各年度の補正後予算額の金額を基に、岐阜県の高齢者介護における中心的な予算部分である民生費、社会福祉費、高齢福祉課の予算を確認し、事業費毎に抽出を行い、顕著な変動が認められる費目がないかを確認したものである。

近年の動向としては、下記の表のとおり、岐阜県全体の一般会計の中において、社会福祉費や高齢福祉課の予算は、予算額そのものは、全体予算と連動するように増加していることが確認されるが、全体予算に占める割合的には大きな変動がないものと判断した。

（単位：百万円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額
一般会計総額	833,865	1,091,523	1,066,389	1,019,231	927,438
民生費	105,694	128,203	115,947	123,417	122,843
社会福祉費	74,568	94,093	82,610	87,059	86,095
高齢福祉課	29,070	37,270	31,759	37,337	34,826
社会福祉費の割合	8.94%	8.62%	7.75%	8.54%	9.28%
高齢福祉課の割合	3.49%	3.41%	2.98%	3.66%	3.76%

ただし、高齢福祉課内の予算額そのものをみると、下記の表のとおり、コロナ禍となった令和２年度以降は、令和元年度が 290 億円台の予算が 300 億円を超え、令和５年度も 348 億円と令和元年度と比較して 58 億円の増大となっている。

（単位：百万円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額
高齢福祉課	29,070	37,270	31,759	37,337	34,826
介護保険安定対策費	26,432	26,902	27,410	28,022	28,506
介護保険県負担金	26,420	26,890	27,396	28,008	28,492
介護保険県負担金割合	90.9%	72.1%	86.3%	75.0%	81.8%
老人福祉施設費	1,369	2,300	2,324	3,286	1,838
老人福祉施設整備費	820	1,745	1,777	2,731	1,285
老人福祉施設整備費割合	2.8%	4.7%	5.6%	7.3%	3.7%
介護保険制度運営推進費	797	605	943	1,729	982
地域医療介護総合確保基金積立金	797	605	943	1,729	982
地域医療介護総合確保基金割合	2.7%	1.6%	3.0%	4.6%	2.8%
介護事業者指導費	115	7,123	700	3,967	3,161
介護事業者指導費割合	0.4%	19.1%	2.2%	10.6%	9.1%
介護人材確保対策費	225	209	247	194	196
介護人材確保対策費割合	0.8%	0.6%	0.8%	0.5%	0.6%

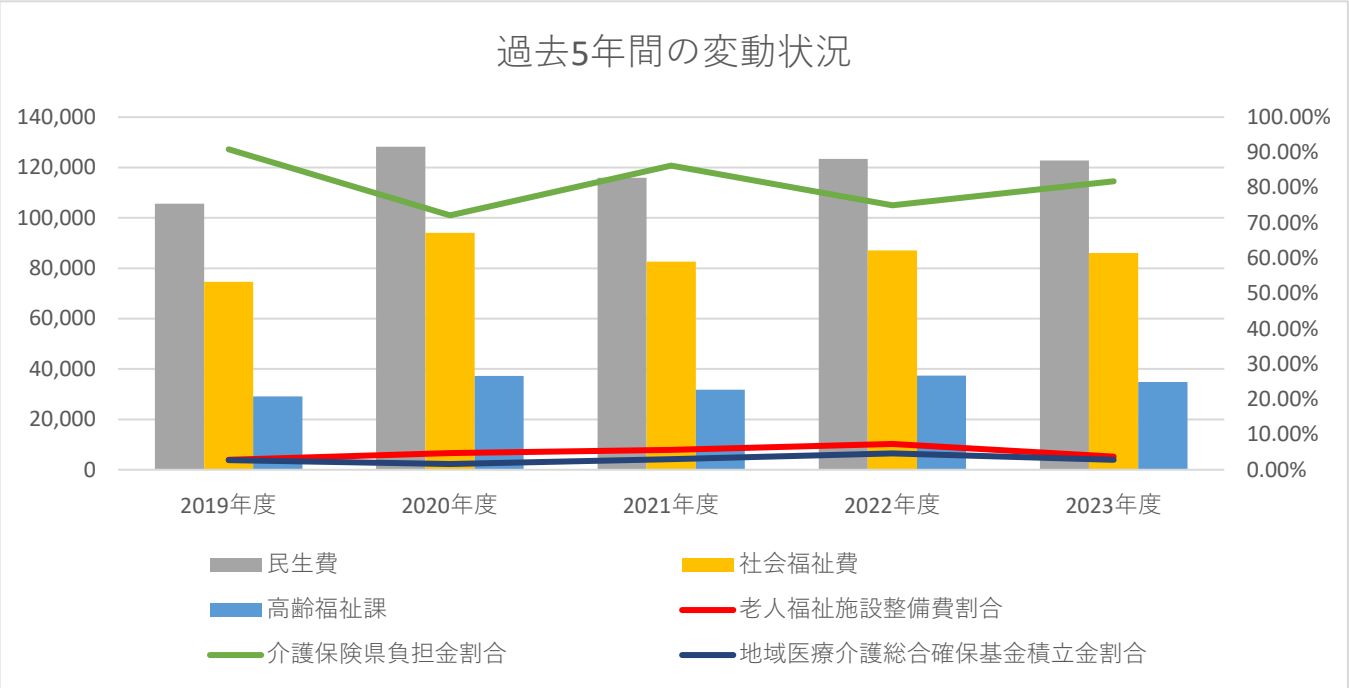

その内訳を見ると、最も大きな比重を占めるのが、介護保険安定対策費であるが、これは介護保険に関する県負担金である。介護保険負担金については後述するが、当該支出そのものはコロナ禍とは関係なく、そもそもの介護事業に伴う介護保険の支出額に応じて増減するものであるが、令和元年度からみても毎年度全体額が増加している。これは介護保険を利用する高齢者の数の増大等が要因と考えられる。

また、コロナ禍とは直接関係のないところでは、老人福祉施設費の老人福祉施設整備費であるが、こちらも介護保険事業計画等に伴う施設整備費に対する予算であり、県全体の介護施設の整備計画に合わせて毎年の予算額が増減する結果となっている。

この他、人材確保対策のための介護人材確保対策費も増加傾向にあるが、これは近年の介護人材確保の要請を受けての結果と思われる。

コロナ関連の支出として、令和２年度以降大きく金額が増大しているのは、介護保険制度運営推進費と介護事業者指導費である。

この内、介護保険制度運営推進費は、地域医療介護総合確保基金積立金であるところ、同積立金については、後述する。

介護事業者指導費については、令和２年度以降大きな変動がみとめられ、コロナ禍の終息に合わせてその額は減少しているものの、令和元年度と比較して、令和５年度は 30 億円の増大となっており、コロナ禍の影響を受け大きく増大した予算である。

介護事業者指導費は、介護事業者に対する指導やサービス提供に関連する予算費目がまとめられたものであるが、令和２年度以降は、コロナ禍への緊急対応のために、「介護施設等従事者慰労金支給事業費」といった単年度の支出が重なり、令和２年度は 70 億と大幅に増額したが、コロナ禍の終息を受けて、コロナ対策の補助金等が減少したことで、大きく金額が下がったが、令和４年度以降は光熱費や物価高騰対策の交

付金が続いたことで大きな支出額となっている。

令和５年度の介護事業者指導費のうち、監査対象とした 500 万円以上の予算額となる細々事業名は、以下のとおりである。なお、監査対象は、当初予算額を基準に選定しているが、ここは前記のとおり補正後の最終予算額を前提に分析しており、記載されている金額は最終予算額である。

介護事業所等サービス継続支援事業補助金（国補）	834,000 千円
高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）	711,871 千円
高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費）	463,785 千円
介護ロボット導入促進事業費補助金（国補）	225,930 千円
介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業費補助金（国補）	194,287 千円
介護実習・普及センター人件費	21,079 千円
高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）	18,698 千円
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補	15,773 千円
高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）	13,556 千円
介護事業者改善対策事業費	7,577 千円
介護サービス改善対策事業費	7,007 千円

２　監査の着眼点

上記の全体予算に関する分析を踏まえれば、高齢者の介護に関する事業の中で最も大きな予算を占める介護保険県負担金に関して監査を行うことが重要と判断した。

また、高齢福祉課の予算の中では、比較的大きな比重を占める、老人福祉施設整備費や介護人材確保対策費に関しても注視する必要があること、また、コロナ禍を経て大きく変動している地域医療介護総合確保基金や介護事業者指導費についても、注視する必要があると判断した。

なお、介護事業者指導費に関しては、内訳となる細々事業の内容が、毎年変動している、その増減を比較するのは難しいと判断したが、その結果として、介護事業者指導費に含まれる令和５年度の細々事業の監査については、コロナ禍により変動した結果として、注視して評価する必要があると判断した。

第５　本監査における監査対象となる事業等

以上の各種計画等を踏まえ本年度の監査にあたり、監査対象となる事業としては岐阜県高齢者安心計画に掲げる介護に関連する事業を中心に監査を行うべきと判断した。ただし、当該計画であらゆる事業が網羅されるものではなかったことから、予算区分の中での細々事業名を基準に、「介護」等の文字から関連する事業を抽出し、担当課に対するヒアリングも行って「高齢者介護に関する事業」という観点で漏れがないように対象を選定していった。

この時、全ての関連事業を評価する方法もあり得るところではあったが、財務の有

効性評価の観点から、ある程度の規模の財政上の支出がある部分に限定することで、集中した監査が行えると判断し、当初予算規模が 500 万円を超える事業に対象を絞り込んだ。

なお、補助金については、昨年度監査人が実施した補助金に対する監査については、少額の補助金についても指摘・意見すべき状況が散見された経験を踏まえ、金額の多寡に限らず監査対象とすることとした。

また、物価高騰対策交付金は、当初予算ではなく補正予算で予算化された事業であるが、前記の予算分析の観点から監査対象に含めている。

以上を踏まえた、監査対象となった事業は以下のとおりである。

また、高齢者介護に最も関わりが強い高齢福祉課の予算額からして、介護保険事業県負担金が最も大きな支出であり、介護保険事業については、県の役割を踏まえた監査を行うこととし、実際上、介護保険事業の中で県が果たす役割としての監視監督行為が重要と判断し、各地域で運営指導等を担う、県事務所の現地監査を行うこととした。

その他、岐阜県は自ら高齢者介護事業を行う県有施設を有していることから、それらの運用状況も、現地監査を行うこととした。

担当課	細々事業名	当初予算額[6]（千円）
高齢福祉課	介護保険事業県負担金	27,028,000
高齢福祉課	地域支援事業県負担金	1,354,000
高齢福祉課	地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）（新型コロナ分）	1,320,172
高齢福祉課	介護事業所等サービス継続支援事業補助金【任意】	966,994
高齢福祉課	地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）	903,828
高齢福祉課	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）	878,870
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）	711,871
高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	553,633
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費）	463,785
高齢福祉課	老人福祉施設等整備費補助金	251,862
高齢福祉課	県立老人福祉施設設備等整備費	247,048
高齢福祉課	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）	228,271

[6]年度途中で予算化された、高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）、高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費）、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）は、３月補正後の最終予算額を記載している。

高齢福祉課	介護ロボット導入促進事業費補助金	174,840
高齢福祉課	高齢者施設等防災・減災対策等補助金	140,859
高齢福祉課・地域福祉課	地域支援事業県負担金（重層支援事業分）	138,000
高齢福祉課	介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業費補助金	97,127
高齢福祉課	高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金	76,134
高齢福祉課	介護人材確保・育成支援事業費補助金	53,050
高齢福祉課	介護事業所内保育施設運営費補助金	42,689
医療福祉連携推進課	認知症疾患医療センター運営事業費	35,664
高齢福祉課	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】	35,270
地域福祉課	福祉・介護人材マッチング支援事業費	27,437
高齢福祉課	岐阜県介護研修センター運営事業費（人件費分）	25,877
高齢福祉課	介護人材育成事業者認定制度実施事業費	23,597
高齢福祉課	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補	22,600
地域福祉課	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費（人件費）	21,844
高齢福祉課	介護実習・普及センター人件費	21,079
高齢福祉課	介護人材確保・育成支援事業費	20,692
高齢福祉課	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	19,358
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）	18,698
地域福祉課	愛のともしび基金事業費補助金（施設整備）	15,000
地域福祉課	成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金	13,874
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）	13,556
地域福祉課	愛のともしび基金事業費補助金	13,500
高齢福祉課	介護人材総合情報サイト運営事業費	11,915
医療福祉連携推進課	認知症地域医療人材育成事業費	9,515
高齢福祉課	高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）	9,268
地域福祉課	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費	8,344
高齢福祉課	介護事業者改善対策事業費	7,577
高齢福祉課	介護職員初任者研修等支援事業費補助金	7,155
高齢福祉課	介護サービス改善対策事業費	7,007
医療福祉連携推進課	訪問看護体制充実強化支援事業費補助金	7,000
高齢福祉課	苦情処理体制整備助成事業費補助金	6,745

高齢福祉課	高齢者権利擁護センター設置事業費	6,716
高齢福祉課	ぎふケアパートナー育成推進事業費	6,499
高齢福祉課	介護給付適正化推進特別事業費	6,145
高齢福祉課	外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金	6,000
地域福祉課	運営適正化委員会設置運営費補助金	5,952
高齢福祉課	外国人介護人材マッチング支援事業費	5,521
医療福祉連携推進課	認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金	5,217
医療福祉連携推進課	在宅医療連携強化事業費補助金	5,107
医療福祉連携推進課	在宅医療人材育成事業費補助金	5,089
地域福祉課	福祉の仕事就職フェア開催費	5,050
高齢福祉課	外国人介護人材受入環境整備事業費	5,017
高齢福祉課	社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金	5,006
医療福祉連携推進課	地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）	3,500
高齢福祉課	介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金	2,840
医療福祉連携推進課	在宅療養あんしん病床登録事業費補助金	2,625
医療福祉連携推進課	地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分）	2,500
高齢福祉課	介護予防専門職派遣事業費補助金（国補）	2,410
地域福祉課	福祉人材確保・育成・定着推進事業費	2,200
高齢福祉課	介護福祉士実務者養成施設ＩＣＴ導入事業費補助金	2,000
高齢福祉課	介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補）	1,750
医療福祉連携推進課	認知症サポート体制整備事業費補助金	1,700
高齢福祉課	介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）	1,400
地域福祉課	成年後見制度利用促進体制整備推進事業費	1,338
高齢福祉課	アセッサー講習受講支援事業費補助金	1,270
地域福祉課	福祉人材総合ポータルサイト運営事業費	1,206
地域福祉課	福祉の仕事就職県外フェア開催費	314
高齢福祉課	障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金	25

第２章　介護保険に関する県の役割

第１　介護保険制度とは

１　介護保険サービスの原則

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成 12 年４月に創設されたものである（介護保険法第１条）。

特に、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを基本理念としている。

介護保険サービスは、要介護状態・要支援状態の軽減・悪化の防止に役立つように、また、医療との連携に十分配慮して行われる。心身の状況や環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切な保険医療サービス・福祉サービスが多様な事業者・施設から総合的且つ効率的に提供されるしくみである。

その内容と水準は、要介護状態なった場合も、できる限り自分の住まいで、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう設定されている。

２　国民の努力と義務（介護保険法第４条）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴う心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとされる。

また、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度であることから、共同連帯の理念に基づき、国民は費用を衡平に負担する義務を負っている。

３　介護保険制度のこれまでの改革

（１） 高齢者の尊厳を支えるケアの確立

制度創設後のサービスの利用の拡大と費用増により「制度の持続可能性」が課題となるとともに、「ベビーブーム世代」の高齢期（2015 年）・後期高齢期（2025 年）到達による新しい課題への対応が求められた。

そこで、法施行後５年をめどとした制度全般の検討と見直しでは、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立を目標として、①「明るく活力のある超高齢社会」の構築、②制度の持続可能性、③社会保障の総合化という３つの基本的視点から見直しが行われ、平成 17 年 10 月、平成 18 年４月から実施された。

この時、地域支援事業や地域包括支援センターが創設される。

（２） 介護事業運営の適正化

平成 19 年６月に発覚した株式会社コムスンの不正事案を切っ掛けに介護事業者に対する業務管理体制に関する指導・監督権の創設をはじめとする制度改正が行われた。

このような不正事案の再発防止と介護事業運営適正化のための介護保険法および老人福祉法の改正は、平成 21 年５月から実施されている。

この時より都道府県には、事業者本部の立入検査、事業者への是正勧告・命令の権限を持つようになった。

（３） 介護サービスの基盤強化

平成 12 年に 149 万人だったサービス利用者数が平成 22 年には 403 万人に増加するなど、高齢者を支える制度として定着した介護保険であるが、地域全体で支える体制がなお不十分であることから、①高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める、②サービスとの増大にともなう介護費用の上昇等を受けて、給付の効率化・重点化を進め、給付と負担のバランスを図り、将来にわたって安定した持続可能な制度を実現するとの基本的な考えに基づき改正が行われ、平成 24 年４月より実施されている。

（４） 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

介護保険制度が定着したことによって、サービス利用と費用は急速に増大し、制度創設時に全国平均 2,900 円だった介護保険料は平成 37（2025）年には、約 8,200 円になると見込まれた。このような状況をふまえ、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を目的とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法)」が施行され、介護保険法関係は平成 27 年４月以降実施された。

この時より地域医療介護総合確保基金が都道府県に設置され、自治体は総合確保方針に即した都道府県計画を策定している。また、特別養護老人ホームの新規入居者を、原則、要介護３以上に限定することとなった。

（５） 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢化の進展に伴い介護費用が増大する中で、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年や、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年も見据えつつ、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態になることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持することが重要とされ、また、制度の持続可能性を確保するため、給付の伸びの抑制を図るとともに、利用者負担の在り方、保険料の負担の在り方について、世代内・世代間の公平等を踏まえた必要な見直しに取り組むことが必要とされた。

このような背景に対応して、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の実現に向けた改正が行われ、平成 30 年４月以降実施された。

（６） 地域共生社会の実現を目指す

人々の暮らしや地域の在り方が多様化しているなか、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大

限発揮できる「地域共生社会」の実現が求められ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや社会福祉基盤整備の観点から介護保険制度について見直しを進め、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備とあわせて一体的に改革に取り組み、地域共生社会の実現を図っていくための改正が行われた。

介護保険法のほか、社会福祉法や老人福祉法、医療介護総合確保法など計 12 本の法律を改正する「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和３年４月以降実施された。

４　介護保険制度の仕組み（厚生労働省ホームページより）

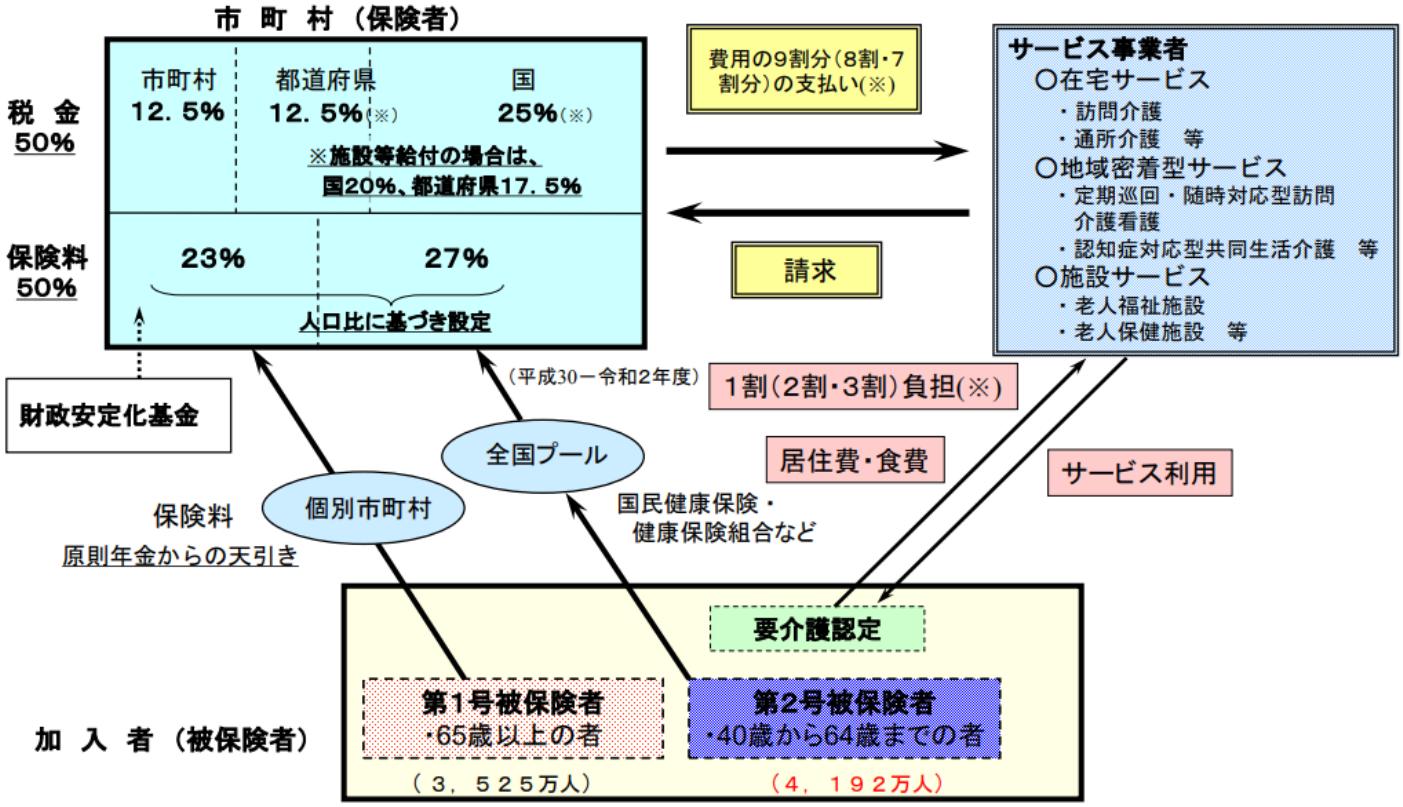

（注）第１号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成 30 年度末現在の数である。

第２号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成 30 年度内の月平均値である。

（※）一定以上所得者については、費用の２割負担（平成 27 年８月施行）又は３割負担（平成 30 年８月施行）。

第２　県の役割

１　実施主体は市町村

介護保険は市町村及び特別区が行うとされている（介護保険法第３条第１項）。介護問題に取り組むのに最もふさわしい主体として、地域住民に身近な行政主体である市

町村が保険者となり、きめこまかな対応をすることになっている。

市町村は、住民の要介護認定の申請を受け付け、認定を行い、保険給付としての費用の支払い等を直接・間接に行う。また、特別会計としての費用の見込みをたて、必要な費用を第１号被保険者から保険料として徴収する。

介護保険の事務は地方自治法の自治事務にあたり、市町村は、介護保険法に基づき、第１号保険料をはじめとした法の委任事項や、保険給付上乗せ・保健福祉事業等の地域の実情に応じた事項を条例で定める。

介護保険事業が健全・円滑に行われるように、国は保険医療・福祉サービスの提供体制の確保等について必要な措置を講じ、都道府県は保険者等に対し、必要な助言や介護認定審査会の共同設置の調整等の適切な援助を行う（介護保険法第５条）。

２　主な都道府県事務

都道府県は、広域的なサービス提供体制の整備に取り組むとともに、必要な助言と適切な援助により保険者を支援する。その主な事業は以下のとおりである。

（１）市町村支援に関する事務

ア　保険者支援

介護保険法第５条第２項に基づき、市町村等の保険者を支援する。岐阜県では、高齢福祉課介護保険者係の担当者が、３年に１回の頻度で保険者を回り、保険者における介護保険の運営状況の確認を行い、認定・財政も含めて全般を確認している。

この他、保険者からの事務全般に関して質問を受け付け、適宜アドバイスを行っている。令和５年度は、市町村等介護保険業務指導事業費として 20 万 7,955 円を支出し、８保険者の書面指導を実施している。

イ　介護認定審査会の共同設置等の支援

介護保険法第 16 条に基づき、都道府県が行う認定審査会の共同設置に関する支援である。岐阜県内においては、中濃地域広域行政事務組合、中津川・恵那広域行政推進協議会等計 10 か所が存在するが、現状、新たな設置はなく、必要があれば、共同設置した市町村に対し、運営に関する技術的助言その他の援助をすることとなる。

ウ　市町村介護保険事業計画作成に対する助言

介護保険法第 119 条第１項に基づき、市町村が作成する市町村介護保険事業計画について、作成上の技術的事項についての必要な助言を行う。岐阜県では、県の介護保険事業支援計画（岐阜県高齢者安心計画）の策定に係る事務費の中で対応している。

岐阜県では、介護保険事業支援計画の最終年度の 10 月頃に次期事業計画の策定について圏域別の意見交換会などを行っている。

エ　介護保険審査会の設置・運営

介護保険法第 184 条に基づき、都道府県には、介護保険審査会が設置される。介護保険審査会では、保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者が、審査請求をすることができる（同法第 183 条）。

令和５年度には、介護保険審査会は、２回開催され、４件の異議申立に対する審査

が行われた。その内、３件が、計算間違いの疑い等による保険料に関する採決であり、１件が、要介護認定に関する採決であった。令和５年度の岐阜県の決算としては４万251円である。

（２） 事業所・施設に関する事務

ア　居宅サービス事業所・施設の指定基準

介護保険法第 74 条等に基づき、指定居宅サービス事業者・施設は、当該指定に係る事業所・施設ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービス事業所・施設に従事する従業者を有しなければならないとされており、岐阜県は基準を定めている。

イ　事業所・施設の指定・許可と指導監督等

介護保険法第 70 条等に基づき、都道府県は、市町村が指定権者となる地域密着型（介護予防）サービスや居宅介護支援・介護予防支援等以外の介護保険サービスに関する指定を行い、介護保険法第 24 条等に基づき、指導監督等を行っている。許可制である介護老人保健施設・介護医療院の許可は、本庁で行っているが、後述のとおりその他の介護事業所等の指定、指導監督業務は、各地の県事務所等が担っている。なお、本庁で担当した、令和５年度の介護医療院の開設は３件であった。

ウ　指定更新の事務

介護保険法第 70 条の２等により、介護保険サービス事業所・施設に関する指定・許可は６年ごとの更新が必要であり、都道府県は、当該更新の審査事務を行う。

エ　市町村が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に関する助言・勧告等

介護保険法第 78 条の２に基づき、市町村が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に関して、都道府県は、助言・勧告をすることができる。主には、市町村が地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を行うことにより、事業所の所在地を含む区域における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、県が定める介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認める際に助言・勧告を行う。

オ　居宅サービス事業所指定時の市町村協議

介護保険法第 70 条に基づき、都道府県が居宅サービス事業所を指定する際に、市町村に通知し、市町村は意見を申し出ることができる。都道府県知事は、市町村長の意見を勘案し、指定を行うに当たり、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

カ　指定市町村事務受託法人の指定

介護保険法第 24 条の２に基づき、市町村が行う要介護認定の調査の事務等の一部の事務を、指定市町村事務受託法人に委託することができ、都道府県は受託法人の指定を行う。岐阜県内においては、土岐市や岐阜市の社会福祉協議会が指定市町村事務受

託法人に指定されている。
キ　指定都道府県事務受託法人の指定
介護保険法第 24 条の３に基づき、都道府県が行う、指定都道府県事務受託法人の指定であるが、岐阜県内には受託法人は存在しない。
（３） 介護サービス情報の公表の事務
ア　調査の結果と公表
介護保険法第 115 条の 35 以下に基づき、介護サービスについては、その情報について公表義務が定められているところ、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システムによって公表するところとなっている。
岐阜県では、指定公表センターとして岐阜県社会福祉協議会を指定しており、当該事業である介護サービス情報の公表制度に係る公表義務の委託契約として支出され令和５年度の決算額は、651 万 7,888 円である。
イ　公表に関する事業者に対する指導・監督
介護保険法第 115 条の 35 に基づき行う、報告行わない事業者や虚偽情報を挙げた事業に対して行う指導・監督である。岐阜県においては、これまで指導・監督を行った実績はない。
（４） 介護支援専門員の登録等に関わる事務
ア　介護支援専門員の登録の管理等
介護保険法第 69 条の２に基づき行う、都道府県による介護支援専門員の登録の管理等である。岐阜県においては、毎年５月から６月頃に募集を行い、10 月に試験を実施し、合格者に対する研修終了後に登録を行う。
イ　介護支援専門員証の交付に関する事務
介護保険法第 69 条の７に基づいて行われる、都道府県による介護支援専門員への登録がなされた者に交付する介護支援専門員賞の交付である。岐阜県では令和５年度中に 1,317 名に対して、交付が行われている。
ウ　登録更新の事務
介護保険法第 69 条の８に基づいて行われる、都道府県による５年に１回の登録更新制の事務である。
エ　介護支援専門員の試験及び研修の実施
介護支援専門員の試験や研修は、指定機関が行うこととなるが、岐阜県では、試験については岐阜県社会福祉協議会が、研修については社会福祉法人岐阜県福祉事業団（以下「岐阜県福祉事業団」という。）と特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会（以下「岐阜県居宅介護支援事業協議会」という。）が指定を受けている。これらの運営費は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例に基づき、手数料を各団体が徴収することなどにより運営されている。
オ　更新研修の実施
介護支援専門員の登録更新のためには、研修を受ける必要があり、岐阜県では当該研修の指定機関として岐阜県福祉事業団を指定している。

（５） 財政支援に関わる事務

ア　介護保険の費用負担

介護保険法第 123 条に基づき、介護給付・予防給付に必要な費用の 50%の公費負担の内、12.5%（施設等給付費については 17.5%）を負担している。岐阜県における、令和５年度の介護給付費負担金は、実績報告によると 251 億 6,575 万 31 円である。

イ　財政安定化基金、地域医療介護総合確保基金の設置・運営

介護保険法第 147 条に基づき、都道府県は、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとされ、介護保険の予定外の過大支出に対応するための基金が設けられている。岐阜県介護保険財政安定化基金については、平成 21 年から拠出されることはなく、令和５年度末の残高は 14 億 153 万 8 千円である。当該基金は拠出がなく金融機関に保管されている状況であるが、利息収入が発生しており、令和５年度中は 67 万 654 円の利息収入が発生している。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画に掲載する事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため地域医療介護総合確保基金を設けることが出来、後述のとおり毎年同基金に基づき様々な事業を行っている。令和５年度末の残高は、11 億 1499 万 310 円である。

（６）介護保険事業支援計画の策定に係る事務

介護保険法第 118 条に基づき、都道府県は３年を１期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画である都道府県介護保険事業支援計画を定めるものとされ、岐阜県は、令和５年度中は、令和３年度から続く第８期岐阜県高齢者安心計画が実施されており、令和５年度中に第９期岐阜県高齢者安心計画が策定されている。

（７） その他の事務

ア　国民健康保険団体連合会の指導監督

介護保険法第 198 条に基づき、都道府県が行う国民健康保険団体連合会に対する指導監督である。介護給付費については、市町村が事業者からの請求を審査して支払う事務を担っているが、その審査・支払事務を国民健康保険団体連合会に委託しているため、事業者は国民健康保険団体連合会に請求を行い、国民健康保険団体連合会が審査して支払っている。

このような手続の中で、問題があれば都道府県は、国民健康保険団体連合会に対して指導監督することができるが、岐阜県においては、そのような実績はこれまでにはない。

３　岐阜県が抱える介護事業の課題

岐阜県における介護事業に中心的に関わる担当課である高齢福祉課、地域福祉課、医療福祉連携課が捉える介護に関する課題を整理すると以下のとおりである。

（１） 高齢福祉課の課題

高齢福祉課の定期監査資料によれば、令和５年度の同課の課題としては、「介護人材

不足への対応」と「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応」が課題とされている。同課としては、高齢化の進展による介護サービスの需要拡大が見込まれる中、介護分野においては慢性的な人材不足が生じており、2025 年には岐阜県では約 4,400 人の更なる介護人材が必要になると見込まれており、介護人材確保対策は喫緊の課題と捉えている。

同課は、令和５年度において、地域医療介護総合確保基金の活用等により、「新規就業促進・潜在介護人材の呼び戻し」、「職員の離職防止・定着」、「介護職員の人材育成・キャリアアップ」の３つの観点から介護人材確保対策に取り組んだとしている。

なお、令和６年度においては、新型コロナ感染拡大がある程度治まったこともあり、同課の課題は「介護人材不足への対応」のみを掲げ、令和５年度と同様の３つの観点に基づき引き続き介護人材確保対策に取り組むと共に、介護現場の効率化や質の向上も含めた生産性向上の取り組みを重点的に推進することとしている。

（２） 地域福祉課の課題

地域福祉課の定期監査資料によれば、令和５年度の同課の課題としては、「地域福祉の推進」、「生活保護制度の適正な運用」、「生活困窮者自立支援法に基づく支援の積極的な実施」を課題とし、介護事業のみならず広く地域福祉の課題を捉えている。

なお、令和６年度においては、上記の「生活困窮者自立支援法に基づく支援の積極的な実施」を「福祉人材の確保」に取り組むべき課題に変更している。同課は、全国的な傾向として、福祉サービスに対する需要の増大や生産年齢人口が減少していく中で、福祉サービスの持続的な提供を確保していくための人材の確保が課題になっているとしている。

同課は、令和６年度において、岐阜県福祉人材総合支援センターにて、就職相談やマッチング支援を続けるとともに、人材が集まりづらい要因の一つとされる福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等に対し、中学校や高校等での出前講座などを通じ、福祉の仕事の魅力、やりがいなどを発信してイメージアップに取り組んでいくとしている。

（３） 医療福祉連携推進課の課題

医療福祉連携推進課の定期監査資料によれば、令和５年度の同課の課題としては、「医師の育成・確保」、「看護士の特定行為」、「障がい児者医療の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」を課題とし、介護事業のみならず広く福祉と医療の連携に関する課題を捉えている。

介護事業に特に関わる課題としては「在宅医療・介護の連携推進」が存在するが、同課は、団塊の世代が 75 歳以上となると 2025 年を見据え、医療や介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の取り組みを引き続き支援することが課題とし、地域の医療提供体制を構築していく上で、医療資源が少ないへき地等における患者の診療機会の充実や医師の負担軽減を図るため、へき地医療拠点病院等からへき地診療所等との間でオンライン診療を行うなどモデル的な取り組みに対する支援

を行うとする。

第３　介護保険に関する事業費

１　介護保険事業県負担金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
事業概要	市町村が行う介護保険給付及び予防給付に要する費用に対する都道府県法定負担分					
開始年度	平成 12 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	25,000,000	25,500,000	26,009,390	26,658,207	27,000,000
	決算	24,467,608	25,304,226	26,007,810	26,658,203	26,950,227

県負担・補助率の考え方

事業名		県	国	市町村	第1号被保険者数	第2号被保険者
介護保険事業県負担金						
介護給付費県負担金						
	施設給付以外	12.5%	25.0%	12.5%	23.0%	27.0%
	施設給付	17.5%	20.0%	12.5%	23.0%	27.0%
介護保険料軽減県負担金		25.0%	50.0%	25.0%	—	—
地域支援事業県負担金（重層支援事業分も同様）						
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防事業）		12.5%	25.0%	12.5%	23.0%	27.0%
包括的支援・任意事業		19.25%	38.5%	19.25%	23.0%	

※第1号被保険者：65歳以上、第2号被保険者：40歳以上～65歳未満

〈監査の結果〉

（１）　事業実績報告

【事実関係】

提出されている事業実績報告書や交付申請書に、収受印が押されていなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条の３、第 14 条第１項、第 13 条第１項は、電子文書で提出されたものを紙に出力した場合、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

２　地域支援事業県負担金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
事業概要	市町村が行う地域支援事業に要する費用に対する義務負担					
事業目的	市町村が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う地域支援事業の支援。					
開始年度	平成 19 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,420,000	1,390,000	1,386,594	1,212,000	1,354,000
	決算	1,254,231	1,263,537	1,323,114	1,145,229	1,211,814

〈地域支援事業の内容と令和５年度実績〉

（１）地域支援事業（介護保険法 115 条の 45）

ア　概要

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。

その実施主体は市町村であり、県は、市町村の実施内容に応じて、財源を負担するが下記の事業内容のうち、総合事業については、12.5%を県が負担し、包括的支援事業、任意事業については、19.25%を県が負担する。

イ　事業構成及び内容

地域支援事業は、以下の４つの事業からなる。

（ア）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）（法第 115 条の 45 第１項）

（イ）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（法第 115 条の 46 第１項）

（ウ）包括的支援事業（社会保障充実分）（法第 115 条の 46 第１項及び同 48 第１項）

（エ）任意事業（法第 115 条の 45 第３項）

（２）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

ア　目的

総合事業とは、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的として行う事業である。

イ　事業内容

（ア）サービス・活動事業

ａ　訪問型サービス（法第 115 条の 45 第１項第１号イに規定する第１号訪問事業）

ｂ　通所型サービス（法第 115 条の 45 第１項第１号ロに規定する第１号通所事業）

ｃ　その他生活支援サービス（法第 115 条の 45 第１項第１号ハに規定する第１号生活支援事業）
ｄ　介護予防ケアマネジメント（法第 115 条の 45 第１項第１号二に規定する第１号介護予防支援事業）
（イ）一般介護予防事業
ａ　介護予防把握事業
ｂ　介護予防普及啓発事業
ｃ　地域介護予防活動支援事業
ｄ　一般介護予防事業評価事業
ｅ　地域リハビリテーション活動支援事業
ウ　交付実績
令和５年度中に確定した県の市町村に対する令和４年度の交付金確定額は、６億 358 万 3,606 円である。

（３）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
ア　地域包括支援センターの運営体制（法第 115 条の 46 第１項）
地域包括支援センターは、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の包括的支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として活動するものである。
イ　地域包括支援センターの運営
（ア）第１号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第１項第１号ニ）
（イ）総合相談支援事業（法第 115 条の 45 第２項第１号）
（ウ）権利擁護事業（法第 115 条の 45 第２項第２号）
（エ）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第 115 条の 45 第２項第３号）
ウ　交付実績
令和５年度中に確定した県の市町村に対する令和４年度の交付金確定額は、下記の任意事業を含めた合計として、３億 8,329 万 1,978 円である。

（４） 包括的支援事業（社会保障充実分）
包括的支援事業については、平成 27 年度からは、上記（３）の地域包括支援センターの事業加えて、下記の①在宅医療・介護連携推進事業、②生活支援体制整備事業、③認知症総合支援事業が加わっている。
これらの事業と地域ケア会議の推進が包括的支援事業に位置づけられているが、地域包括支援センターに業務を委託する方法や、それ以外の実施主体に事業を委託する方法がある。
ア　在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第２項第４号）

イ　生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第２項第５号）
ウ　認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第２項第６号）
（ア）認知症初期集中支援推進事業
（イ）認知症地域支援・ケア向上事業
（ウ）認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
エ　地域ケア会議推進事業（法第 115 条の 48 第１項）
オ　交付実績
令和５年度中に確定した県の市町村に対する令和４年度の交付金確定額は、１億 3,051 万 7,535 円である。

（５）任意事業（法第 115 条の 45 第３項）
ア　目的
地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業。
イ　介護給付等費用適正化事業
ウ　家族介護支援事業
エ　その他の事業
（ア）成年後見制度利用支援事業
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
（エ）認知症サポーター等養成事業
（オ）重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
（カ）地域自立生活支援事業
オ　交付実績
令和５年度中に確定した県の市町村に対する令和４年度の交付金確定額は、上記の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）を含めた合計として、３億 8,329 万 1,978 円である。

〈監査の結果〉
（１） 事業実績報告
【事実関係】
提出されている事業実績報告書や交付申請書に、収受印が押されていなかった。
【規範】
岐阜県公文書規程第 14 条の３、第 14 条第１項、第 13 条第１項は、電子文書で提出されたものを紙に出力した場合、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

3　地域支援事業県負担金（重層支援事業分）

〈概要〉

所管	高齢福祉課・地域福祉課					
事業概要	市町村が行う地域支援事業（重層支援事業）に要する費用に対する義務負担					
事業目的	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。					
開始年度	令和４年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	－	138,000	138,000
	決算	－	－	－	127,260	130,608

〈重層支援事業の内容と令和５年度実績〉

（１）重層的支援体制整備事業とは、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化するなかで、地域共生社会の推進の観点から、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業であり（社会福祉法第 106 条の 4)、市町村において実施することができる。岐阜県内では、岐阜市と関市のみが事業を行っている。

（２）重層的支援体制整備事業交付金交付要綱では、交付の目的につき、「この交付金は、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第 106 条の４第２項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。」とされている。高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能を追加して一括して交付するものとされる。

（３）重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、社会福祉法第 106 条の４第２項に規定されている。

①包括的相談支援事業（社会福祉法第 106 条の４第２項１号）

・地域包括支援センターの運営（介護分野）

・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野）

・利用者支援事業（子ども・子育て分野）

・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）

②参加支援事業（社会福祉法第 106 条の４第２項２号）

③地域づくり事業（社会福祉法第 106 条の４第２項３号）

・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野）
・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野）
・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野）
・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第 106 条の４第２項４号）
⑤多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の４第２項５号）
（４）交付実績
令和５年度中に確定した県の市町村に対する令和４年度の介護分野の交付金確定額は、岐阜市が１億 1,151 万８千円、関市が 1,553 万３千円である。

〈監査の結果〉
（１）事業実績報告（提出期限）
【事実関係】
交付要綱上、次年度の６月 10 日が提出期限であるが、岐阜市は６月 28 日に提出していたため、形式的に期限が徒過している。このような提出を認めたのは、国からの報告様式の送付が遅れたことを踏まえて提出期限については柔軟に対応した結果であるが、交付要綱には期限経過に関する例外規定はなく何を根拠に提出期限を延期したか定かでない。
【規範】
岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱第９条によれば、事業実績報告書の提出期限は、「交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の６月 10 日とする。」と規定する。
【指摘　地域福祉課】
国の対応の遅れが原因であったとしても、交付要綱を見直すべきである。

４　介護給付適正化推進特別事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	岐阜県国民健康保険団体連合会
対象事業	①岐阜県国民健康保険団体連合会が保険者支援の一環として行う縦覧点検等のさらなる充実・向上を図るため、実施に係る経費の一部を助成する。 ②ケアプラン点検の普及・促進のため、保険者等を対象とした介護保険給付適正化研修会を県が開催する。 ③ケアプラン点検の取り組みが低調な保険者に対し、点検に同行し、必要な助言等を行う専門チーム（構成：主任介護支援専門員等）を設置・派遣し、保険者支援の充実を図る。
要綱	岐阜県介護給付適正化推進特別事業費補助金交付要綱
交付目的	指定事業者等からの不適正・不正な給付を発見し、過誤調整までを行うことにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制する。

県補助率	10 分の 10					
国庫補助	10 分の 10 保険者機能強化推進交付金					
開始年度	平成 24 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	4,350	4,044	6,108	6,145	6,145
	決算	4,125	3,768	5,707	5,963	5,745

〈令和５年度の実績〉

事業実施主体について、縦覧点検等は、本来保険者が行う業務ではあるものの、介護保険制度施行当初から審査支払業務を受託する岐阜県国民健康保険団体連合会が実施することが効率的であることから同団体が実施している。岐阜県国民健康保険団体連合会による医療情報との突合及び縦覧点検による過去５年間の実績は次の表のとおりであるが、毎年、多数の不適正な請求が是正されている。

令和５年度の実績については、医療情報との突合による確認件数が４万 859 件、そのうち過誤調整されたものは 485 件、それらの効果額は 1,123 万 2,110 円であり、縦覧点検による確認件数が２万 7,559 件、そのうち過誤調整されたものは 1,173 件、それらの効果額は 2,045 万 3,450 円であった。

（岐阜県国民健康保険団体連合会の過去５年間の実績）

区　　分		令和５年	令和４年	令和３年	令和２年	令和元年
医療情報との突合	件	485	544	502	950	932
	円	11,232,110	12,200,595	11,632,907	21,364,189	21,220,314
縦覧点検	件	1,173	1,465	1,450	2,519	3,877
	円	20,435,450	61,492,777	22,412,546	34,784,946	33,827,649

第３章　介護保険事業に関する県事務所等の役割

第１　県事務所等の機能

１　各地県事務所等の概要

岐阜県内には、岐阜県庁（本庁）の他に９つの総合庁舎が存在し、うち７つの総合庁舎に県事務所福祉課が設けられ、地域の介護保険サービスに関する事務を行っている。県事務所以外には岐阜圏域の介護保険サービスに関する事務を担う岐阜地域福祉事務所が存在する（以下、各県事務所と岐阜地域福祉事務所を合わせて「県事務所等」という。）。

介護保険法第 70 条等に基づき、都道府県は、市町村が指定権者となる地域密着型（介護予防）サービスや居宅介護支援・介護予防支援以外の介護保険サービスに関する指定を行い、介護保険法第 24 条に基づき、指導監督等を行っている。許可制である介護老人保健施設・介護医療院の許可は、本庁で行っているが、その他の介護事業所等の指定、指導監督業務は、各地の県事務所等が担っている。

なお、中核市である岐阜市は、市内の事業所について、独自に介護保険サービスに関する指定等を行い、事業所の指導監督等を行っており、その他の地域は、全て各地の県事務所等が管轄毎に事業所の指定や指導監督を行っている。

２　各県事務所等の位置関係

以下、報告書内で取り上げた、各県事務所等の概ねの位置関係については以下のとおりである。

地図上には、後記「第２　岐阜地域福祉事務所」から、「第９　飛騨県事務所」に記載した管轄の範囲を、以下の分類で色分けして記載している。なお、「第２　岐阜地域福祉事務所」は、岐阜市が管轄するエリアも含めた岐阜圏域全体のエリアを示している。

第２	岐阜地域福祉事務所	黄色
第３	西濃県事務所	薄い青色
第４	揖斐県事務所	薄い緑色
第５	中濃県事務所	濃い青色
第６	可茂県事務所	緑色
第７	東濃県事務所	オレンジ色
第８	恵那県事務所	紫色
第９	飛騨県事務所	ピンク色

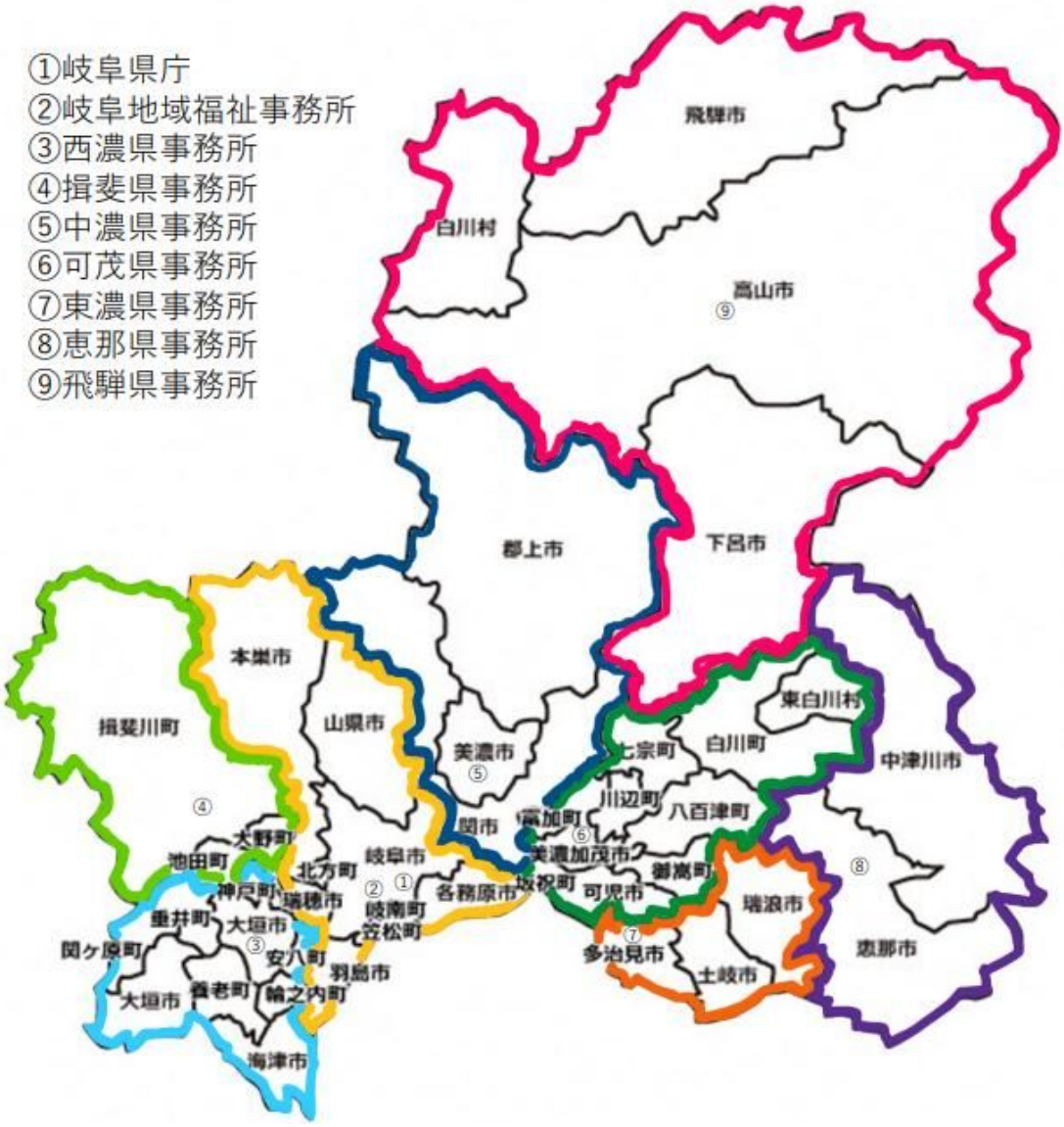

3　監査の重点及び監査手続

県事務所等は、管轄内の介護保険に関する事業所の指定、実地指導、老人福祉施設の指導・監督を担っている。このため、各県事務所等において、事業者に対する指導・監督が適切に行われているかとの観点に基づき、監査を行った。

県事務所等は介護事業所に対する運営指導を行っているが、指摘意見の基準や文書保存期間の設定など、事務所間における方法論や指導内容等の統一が図られているかどうか、そうでない場合は県事務所等ごとにどのように運用しているかを確認した。

介護保険事業者への運営指導は概ね６年に１回を基準に行われていることから、運営指導が６年に１回行われているか、運営指導に関する文書の取扱いが適切になされているか、各事業者への指導内容が適切かどうかを確認した。

文書の取扱いについては、特に、前回の指導状況を確認できるように適切な文書保

存期間を設定し、文書保存期間の延長手続を行っているか、保存期間を経過した文書が適切に処分されているかを重点的に確認した。

具体的な指導内容については、特に、虐待通報や身体拘束への対応、不適切な利用料の徴収がある場合の対応を中心に検討を行うとともに、各県事務所等が、文書指導（文書指摘）と口頭指導（口頭指摘）とをどのように区別しているかを確認した。

集団指導が適切になされているかについては、対象をどのように設定しているのか、受講確認をどのように行っているかを中心に検討した。

各県事務所等は、老人福祉法上の指導監査において、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書等の提出を受けているが、その書類にはフェイスシート等が添付されているものがあり、施設利用者本人の認知度を確認することができるものがある。このため、各県事務所等が、施設利用者について本人意思が十分確認されているか、本人の状況によっては本人の権利擁護のため成年後見制度の利用を促すなどの対応を行っているかも確認した。

具体的な監査手続としては、現地を往査し、各県事務所等における各定期監査資料、運営指導の記録を中心に書類監査を行い、少なくとも計３回、各担当者からのヒアリングを実施した。

また、一部の県事務所等については、保存期間を経過した文書が適切に処分されているか確認するため、書類を保管する倉庫等を見分した。

４　県事務所等の全体に共通する指摘・意見

各地の県事務所等に関する個別の監査の結果としての指摘意見は、それぞれの項目で紹介するが、ここではそれらの結果を踏まえた全体的な指摘意見を記載する。

（１）運営指導の方法等の統一

【事実関係】

運営指導は県内の各県事務所等が実施しているが、指摘意見の基準や文書保存期間の設定などは、各県事務所等で差異があり、事務所間における方法論や指導内容等の統一が図られていない。

【規範】

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルにおいて、運営指導の標準化・効率化が求められている。

【意見　高齢福祉課】

運営指導は、介護保険事業が適切に運営されるための重要な手続であり、各地域で指導の内容に差異があることは望ましいことではなく、より効率のよい指導のあり方や指導方法について検討を要する内容について等、情報交換をすることが各県事務所等にとっても有益な取り組みとなると考えられる。各県事務所等の要望等も踏まえた上で、意見交換を行い必要な範囲で方法等を統一化するのが望ましい。

（２）情報の共有

【事実関係　県事務所等内部の共有】

東濃県事務所では経口補水液等については、施設が利用者等から受領することができる日常生活費に含まれてはいないことの指導を行っているが、他の県事務所等と当該年度に指導を行ったことを共有まではしていなかった。事務作業効率化の取組は、それぞれの県事務所等ごとの裁量に委ねられているとのことであった。

【意見　高齢福祉課】

各地の運営指導の内容が、他の地域の運営指導でも役立つことがあると考える。利用者等から徴収することができる日常生活費の該当性判断などは、具体的事例に則して理解することで、統一的な解釈にも繋がることから意見交換会や事例紹介などの適宜の方法を用いて県全体で情報を共有することが望ましい。

（３）資料の保存期間

【事実関係】

介護保険の運営指導の記録については、岐阜地域福祉事務所では保存期間が 10 年と定められている一方、その他の県事務所では保存期間が５年と定められている。保存期間を５年と定めており、保存期間の延長手続も取られることなく、全ての資料が５年を超える期間保管されている県事務所もあれば、保管場所に余裕がないため紙媒体は５年の期限内に廃棄するものの電磁的記録は保存期間の延長の手続をとることなく５年以上保管している県事務所があった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。

同規程第 73 条第１項、第２項には、主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、文書取扱責任者に協議し、文書取扱責任者は、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間を延長することができるとして、文書の保存期間の延長手続を定めている。なお、同規程第１条第２項において、文書には電磁的記録も含むとされている。

さらに、同第 74 条第１項は、「文書取扱責任者は、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに当該保存文書を廃棄しなければならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

介護保険の運営指導の記録については、実際に運営指導を行う際に前回資料を確認することができるよう、少なくとも電磁的記録については保存期間を 10 年以上の期間に定めるなど、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい。

（４）成年後見制度の利用に関する案内

【事実関係】

各県事務所等では、老人福祉施設の指導監査において、施設サービス計画の同意書

の提出を受け、入所者本人の同意の有無について確認している。その中には、認知度等の情報から、本人の判断能力が十分でないと推察される者について、本人の意思確認がなされたかどうか不明なものがあったが、各県事務所等で、後見等の利用を促していなかった。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができる。高齢者の権利擁護のため、家族等の有無や家族等との関係性を考慮し、本人の意思確認がなされたか不明の場合には家族等に対して成年後見制度の利用を促すよう、老人福祉施設に助言することが望ましい。

５　介護事業者改善対策事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
事業概要	①福祉用具・住宅改修活用支援事業 ②介護老人保健施設機能向上対策事業 ③指定事業者・施設指定等及び指導監査事務費					
事業目的	介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、介護従事者に対する各種研修を実施するとともに、適正な制度運営をサポートする事業や事業者・施設に対する指導監査を行うことにより、総合的に介護の質の確保・向上を図る。					
国庫補助	なし					
開始年度	平成 16 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	11,630	7,336	7,808	7,034	7,577
	決算	8,960	4,618	4,879	5,087	4,738

〈令和５年度の実績〉

本事業費に基づき、県内の指定事業者・施設指定等及び指導監査事務を行っている。

〈監査の結果〉

（１）事業費の名称

【事実関係】

類似の事業費として「介護サービス改善対策事業費」がある。

介護サービス改善対策事業費は、介護サービスを利用し、又はサービスを利用しようとする要介護者への情報公開に係る費用に関するものである。これに対し、介護事業者改善対策事業費は、岐阜県が介護事業者に対する運営指導や監査を行う際の事務

費等を対象としている。

【意見　高齢福祉課】

名称に「指導監査実施」という文言を入れるなど、集団指導、実地指導、監査の実施という具体的な事業目的に即した名称に変更することが望ましい。

第２　岐阜地域福祉事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、岐阜圏域と呼ばれる地域の内、中核市である岐阜市を除く５市３町である。岐阜市を含む岐阜圏域は、岐阜県の南西部に位置し、６市３町からなり、面積は 993.28 ㎢で、県全体の 9.3%、人口は約 79 万人で、県全体の 40.2%を占めている。

岐阜圏域は、岐阜市を中心とした県下の行政、教育、文化の中核のエリアである。

岐阜圏域は、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、岐南町、笠松町、もとす広域連合（瑞穂市、本巣市、北方町）の７つの保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[7]）

市町名	面積 (㎢)	人口 (人)	高齢者 [8](人)	高齢化率 (%)	介護認定者数 (人)	認定率 (%)
岐阜市	203.60	396,035	112,295	28.4	24,795	22.0
羽島市	53.66	64,870	18,328	28.3	3,246	17.7
各務原市	87.81	142,215	40,979	28.8	7,090	17.3
山県市	221.98	24,131	9,196	38.1	1,452	15.8
岐南町	7.91	26,093	5,889	22.6	1,068	18.2
笠松町	10.30	21,838	6,145	28.1	1,142	18.6
もとす 広域連合	107.68	107,680	26,484	24.6	4,090	15.4
岐阜圏域計	993.28	783,162	219,680	26.7	42,884	19.5

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、岐阜圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに 14 万 8,698 人減少するが、65 歳以上人口は令和 27 年まで増加する見込みとなっている。

高齢者（65 歳以上）及び後期高齢者（75 歳以上）の総人口に占める割合は、県平均と比べると低いが、令和 32 年まで増加を続ける見込みである。

[7] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[8] 65 歳以上の人口

【岐阜圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	793,551	776,818	753,879	728,455	701,293	673,254	644,853
65歳以上（人）	226,551	229,110	231,912	237,272	249,004	249,493	244,314
総人口に占める割合	28.5%	29.5%	30.8%	32.6%	35.5%	37.1%	37.9%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	117,154	137,677	142,255	138,458	137,694	142,164	154,820
総人口に占める割合	14.8%	17.7%	18.9%	19.0%	19.6%	21.1%	24.0%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、岐阜圏域の要支援・要介護認定者数は、令和 22 年度まで増加を続け、その後ほぼ横ばいになると推計されている。

令和３年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護２の人（＋2,172 人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護２の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

【岐阜圏域の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	5,144	5,742	5,865	5,634	5,588	5,835	691
要支援2	7,581	8,560	8,854	8,687	8,572	8,819	1,238
要介護1	7,269	8,474	8,954	8,885	8,658	8,843	1,574
要介護2	8,308	9,707	10,323	10,330	10,075	10,178	1,870
要介護3	6,447	7,209	7,723	7,945	7,730	7,730	1,283
要介護4	5,460	6,560	7,099	7,425	7,199	7,126	1,666
要介護5	3,656	4,276	4,588	4,779	4,666	4,645	989
合計	43,865	50,528	53,406	53,685	52,488	53,176	9,311

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
　　各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
羽島市	6,000	60	7	67
各務原市	5,400	119	12	131
山県市	5,800	21	4	25
岐南町	6,290	24	1	25

笠松町	5,850	30	4	34
もとす広域連合	6,020	72	10	82
管内計	5,931[9]	326	38	364

３　適切な指導監督

（１） 介護保険法上の運営指導

岐阜地域福祉事務所は、18 名の職員と８名の会計年度任用職員から構成され、介護保険事業に関する地域福祉第一係の職員は、４名が在籍（令和５年度は１名が時短勤務だったが、令和６年度からフルタイムとなり、４名２班体制となる。）し、管内の 531 の介護事業所に対する運営指導を行っている。

これまでの運営指導の件数は、令和５年度 142 事業所、令和４年度 106 事業所、令和３年度が 71 事業所、令和２年度 73 事業所であり、令和２年度などは、コロナ禍により例年よりも少ない事業所しか指導を行うことができていない。

介護事業所の運営指導に当たっては、２名～３名の職員で指導を行うが、原則として各事業所が６年に１回の更新期間内に１回（施設・居住系は３年に１回）は運営指導が行えるように年度当初に計画し、指導を行っている。

運営指導の対象となる介護事業所は、新規の事業所は、指定等の翌年に運営指導を行い、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状況をまとめたデータを使って運営指導対象事業所を判断している。

【事実関係①　運営指導の頻度】

運営指導の実施状況を確認したところ、平成 30 年度から令和５年度までの間に、42 事業所が運営指導を実施できておらず、そのうち３事業所が指定有効期間内の運営指導が行われていないことが確認された。その原因としては、令和２年度からのコロナ禍による施設への運営指導の自粛が原因である。岐阜地域福祉事務所では、令和４年度時点で、コロナ禍による影響で運営指導に遅れが生じていることを把握していたが、人員不足もあることから、令和４年から令和６年にかけて解消する見込みを立てていたが、令和６年度も、懸案事業所の対応を優先したため、上記 42 事業所の内４事業所について実施することができないままとなっている。なお、令和６年度中に指定期間内に運営指導を実施できていなかった３事業所については、指導を行ったとのことである。

岐阜地域福祉事務所では、現在の人員も考慮して、令和６年度の解消を目指したものの、定例の運営指導に加え、不正事案の監査、虐待通報等への対応も行った結果、解消に至らず、今後も現在の人員では、解消は困難な状況が続くものと判断している。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第１には、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを

[9] 県平均

目的に指導を行うとし、同要綱第４、２、（２）によれば、「運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。」と規定されている。

【指摘　岐阜地域福祉事務所】

コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内に１度も指導が行われていない状況は認められない。その原因については、人員不足といった体制整備の問題も含まれていると考えられるところであり、先ずは、現状の遅れを速やかに取り戻すべく、遅れの原因を正確に把握し、適切な体制を整えて、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。

【事実関係②　運営指導の方法】

岐阜地域福祉事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際には、文書による回答が必要と判断される場合は、文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者による指導事実に対する回答を求め、それ以外は、指導の事実だけを記録する扱いとなっているが、文書指導とするか、口頭指導とするのかの明確な定めがない。

この点、担当課からは、当該事実に関する意見を述べた後、「介護保険法、基準条例、通知等への違反を文書指摘としており、おおむね厚労省のマニュアルどおりに判断しております。」との回答があったが、重要事項説明書と運営規程の記載の相違を文書指導としながら、運営規程に事業の目的が定められていないことは口頭指導としており、同じ記載不備に関する内容でありながらその差は明確とは言えなかった。

【規範】

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」とし、助言は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合」を参考とすることを示している。

【意見　岐阜地域福祉事務所】

指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行い、これまでの判断の事例等を整理して他の事例の参考にすることが望ましい。

【事実関係③　指導方法】

事業者Ａでは、緊急時対応マニュアルが、作成されていなかったため作成をするよう文書指導としたところ、対応結果として提出されたマニュアルは下記のような簡略

なフローチャートのみであり、訪問看護員の判断の平準化のためには、精度のより高いマニュアル作りが必要と思われる状況であった。

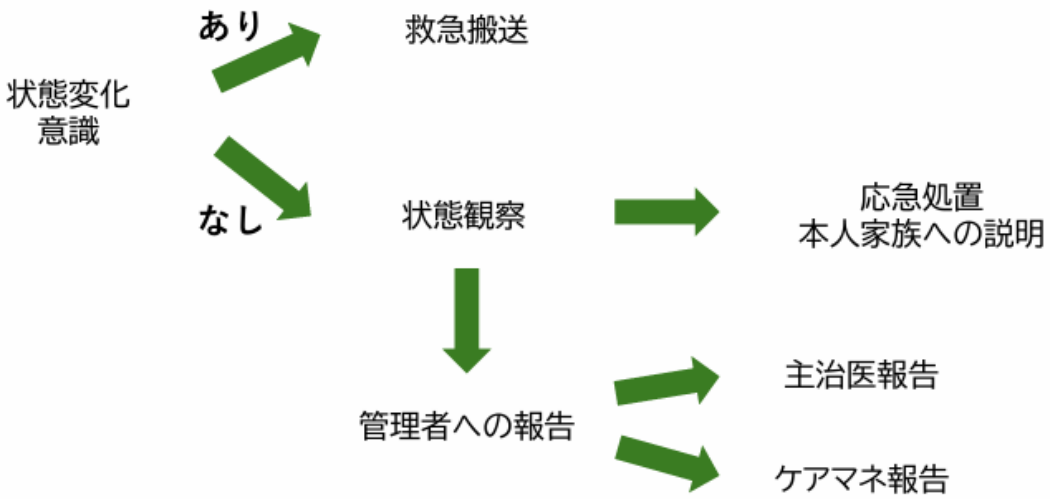

【規範】

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第 38 条第 1 項は、「指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と規定し、同条例第 73 条において訪問看護事業に準用されている。

【意見　岐阜地域福祉事務所】

文書指導にあたって必要なマニュアル等が作成されていない事業者に対して作成を指導する場合は、手本となるマニュアル等を示して対応を求めるのが望ましい。

【事実関係④　指導書の記録】

運営指導の結果、事業者に対して示される指導書には、指導の事実を記載するものの、現場における口頭での助言については、手書きのメモなどの記録が存在するが、事業者に示される指導書には口頭の助言に関する記録がないため、指導書そのものを確認しても口頭の助言については、どのような助言を行ったかが一見して判断できない。老人福祉施設における指導監査については、文書指導と口頭指導の結果をまとめた、監査結果報告書を内部記録として作成しているが、介護保険法上の運営指導には、そのような結果を記録するものがない。

【意見　岐阜地域福祉事務所】

文書指導事項以外の、口頭による助言については、今後の運営指導において、助言を与えた事項の改善が図られているかどうかも、後日の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、運営指導結果の記録として明確に記録するのが望ましい。

【事実関係⑤　過大徴収への指導】

事業者Ｂで行われる介護保険施設及び居宅サービス事業においては、体圧分散寝具

維持費を利用者より徴収していたところ、同維持費は、介護報酬の基本サービス費に包含されているため、事業者Ｂでは、介護報酬と利用者からの二重利得となっている。このような事態について、岐阜地域福祉事務所は、今後の徴収を行わないように指導しているものの、それまで徴収された利用料については、何らの指導も行っておらず、事業者Ｂの判断に委ねている。

【規範】

介護保険法第 24 条第１項は、「都道府県知事は、介護給付等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。」と規定し、当該調査の結果に基づいて、法令に基づく適正な事業実施の確保のため行政指導としての運営指導を行うことができる。

【指摘　岐阜地域福祉事務所】

これまで行ってきた費用徴収が、本来的に介護報酬に含まれていたのであれば、施設利用者は、本来負担する必要の無い費用を負担させられていたのであり、少額であったとしても利用者にとっては重大な損失である。

介護報酬において過失であっても不正請求においては、返還を求めることとなることと同じく、施設に対しては、必要以上に徴収した利用料の返還を指導すべきである。

（２） 集団指導

岐阜地域福祉事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度の集団指導については、介護保険制度の改定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。岐阜地域福祉事務所独自での集団指導については、令和４年度に全事業所に対して、案内を送付し、アンケート回答により受講の有無を確認している。

【事実関係　受講の確認】

令和４年度の集団指導について、案内を行った事業者が、アンケート回答を行えば受講した事業者については把握することができるが、アンケートが未回答の事業者であれば、受講の有無が分からず、未受講の事業者が存在するかどうかの確認を行っていない。そのため、全体の何割が実際に受講しているかどうかの状況は確認されていない。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介

護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。
【指摘　岐阜地域福祉事務所】
　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。
【改善報告】
　県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。
（３） 資料の保管
　運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。
【事実関係①　保存期間】
　介護保険の運営指導の記録については、保存期間が 10 年と定められている。
【参考報告　岐阜地域福祉事務所】
　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを基本に実施しているところ、県事務所等の多くは、保存期間を５年と定めているため、実際に運営指導を行う際に、前回資料が保管されない状況となっているところ、岐阜地域福祉事務所は 10 年と定めており、他の県事務所の運用の参考となるため、参考報告とする。
（４） 通報に対する扱い
　岐阜地域福祉事務所では、第三者からの通報等を受け、介護保険事業所や老人福祉施設において、違法事由等の存在が疑われる場合には、運営指導や監査を実施し、違法状態の有無の確認を行い、違法状態等が確認された場合は、監査権限を行使するなどして、適切な事業所の運営が行われるように活動している。
【事実関係　通報記録】
　事業者Ｃに対する通報について、通報対応結果をまとめた報告書が作成されているところ、当該記録内には、対応した月日は記載されているが、年の記載が抜けており、決裁印の欄も年月日が記載されていないため、一見すると、何年に通報に対応した記録かどうかが判別しなかった。
【規範】

岐阜県公文書規程第３条第２項には、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定し、第 24 条は、「決裁が完了したときは、事務担当者は決裁が完了した文書に決裁年月日を表示しなければならない。」と規定する。

【指摘　岐阜地域福祉事務所】

通報に対する対応記録は、通報から速やかに適切な対応が行われたかを確認するための重要な行政文書であるところ、正確な年月日の記載は、過去の対応を記録する上では重要な記載事項である。通報に対する対応文書については、年の記載等正確な記載をするとともに、決裁を行っている場合は、決裁年月日を表示すべきである。

（５）老人福祉法上の指導監査

岐阜地域福祉事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

これまでの指導監査の件数は、令和５年度 22 施設、令和４年度 12 施設、令和３年度が 18 施設、令和２年度８施設であり、令和２年度などは、コロナ禍により例年よりも少ない施設しか指導を行うことができていない。

老人福祉施設の指導監査に当たっては、３名以上の職員で指導監査を行うが、各施設が原則年に１回、過去の監査結果により少なくとも３年に１回のペースで指導監査が行えるように年度当初に計画し、指導を行っている。

【事実関係①　成年後見制度を踏まえた意思確認】

老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書などの提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。認知度については、認知症高齢者の日常生活自立度の記載やＮＭスケール評価の記載など各施設ごとの資料が取得されているが、日常生活自立度の記載が、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）となっていたり、ＮＭスケール評価表が、「中等度認知症」（会話の項目には「簡単な会話は可能であるが、つじつまのあわないことが多い」にチェック）と判定されているが、計画書の署名欄は、親族による署名がなされており、本人意思が確認されたかが不明であるが、成年後見制度の利用を促すなどの指導がなされていない。なお、監査人が把握しただけでも３つの特別養護老人ホームで、施設利用者の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　岐阜地域福祉事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあ

り、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

【事実関係②　指導監査結果報告書の作成】

岐阜地域福祉事務所においては、指導監査が行われると所内の記録として、指導監査結果報告書を作成し、文書指導以外の口頭指導についても記録を残しているところ、令和５年度の記録を確認したところ、指導監査が行われたにも関わらず、指導結果報告書が作成されていなかった。

【規範】

岐阜県老人福祉施設指導監査実施要綱第９条第１項において「監査担当職員は、その結果について速やかに復命書を作成する。」と規定し、岐阜地域福祉事務所においては、指導監査結果報告書を復命書として扱っている。

【指摘　岐阜地域福祉事務所】

指導監査結果報告書については、口頭指導の結果も含めた重要な記録であることから、指導監査を行った以上、記録として残すべきである。

第３　西濃県事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、西濃圏域と呼ばれる地域の内、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町・輪之内町・安八町、２市６町である。西濃県事務所管内は、岐阜県の西南部に位置し、面積は約 556.53 ㎢で、県全体の 5.2%を占めている。揖斐川・長良川・木曽川の三大河川の流域で形成された濃尾平野に属し、この地域特有の輪中が存在する全国有数の水郷地帯を有しており、豊かな自然に恵まれている。

本圏域は、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、安八郡広域連合（神戸町・輪之内町・安八町）の６つの保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[10]）

市町名	面積 (㎢)	人口 （人）	高齢者 [11](人)	高齢化率 （%）	介護認定者数 （人）	認定率 （%）
大垣市	206.57	156,064	43,567	27.9	7,832	18.0
海津市	112.03	31,414	11,384	36.2	1,845	16.2
養老町	72.29	25,424	9,191	36.2	1,622	17.6

[10] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[11] 65 歳以上の人口

垂井町	57.09	25,616	8,258	32.2	1,267	15.3
関ケ原町	49.28	6,102	2,610	42.8	480	18.4
安八郡広域連合	59.27	41,516	12,701	30.6	1,977	15.6
管内計	556.53	286,136	87,771	30.7	15,023	17.1

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、揖斐県事務所管内を含む西濃圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに 10 万 6,049 人減少するが、65 歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みである。

高齢者（65 歳以上）及び後期高齢者（75 歳以上）の総人口に占める割合は、令和 32 年まで増加を続け、令和 12 年以降は県平均と比べて高くなる見込みである。[12]

【西濃圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	358,439	341,928	324,738	306,837	288,588	270,377	252,390
65歳以上（人）	108,920	109,862	109,764	109,462	111,976	110,150	105,667
総人口に占める割合	30.4%	32.1%	33.8%	35.7%	38.8%	40.7%	41.9%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	54,842	64,113	67,605	66,445	64,803	64,278	67,514
総人口に占める割合	15.3%	18.8%	20.8%	21.7%	22.5%	23.8%	26.7%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、西濃県事務所の要支援・要介護認定者数は、令和 22 年度まで増加を続け、その後ほぼ横ばいになると推計されている。

令和５年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護３の人（＋621 人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護２の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

[12] 揖斐郡３町を含めた人口推計である。

【西濃県事務所管内の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	1,534	1,638	1,701	1,662	1,622	1,596	62
要支援2	2,201	2,499	2,626	2,611	2,522	2,464	263
要介護1	2,508	2,917	3,125	3,125	3,018	2,920	412
要介護2	3,059	3,424	3,654	3,755	3,637	3,554	495
要介護3	2,500	2,912	3,146	3,279	3,186	3,121	621
要介護4	2,141	2,387	2,581	2,694	2,618	2,562	421
要介護5	1,294	1,527	1,630	1,699	1,650	1,620	326
合計	15,237	17,304	18,463	18,825	18,253	17,837	2,600

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数
（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
大垣市	5,960	181	13	194
海津市	6,200	34	3	37
養老町	6,240	27	3	30
垂井町	6,150	21	5	26
関ケ原町	6,100	7	1	8
安八郡広域連合	5,600	22	6	28
管内計	5,931[13]	292	31	323

３　適切な指導監督

（１）介護保険法上の運営指導

西濃県事務所は、39 名の職員と 16 名の会計年度任用職員から構成され、介護保険事業に関する地域福祉係の職員は、６名と会計年度任用職員１名が在籍し、うち高齢福祉を担当する３名で管内の 323 の介護事業所に対する運営指導を行っている。

これまでの運営指導の件数は、令和５年度 112 事業所、令和４年度 62 事業所、令和３年度が 69 事業所、令和２年度７事業所であり、年間約 90 事業所の運営指導が本来目標数であるが、令和２年度から令和４年度にかけては、コロナ禍により例年よりも少ない事業所しか指導を行うことができていない。

介護事業所の運営指導に当たっては、２名の職員（施設サービスは３名）で指導を行うが、近年の新規事業所の増加も踏まえ、各事業所が６年に１回の更新期間内に１

[13] 県平均

回は運営指導が行うことができるように年 90 事業所以上を指導するよう年度当初に計画し、指導を行っている。

運営指導の対象となる介護事業所は、新規の事業所は、認可翌年に運営指導を行い、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状況をまとめたデータを使って対象事業所を判断している。

【事実関係①　運営指導の頻度】

運営指導の実施状況を確認したところ、平成30年度から令和５年度までの間に72事業所が運営指導を実施できておらず、そのうち 18 事業所が指定期間内の運営指導を実施できていなかった。その原因としては、令和２年度からのコロナ禍による運営指導の自粛、新規事業所数の増加（令和５年度は 27 事業所、令和６年８月末時点で 15 事業所）、指導状況をまとめたデータへの指定有効期間の未反映が挙げられる。未実施事業所（18 事業所）の存在を把握したのは令和６年６月である。なお、令和６年度中に指定期間内に運営指導を実施できていなかった 18 事業所については、指導を行ったとのことであるが、６年以上運営指導が行えていない事業所が存在する状況は続いている。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第１には、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に指導を行うとし、同要綱第４、２、（２）によれば、「運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。」と規定されている。

【指摘　西濃県事務所】

計画的な指導ができなかったのは、運営指導の状況については、データで整理しているものの、指定有効期間内に１度の頻度で実施ができているかの確認が適切に行われていなかったことが原因であったと考えられる。コロナ禍による運営指導の遅れや人員不足の問題があったとしても、指定有効期間内に１度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。

【参考報告　西濃県事務所】

西濃県事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際、文書による回答が必要と判断される場合は文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者に対し指導事実への回答を求めている。また、岐阜県介護サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準条例に違反する場合は文書指導、それ以外の助言については口頭指導を行っている。このような文書指導と口頭指導の区別については、次年度への引継ぎ事項として共有されている。文書指導と口頭指導の区別が不明確であった県事務所が存在したため、参考報告とする。

【事実関係②　調査方法】

事業所内の電磁的記録がサイバー攻撃により消失したため、電磁的記録により管理

されていた出退勤記録、配置職員、各種マニュアルの確認ができなかった。そこで、運営指導実施日の時点で確認できる範囲で運営指導を行い、消失した電磁的記録はデータ復旧後に提出するものとされていた。その後、データの提出はなされていない一方、上記施設は３年に１回以上の指導を行うことが望ましい施設サービスに該当するため、次回の運営指導の際に確認するとの処理がなされていた。

【意見　西濃県事務所】

運営指導において確認できなかった事項のうち、各種マニュアルの記載内容によっては文書指導や口頭指導の対象になるおそれがあることから、早期の改善を図るべく、次回の運営指導で確認するのではなく、データ復旧後、速やかに電磁的記録の確認が行われることが望ましい。

【参考報告　西濃県事務所】

西濃県事務所においては、運営指導結果報告書において、前回指摘事項が記載されており、さらに「前回指摘事項の確認」の欄が設けられていたものがあった。運営指導において、前回指摘事項の改善が見られているか否かは重要であり、運営指導結果報告書に記載することにより指導状況が一見して確認することができるため、参考報告とする。

（２）集団指導

西濃県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度の集団指導については、介護保険制度の改定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。西濃県事務所独自での集団指導については、令和４年度に全事業所に対して、案内を送付し、アンケート回答により受講の有無を確認している。

【事実関係　受講の確認】

令和４年度の集団指導について、案内を行った事業者が、アンケート回答を行えば受講した事業者を把握することができるが、アンケートが未回答の事業者であれば、受講の有無が分からず、未受講の事業者が存在するかどうかの確認を行っていない。そのため、全体の何割が実際に受講しているかどうかの状況は確認されていない。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。

【指摘　西濃県事務所】

集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保

険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。

【改善報告】

県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。

（３）資料の保管

運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に最後に行われた前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度を基準に行われているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。

【事実関係①　保存期間】

介護保険の運営指導の記録については、保存期間が５年と定められている。

【規範】

岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。

【意見　西濃県事務所】

運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回を前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。

（４）老人福祉法上の指導監査

西濃県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

これまでの指導監査の件数は、令和５年度４施設、令和４年度０施設、令和３年度０施設、令和２年度０施設であり、３名の職員で指導監査を行っている。

第４　揖斐県事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、西濃圏域と呼ばれる地域の内、揖斐川町、大野町及び池田町の３町である。揖斐県事務所管内は、岐阜県の西北部に位置し、西は滋賀県、北は福井県と

接し、総面積は 876.43 ㎢（うち森林面積 755.50 ㎢）で、県土面積の 8.25％を占めている。人口は約６万 3000 人で、県全体の約 3.2％を占めている。３町ともに人口は減少傾向にあるが、山間地域を抱える揖斐川町の人口減少が大きいことが要因である（令和２年国勢調査）。

管内の３町は、揖斐広域連合として、西濃圏域を構成する保険者の１つとして位置づけられている（西濃圏域は、他に大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、安八郡広域連合（神戸町、輪之内町、安八町）が含まれる。）。

（令和５年４月１日時点[14]）

市町名	面積（㎢）	人口（人）	高齢者[15]（人）	高齢化率（％）	介護認定者数（人）	認定率（％）
揖斐広域連合	876.43	62,234	20,919	33.6	3,282[16]	15.7
管内計	876.43	62,234	20,919	33.6	3,282	15.7

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、西濃県事務所管内を含む西濃圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに 10 万 6,049 人減少するが、65 歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

高齢者（65 歳以上）及び後期高齢者（75 歳以上）の総人口に占める割合は、令和 32 年まで増加を続け、令和 12 年以降は県平均と比べて高くなる見込みである。

【西濃圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	358,439	341,928	324,738	306,837	288,588	270,377	252,390
65歳以上（人）	108,920	109,862	109,764	109,462	111,976	110,150	105,667
総人口に占める割合	30.4%	32.1%	33.8%	35.7%	38.8%	40.7%	41.9%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	54,842	64,113	67,605	66,445	64,803	64,278	67,514
総人口に占める割合	15.3%	18.8%	20.8%	21.7%	22.5%	23.8%	26.7%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、揖斐県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和 17 年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。

令和５年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護３の人（＋９人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護１の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

---

[14] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[15] 65 歳以上の人口

[16] 「介護認定者数」は、「介護保険事業状況報告 R4 年度年報（厚生労働省）」に基づく令和５年３月 31 日現在の数値。

【揖斐県事務所管内の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	215	240	247	237	221	207	△ 8
要支援2	388	416	431	405	373	357	△ 31
要介護1	756	810	861	856	777	729	△ 27
要介護2	697	789	828	815	748	699	2
要介護3	563	622	654	677	624	572	9
要介護4	401	440	464	473	435	399	△ 2
要介護5	357	386	401	407	373	347	△ 10
合計	3,377	3,703	3,886	3,870	3,551	3,310	△ 67

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
揖斐川町	6,000	22	5	27
大野町	6,000	28	4	32
池田町	6,000	26	4	30
管内計	5,931[17]	76	13	89

３　適切な指導監督

（１）介護保険法上の運営指導

揖斐県事務所は、25 名の職員と 11 名の会計年度任用職員から構成され、介護保険事業に関わる福祉係の職員は５名が在籍し、管内の 142 の介護事業所に対する運営指導を行っている。

これまでの運営指導の件数は、令和５年度 35 事業所、令和４年度 28 事業所、令和３年度 17 事業所、令和２年度０事業所である。年間 35 を超える事業所の運営指導が目標数であり、例年 30 か所程度の事業所に対し運営指導を行ってきたが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症まん延のため実地指導は行わず、各事業所・施設に自主点検結果を提出させてその内容の確認を実施したことから、運営指導の件数としては０件となっており、その後は実施件数が回復してきている。

介護事業所の運営指導に当たっては、２名の職員で指導を行うが、各事業所が６年に１回の更新期間内に１回は運営指導が行えるように年度当初に計画し、指導を行っている。運営指導の対象となる介護事業所は、新規の事業所は、指定の翌年に初回の運営指導を実施し、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状

[17] 県平均

況をまとめたデータを使って管理している。
【事実関係①　運営指導の頻度】
運営指導の実施状況を確認したところ、指定有効期間内に運営指導は実施できていたが、平成30年度から令和５年度までの間に、10事業所が運営指導を実施できていないことが確認された。その原因としては、令和２年度に新型コロナウイルス感染症まん延の影響により実地指導が行えなかったことと、その後の運営指導の自粛が原因である。そのような事業所を除いても１か所は６年に１度の指導が実施されていなかった。
【規範】
岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第１には、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に指導を行うとし、同要綱第４、２、（２）によれば、「運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。」と規定されている。
【意見　揖斐県事務所】
指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。
【改善報告　揖斐県事務所】
令和６年度中の運営指導により、６年以上の指導未実施の事業所はなくなったことから、改善報告とする。
【事実関係②　運営指導の方法】
揖斐県事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際には、文書による回答が必要と判断される場合は、文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者による指導事実に対する回答を求め、それ以外の場合は、指導の事実だけを記録する扱いとなっているが、文書指導とするか、口頭指導とするのかの明確な定めがない。
【規範】
厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」とし、助言は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合」を参考とすることを示している。

【意見　揖斐県事務所】
文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。
（２）集団指導
揖斐県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度の集団指導については、国の介護報酬改定の前年度であったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。揖斐県事務所での集団指導については、令和４年度に全事業所に対して、案内を送付し、アンケート回答により受講の有無を確認している。
【事実関係　受講の確認】
令和４年度の集団指導について、案内を行った事業者が、アンケート回答を行えば受講した事業者については把握することができるが、アンケートが未回答の事業者であれば、受講の有無が分からず、未受講の事業者が存在するかどうかの確認を行っていない。そのため、全体の何割が実際に受講しているかどうかの状況は確認されていない。
なお、事業者Ｄでは、入所者に対して介護職員等が喀痰吸引を行う場合は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録喀痰吸引等事業者または登録特定行為事業者として登録を受けた上で、一定の研修を受けた介護職員等が行う必要があるが、当該事業者登録を受けていないにもかかわらず、介護職員が喀痰吸引を行っていたため、すみやかに措置するとともに、今後の対応方針について報告することと指導を受けていた。事業者Ｄについては、令和３年度及び令和４年度の各集団指導におけるアンケートへの回答はあった。
介護職員等（ホームヘルパー等の介護職員、平成 27 年度以降の介護福祉士以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）による喀痰吸引については、平成 24 年４月の「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号）による「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により実施できることとなったところ、このような重要な法制度の改正については、集団指導の重点項目として情報提供・指導がなされることが想定される。
【規範】
岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介

護保険施設等に対しては優先的に運営指導を行うよう計画することを推奨している。
【指摘　揖斐県事務所】
集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。各事業者が早期かつ確実に集団指導を受講することにより、上記のような重要な法制度改正に関する情報の確認漏れを防ぐことができ、仮に不備が発覚すればその段階あるいはその後の個別の運営指導の段階で適切に対処することで、違法・不適正な状態を回避することにも繋がる。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。
【改善報告】
県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。
（３）資料の保管
運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。
【事実関係　保存期間】
介護保険の事業者指導（運営指導）の記録については、保存期間が５年と定められている。
【規範】
岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。
【意見　揖斐県事務所】
運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。
（４）老人福祉法上の指導監査
揖斐県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査（及び有料老人ホーム等指導調査）を行っている。

これまでの指導監査の件数は、令和５年度が８施設、令和４年度が４施設、令和３年度が２施設、令和２年度が０施設であり（いずれも指導調査の件数を含む。）、年間約５施設の指導監査が本来目標数であるが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により実地での指導監査は行われなかった（施設による自主点検の内容確認は実施されている。）。

老人福祉施設の指導監査に当たっては、２名の職員で指導監査を行うが、各施設が３年に１回のペースで指導監査が行えるように年５施設以上を指導するよう年度当初に計画し、指導を行っている。

【事実関係①　成年後見制度を踏まえた意思確認】

老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書などの提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。認知度については、認知症高齢者の日常生活自立度の記載やＮＭスケール評価の記載など各施設ごとの資料が取得されているが、日常生活自立度の記載が、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）となっていたり、ＮＭスケール評価表が、「中等度認知症」（会話の項目には「簡単な会話は可能であるが、つじつまのあわないことが多い」にチェック）と判定されているが、計画書の署名欄は、親族による署名がなされているものがあった。本人の意思が確認されたかが不明であるが、成年後見制度の利用を促すなどの指導はなされていなかった。なお、監査人補助者が把握しただけでも７つの特別養護老人ホームにおいて、施設利用者本人の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　揖斐県事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

【事実関係②　施設監査の方法】

揖斐県事務所では、事業者が 36 協定（時間外及び休日労働に係る使用者（法人）と

職員の代表者との協定）を、本来は同協定が労働基準監督署に受理された日から有効となるところ、協定の有効期間の始期よりも後に労働基準監督署に提出していたことに対し、有効期間の開始前に届け出るべきことについて文書指導とはせず、口頭指導としていた。

【参考報告　揖斐県事務所】

揖斐県事務所としては、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反した」事実は認められるものの、当該問題が労働基準法（同法第 36 条）という「他法令」への違反の問題であること及びその違反について文書指導を行わなくても改善が見込まれることから口頭指導とした旨説明された。

この点について、介護保険法上のマニュアルではあるが、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルにおいても、「運営指導やそれに基づく確認項目及び確認文書において、他法に関するものがありますが、何らかの不備があり文書指導又は口頭指導を行う場合は、あくまでも介護保険法の中で、つまり運営基準等で規定している内容までの範囲で改善指導を行うことができると考えます。例えば、消防法違反や労働基準法違反等の疑いが認められた場合は、介護保険法だけでは問題を解決できないので、消防署、都道府県労働局や労働基準監督署等へ通報することになります。」と規定されている。また老人福祉法上の指導監査については、介護保険施設に対する指導が合わせて行われていることもあることから、このような考え方に基づき、他法令に関しても発見した場合には、適切な指導及び必要な措置を取ることが求められることから参考報告とする。

第５　中濃県事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、中濃圏域と呼ばれる地域の内、関市、美濃市及び郡上市の３市である。面積は 1,620.09 ㎢で、県全体の 15.25％を占め、人口は約 14 万人で、県全体の 7.16％である。

近年、道路交通網が整備され、さらに多くの流入人口が期待される。南部平坦地域においては、金属工業、製紙工業等の伝統的な地場産業に加え、機械産業等が盛んであり、雇用の増大や関連産業の活性化に繋がっている。郡上地域では、高冷地農業、林業、観光産業が盛んであり、特に観光産業では、中部地区最大級のスキーエリアとなっている。

中濃県事務所は、関市、美濃市及び郡上市の３つの保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[18]）

市町名	面積 (㎢)	人口 (人)	高齢者[19] (人)	高齢化率 (%)	介護認定者数 (人)	認定率 (%)
関市	472.33	82,957	26,302	31.7	4,251	16.2
美濃市	117.01	18,361	6,922	37.7	1,137	16.4
郡上市	1030.75	37,147	14,390	38.7	2,673	18.6
管内計	1620.09	138,465	47,614	34.4	8,061	16.9

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、可茂県事務所管内と合わせた中濃圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに９万 2,512 人減少し、65 歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

高齢者（65 歳以上）及び後期高齢者（75 歳以上）の総人口に占める割合は、おおむね県平均と同じ割合で、令和 32 年まで増加を続ける見込みである。

【中濃圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	364,282	350,830	336,565	321,253	305,051	288,367	271,770
65歳以上（人）	111,900	113,793	114,173	113,828	115,749	114,253	110,660
総人口に占める割合	30.7%	32.4%	33.9%	35.4%	37.9%	39.6%	40.7%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	56,508	66,114	70,699	70,815	69,448	68,142	70,463
総人口に占める割合	15.5%	18.8%	21.0%	22.0%	22.8%	23.6%	25.9%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、中濃県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和 22 年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。

令和５年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護１の人（＋234 人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護１の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

[18] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[19] 65 歳以上の人口

【中濃県事務所管内の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	929	1,038	1,104	1,110	1,066	1,029	100
要支援2	1,306	1,428	1,536	1,551	1,482	1,428	122
要介護1	1,725	1,888	2,057	2,108	2,032	1,959	234
要介護2	1,266	1,382	1,490	1,552	1,502	1,452	186
要介護3	1,133	1,198	1,299	1,378	1,348	1,314	181
要介護4	1,177	1,279	1,380	1,464	1,431	1,381	204
要介護5	580	672	712	744	730	712	132
合計	8,116	8,885	9,578	9,907	9,591	9,275	1,159

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
関市	5,700	75	8	83
美濃市	5,400	19	2	21
郡上市	4,800	36	4	40
管内計	5,931[20]	130	14	144

３　適切な指導監督

（１）介護保険法上の運営指導

中濃県事務所管内においては、５名の福祉課職員のうち４名が管内の約 170 事業所に対する運営指導を行っている。運営指導に当たっては、２名又は３名体制で、各事業所の６年に１回の指定期間内に１回は運営指導が行えるよう計画し、毎年 40 から 60 施設程度指導している。年間計画は、年度末に次年度の計画を立て、実施日は、遅くとも１か月前には施設に通知している。

【事実関係①　運営指導の方法】

中濃県事務所においては、法令や条例に違反があった際には文書指導とし、介護事業者に対し改善策などの回答を求めている。また、要綱・通知・努力義務に違反している場合には口頭指導、軽微な事柄については助言とする扱いとしている。文書指導か口頭指導かの区別を明確にしたマニュアルなどはなく、上記の共通認識を前提に、文書指導、口頭指導、助言が決められている。

【規範】

[20] 県平均

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」とし、助言は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合」を参考とすることを示している。

【意見　中濃県事務所】

所内の取り扱いを共通認識としてまとめている点については評価できる。一方で、取扱いについては、厚生労働省のマニュアルや他の県事務所とも異なる独自の基準であることから、他の事務所との判断の違いをもたらさないよう、統一の基準で指導を行うことが望ましい。

（２）集団指導

中濃県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度は、介護保険制度の改定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。令和４年度の中濃県事務所の集団指導では、可茂県事務所と合同で、インターネット上に動画を掲載し実施している。

【事実関係　受講の確認】

動画の視聴形式による集団指導では、各事業所に対してアンケートへの回答（任意）を求めているものの、各事業所の個別の受講確認は行われておらず、正確な受講者数が把握されていない。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。

【指摘　中濃県事務所】

集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。

【改善報告】

県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。

（３）資料の保管

運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。

【事実関係①　保存期間】

運営指導の記録については、保存期間が５年と定められている。

【規範】

岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。

【意見　中濃県事務所】

運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。

【事実関係②　保存期間の延長】

中濃県事務所は、これまで運営指導の記録については、保存期間を超えるものも保管されているが、保存期間の延長手続が行われていなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 73 条第１項、第２項には、主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、文書取扱責任者に協議し、文書取扱責任者は、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間の延長することができるとして、文書の保存期間の延長手続を定めている。

【指摘　中濃県事務所】

定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。

【改善報告】

令和６年度から、保存期間の延長手続を行っており改善報告とする。

（４）老人福祉法上の指導監査

中濃県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において

高齢者福祉に関する事務、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

これまでの当該指導監査の実施は、令和５年度５施設、令和４年度 12 施設、令和３年度が 15 施設、令和２年度０施設となっている。令和２年度は、コロナ禍により指導を行わず、令和３年度と令和４年度に多くの施設の指導監査を行った。

老人福祉施設の指導監査にあたっては、２名以上の職員で指導監査を行うが、各施設が３年に１回のペースで指導監査が行えるように年 10 施設以上を対象に指導を行っている。

【事実関係①　成年後見制度を踏まえた意思確認】

老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書などの提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。認知度について、ケアチェック表内の「コミュニケーション」「意思疎通」欄や「認知能力」欄に記載があったり、基本情報の「自立度」欄に日常生活自立度が記載されていたりする。他にも、施設サービス計画書において認知症であることが明記され壁を拳で叩いたり頭をぶつけたりすることがあると記載され、認知症が進んでいることが明記されていたり、「サービス担当者会議の要点」と題する書面において認知症が進んでいることが明記されていたりと、本人の認知能力に疑いの残る事例が確認された。当該認知度について、「意思疎通」が「ほとんどできない」とされていたり、「認知能力」について「重度の障害」とされていたり、認知症が進行していることが明記されていても、計画書の署名欄は、本人の代理又は代筆として親族による署名がなされている。本人の認知能力が極めて低下しており、自身に対する施設サービス計画の内容を理解できていないと思われる場合であっても、成年後見制度の利用を促すなどの指導がなされていない。なお、監査人補助者が把握しただけでも３か所の特別養護老人ホームで、施設利用者の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　中濃県事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できない恐れがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第６　可茂県事務所

１　管内の状況

（１） 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、中濃圏域と呼ばれる地域の内、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町の２市７町１村である。岐阜県のほぼ中央に位置し、２市７町１村からなり、面積は 834.17 ㎢で、県全体の約８％程度、人口は約 22 万人で、県全体の 11.2％を占めている。

加茂地域（美濃加茂市、坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村）と、可児地域（可児市、御嵩町）は、可茂南部を流れる木曽川により南北に分断されている。また飛騨川が加茂地域の中央を南北に貫くように流れている。西南部の愛岐丘陵地から飛騨川中流域の中山間地域に至る標高 50m から標高 1,200m に渡る大きい高低差があり、非常に変化に富んだ地形となっている。

可茂県事務所は、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町の 10 の保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[21]）

市町名	面積（㎢）	人口（人）	高齢者[22]（人）	高齢化率（％）	介護認定者数（人）	認定率（％）
美濃加茂市	74.81	56,564	13,117	23.2	2,185	16.7
可児市	87.57	98,585	28,160	28.6	4,827	17.1
坂祝町	12.87	8,000	2,332	29.2	324	13.9
富加町	16.82	5,644	1,843	32.7	311	16.9
川辺町	41.16	9,632	3,190	33.1	560	17.6
七宗町	90.47	3,131	1,495	47.7	325	21.8
八百津町	128.79	9,718	4,053	41.7	754	18.6
白川町	237.90	6,911	3,379	48.9	671	19.9
東白川村	87.09	1,917	886	46.2	179	20.2
御嵩町	56.69	17,011	5,657	33.3	994	17.6
管内計	834.17	217,113	64,112	29.5	11,130	17.4

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、中濃県事務所管内と合わせた中濃圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに９万 2,512 人減少し、65 歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

高齢者（65 歳以上）及び後期高齢者（75 歳以上）の総人口に占める割合は、県平均

[21] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[22] 65 歳以上の人口

より高く、令和 32 年まで増加を続ける見込みである。

【中濃圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	364,282	350,830	336,565	321,253	305,051	288,367	271,770
65歳以上（人）	111,900	113,793	114,173	113,828	115,749	114,253	110,660
総人口に占める割合	30.7%	32.4%	33.9%	35.4%	37.9%	39.6%	40.7%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	56,508	66,114	70,699	70,815	69,448	68,142	70,463
総人口に占める割合	15.5%	18.8%	21.0%	22.0%	22.8%	23.6%	25.9%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、可茂県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和 17 年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。令和５年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護１の人（＋399 人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護１の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

【可茂県事務所管内の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	1,644	1,975	2,052	1,928	1,829	1,828	184
要支援2	1,597	1,806	1,907	1,852	1,780	1,773	176
要介護1	2,563	2,964	3,179	3,144	3,014	2,962	399
要介護2	1,841	2,171	2,319	2,336	2,253	2,206	365
要介護3	1,394	1,599	1,714	1,776	1,726	1,664	270
要介護4	1,347	1,564	1,700	1,749	1,679	1,625	278
要介護5	903	1,062	1,154	1,179	1,131	1,097	194
合計	11,289	13,141	14,025	13,964	13,412	13,155	1,866

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
美濃加茂市	5,600 円	258	5	263
可児市	5,700 円	390	9	399
坂祝町	5,200 円	26	1	27
富加町	5,500 円	18	2	20

川辺町	4,500 円	27	1	28
七宗町	6,100 円	20	1	21
八百津町	5,000 円	43	2	45
白川町	5,500 円	24	1	25
東白川村	4,700 円	7	1	8
御嵩町	6,640 円	51	1	52
管内計	5,931 円[23]	864	24	888

3　適切な指導監督

（1）介護保険法上の運営指導

可茂県事務所管内においては、地域福祉係の４名が、管内の 888 事業所に対する運営指導を行っている。運営指導に当たっては、通常２名で指導を行うが、障害福祉の担当１名が加わることがある。

運営指導の対象となる事業所は、新規の事業所は指定の翌年度に運営指導を行い、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状況をまとめたデータを使って、運営指導対象事業所を決めている。具体的には、各事業所が６年に１回の更新期間内に１回は運営指導が行えるように、運営指導の実施計画として、３年先までの予定を定めることとしている。

【事実関係①　運営指導の方法】

可茂県事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際には、文書による回答が必要なものとして、文書指導と扱っている。それ以外は、口頭指導を行っている。文書指導か口頭指導かの区別を明確にしたマニュアルなどはなく、担当者の判断で、文書指導か口頭指導かが決められている。

【規範】

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」とし、助言は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合」を参考とすることを示している。

【意見　可茂県事務所】

指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。

[23] 県平均

（２）集団指導

可茂県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度は、介護保険制度の改定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。令和４年度の可茂県事務所の集団指導では、中濃県事務所と合同で、インターネット上に動画を掲載し実施している。

【事実関係　受講の確認】

動画の視聴形式による集団指導では、各事業所に対してアンケートへの回答（任意）を求めているものの、各事業所の個別の受講確認は行われておらず、正確な受講者数が把握されていない。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。

【指摘　可茂県事務所】

集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。

【改善報告】

県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。

（３）資料の保管

運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。

【事実関係①　保存期間】

運営指導の記録については、保存期間が５年と定められている。
【規範】
岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。
【意見　可茂県事務所】
運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。
【事実関係②　保存期間の延長】
可茂県事務所は、これまで運営指導の記録については、全ての資料が保管されている状況が続いているだけでなく、保存期間の延長手続が行われていなかった。
【規範】
岐阜県公文書規程第 73 条第１項、第２項には、主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、文書取扱責任者に協議し、文書取扱責任者は、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間の延長することができるとして、文書の保存期間の延長手続を定めている。
【指摘　可茂県事務所】
定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。
【改善報告】
令和６年度中に保存期間の延長手続を行ったことから改善報告とする。
【事実関係③　文書の不処分】
可茂県事務所は、保存期間の５年を経過した過去の運営指導記録のほとんどが保管されている状況となっている。
【規範】
岐阜県公文書規程第 74 条第１項は、「文書取扱責任者は、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに当該保存文書を廃棄しなければならない。」と規定する。
【指摘　可茂県事務所】
保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。
（４）指導結果の記載の誤り
【事実関係】
努力義務にあたる事項につき、自己点検シートには不適とされていたため、可茂県事務所の取り扱いによれば、口頭指導とされるべきところが、指導がおこなわれていなかった。また、合同会社であるにも関わらず、対象者の記載が株式会社となっていた。

【規範】
岐阜県公文書規程第３条第２項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。
【指摘　可茂県事務所】
文書の記載について、正確に処理するべきである。
（５）前回と同様の指導
【事実関係】
同一施設に対し、前回の運営指導時になされた指導と同内容の指導が、直近の運営指導時にも行われていた。同一の指導が繰り返されている施設に対し、指導の実効性を確保するための厳格な措置をとるなどの方法は実施されていない。
【意見　可茂県事務所】
同一の指導が行われているということは、前回の指導が生かされていないということである。そのため、例えば２回連続で同一の指導がなされた場合には、翌年に再提出をさせる方法や、数か月後に再度指導を実施するなどの近い時点での再確認を行うことが望ましい。
（６）指導への対応に対する確認
【事実関係】
「運営規程や勤務体制等の重要事項は事業所の見やすい場所に掲示すること」との指導がなされ、それに対し、「実施した」との記載による回答のみがなされ、実際に掲示された写真等の資料添付はなかった。
【意見　可茂県事務所】
指導した点が改善したことまで資料に基づいて確認することが重要であり、改善状況についての写真等の提出を求めることが望ましい。
（７）提出資料の不備
【事実関係】
令和５年９月 25 日に指導を実施した施設から、改善内容として提出された資料の日付が、令和４年 10 月１日になっていた。明らかな誤記である。
【規範】
岐阜県公文書規程第３条第２項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。
【指摘　可茂県事務所】
施設から提出された資料の内容確認を正確に行うべきである。
（８）運営指導の実施方法
【参考報告　可茂県事務所】
口頭指導についても、指導書に記載し、意味合いを説明している。そのため、施設としても指導内容の把握が容易であり、また県事務所としても過去にどのような指導をしたかの把握が容易であり、参考となる。
【参考報告　可茂県事務所】

可茂県事務所では、指導の際に、担当者においても自己点検シートのコピーを利用して、指導を実施している。そのため、自己点検シートのチェック事項につき、確認の漏れが生じにくい方法を採用しており、参考となる。

【参考報告　可茂県事務所】

可茂県事務所では、指導記録内に指導結果を添付している。前回指導を踏まえた指導が可能となるため参考となる。

（９）老人福祉法上の指導監査

可茂県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

これまでの指導監査の件数は、令和５年度 17 施設、令和４年度 21 施設、令和３年度が 10 施設である。

老人福祉施設の指導監査に当たっては、２名以上の職員で指導監査を行うが、各施設が３年に１回のペースで指導監査が行えるように年 15 施設以上を指導するよう年度当初に計画し、指導を行っている。

【事実関係　成年後見制度を踏まえた意思確認】

老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書などの提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。認知度については、認知症高齢者の日常生活自立度の記載やＮＭスケール評価の記載など各施設ごとの資料が取得されているが、日常生活自立度の記載が、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）となっていたり、ＮＭスケール評価表が、「中等度認知症」（会話の項目には「簡単な会話は可能であるが、つじつまのあわないことが多い」にチェック）と判定されているが、計画書の署名欄は、親族による署名がなされていたり、併記で本人と親族の署名があるものの、親族と本人の署名が同一筆跡と思われるものがあり、本人の意思が確認されたかが不明であるが、成年後見制度の利用を促すなどの指導がなされていない。またアセスメントシートなどの記載から、本人の意思確認が困難と思われる例が確認された。なお、監査人補助者が把握しただけでも４つの特別養護老人ホームで、施設利用者の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　可茂県事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できない恐れがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。

意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第７　東濃県事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、東濃圏域と呼ばれる地域の内、多治見市、瑞浪市及び土岐市の３市である。西、南は愛知県、北は可児市､可児郡及び加茂郡、東は恵那市に接している。総面積は 382.13 ㎢で県全体の 3.6%、人口は約 19 万５千人（令和４年３月１日時点）で県全体の約 10%を占めている。

東濃県事務所は多治見市、瑞浪市、土岐市の３つの保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[24]）

市町名	面積 (㎢)	人口 （人）	高齢者 [25]（人）	高齢化率 （%）	介護認定者数 （人）	認定率 （%）
多治見市	91.25	103,806	33,687	32.5	5,287	15.7
瑞浪市	174.86	36,066	11,482	31.8	1,813	15.8
土岐市	116.02	53,376	17,350	32.5	3,050	17.6
管内計	382.13	193,248	62,519	32.4	10,150	16.2

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、恵那県事務所管内と合わせた東濃圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに 10 万 5,340 人減少し、65 歳以上人口も令和２年以降減少していく見込みである。

高齢者(65 歳以上)及び後期高齢者(75 歳以上)の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和 32 年まで増加を続ける見込みである。

【東濃圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	323,574	304,718	287,835	270,515	252,972	235,380	218,234
65歳以上（人）	104,876	104,874	104,237	103,294	103,664	100,839	96,302
総人口に占める割合	32.4%	34.4%	36.2%	38.2%	41.0%	42.8%	44.1%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	55,366	62,550	64,571	63,466	62,142	61,200	62,457
総人口に占める割合	17.1%	20.5%	22.4%	23.5%	24.6%	26.0%	28.6%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

[24] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[25] 65 歳以上の人口

各保険者が行った推計によると、東濃県事務所管の要支援・要介護認定者数は、令和 22 年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。

令和５年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加すると推計されるのは要介護４の人(＋302 人)となり、要介護１の人(＋255 人)、要介護３の人(＋212 人)と続く。

【東濃県事務所管内の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	911	1,035	1,061	1,027	994	962	51
要支援2	1,736	1,966	2,036	2,005	1,942	1,871	135
要介護1	1,947	2,264	2,372	2,354	2,271	2,202	255
要介護2	1,838	1,977	2,096	2,109	2,037	1,946	108
要介護3	1,489	1,694	1,791	1,821	1,764	1,701	212
要介護4	1,465	1,670	1,809	1,880	1,832	1,767	302
要介護5	947	1,016	1,086	1,099	1,071	1,035	88
合計	10,333	11,622	12,251	12,295	11,911	11,484	1,151

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
多治見市	5,950	111	11	122
瑞浪市	5,090	43	5	48
土岐市	6,200	62	4	66
管内計	5,931[26]	216	20	236

３　適切な指導監督

（１）介護保険法上の運営指導

東濃県事務所は、５名の職員と２名の会計年度任用職員から構成され、介護保険事業に関する福祉係の職員は、４名が在籍し、管内の 338 の介護事業所に対する運営指導を行っている。

これまでの運営指導の件数は、令和５年度 77 事業所、令和４年度 30 事業所、令和３年度が 17 事業所、令和２年度５事業所であった。年間約 60 ないし 70 事業所の運営指導が本来の目標数であるが、令和２年度は５事業所、令和３年度は 17 事業所、令和４年度 30 事業所にとどまるなど、令和２年から令和４年度の３年間、コロナ禍を理由

[26] 県平均

に例年よりも極めて少ない事業所しか指導を行うことができていなかった。

介護事業所の運営指導に当たっては、２名の職員で指導を行うが、各事業所が６年に１回の更新期間内に１回は運営指導が行えるように年 60 事業所以上を指導するよう年度当初に計画し、指導を行っている。

運営指導の対象となる介護事業所は、新規の事業所は、指定等の翌年に運営指導を行い、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状況をまとめたデータを使って運営指導対象事業所を判断している。

【事実関係①　運営指導の頻度】

運営指導の実施状況を確認したところ、平成30年度から令和５年度までの間に50事業所が運営指導を実施できておらず、そのうち 10 事業所が指定有効期間内の運営指導を実施できていなかった。なお、そのうち５つの事業所については、令和６年度において実施を行ったとのことである。また前回の運営指導から８年間運営指導が行われていない事業所が７事業所、７年間運営指導が行われていないところが 37 事業所存在することが確認された。その原因としては、令和２年度からのコロナ禍による運営指導の自粛が原因であるが、コロナ禍が収まってきた令和４年度に遅れを適切に対処すれば、対応することは可能な状況であった。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第１には、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に指導を行うとし、同要綱第４、２、（２）によれば、「運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。」と規定されている。

【指摘　東濃県事務所】

コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内の６年間１度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。

【事実関係②　運営指導の方法】

東濃県事務所では、令和５年度まで、「文書指導」「口頭指導」「その他指摘」の３つの指導を行っていた。

このうち「文書指導」は法令（条例を含む）違反に係る行政指導を、文書をもって行うものであり、「その他指摘」及び「口頭指導」は法令違反に至らないものについて行うものであった。

口頭指導は基準・要綱に反する事項のうち文書を示さず口頭で指したもので、その他指導は、基準・要綱に反する事項のうち文書に明記して指導したものを指すとのことであったが、その区別は曖昧なものであった。

【規範】

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュ

アルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」とし、助言は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合」を参考とすることを示している。

【意見　東濃県事務所】

指摘事項については、口頭指導とその他指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえた判断で行われているが、厚生労働省のマニュアルに沿うなど、他の地域との指導の平等を維持することで均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものと考える。口頭指導とその他指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。

【改善報告　東濃県事務所】

東濃県事務所では、令和６年度以後、口頭で足りるものについても相手方の便宜及び指導の実効性の確保のため文書に残した方がよいとして、「口頭指導」と「その他指導」を統一したとのことであった。また、令和６年度以後、「文書指導」、「口頭指導」、「助言」と分類し、口頭指導についても文書に明記して指導することとしているとのことである。

【事実関係③　経口補水液に係る指導】

東濃県事務所では、経口補水液等については、施設が利用者等から受領することができる日常生活費に含まれてはいないことの指導を行っている。他の県事務所と共有しておらず、３か月に１回程度の担当者会議も現在は行われておらず、事務作業効率化の取組は、それぞれの県事務所ごとの裁量に委ねられているとのことであった。

【意見　東濃県事務所】

県庁及び他の県事務所等と指導内容について情報共有することが望ましい。

【事実関係④　身体的拘束に係る指導】

事業者Ｅについて、身体的拘束に関する指導があった。事業者Ｅの施設については、身体的拘束の対象者が入所者の１割に当たる 14 名にのぼったため口頭指導を行ったとのことであった。もっとも、文書確認しかしておらず、身体拘束の理由も記録していなかった。

【規範】

国の「介護保険施設等運営指導マニュアル」Ⅱ実践編、第３章、第４節３（５）イは「運営指導で身体的拘束等を発見した場合は、まずはその記録の提示を求め、内容を確認します。そしてその記録の内容から、発見した身体的拘束等が、（略）「例外的に身体的拘束等を行う場合の要件」（切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を全て満たすこと）に該当することを事業所または施設全体で極めて慎重に手続きを行ったどうかを確認します。」「例外的に身体的拘束等を行う場合の要件に明らかに合致して

いないか又は合致していない疑いがある場合は、適切な手続きを経ていない身体的拘束等は高齢者虐待防止法に規定する身体的虐待に該当する可能性が高いことから、直ちに身体的拘束等を中止するよう指導するとともに、必要に応じて運営指導から監査（立入検査）に変更し、事実関係を確認します。」と明記している。

【意見　東濃県事務所】

記録の内容から身体的拘束が発見され、入所者の１割が身体的拘束を受けているような他の施設と比較しても多い実態が判明した場合、例外的な身体拘束が、十分に要件の検討がなされないまま行われている可能性がある。このため、このような場合は、文書確認のみにとどめるのは妥当ではなく、聞き取り等を踏まえ事実関係を慎重に確認し、法令違反が確認される場合は、運営指導から監査に変更して事実関係を確認することも検討することが望ましい。

（２）集団指導

東濃県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度の集団指導については、介護保険制度の改定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。独自での集団指導については、令和４年度に恵那県事務所と合同で行い、管内 187 ほどの事業所に対して、案内を送付した。

【事実関係　受講の確認】

令和４年度及び令和５年度の集団指導について、未受講の事業者が存在するかどうかの確認を行っておらず、全体の何割が受講しているかどうかの状況は確認されていない。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。

【指摘　東濃県事務所】

集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。

【改善報告】

県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を

開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。

（３）資料の保管

運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。

【事実関係①　保存期間】

介護保険の運営指導の記録については、保存期間が５年と定められている。

【規範】

岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。

【意見　東濃県事務所】

運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。

【事実関係②　保存期間の延長】

東濃県事務所では、紙媒体は期限内に廃棄するが、電子ファイルデータは存在しており、新たな指導の際に前回の指導を確認するためにこのデータを参照するとのことであったが、文書に関する保存期間の延長の手続は行っていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 73 条第１項、第２項には、主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、文書取扱責任者に協議し、文書取扱責任者は、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間の延長することができるとして、文書の保存期間の延長手続を定めている。なお、同規程第１条第２項において、文書には電磁的記録も含むとされている。

【指摘　東濃県事務所】

データも文書であり、５年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。

（４）老人福祉法上の指導監査

東濃県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

これまでの指導監査の件数は、令和５年度８施設、令和４年度５施設、令和３年度

が６施設、令和２年度０施設であり、年間約９施設の指導監査が本来目標数であるが、令和２年度などは、コロナ禍により例年よりも少ない施設しか指導を行うことができていない。

老人福祉施設の指導監査に当たっては、２名以上の職員で指導監査を行うが、各施設が３年に１回のペースで指導監査が行えるように年９施設以上を指導するよう年度当初に計画し、指導を行っている。

【事実関係①　成年後見制度を踏まえた意思確認】

老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書の提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。

一部の施設については、認知症高齢者の日常生活自立度の記載について施設ごとの資料を取得しており、その資料には、日常生活自立度の記載が、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）となっている一方、計画書の署名欄は、親族と思しき身元引受人による署名がなされていた。

東濃県事務所では、署名者が家族かどうかを確認するのみで、本人意思が確認されたかが不明であるが、成年後見制度の利用を促すなどの指導はしていない。

監査人補助者が把握しただけでも１つの特別養護老人ホームで２名の施設利用者の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　東濃県事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。

意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第８　恵那県事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、東濃圏域と呼ばれる地域の内、中津川市・恵那市の２市である。管内は、岐阜県の東南端に位置し、総面積は 1,180.57 ㎢（内 937.34 ㎢、79.40％が山林）で県土のおよそ 11％を占めている。この地域は、北に飛騨山脈、東に木曽山脈、南は奥三河高原、西は笠置の山々に囲まれ、そのほぼ中央を木曽川が貫流し、東は長野県、南は愛知県に接しており、経済的には中京経済圏に属し、活発な経済活動を展開している。

恵那県事務所は中津川市、恵那市の２つの保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[27]）

市町名	面積（㎢）	人口（人）	高齢者[28]（人）	高齢化率（％）	介護認定者数（人）	認定率（％）
中津川市	676	74,024	24,738	33.4	4,438	17.9
恵那市	504	45,791	16,652	36.4	2,938	17.6
管内計	1,181	119,815	41,390	34.5	7,376	17.8

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、東濃県事務所管内と合わせた東濃圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに 10 万 5,340 人減少し、65 歳以上人口も令和２年以降減少していく見込みである。

高齢者(65 歳以上)及び後期高齢者(75 歳以上)の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和 32 年まで増加を続ける見込みである。

【東濃圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	323,574	304,718	287,835	270,515	252,972	235,380	218,234
65歳以上（人）	104,876	104,874	104,237	103,294	103,664	100,839	96,302
総人口に占める割合	32.4%	34.4%	36.2%	38.2%	41.0%	42.8%	44.1%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	55,366	62,550	64,571	63,466	62,142	61,200	62,457
総人口に占める割合	17.1%	20.5%	22.4%	23.5%	24.6%	26.0%	28.6%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、恵那県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和 22 年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。令和５年度と令和 32 年度を比較すると、要支援度・要介護度別のいずれの区分の認定者も減少し、全体の要支援・要介護認定者数も 1,122 人減少すると推計されている。

[27] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[28] 65 歳以上の人口

【恵那県事務所管内の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	706	693	684	675	600	570	△ 136
要支援2	648	687	666	667	592	559	△ 89
要介護1	1,894	1,968	1,938	1,966	1,740	1,635	△ 259
要介護2	1,376	1,388	1,357	1,415	1,243	1,162	△ 214
要介護3	1,071	1,083	1,050	1,130	987	918	△ 153
要介護4	1,071	1,079	1,047	1,136	993	917	△ 154
要介護5	702	700	676	712	628	585	△ 117
合計	7,468	7,598	7,418	7,701	6,783	6,346	△ 1,122

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）※休止中を含む

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
中津川市	5,800	79	11	90
恵那市	5,950	63	8	71
管内計	5,931[29]	142	19	161

３　適切な指導監督

（１）介護保険法上の運営指導

恵那県事務所福祉課は、４名の職員と１名の会計年度任用職員から構成され、４名の職員で管内の 158 の介護事業所に対する運営指導を行っている。

運営指導の件数は、令和５年度 40 事業所であり、年間 30 ないし 40 事業所の運営指導を本来目標として掲げているところであるが、令和２年度などは、コロナ禍により例年よりも少ない事業所しか指導を行うことができていなかった。

介護事業所の運営指導に当たっては、２名～３名の職員で指導を行うが、各事業所が６年に１回の更新期間内に１回は運営指導が行えるように年間 30 ないし 40 事業所を指導するよう年度当初に計画し、指導を行っている。

新規の事業所は、指定後１年以内に運営指導を行い、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状況をまとめたデータを使って運営指導対象事業所を判断している。

【事実関係①　運営指導の頻度】

運営指導の実施状況を確認したところ、指定有効期間内には運営指導は実施できていたが、平成 30 年度から令和５年度までの６年間に、14 事業所について、県の実施要

[29] 県平均

項に定める運営指導が行われていないことが確認された。その原因としては、令和２年度からのコロナ禍による運営指導の自粛が挙げられる。

令和４年度は、県事務所によると、厚生労働省のマニュアルにより、運営指導を行うためには実施の１か月前に実施通知を発出する必要があるため、５月から６月に実施通知を発出し、６月から７月に行おうとしたが、７月に入り感染が再拡大し、さらに恵那県事務所によると７月 20 日には高齢福祉課から運営指導について中止の指示が出たとのことである。その後、８月５日から９月 30 日まで「岐阜県ＢＡ．５対策強化宣言」が出された。10 月に通知をし 11 月に実施をするものについては、障がい者施設等でのクラスターの発生等があり、感染拡大防止のための指導を優先した。11 月 29 日に「岐阜県医療ひっ迫宣言」が出され、県事務所は感染拡大防止のための指導を優先した。令和５年に新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、例年の１．５倍程度の運営指導を行い、遅れを取り戻そうとした。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第１には、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に指導を行うとし、同要綱第４、２、（２）によれば、「運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。」と規定されている。

【意見　恵那県事務所】

指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。

【改善報告】

令和５年度中に例年の１．５倍程度の運営指導を行い、令和６年度中に遅れを取り戻すことができたとのことであるため、改善報告とする。

【意見　恵那県事務所】

新型コロナウイルス感染症のように、年に数回、感染拡大と感染の収束を繰り返すような傾向が見受けられる場合は、そのような傾向を踏まえて計画を立て直し、定められた頻度で運営指導が実施できるよう努め、県事務所単位で計画の遂行が困難な場合は、県庁や他の県事務所から応援を受けるなどして一時的に人員を増やすことが望ましい。

【事実関係②　運営指導の方法】

恵那県事務所においては、文書指導、口頭指導の２つの指導を行っている。法令（条例を含む）違反などが見つかり、文書による回答が必要と判断される場合は、文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者による指導事実に対する回答を求めてい

る。要綱違反、法令違反でも軽微なもの、努力義務にとどまるもの、記載の誤りについては口頭指導としている。
【規範】
厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」としている。
【意見　恵那県事務所】
指摘事項については、過去の実績を踏まえた判断で口頭指導を文書指導とする場合もあるが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導、口頭指導等の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。
（２）集団指導
恵那県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度の集団指導については、介護保険制度の改定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。独自での集団指導については、令和４年度に東濃県事務所と合同で行い、管内 158 ほどの事業所に対して、案内を送付した。
【事実関係　受講の確認】
令和４年度及び令和５年度の集団指導について、受講後アンケートにより受講した法人や事業所・施設の把握はしていたが、法人単位の受講と事業所単位の受講と混在していたため、全体の何割が受講しているかどうかの状況は確認されていない。
【規範】
岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。
【指摘　恵那県事務所】
集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数

を増やすなどの対策を検討すべきである。
【改善報告】
県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。
（３）資料の保管
運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。
【事実関係①　保存期間】
介護保険の運営指導の記録については、保存期間が５年と定められている。
【規範】
岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。
【意見　恵那県事務所】
運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。
【事実関係②　保存期間の延長】
恵那県事務所では、紙媒体は期限内に廃棄するが、電子ファイルデータは存在しており、新たな指導の際に前回の指導を確認するためにこのデータを参照するとのことであり、10 年以上前のデータも存在した。文書に関する保存期間の延長の手続は行っていない。
【規範】
岐阜県公文書規程第 73 条第１項、第２項には、主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、文書取扱責任者に協議し、文書取扱責任者は、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間の延長することができるとして、文書の保存期間の延長手続を定めている。なお、同規程第１条第２項において、文書には電磁的記録も含むとされている。
【指摘　恵那県事務所】
データも文書であり、５年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。

【改善報告】
令和６年度から、保存期間の延長手続を行っており改善報告とする。
（４）老人福祉法上の指導監査
恵那県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。恵那県事務所では、対象となる施設について介護保険事業者の運営指導と同時に行っているとのことである。
これまでの指導監査の件数は、令和５年度 13 施設、令和４年度０施設、令和３年度が１施設、令和２年度２施設、令和元年度４施設であり、令和２年度から令和４年度にかけては、コロナ禍により例年よりも少ない施設しか指導を行うことができていない。
【事実関係①　成年後見制度を踏まえた意思確認】
老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書の提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。
恵那県事務所では、事前に事業者から添付資料として認知症高齢者の日常生活自立度の記載について施設ごとの資料を取得しており、その資料には、「アルツハイマー型認知症」であることが明白に記載されていたり、日常生活自立度の記載が、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）となっている一方、計画書の署名欄は、親族と思しき身元引受人による署名がなされていた。
「認知症で記入困難なため」という理由で「代筆者」欄に代筆者の氏名・押印がなされているものや、本人について「意向の確認は難しい」と明記される一方、本人の「長男の嫁」という者が代筆したものなど、本人の意思確認がなされているのかどうか不明なものがあった。
さらに、利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果の欄には「明確な返答は頂けませんでした」とあるにも関わらず、本人の名前での署名押印がなされているものもあった。その筆跡は、80 歳代女性のものとしては力強く、比較的若年の者による筆跡と思われる署名であった。このように誰が署名押印をしたのか不明なものもあった。
このように、監査人補助者が把握しただけでも５つの特別養護老人ホームで施設利用者の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。
しかしながら、恵那県事務所では、署名者が家族かどうかを確認するのみで、本人意思が確認されたかが不明であるが、成年後見制度の利用を促すなどの指導はしていない。
【規範】
岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項

は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　恵那県事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。

意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第９　飛騨県事務所

１　管内の状況

（１）管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、飛騨圏域と呼ばれる、高山市、飛騨市、下呂市、白川村の３市、１村である。飛騨圏域は、岐阜県の北部に位置し、面積は 4177.99 ㎢で、県全体の 40%を占め、人口は約 13 万人で、県全体の 6.8%を占めている。

管内の地域は、最低が海抜 230ｍから北アルプスの 3,190ｍと高低の変化に富み、日本海側気候と内陸性気候の両方を持ち、気温の日較差・年較差が大きい。また、国内でも有数の積雪寒冷地帯である。

飛騨圏域は、高山市、飛騨市、下呂市、白川村の４つの保険者で構成されている。

（令和５年４月１日時点[30]）

市町名	面積 (㎢)	人口 （人）	高齢者 [31](人)	高齢化率 （%）	介護認定者数 （人）	認定率 （%）
高山市	2,177.61	81,236	27,747	34.2	5,270	19.0
飛騨市	792.53	21,380	8,832	41.3	1,688	19.1
下呂市	851.21	28,809	11,911	41.3	2,304	19.3
白川村	356.64	1,431	481	33.6	92	19.1
管内計	4,177.99	132,856	48,971	36.9	9,354	19.1

（２）人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、飛騨圏域の総人口は、令和２年から令和 32 年までに５万 7,751 人減少し、65 歳以上人口も令和２年以降減少していく見込みとなっている。

[30] 介護認定者数については、令和５年３月 31 日時点

[31] 65 歳以上の人口

高齢者（65 歳以上）及び後期高齢者（75 歳以上）の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和 32 年まで増加を続ける見込みである。

【飛騨圏域の将来人口の推移】

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	138,896	127,013	116,864	107,075	97,863	89,254	81,145
65歳以上（人）	50,119	48,576	46,797	44,793	43,952	41,934	39,175
総人口に占める割合	36.1%	38.2%	40.0%	41.8%	44.9%	47.0%	48.3%
（参考：県平均）	30.4%	31.9%	33.3%	35.1%	37.9%	39.6%	40.6%
75歳以上（人）	27,705	30,173	29,989	28,424	26,993	25,631	25,770
総人口に占める割合	19.9%	23.8%	25.7%	26.5%	27.6%	28.7%	31.8%
（参考：県平均）	15.7%	19.0%	20.6%	21.2%	21.9%	23.2%	25.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（３）要支援・要介護認定者数の推移

各保険者が行った推計によると、飛騨圏域の要支援・要介護認定者数は、令和 17 年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。

令和５年度と令和 32 年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護４の人（＋73 人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護１の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

【飛騨圏域の要支援・要介護認定者数】　（単位：人）

	R5	R12	R17	R22	R27	R32	R5→R32 増加数
要支援1	1,330	1,335	1,341	1,290	1,215	1,168	△ 162
要支援2	1,125	1,192	1,198	1,160	1,096	1,050	△ 75
要介護1	2,332	2,574	2,648	2,626	2,480	2,370	38
要介護2	1,382	1,514	1,584	1,596	1,494	1,419	37
要介護3	1,148	1,221	1,289	1,295	1,217	1,158	10
要介護4	1,240	1,350	1,422	1,474	1,392	1,313	73
要介護5	909	1,008	1,040	1,060	1,000	948	39
合計	9,466	10,194	10,522	10,501	9,894	9,426	△ 40

※　各保険者が推計した数値の積み上げ（R6.3月推計）
各年度末現在、第２号被保険者を含む

２　介護事業の状況

（１）介護保険料基準額と介護サービス事業所数

（令和５年４月１日時点）

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
高山市	5,750	94	11	105
白川村	5,900	1	0	1
飛騨市	5,710	18	4	22

下呂市	4,600	31	6	37
管内計	5,931[32]	144	21	165

３　適切な指導監督

（１）介護保険法上の運営指導

飛騨県事務所においては、５名の福祉課職員が在籍し、管内の約 165 事業所に対する運営指導を行っている。運営指導に当たっては、２名～３名で指導を行うが、各事業所が運営指導を受けてから６年に１回は運営指導が行えるように年度当初に計画し、指導を行っている。

これまでの運営指導の件数は、令和５年度 25 事業所、令和４年度 12 事業所、令和３年度が 23 事業所、令和２年度 14 事業所であり、令和５年度まで規定どおりの周期で指導を行うことができていない。

運営指導の対象となる事業所は、新規の事業所は指定等の翌年に運営指導を行い、２回目以降は、６年に１回の指導が実施できるよう全体の指導状況をまとめたデータを使って運営指導対象事業所を判断している。

【事実関係①　運営指導の頻度】

運営指導の実施状況を確認したところ、指定有効期間内に１度の運営指導は行えていたが、平成 30 年度から令和５年度までの間に、15 事業所について、６年以上運営指導が行われていないことが確認された。その原因としては、令和２年度からのコロナ禍による実地に赴く指導の自粛が原因である。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第１には、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に指導を行うとし、同要綱第４、２、（２）によれば、「運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。」と規定されている。

【意見　飛騨県事務所】

指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。

【改善報告　飛騨県事務所】

令和６年度中の運営指導により、６年以上の指導未実施の事業所はなくなったことから改善報告とする。

【事実関係②　運営指導の方法】

[32] 県平均

飛騨県事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際には、文書による回答が必要と判断される場合は、文書指導と扱い、指導を受けた介護事業者による指導事実に対する回答を求め、それ以外は、指導の事実だけを記録する扱いとなっているが、これらの扱いをまとめたマニュアル等、飛騨県事務所内で明確な取り決めはなされていない。

【規範】

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の結果通知における、文書指導（文書指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合」であり、口頭指導（口頭指摘）は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合」とし、助言は、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合」を参考とすることを示している。

【意見　飛騨県事務所】

指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。

【事実関係③　運営指導調書の記録】

指導結果通知書には、指導事実を記載するものの、現場における口頭での助言については、運営指導調書の手書きのメモなどは記録が存在するが、指導結果通知書には記録がないため、指導結果通知書そのものを見てもどのような助言がなされたかは一見して判断できない。

【意見　飛騨県事務所】

指摘事項以外の、助言事項については、助言を与えたことの改善が図られているかどうかも後の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、助言内容をまとめた明確な記録を残すのが望ましい。

（２）集団指導

飛騨県事務所では、管内の介護事業所に対して、毎年集団指導を実施しているが、令和５年度の集団指導については、介護保険報酬改定の予定があったことから、高齢福祉課が全事業者に対して集団指導を実施している。飛騨県事務所独自での集団指導については、令和４年度に所管の全事業所に対して、案内を送付し、アンケート回答により受講の有無を確認している。

【事実関係　受講の確認】

令和４年度の集団指導については、案内を行った事業者が受講した事実についてアンケートにて把握し、１月 20 日の受講期限までに受講の確認が取れなかった事業所に架電し受講を促した。結果、ホームページの公開期限である２月 20 日時点で全体の

93.5%の受講を確認した。しかし、令和５年度の集団指導については、担当が本庁の高齢福祉課であったこともあり集団指導の案内を行った事業者が受講した事実そのものは高齢福祉課が把握しているが、飛騨県事務所として所管の未受講事業者が存在するかどうかの確認を行っておらず、全体の何割が受講しているかどうかの状況は確認されていない。

【規範】

岐阜県介護保険施設等指導実施要綱第６、１、（２）には、集団指導の指導方法として、「オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」と規定する。なお、同要綱が参考とする、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、集団指導についてオンライン等を活用する場合、「集団指導は行政指導であることから、情報の伝達漏れを防ぐため、資料の閲覧や動画の視聴状況の把握が必要」としており、情報の伝達漏れがないように視聴等の確認を必ず行い、集団指導に参加しない等の介護保険施設等に優先的な運営指導の計画を推奨している。

【指摘　飛騨県事務所】

集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。

【改善報告】

県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やホームページに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。

（３）資料の保管

運営指導においては、過去の運営指導の状況を振り返った上で、現状の運営状況を確認しているが、過去の運営指導の振り返りの際に前回の運営指導記録が利用されている。介護保険事業者の運営指導は、介護保険事業者の指定有効期間が６年間であることから、概ね６年に１回程度で実施されているため、最後の運営指導の記録には、５年以上前に行われているものも存在する。

【事実関係①　保存期間】

運営指導の記録については、保存期間が５年と定められている。

【規範】

岐阜県公文書規程第 68 条第１項は、「文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により

設定しなければならない。」とし、保存の必要性に応じて、30 年、15 年、10 年、５年、３年、１年の保存期間区分を規定する。

【意見　飛騨県事務所】

運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。

【事実関係②　保存期間の延長】

飛騨県事務所は、これまで運営指導の記録については、５年を超える期間保管されている状況が続いているだけでなく、保存期間の延長手続が行われていなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 73 条第１項、第２項には、主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、文書取扱責任者に協議し、文書取扱責任者は、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間の延長することができるとして、文書の保存期間の延長手続を定めている。

【指摘　飛騨県事務所】

定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。

【事実関係③　文書の不処分】

飛騨県事務所は、保存期間を超えた多くの運営指導の記録が保管されており、その分、保管倉庫は多くの記録で埋まっている状況であった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 74 条第１項は、「文書取扱責任者は、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに当該保存文書を廃棄しなければならない。」と規定する。

【指摘　飛騨県事務所】

保存期間が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。

（４）老人福祉法上の指導監査

飛騨県事務所においては、介護保険事業所の運営指導の外に、同じ担当課において高齢者福祉に関する事務を行っており、老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

これまでの指導監査の件数は、令和５年度 25 施設、令和４年度 13 施設、令和３年度が 11 施設、令和２年度２施設であり、令和２年度などは、コロナ禍により例年よりも少ない施設しか指導を行うことができていない。

老人福祉施設の指導監査に当たっては、２名以上の職員で指導監査を行うが、各施設が３年に１回のペースで指導監査が行えるように年度当初に計画し、指導を行っている。

【事実関係①　成年後見制度を踏まえた意思確認】

老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意

書などの提出を受けているが、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出も受けていた。認知度については、認知症高齢者の日常生活自立度の記載など各施設ごとの資料が取得されているが、日常生活自立度の記載に、Ⅲ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ介護を必要とする。）やⅣ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）の記載があるが、計画書の署名欄には、親族による署名がなされており、本人意思が確認されたかが不明であるが、成年後見制度の利用を促すなどの指導がなされていない。なお、監査人が把握しただけでも３つの特別養護老人ホーム・養護老人ホームで、施設利用者の意思能力に疑問を感じる記載が見受けられた。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条第１項は、「特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　飛騨県事務所】

認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、成年後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

（５）事故報告

【事実関係】

事業者Ｆの老人福祉法上の指導監査の結果を確認したところ、施設内の事故について、県に対する報告が行われていなかったことから、報告を行うことを指導している。当該事業所は、平成 29 年度に実施した運営指導においても同様の指摘を受けている。運営指導においては、同様の指摘を繰り返しているが、この間の事故状況の報告が行われたかどうかの確認まではされていなかった。なお、同施設の事故発生報告書の提出状況として、平成 30 年度、平成 31 年度は毎年２件となっているが、令和２年度、令和３年度、令和４年度は０件とされている。

【規範】

岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 12（９）一には、有料老人ホームにおいて事故が発生した場合、入居者に対するサービスの提供等により事故が発生した場合は、県が定める「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づく必要な措置を速やかに講じることが規定され、同要領では、サービス提供中の利用者の事故等については、発生（発見）から 24 時間以内に第一報を報告することが求

められている。
【意見　飛騨県事務所】
　同様の指導が繰り返されている点からして、指導を受ける事業者の姿勢には疑問が感じられるところである。同様の指導が繰り返される場合やそれが利用者の心身の安全に関わる事柄についてはより慎重な指導が必要と考える。前回の指導から次の指導までの間に事故がなかったかなどを確認し、事業者に対し、より積極的な運営指導を行うことが望ましい。

第４章　地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業

本章では、前述のとおり、ここ５年間で大きく増大している地域医療介護総合確保基金に関する事業について、整理して報告する。

１　地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）[33]

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
事業概要	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、各都道府県に基金を造成し、当該都道府県が作成した計画に基づき事業を実施するもの。					
事業目的	地域における医療及び介護の総合的な確保の推進					
国庫補助	３分の２					
開始年度	平成 27 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	794,434	602,591	620,221	600,000	903.828
	決算	794,434	602,591	620,221	600,000	852,077
金額（千円）（新型コロナ分）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	321,029	1,128,415	78,013
	決算	－	－	321,029	1,128,415	78,013

〈地域医療介護総合確保基金積立金とは〉

本事業は、事業概要欄のとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るために、県が作成した計画（医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画）に基づき事業を実施するため、毎年度作成される事業計画に合わせて基金を積み立てるものである。

ここで厚生労働省の説明によれば、地域医療介護総合確保基金とは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、平成 26 年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置している。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に

[33]予算上の細々事業別には、「地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）」と「地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）（新型コロナ分）」に分けられているが、後者は新型コロナウイルス感染症に対応する事業を推進するため基金に積み立てするものである。

基づき事業を実施するものとしている[34]。

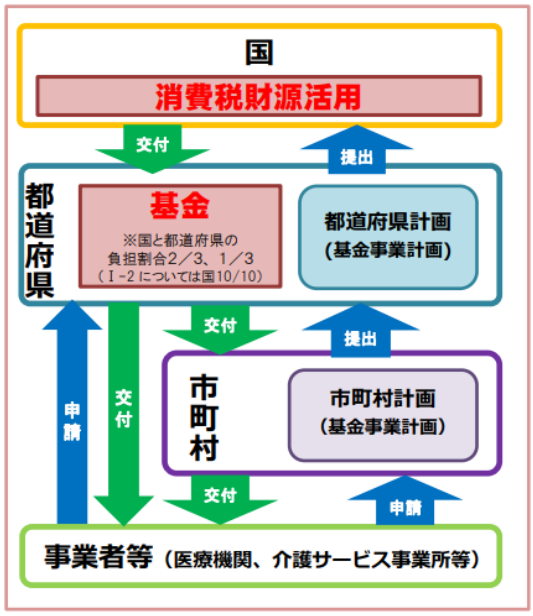

地域医療介護総合確保基金の対象となる事業は、医療分と介護分に分類されるが、本監査で対象とした介護分に関しては、主に、「介護施設等の整備に関する事業」と「介護従事者の確保に関する事業」が対象とされている。

県が作成する事業計画は、毎年度、５月頃までに国の方針が示された後に、県が、国の方針を参考に、毎年６月までに県の事業計画を作成し、国との協議の結果、国から認められた内容に合わせて毎年度の計画が完成する。令和５年度の計画は、令和６年１月に完成している。国に計画が認められると、国より事業計画の３分の２に相当する金額の補助が得られ、県は、当該補助金と、県の一般財源から確保した、残り３分の１を合わせて、当該年度の基金として積み立てを行う。令和５年度の基金は、最終的に令和６年３月 29 日に積み立てが行われ、翌年度の３月末頃の満期日まで運用される。

なお、当該年度の地域医療介護総合確保基金で行われる県の事業は、過年度の積立金の残高をも活用するため、その年度の積立金の額は、過年度の積立金の残高を踏まえ決定されるものであり、県は、令和５年度中に実施する基金に対応する事業を行いながら、当該予算に対応する積立金を積み立て、翌年度は、当該基金を基礎に、次年度の事業を行うこととなっている。

その結果、地域医療介護総合確保基金に基づく事業は、単年度を見れば、基金のみを財源に事業を行うこととなるが、元となる基金は、国による３分の２の補助が得られるものであり、積み立てを行い、その積み立てた金銭は翌年度に取り崩すため、基金に対応する利息を翌年度受け取ることが可能となる。令和５年度においては、令和６年３月末に取り崩した基金により 41 万 1,067 円の利息が得られている。

各年度の計画においては、行われる事業毎に「背景にある医療・介護のニーズ」、「事業の内容」、「アウトプット指標」、「アウトカムとアウトプットの関連」等を検証する計画書が作成されており、基金の計画的な利用を実現することができる仕組みとなっている。

当該基金は、医療分野と介護分野で分かれているところ、高齢福祉課が担当するのは介護分野の計画と基金の積み立てと国との協議であり、本監査も当該部分のみの監査を行うものである。

---

[34] 右の図は、厚生労働省のホームページに掲載されている地域医療介護総合確保基金の概要より引用。

◎地域医療介護総合確保基金事業一覧（介護分）

（単位：千円）

		事業名（県予算細々事業名）	事業概要	R5 当初予算
介護分　計				**2,760,382**
施設整備分				**1,183,275**
	1	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備等分）	従来計画（高齢者安心計画）に基づく小規模特別養護老人ホームなどの施設整備に要する経費を助成する。 ※H27補正分については、従来計画にない上乗せ整備分	878,870
	2	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設開設準備経費等分）	従来計画（高齢者安心計画）に基づく小規模特別養護老人ホームなどの開設準備に要する経費を助成する。 ※H27補正分については、従来計画にない上乗せ整備分	228,271
	3	高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金	新型コロナウイルス感染症について、高齢者施設等において感染拡大を防止するための簡易陰圧装置・換気設備の導入費用を助成する。	76,134
人材確保分				**1,577,107**
	4	介護人材育成事業者認定制度実施事業費	介護人材育成事業者認定制度の運営、同制度の普及啓発促進、認定取得のための事業者への個別コンサルティング、福祉サービス第三者評価の受審に係る費用の助成を実施する。	23,597
	5	アセッサー講習受講支援事業費補助金	介護職員のキャリアアップの仕組みを構築し、資質向上と介護事業所におけるＯＪＴの推進を図るため、アセッサー講習受講支援を実施	1,270
	6	介護人材確保・育成支援事業費	介護サービス人材の確保、育成及び定着を支援する。 ①介護人材参入促進事業　4,104千円 ②イメージアップ事業　2,334千円 ③介護職員資質向上支援事業　2,400千円 ④サポートダイヤル事業　4,305千円 ⑤介護福祉士等登録制度普及促進事業　5,675千円 ①～⑤の一般管理費等　1,874千円	20,692
	7	介護人材確保・育成支援事業費補助金	事業所等が実施する職場体験、セミナーや講習会を支援し、介護人材の確保を図る。 ①介護人材参入促進事業（新規・再就業促進）　7,200千円 ②介護人材参入促進事業（地域交流）　1,200千円 ③介護人材ｷｬﾘｱﾊﾟｽ支援事業（介護職員ｽｷﾙｱｯﾌﾟ等研修）39,250千円 ④介護人材ｷｬﾘｱﾊﾟｽ支援事業（介護職員研修派遣）1,800千円 ⑤介護職員研修受講支援事業　1,200千円 ※H29介護職員研修受講支援事業費補助金を統合 ⑥地域密着型介護人材確保促進事業　2,400千円 市町村が実施する介護人材確保事業に対し補助 ○補助率：①②③3/4 ④1/2　⑤10/10　⑥1/2 ③は認定事業者のみ10/10	53,050
	8	介護人材総合情報サイト運営事業費	岐阜県内の介護事業所の魅力的な取り組みや介護業界で活躍する人の紹介、イベント情報情報などを掲載したポータルサイトの運営及び情報冊子版の作成	11,915
	9	介護職員初任者研修支援事業費補助金【H31～生活援助従事者研修含む】	介護初任者研修の経費を助成し、資格取得を支援する。 ○補助率：10/10（補助額の上限　初任研：8万円/人、生活援助：4万円/人）	7,155
	10	喀痰吸引等研修事業費（介護分）	介護サービスを支える人材の確保と定着を支援するため、介護職員等によるたん吸引等に係る研修の講師を養成する。	991
	11	岐阜県介護研修センター運営事業費	市町村や介護専門職向けの研修を総合的かつ専門的に実施する「岐阜県介護研修センター」の運営	2,509
	12	外国人介護人材受入環境整備事業費	外国人の受入環境整備のためのセミナー開催、受入れ事業所への視察・交流会、相談窓口の設置	5,017
	13	外国人介護人材対策協議会	外国人介護人材確保に関する協議会の設置	2,827
	14	介護人材確保・育成支援事業費（連携協定分）	中部学院大学との連携による介護人材確保対策を実施。介護事業所への研修講師派遣事業を行う。	2,908
	15	介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金	介護事業者が外国人留学生に対して学費や生活費等を貸与・給付した場合に対し、県が助成する。 ○補助率1/3	2,840
	16	外国人介護人材マッチング支援事業費	県内介護施設への就労（１号特定技能）及び介護福祉士養成施設への留学を希望する人材と、県内介護施設及び介護福祉士養成施設とのマッチングにつなげるため支援を行う。	5,521
	17	外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金	県内の介護施設等において、介護職種の外国人技能実習生及び介護分野における１号特定技能外国人の受入れを行う介護事業者が行う日本語学習に係る経費に対する補助を行う	6,000
	18	新人介護職員定着促進事業費（～H28介護職員ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ事業費）	新人介護職員の定着を図るため、介護職員のやりがいや技術向上を促すための研修・交流会を開催	3,170
	19	認知症対応型サービス事業開設者等研修事業費	認知症介護の知識・技能向上を図るため、高齢者介護の指導的立場にある者に対し、各種研修を実施する。 【認知症対応型サービス事業開設者等研修事業】 【認知症介護指導者フォローアップ研修事業】	1,167
	20	チームオレンジ・コーディネーター研修等事業	チームオレンジの設置・活動を促進するために市町村に配置するコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対して、必要な知識や技術を習得するための研修等を実施する。	238

		事業名（県予算細々事業名）	事業概要	R5 当初予算
	21	介護ロボット導入促進事業費補助金	介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化等を行い、働きやすい職場環境を構築するため、介護施設への介護ロボットの導入を支援する。 〇補助率：1/2または3/4（補助額の上限　300千円/台等）	174,840
	22	介護事業所におけるICT導入支援事業費補助金	介護の業務の効率化や負担軽減を推進し、介護人材確保を図るため、介護施設へのICT機器の導入を支援する。 〇補助率：1/2または一定の要件を満たしている場合3/4	97,127
	23	ぎふケアパートナー育成推進事業	ケアパートナー（介護助手）を育成するために、入門的研修を実施し、事業所とのマッチングを支援する。	6,499
	24	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	福祉系高校に通う学生及び他業種からの転職者に対して、返済免除付き貸付事業を行う。	35,270
	25	高齢者施設感染対策人材確保支援費	入所施設において感染が発生した際、介護サービスを継続するための応援人材を施設間相互に確保できる事前の体制整備及び発生時の連絡調整を各業界団体に委託する。	3,198
	26	介護事業所等サービス継続支援事業費補助金	介護サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染症発生の影響下においても、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時には想定されない、かかりまし経費等に対して支援を行う。	966,994
	27	介護専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）	指定試験実施機関及び指定研修実施機関が新型コロナウイルス感染症等の防止をしながら、確実に法定研修を実施するため、感染症対策に要したかかり増し費用に対し補助	1,400
	28	高齢者施設風水害対策強化事業	高齢者施設の風水害に係る防災対応能力強化のため、施設職員向け研修会開催・動画配信するとともに、防災専門家による高齢者施設への伴走型支援事業を実施する。	2,023
	29	老人クラブ事務デジタル化補助金	県老人クラブ連合会が、単位老人クラブにおける会計経理、事業報告、補助金申請などの事務のサポートを行う「事務お助け隊」を希望する市町村老人クラブ連合会を通して派遣するために要した経費に対して補助	479
	30	介護事業所内保育事業所運営費補助金	介護事業所職員の児童に係る保育を目的とする介護事業所内施設の運営に係る経費を助成する。	42,689
	31	【新】外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金	経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設が実施する日本語学習や介護技術学習に必要な経費を補助	22,600
	32	福祉人材確保・育成・定着推進事業費	福祉人材の確保・定着等を推進するため、県内の福祉事業所等の職員や福祉について学んでいる大学生等を中心に構成する福祉のイメージアップ委員会で福祉現場の課題の洗い出しを行い施策へ反映させる。	2,200
	33	福祉・介護人材マッチング支援事業	県福祉人材総合支援センターにキャリア支援専門員を設置し、ハローワークでの相談対応、事業所への助言等を行い、福祉・介護分野における円滑な就労・定着を支援。また、高校や大学が開催する進路ガイダンスでのブース出展や、 中高生向けの福祉の仕事啓発講座・進路相談会を開催することで、次世代の人材の確保を図る	27,437
	34	成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金	県社協、基幹的市社協に権利擁護推進員を配置し、相談支援や各種権利擁護推進事業を実施する。	13,874
	35	福祉の仕事就職フェア開催費	福祉の仕事の理解促進と幅広い人材を確保するため、「福祉の仕事就職フェア」を「オール岐阜・企業フェス」と共同開催	3,535
	36	福祉の仕事普及啓発事業費	県内の小学生や一般の方に福祉の仕事の魅力ややりがいを伝えるため、「福祉のおしごと新聞」を発行し配布する。	3,630
	37	福祉の仕事合同研修・交流会開催事業費	県内の福祉・介護施設で働く新人職員を対象に、合同研修会と合同交流会を実施することで、福祉の仕事に対する意欲を高め、職場への定着と離職防止を図る	2,136
	38	認知症地域医療人材育成事業費 （H27認知症支援普及啓発支援事業費、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業を統	認知症高齢者の大幅な増加に対応するため、認知症に適切に対応できる医療人材を育成する。	9,515
	39	多職種連携アセスメント研修事業費 （H27在宅介護普及啓発支援事業費）	実際に在宅サービスを受けている高齢者を取り上げ、多職種連携によるアセスメントに基づく実践を通じ、その効果を実感していくケーススタディ型研修を実施する。	1,500
	40	市町村認知症ケア人材養成事業費	住み慣れた地域で暮らし続けることを支援する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の資質向上を図るため、研修会を開催する。	449
	41	認知症サポート体制構築事業費補助金 【H30まで医療分で対応】	認知症施策を円滑に進めていくために、医療・介護・福祉（市町村、地域包括支援センター）の連携体制構築のための連携支援会議等を実施	1,700
	42	高齢障がい者のための障がい福祉・介護連携促進事業費	高齢障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、障がい福祉・介護関係者の連携強化を図るための研修会等を実施。	958
	43	強度行動障がい等支援職員養成事業費補助金	強度行動障がいのある方や高齢障がい者の支援体制を強化するため、先進的な取組みを行っている国立のぞみの園（群馬県高崎市）へ県福祉事業団の職員を派遣する費用（人件費）の一部を補助する。	6,187

〈監査の結果〉

ここでは地域医療介護総合確保基金に関連する事業全体に関して、監査人としての監査の結果を記載する。

（１）経済性

【事実関係】

地域医療介護総合確保基金に関連して実施される事業の中には、経済性の観点から疑問に思われる指摘・意見を述べている。具体的には、介護人材育成事業者認定制度実施事業費における当初見積額に占める人件費（475 万 2 千円）と比較した実績に占める人件費（1,026 万 6,905 円）の増大に関する指摘、介護人材確保・育成支援事業費補助金における研修費用の上限額の未設定を含めた費用対効果の未検証、介護人材総合情報サイト運営事業費におけるＸの投稿に関する予算計上の在り方（36 回の投稿に 130 万円）、認知症地域医療人材育成事業費に関する研修時間（75 分）に対する研修費用（72 万円）の額の過大性である。なお、経済性の観点から監査人が指摘・意見をした事業の中で、地域医療介護総合確保基金に基づく事業が割合としては多い結果となっている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て経済性に優れていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数経済性に疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の３分の２の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で活用を図ることは重要であるが、国の支援があるにせよ税金を財源とすることには変わらず、常に、経済性の観点からの検証を行い、費用対効果を意識した予算の活用となっているかを見直すことが望ましい。

（２）執行率

【事実関係】

地域医療介護総合確保基金に関連して実施される事業の中には、当初予算に対する執行率の観点から疑問に思われる指摘・意見を述べている。具体的には、介護人材育成事業者認定制度実施事業費の内補助金に関する当初予算に対する執行率（20%）、外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金の当初予算に対する執行率（8.7%）、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】の当初予算に対する執行率（16.7%）、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補の当初予算に対する執行率（66%）である。なお、執行率の観点から監査人が指摘・意見をした事業の中で、

地域医療介護総合確保基金に基づく事業が割合としては多い結果となっている。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　高齢福祉課】
監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て十分な活用がされていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数執行率の観点から疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の３分の２の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で予算を確保していると思われるが、活用がなされてこそ意味があるのであり、予算が確保されながら活用されないことについては、そもそもの予算を確保した意義を見直すことが重要と考える。中には、そもそもの制度の周知や制度活用に関する他の阻害要因があり得るところであることから、執行率が低い事業については、より有効な予算の活用や周知等の見直しを行うことが望ましい。

２　地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	民間事業者又は市町村
対象事業	①地域密着型サービス等整備助成事業 ②介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 ③災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 ④既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 ⑤介護療養型医療施設等転換整備支援事業 ⑥既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 ⑦介護施設等における看取り環境整備推進事業 ⑧共生型サービス事業所の整備推進事業 ⑨介護職員の宿舎施設整備事業
要綱	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱
交付目的	地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的としている。
県補助率	10 分の 10（単価あたりの定額） ※介護職員の宿舎施設整備事業のみ補助率３分の１
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金）

	医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 27 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	526,662	372,985	647,984	513,280	462,000
	決算	69,826	109,228	249,899	141,268	79,192

〈令和５年度の実績〉

特別養護老人ホーム等を始めようとする民間事業者及び市町村に、施設整備の費用を補助するものである。施設整備や開設準備にかかる費用の他にも、耐震化事業、ユニット化改修などに用いられることもある。

令和５年度は、当初予算が約８億 7,800 万円であったが、３月補正において、４億 6,200 万円となり、約 7,900 万円が執行された。これは、年度当初市町村の計画を受けて予算を作成するものの、その後の事情で計画が中止になる場合や、計画の実行が繰り延べになり、翌年度繰り越しとなる場合があるためである。令和５年度は、約２億 1,400 万円が翌年に繰り越しとなっている。予算額が大きく変動すること、繰り越しが発生することは毎年度の傾向であり、補助金の性質上やむを得ないものと考えられる。

〈監査の結果〉

（１）事業の遂行（変更承認申請）

【事実関係】

事業者Ｇについて、交付決定通知書に「事業に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを行うこと。」と記載し周知を図っているとのことであるが、補助金の申請後、計画が変更になったにもかかわらず、変更申請がなされていない。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第３条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

岐阜県補助金等交付規則第６条は、「知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。」とした上で、第２号において、「二　補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。」と定める。

岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第７条第４項は、「規則第６条第２号の知事が定める軽微な変更は、補助金の交付決定額の 20%以内の減額であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。（１）施設の機能を著しく変更しない程度の建物の規模又は構造の変更、（２）事業目的に反しない程度の購入備品等の変更」と規定し、同第５項は、「補助事業者が規則第６条第１号から第３号までの規定により知事の承認を受け、又は第４号の規定により報告をしようとする場合の書類の

様式は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。（１）規則第１号及び第２号の承認変更承認申請書（別記第３号様式)、（２）規則第３号の承認事業の中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式)、（３）規則第４号の規定による報告補助事業遅延等報告書（別記第５号様式)」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

変更申請については、交付決定通知書に「事業に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを行うこと。」と記載し周知を図っているとのことであるが、変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反することのないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

３　地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	民間事業者又は市町村					
対象事業	①介護施設等の施設開設準備経費支援事業 ②介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業 ③介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業 ④定期借地権設定のための一時金の支援事業 ⑤民有地マッチング事業					
要綱	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱					
交付目的	地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的としている。					
県補助率	10 分の 10（単価あたりの定額） ※定期借地権設定のための一時金の支援等事業のみ補助率２分の１					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 27 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	118,992	403,010	340,251	443,300	143,000
	決算	38,522	87,505	121,839	189,170	53,990

〈令和５年度の実績〉

特別養護老人ホーム等を始めようとする民間事業者及び市町村に、開設前の準備に用いる費用を補助するものである。

令和５年度は、当初予算が約２億 2,800 万円であったが、３月補正において、１億 4,300 万円となり、約 5,400 万円が執行された。これは、年度当初市町村の計画を受けて予算を作成するものの、その後の事情で計画が中止になる場合や、計画の実行が繰り延べになり、翌年度繰り越しとなる場合があるためである。令和５年度は、約 5,100

万円が翌年に繰り越しとなっている。予算額が大きく変動すること、繰り越しが発生することは毎年度の傾向であり、補助金の性質上やむを得ないものと考えられる。

〈監査の結果〉

（１）交付申請（添付書類）

【事実関係】

事業者が提出した「令和５年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付申請書」について、県が受領しているにもかかわらず、収受の押印がなされていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条第１項、第 13 条第 1 項は、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

４　高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	民間事業者又は市町村					
対象事業	①多床室の個室化改修事業 ②簡易陰圧装置の設置事業 ③ゾーニング環境等の整備事業 ・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング環境整備事業 ・従来型個室・多床室のゾーニング環境整備事業 ・家族面会室の環境整備等事業					
要綱	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱					
交付目的	新型コロナウイルス感染症について、高齢者施設等において感染者又は感染が疑われる者が発生した場合、施設内での集団感染を防止する対策を進めることを目的としている。					
県補助率	10 分の 10（単価あたりの定額）					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和２年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	457,102	520,570	549,580	77,604
	決算	－	219,611	501,841	522,385	74,396

〈令和５年度の実績〉

（１）新型コロナウイルス感染拡大防止のための多床室の個室化改修事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士を空間的に分離するための個室化整備経費を補助する。

補助対象施設は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護老

人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等であり、令和５年度は、１事業所（３０床）の補助を行い、補助金額3,190万円であった。

（２）簡易陰圧装置設置事業

介護施設等において、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用に対し補助を行う。

補助対象施設は、全ての入所系高齢者施設等であり、令和５年度は、８事業者の補助を行い、補助金額は2,525万６千円であった。

（３）新型コロナウイルス感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業

ユニット型である介護施設等において各ユニットの共同生活室の入口に玄関室の設置等を行う事業、従来型個室・多床室である介護施設等において感染者と非感染者の動線を分離することを目的として改修を行う事業、介護施設等において面会の際に利用者とその家族が接することのないように面会室への出入り口を複数設置する事業に必要な費用に対し補助を行う。

補助対象施設は、全ての入所系高齢者施設等であり、令和５年度は、５事業所の補助を行い、補助金額は1,724万円であった。

５　介護人材育成事業者認定制度実施事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部等					
事業概要	介護人材育成事業者認定制度の運用と啓発のために、県内の教育機関、事業所及び広く一般県民に対する制度の周知を実施し、委託先が窓口となって、認定申請を受付、認定審査作業等を実施する。 この他、県が窓口となって、介護事業者が認定取得に要する福祉サービス第三者評価の受審に要する経費を補助している。					
事業目的	介護人材不足が今後更に深刻化する見込がある中で、介護の仕事が選択されていくためには、介護職員がキャリアアップを図ることができ、働きやすく、やりがいのある、将来を見通せる職場環境の整備が重要となる。 県内でのこうした職場環境の整備を推進するため、人材育成に積極的な事業者に対する認定制度を引き続き実施し、介護の職場の処遇や職場環境の底上げを図り、介護人材の確保を推進する。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成28年度					
金額 事業費 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	24,700	23,844	24,691	20,933 (500)	21,038 (500)
	決算	22,825	22,817	23,007	19,641 (400)	18,562 (100)

金額	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補助金	予算	1,000	200	289	－	－
（千円）	決算	400	100	89	－	－

※令和４年度より細々事業を統合したため、令和４年度以降の補助金執行分は（　）に記載。

〈岐阜県介護人材育成事業者（ぎふ・いきいき介護事業者）認定制度とは〉

県が、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を「ぎふ・いきいき介護事業者」として認定・公表し、介護事業者の介護人材確保を支援する制度のことである。

この認定制度は、評価項目に係る確認基準の達成状況に応じた３つのグレード（グレード１が最高位）で認定を行うものであり、法人規模に関係なく、県内で要綱に規定する介護保険サービス事業所を設置する事業者のすべてが参加して取り組むことができる。グレードを定める評価の観点は、「信頼される運営」、「積極的な人材育成」、「職員の定着促進」を表す 10 の評価項目で審査され、その他グレード１、グレード２については定量的指標に基づいて認定がなされる。なお、認定の有効期間は、認定を行った日から３年を経過する日の属する月の末日までである。

また、県は、ぎふ・いきいき介護事業者（認定事業者）を県が積極的に PR するとしている。

〈令和５年度実績〉

介護人材育成事業者の認定制度説明会や取組発表会のチラシ等を、県下 1,658 の全事業所に配布して、事業の周知を図り、認定制度の理解を深めるための基礎セミナー（参加者 53 名）、専門セミナー（参加者 51 名）を実施して、制度の周知や理解の促進を図っている。

介護人材育成事業者の認定を受けるにあたっては社会保険労務士等が担当する支援相談員が存在し、支援の調整会議を行いながら、県としては１事業者あたり年間５回の相談支援を実施することを想定しており、令和５年度は「新規、上位グレードを目指す事業者」に対する支援回数は、18 事業者に合計 58 回、「更新申請を目指す事業者」に対する支援回数は、17 事業者に合計 21 回の支援を行っている。支援の結果、令和５年度中に計 13 事業者が新規または上位のグレードを取得している。令和５年度までの認定事業者数の累計は 259 事業者である。

また、令和５年度中は、50 の事業者が有効期間の経過にあたり、更新申請を行っており、令和６年３月 31 日時点の、県内の認定事業者数は 169 事業所であり、その内、グレード１が 22、グレード２が 55、グレード３が 92 存在する。

事業を受託する公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部（以下、公益財団法人介護労働安定センターを「介護労働安定センター」、公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部を「介護労働安定センター岐阜支部」という。）においては、その他、年間300件の事業所訪問活動や雇用管理責任者講習開催時の案内等の活動で、本制度の周知を図っている。

介護人材育成事業者の認定に関しては、毎年、認定証授与式と記念講演会を開催しており、令和５年度は、200名が式典等に参加している。

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

本事業は、「ぎふ・いきいき介護事業者」の認定を進めることで、介護の職場の処遇や職場環境の底上げを図り、介護人材の確保を推進するための事業であるところ、平成28年度からの事業開始後、合計259事業者が認定を受けてはいるものの、取組を継続している事業者は合計162事業者と県内の全事業者1,658事業所の１割程度であり、令和５年度の新規認定は９事業所と全体の0.5%と非常に少ない割合となっている。

また、認定事業者となるために、認定のための取組を行うことを宣言する取組宣言事業者も存在するが、その取組事業者は、令和６年３月末日時点で36事業者しか存在しておらず、2.17%しか取組を行っていない。仮に取組宣言事業者を加えても、合計198事業所であるが、これは事業者全体の11.9%に留まっている。

なお、県担当者の令和８年度末時点の目標値は全体の 17.4%（290 事業者）を目指しているとのことである。

このように認定事業者の数は、多いとは評価しがたいところであるが、事業者が、認定事業者となる事のメリットは、岐阜県介護人材確保対策事業費補助金の補助率の優遇や、県ポータルサイトへの事業者情報の掲載やハローワークの求人票に認定事業者である旨が掲載できる等による事業者の認知度拡大や信頼度の向上、福祉サービス第三者評価の受審費用の支援、アセッサー講習受講支援事業における受講費用の補助の優先採択等が存在する。なお、令和５年度の「岐阜県介護事業所におけるＩＣＴ導入事業費補助金」及び「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」ついては、交付申請額が当初予算額を上回ったため、認定事業者・取組宣言事業者の申請を優先採択するよう検討し、認定事業者等の交付申請を優先して交付決定されたが、国庫補助事業となったため、認定事業者等以外の交付申請も採択することができたとのことである。

しかし、優先扱いを受ける各事業については、結果的に認定事業者以外も補助は得られており、信頼性向上がどの程度人材確保に繋がっているかの評価はなく、認定事業者になることのメリットが高いものとは評価しがたい。

担当課に、当該事業の効果について質問したところ、「令和５年度、令和４年度の認定事業者の平均離職率・年次休暇取得率と、県内介護事業所の平均離職率・年次休暇取得率（介護労働実態調査データ）を比較すると、令和５年度・令和４年度とも、認定事業者平均は、岐阜県平均よりも離職率が低く、年次休暇取得率が高い結果となっている。」とのことであった。

＜下記表参照＞

	離職率		年次休暇取得率	
	R5	R4	R5	R4
認定事業者平均	13.7%	14.1%	66.5%	67.7%
岐阜県介護事業所平均	15.9%	14.3%	56.1%	53.1%

※離職率について、認定事業者の平均と岐阜県介護事業所の平均は、それぞれ下記のように算出している。
【例：令和5年度の場合】
認定事業者平均：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの離職者数／令和5年3月31日の在職者数
岐阜県介護事業所平均：令和4年10月1日から令和5年9月30日までの離職者数／令和4年9月30日の在職者数

※年次休暇取得率について、認定事業者の平均と岐阜県介護事業所の平均は、それぞれ下記のように算出している。
【例：令和5年度の場合】
認定事業者平均：令和5年1月以降の任意の12カ月間に取得（消化）した日数《注》／分子と同期間内に付与された日数（繰越日数を除く）
《注》報告日の都合上、年次休暇の付与日が6月から12月の場合は下記のように算出する。
（例）毎年8月に年次休暇が付与される場合
令和4年8月～令和5年7月までに取得した年次休暇／令和4年8月に付与された年次休暇日数（繰越日数を除く）
岐阜県介護事業所平均：最近1年間に取得（消化）した日数／　最近1年間に付与された日数（繰越日数を除く）

また、認定に係るヒアリング審査内で、認定を受ける（受けている）メリットを事業者に聞き取ったところ「取組を行うことで労働環境改善への意識が向上した。」「求職者へのアピールとなった。」「職員の働きがいに繋げることができる。」といった意見が寄せられている。」との説明を受けているが、離職率や年次休暇取得率は、そもそもグレード１やグレード２の認定を受けるにあたって、定量的指標の一つにあげられていることから、上位の認定事業者となるためにも、離職率や年次休暇取得率が平均値よりも高い水準であることが必要であるため、事業の効果とは必ずしも評価しがたい面がある。

更には、事業の一部を受託する介護労働安定センター岐阜支部の分析によれば「定量的指標において、グレード１で３項目、グレード２で２項目をクリアしているものの、離職率と有給休暇取得率についての数値を分析してみると、問題があると考えられる事業者が複数見受けられた。」とされており、グレードの取得そのものが、介護の職場の処遇や職場環境の底上げを図ることに繋がっているのか疑問のある状況も存在する。

その他、認定を受けた後の事業の効果を図る具体的な評価指標や数値は存在しなかった。

当該事業は、地域医療介護総合確保基金を基にした事業であり、当該基金における国との協議においては、介護職員数の増加につなげるための取り組みとされ、アウトカム指標としては、令和元年の３万 1,508 人に対し、令和５年度に３万 9,493 人の確

保を目指すとされているが、令和５年度は、３万 3,311 人（令和６年 12 月 26 日厚生労働省通知）と目標には届かない状況であった。

この他、他県でも同種の介護事業者認証評価制度を設定する取組が存在しているが、他県の中で有効な取組が存在しているのか、県の取組が他県と比較して効果があるのかの情報を担当課は有していなかった。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

本事業は、平成 28 年度から始まり、８年間継続する事業であるところ、現状の事業者数のみであれば、介護の職場の処遇や職場環境の全体的な底上げの効果も乏しく、雇用の確保に繋がる取組となっているのかは、疑問があるところである。

今後、更なる取組事業者の増大や、取組事業者になることで得られる具体的な効果検証がなされなければ、効果の分からない事業に公費が投じ続けられる状況にもなりかねないことから、他県の取組なども国を通じて情報収集を行いながら、具体的な効果検証を行い、事業の有効性を高める取組を行うことが望ましい。

（２）経済性

【事実関係】

本事業の予算の多くは、介護労働安定センター岐阜支部に委託する委託費であるところ（令和５年度は、1,571 万 6,811 円で、決算額全体の 84.6%）、当該委託内容は、基礎・専門セミナーの開催や個別・現地相談会の実施、認定制度普及促進事業、更新認定申請事業者に対する書類審査・現地確認等の認定制度推進支援事業であるところ、委託契約書を締結する前段階での見積書の経費積算内訳を見ると、委託費の内訳で最も多いのは、個別・現地相談会における支援専門員に対する報償費であり、個別・現地相談会は、50 事業者に 5 回、合計 250 回の支援を行うこと想定し 599 万 9,224 円との積算がなされており、事業全体の事務職員（コーディネーターと補助スタッフの２名分）の人件費である企画調整・全般に関する費用は 488 万 240 円とされている。

しかし、最終の事業実施報告で明らかとなっている委託経費収支（精算）報告書を見ると、相談員調整会議や現地個別相談支援を含む、相談員謝金等は、合計 195 万 9,091 円と、事前の積算の３分の１程度である上に、実際の相談回数も合計 79 回と想定の 31.6%と非常に少ない回数で終わっている。これら支援を求める事業者自身が事前にある程度の取組を行っていることも少なくなく、数回の支援で足りるためでもある。

一方で、最終の精算内訳で最も大きな金額を占めているのは人件費であるところ、その額は 1,026 万 6,905 円と当初の積算額の企画調整・全般に関する費用の２倍以上

の金額となっている。令和元年度からの毎年の内訳を確認したところ、毎年、同様の内訳となっており、最も費用を要しているのが事務職員の人件費であった。

このような多額の人件費が必要となった理由を担当課に確認したところ、介護労働安定センター岐阜支部には、更新認定申請事業者に対する書類審査・現地確認等の認定制度推進支援事業の事務全般を担ってもらっており、その他、セミナーの手配・運営、事業所への訪問等による普及啓発の実施、個別相談の調整、新規認定の申請書類のデータ化作業等の業務を行っており、実際の人員は全体で５名の職員（全て兼任職員）が事業に関与し、それだけの人件費の支出はやむを得ないとのことであった。

この点、セミナーの手配自体は年２回のみであり、更新認定申請事業者に対する書類審査・現地確認等を行った事業者は、全部で 50 事業者であるうえ、同業務は、例年 11 月には全て終了しており、個別相談業務についても概ね申請時点までが中心であることから、12 月から翌年３月までの期間は、特段の業務の必要性はないとも考えられたが、12 月や翌年２月には個別相談支援や認定制度普及活動が継続され、２月３月にかけては全部で 43 頁もの他の事業では見られない分厚い事業実施報告書が作成されるなど、事務作業に多くの時間が割かれており、12 月から翌年 3 月までの同期間中の人件費は、他の時期と変わらない金額が支出され、その合計額は令和５年度中でも約303万円であった。

なお、介護労働安定センターが行った、更新認定申請事業者に対する書類審査・現地確認、個別相談支援、認定制度普及活動支援等の件数は、委託仕様書記載の想定件数と大きな差はなく、本来であれば見積書記載の人件費で対応可能との見積のはずである。

担当課に、見積書と精算報告書の内訳に差異があった場合の対応を聞くと、本委託契約は委託業務仕様書に記載された内容を履行すれば、それに要する経費の額に関係なく契約金額全てを支払う意味での確定契約との認識であり、精算報告書について委託契約の対象外の費目が含まれていないかの確認は行っているが、見積書との比較までは行っていないとのことであった。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

当該事業については、そもそも認定支援のための事業者に社会保険労務士の資格を持った認定支援員が認定支援を行うなどの手厚いサポートを行うことを想定しての高い委託料を設定しているのであり、当該サポート業務の需要がないのであれば、全体の委託金額は減少するはずである。

しかし、毎年度当初の想定する支援回数に満たない状況であるにも関わらず、契約

金額の全額を払う結果、受託者における人件費だけは当初の受託者の見積書記載の人件費の倍額以上という結果となっている。

実際に行った業務を見ても、事業更新・認定申請事業者に対する書類審査・現地確認等については、50 事業者とそもそもの委託契約の想定数と大きな差はなく、その他の業務も委託契約の求める想定数と差がないため、果たして 1,000 万円の人件費を要しないと審査や他の業務ができない数とは考えがたく、この点においても経費の圧縮は可能と考えられる。

委託契約の積算において、毎年の実績に応じた委託金額の減少を考えるか、支援回数にかかわらず全額を支払うという委託契約を単価契約に見直すなどの契約内容の見直しも行い、受託者とはより効率的な審査による経費削減、事業実績報告書の簡素化等を協議し、経費の減少が可能であれば委託契約の全体金額の見直しを図るか、より多くの事業者に対する認定支援を実際に行い、申請件数の増大を目指して、委託費に見合った活動を求めるべきである。

なお、岐阜県社会福祉協議会に委託する福祉人材総合支援センター運営委託費については、予算立ての段階から人件費とその他の事業費を別に予算計上し、実績の状況も考慮して概算払いの金額の内、不要となった額の返戻を行うなどの、実質審査をおこなっていることから、これらの取組が参考になると思われる。

（３）効率性

【事実関係】

本事業費においては、毎年、岐阜県介護人材育成事業者（ぎふ・いきいき介護事業者）認定制度や認定事業者を広く一般に普及啓発することを目的に、認定を受けた事業者を表彰する認定証授与式を開催しており、令和５年度は、当初予算段階で約 490 万４千円程度の予算を計上して、一般入札方式で受託業者を決め、最終的に 198 万円（税抜）で事業を行っているが、当該事業については、認定授与式以外に、記念講演（テーマ「介護×笑い＝笑顔」）を開催し、関係団体以外に一般来場者の参加を求めている。担当課によれば、「認定証授与式及び記念講演会を実施する目的は、認定制度や認定事業者を広く普及啓発することであり、普及啓発する対象は一般来場者だけでなく、介護事業者も含まれている。それぞれ、一般来場者に対しては、職場改善等の取り組みに秀でた介護事業者を知ってもらうことで入職へのきっかけづくりとなることを図っており、介護事業者に対しては、認定制度を知ってもらうことで、認定申請を促すことを図っている。認定証授与式だけでは、一般来場者も介護事業者も来場するきっかけにならないという考えのもと、多くの方に来場いただくため介護に関する講演会を同時に開催している。ただし、一般来場者・介護事業者の両方に需要のある講師の選定は困難であることから、毎年度、主な対象者を一般来場者・介護事業者のいずれかに置いた講師の選定を行っている。」とのことである。

この認定証授与式について、平成 31 年度からの契約方法や契約金額を確認したところ、令和３年度までは、プロポーザル方式により毎年 470 万円以上の金額を掛けて行われていたが、令和４年度からは一般競争入札の方法で、毎年 200 万円代の契約金額

で実施している。
本事業においては、業界関係者だけではなく、一般来場者の入場も必要であるところ、担当課においては毎年の一般来場者の数字を把握しておらず、過去の実績を確認すると近年の来場者は30人～250人程度（30人はコロナ禍の令和２年度である。）と、認定事業者が毎年 50 事業者程度あることを考えると、一般来場者が存在しない可能性すらある人数とも考えられた。
この点、担当課からは、「認定証授与式では「新規又は上位グレード認定事業者」にのみ認定証を授与するため、「新規又は上位グレード認定事業者」が出席対象となり、令和５年度であれば 13 事業者のみが出席対象者であるうえ業務の都合により欠席する事業者も存在する。」との説明を行うが、対象者としている介護事業者がそもそも参加しているかも把握されておらず、内訳の実数は把握されていないため、効果検証が出来ないことに変わりなかった。
なお、令和４年度からプロポーザル方式から一般競争入札に変更したのは、経費削減の考えや委託内容を認定証授与式の開催に限定した結果、過去の実績の積み重ねにより仕様が固まってきたと担当課が判断した結果であった。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【指摘　高齢福祉課】
現状の来場者の状況を見る限り、認定制度や認定事業者を広く一般に普及啓発することを目的にしているにも関わらず、認定事業者を中心とした業界関係者のみが来場者であった可能性があり、このような式典に毎年 200 万円以上の公費を投じる意義があるかは見直しが必要と考える。少なくとも一般来場者の来場者数を確認し、経費支出に見合う普及啓発の効果があるかどうかの検証が必要である。
更に、本事業は、単なる認定証の授与が目的ではなく、広く一般に普及啓発することが目的であり、一般来場者を確保する受託者のアイデアを活用すべき事業と考える。最低限の予算の中で実施すべきであるが、これまでどおりの事業では効果が乏しいのであれば、再度プロポーザル方式の活用なども行い、実益のある事業になるよう工夫すべきである。
（４）事業経費
【事実関係】
介護労働安定センター岐阜支部の受託契約の契約前の経費積算内訳を確認したところ、「企画調整全般」、「基礎セミナー」、「専門セミナー」、「個別・現地相談会」、「認定制度普及促進事業」、「認定制度推進支援事業」各項目で事務費（旅費、印刷費、通信運搬費等）を個別に経費計上しながら、全体費目の総合計 1,302 万 4,272 円に対応す

る形で諸経費として10%が計上されていた。

担当課に諸経費の意義を確認したところ、「当該業務を行う事業所の光熱費や、事務用品等の消耗品費など、業務の実施に必要であると想定されるものの、算定が難しい経費を一般管理費として積算しております。」との回答であった。なお、県において、委託契約における事前の経費積算の方法として、諸経費を計上するかどうかについて一般的な取り決めは存在しない。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め積算しながら、改めて全体の総額に対する一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。

（５）契約書の記載内容

【事実関係】

担当課の説明によれば、岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業委託業務契約は、委託業務仕様書記載の委託業務の内容が履行されていれば、契約した契約金額全額を請求できるという意味の確定契約であり、従前、委託業務仕様書記載の内容が履行されていれば、精算報告書の記載内容において事業外の経費の支出が認められない限り、契約金額全てを支払うという取扱いであったとのことである。しかし、同契約を定める契約書には、確定契約を示す文言は記載されておらず、精算に関して以下の規定が定められている。

第 14 条　乙（受託者）は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲（委託者・岐阜県）に対して精算報告書を提出しなければならない。 ２　前項の規定による精算の結果、当該精算金額が第 11 条の契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算金額が同条の契約金額を下回る場合には、精算金額により支払金額を確定するものとする。 ３　概算払により乙に支払済みの委託費に剰余金が生じたときは、甲にその剰余金を返還するものとする。

このような規定は一見すると、委託契約を締結した受託者は、委託業務が完了したときは、必ず精算報告書を提出し、精算金額が契約金額を下回る場合は、契約金額に満たない額で支払金額を確定することとなるが、契約書のひな形を作成する出納管理課と契約内容について精査した担当課の説明では、「当該規定は、概算払いを事前に行った場合の規定であり、概算払いを行わない以上、当該規定の適用はない。」とのこと

であり、当該契約書の文言は、県庁の委託契約書のひな形の文言と同一のものである。
なお、担当課は、確定契約と当該記載の不整合を、監査人の指摘を受けたことを切っ掛けに正確に理解したところであるが、従前より受託者には精算報告書の提出は必ず求めており、当該契約の仕様書には、受託者が概算払を請求することができる規定が設けられていた。

【規範】

岐阜県公契約条例第６条には、「県は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、価格以外の多様な要素をも考慮することにより、総合的に優れた内容の公契約を締結するよう努めなければならない。」と規定し、岐阜県公文書規程第３条第５項は「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

【指摘①　高齢福祉課】

作成した契約内容は、業務完了時に精算を予定する概算契約であり、確定契約と解することは困難である。そもそも精算報告書を提出させていたとする従前の取扱いの方法も概算契約を前提としており、仮に担当課においては確定契約の認識であったとしても、契約の相手方との関係では概算契約となるのが通常と考える。

また、確定契約と認識し、契約書第 14 条の適用がないとなれば、相手方は不要な精算報告書を提出していたことを意味し、これまでの提出そのものが義務のない行為を受託者に求めていたこととなる。

担当課の認識は、本来担当課として予定していた契約内容とは異なる形式の契約書を作成したことを意味することから、速やかに、認識に沿った契約書の作成を行うべきである。

なお、確定契約は、仕様書の記載内容によっては、受託者の履行内容の質を問わずに全額を支払うこととなりかねないことから、確定契約とする場合は、仕様書の記載方法は当初の契約目的を達成するにふさわしい記載となっているかを十分検討する必要がある。

【指摘②　出納管理課】

県が定めるひな形は、事前の概算払が行われた時にのみ第 14 条が適用されるとの認識であったとしても、契約書の文言上は、常に概算契約となっており、精算報告書の記載内容の結果、金額の確定が行われる事を意味している。

確定契約を想定する各課が、認識と合致しない契約を締結しないよう、概算契約、単価契約といった他の契約形態もあり得ることを整理し、業務委託契約書のひな形を整理するべきである。

（６）事業実績報告

【事実関係】

各委託契約の委託業務完了届を確認したところ、収受印が押されていなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条第１項、第 13 条第 1 項は、受領した文書について、収受

印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

委託業務完了届を受領した段階で、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

（７）事業実績報告（調査確認）

【事実関係　調査確認】

介護労働安定センター岐阜支部との委託契約においては、前記のとおり、契約前の見積において、人件費である企画調整・全般に関する費用は 488 万 240 円とされていたが、事業完了時の精算報告において、２倍以上の 1,026 万 6,905 円であった。本監査までにおいて、精算報告書を提出させ書面上の確認は行っていたが、具体的な人件費の内訳や金額を要した根拠等を確認することなく、支出を完了していた。

なお、前記のとおり担当課によると、今回の監査をふまえてあらためて検討したところ、本委託契約は確定契約であり、精算報告書は概算払を行ったときのみ未払額または過払額を確定するために提出を求める趣旨であり、当初の見積と精算報告書の差は確認することはなかったとの説明があったが、監査人としては担当課の説明する内容の契約と判断することは困難であると考える。

【規範】

地方自治法 234 条の２第１項は、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定する。また、業務委託契約第 14 条第１項は、「乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して精算報告書を提出しなければならない。」と規定し、同条第２項は「前項の規定による精算の結果、当該精算金額が第 11 条の契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算金額が同条の契約金額を下回る場合には、精算金額により支払金額を確定するものとする。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

毎年の事業報告により契約の履行については検査されているものの、その内訳は当初の見積からすると大きな乖離があり、実態が存在するかどうかについては疑念が生じるものと考えられる。この点、精算報告書は担当者の認識によれば、本来提出されるべきものではないとも考えられるが、契約書の文言に従い提出されている以上、その内容から上記の疑念は生じるものと考える。

当初の見積と大きな乖離のある精算報告書が提出された際は、その原因やその内訳を確認し、契約内容にしたがって、精算金額が契約金額を下回っていないかどうかを確認すべきである。

〈補助金に関する概要〉

所管	高齢福祉課

交付先	岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱に基づき、知事による認定を受けようとする介護サービスを運営する事業者のうち、実施要綱第４条第１項の取り組みの宣言を行った介護事業者及び実施要綱第８条第５項のグレード１認定事業者					
対象事業	介護事業者が認定取得に要する福祉サービス第三者評価の受審(以下「補助事業」という。)に要する経費					
要綱	岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護人材の参入、育成及び定着の促進を図る。					
県補助率	10 分の 10（上限 10 万円）					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 28 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	25,700 （1,000）	24,044 （200）	24,980 （289）	20,933 （500）	21,038 （500）
	決算	23,225 （400）	22,917 （100）	23,096 （89）	19,641 （400）	18,562 （100）

※令和４年度より、２つの細々事業「介護人材育成事業者認定制度実施事業費」「介護人材育成事業者認定制度実施事業費補助金」を「介護人材育成事業者認定制度実施事業費」に統合。金額の推移を分かりやすくするため、令和３年度までは２つの細々事業の合計額を記載。補助金執行分は（　　）に記載。

〈令和５年度の実績〉

県では、介護人材の育成及び環境改善に積極的に取り組む介護事業者を「ぎふ・いきいき介護事業者」として認定・公表し、介護事業者の介護人材確保を支援する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」を実施している。当該補助金は、グレード１取組宣言事業者及びグレード１認定事業者に対し、第三者評価の受審に要する経費を上限 10 万円まで補助するものである。令和５年度においては、交付申請者数及び交付件数はいずれも１事業者のみであった。なお、県では第三者評価機関が６団体存在し、事業者が任意に第三者評価機関を選択することができる。

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

令和５年度においては、33 事業者が補助対象であったにもかかわらず、交付申請者数及び交付件数はいずれも１事業者のみあり、予算の執行率は 20%であった。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはなら

ない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

岐阜県介護人材育成事業者認定制度においてグレード１認定事業者として認定を受けることのメリットを周知し、積極的な活用を促すのが望ましい。

６　アセッサー講習受講支援事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	介護保険法に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者					
対象事業	アセッサー講習受講料					
要綱	岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護職員のキャリアアップの仕組みを構築し、資質向上と介護事業所におけるＯＪＴの推進のため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の普及を図る。					
県補助率	10 分の 10（単価あたりの定額）					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和４年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	－	450	250
	決算	－	－	－	320	160

〈令和５年度の実績〉

介護職員のキャリアアップの仕組みを構築し、資質向上と介護事業所におけるＯＪＴの推進のため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定取得に向けた評価の実践を支援する必要があることから、事業所・施設内で職業能力の評価を行う「アセッサー」の養成の講習受講料につき１人あたり１万円を補助するものである。令和５年度においては、16 名の受講者に補助を行った。

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

各事業所に介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定の評価者であるアセッサーを設置することを目標としているが、担当課へのヒアリングによれば、同制度のレベル認定が介護職員の給与に反映されているか否かまでは把握していないとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはなら

ない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

キャリアアップの仕組みが、介護職員のモチベーションアップだけでなく、介護職員の給与や手当に反映されているか否かという観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

7　介護人材確保・育成支援事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）					
事業概要	①介護人材参入促進事業 小～大学生や地域住民の方、資格を有する潜在的介護人材等を対象に、介護分野への参入を促進するため、介護の仕事や職場を理解して頂くための体験バスツアーやインターンシップを実施。 ②介護職員資質向上支援事業 キャリアアップ・スキルアップのための研修等に対する支援として、研修参加費の助成等を実施。 ③イメージアップ事業 福祉のお仕事体験フェスタの開催や中学生向けガイドブックの作成により、介護のイメージアップ、啓発を実施。 ④サポートダイヤル事業 職場における人間関係や業務内容等に関する悩み等の相談を受ける専用ダイヤルを設置し、職員の定着・離職防止を図る。 ⑤介護福祉士等登録制度普及促進事業 登録対象者への登録呼びかけや定期的な情報提供、制度の普及啓発活動、離職者の復帰に向けた研修支援を実施する。					
事業目的	介護保険法により、利用者本位の質の高い介護サービスの提供が求められる中、サービス提供の根幹である介護人材の養成・確保が重要であるところ、介護職員の人材不足が深刻であることから、介護を必要とする方が安心してサービスを受けることができるよう、県全体の介護サービスを支える人材の確保と介護サービスの質の向上を図る必要がある。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 28 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	20,691	20,691	20,692	19,741	20,692
	決算	18,864	17,232	18,024	17,766	18,544

〈令和５年度の実績〉

（１）福祉の仕事親子職場体験オンラインツアーの実施

小学校高学年、中学生とその保護者を対象に、福祉の仕事や魅力を伝えることを目的に、県内の介護施設と専門学校の協力のもと、介護のお仕事の様子や、やりがいを発信する動画によるオンラインツアーを実施した。動画の視聴申込者には、体験グッ

ズをプレゼントし、動画を見ながら一緒に体験できる動画コンテンツを制作した。
・視聴申込期間　令和５年７月１日～７月 30 日
・視聴申込者数　412 名（141 組）

（２）介護職員資質向上支援事業の実施

介護サービス事業所で従事する介護職員が、その知識・技能の向上を目指して参加する研修に対して、研修参加費の一部を助成（支援）した。
・支援件数　601 件
・支援額計　214 万４千円

（３）福祉体験イベントの開催・中学生向けガイドブックの作成

ショッピングモールを訪れる多様な層の人々に向け、「福祉の仕事の魅力」を発信するため「福祉のお仕事魅力発信フェスタ　ふくしワールド　ＴＯＭＯＮＩ’ｎ　ＴＯＷＮ」をカラフルタウン岐阜で開催した。令和５年度は、車いすやＶＲ体験等、楽しみながら福祉の仕事を知ることができる福祉体験型イベントが実施された。展示コーナーでは公式Ｘ「ぎふ福祉の魅力情報ＢＯＸ」からピックアップした投稿を深掘りして紹介するなどの情報発信が行われた。

当日現地で開催したステージイベントの模様はＹｏｕＴｕｂｅでライブ配信され、イベント終了後は、岐阜県社会福祉協議会ホームページ内「ふくしワールド」特設ＷＥＢサイト（https://www.fukushijinzai.jp/2023_fukushi_event/）でも公開された。

・令和５年 11 月 11 日　参加者数 370 名（ＹｏｕＴｕｂｅ ライブ配信視聴者含む）

なお、同イベントでは、福祉のお仕事相談コーナーも設置され、求職登録や福祉の仕事・資格等に関する相談対応も実施された。当日は６名の相談者に対応した。

中学２年生を対象に、「福祉とは何か」や「福祉の仕事の魅力」を伝えるためのガイドブック（福祉副読本）が作成・編集され、県内中学校に配布された。

令和５年度にはこれまでの「高齢福祉」の内容に加えて、「障がい福祉」の内容を追加し、福祉や福祉の仕事についてより広く学べる工夫がされた。
・年１回　２万５千部発行

（４）サポートダイヤル事業の実施

介護業務に従事する職員の人間関係や業務内容等に対する悩み・不満などの相談に対応するためのアドバイザーを配置し、介護事業所で働く職員の定着支援が図られた。
・相談件数　77 件
・相談内容等　労働環境・待遇、人間関係（セクハラ・パワハラに関することを含む）、利用者接遇（虐待に関わることを含む）、資格取得、疾病、コロナハラスメントによる就労継続の不安、感染症対策が加わったことによる業務負担増加など

（５）介護福祉士等登録制度普及促進事業・介護福祉士等届出者カムバック支援事業

介護福祉士届出制度の登録者に向け、年１回の資料郵送及び定期的なメールマガジン配信により福祉人材総合支援センターのイベントや求人・各種制度の情報提供を行った。

・届出登録者数：155 名（累計 1,935 名）

届出者で離職中の人を対象に、介護サービス事業所への再就職に向けた知識等の習得を支援するため、研修受講料を負担した。

・対象研修：福祉人材総合支援センターが行う課題別研修
・支援件数：２件
・支援額：１万２千円

８　介護人材確保・育成支援事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	岐阜県内に施設・事業所等が所在し、岐阜県内で補助対象事業を実施する、介護サービス事業者(※)、事業者団体、介護福祉士養成施設、市町村、広域連合等 ※「介護サービス事業者」とは、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 32 第１項に規定する介護サービス事業者及び同法第 115 条の 45 第１項１号イ及びロに掲げる事業を実施する同法第 115 条の 45 の３第１項に規定する指定事業者をいう。
対象事業	①一般の方や離職者向けに、介護分野への新規・再就業の促進を図る事業 ②地域の方々との交流を図りながら施設・事業所への理解を深め、中高年齢者等の参入促進を図る事業 ③介護職員のキャリアパスを踏まえたスキルアップ等の研修を実施する事業 ④介護職員のキャリアパスを踏まえた、専門的な知識・技術の習得等のために職場外研修へ職員を派遣する事業 ⑤介護職員のキャリアパスを踏まえ、専門的な知識・技術の習得等のため、延べ５日間以上の職場外研修に職員を派遣する場合の研修代替職員の雇用等を行う事業 ⑥介護分野への就労促進に向け、地域の実情に合わせて市町村や広域連合が実施する事業
要綱	岐阜県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱
交付目的	介護施設及び事業所の職員の確保・定着を支援することにより、介護職員が働きやすい環境の整備や介護職員の資質向上を図る。
県補助率	①４分の３ ②４分の３ ③岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定を受けている介護サービス事業者、事業者団体、介護福祉士養成施設：10 分の 10 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定を受けていない介護サービス事業者：４分の３ ※補助事業者によって補助率が異なる。

	④２分の１ ⑤10 分の 10 ⑥２分の１					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 24 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	56,460	62,400	44,969	51,708	53,050
	決算	41,787	35,533	36,783	41,357	45,291

〈令和５年度の実績〉

令和５年度における各事業に対する補助金の交付実績は下記のとおりである。なお、令和４年度に引き続き令和５年度においても当該補助金の申請を行った事業所は 88 事業所であった。

対象事業	交付件数	実績額（確定額）
新規・再就業促進事業	4 件	2,884 千円
地域交流事業	7 件	936 千円
介護職員ｽｷﾙｱｯﾌﾟ等研修実施事業	98 件	38,773 千円
介護職員研修派遣事業	9 件	572 千円
介護職員研修受講支援事業	4 件	300 千円
地域密着型介護人材確保促進事業	5 件	1,826 千円

〈監査の結果〉

（１）交付決定（有効性・経済性）

【事実関係】

対象事業のうち、介護職員スキルアップ等研修実施事業は交付件数及び実績額が高い。同事業は介護職員のキャリアパスを踏まえたスキルアップ等の研修の開催に際して補助基準額や補助率の範囲内において研修費用を補助するものである。多くの事業所が、介護サービス事業者１事業者当たり上限 50 万円という補助基準額の枠内で申請を行い、交付決定を受けていた。

研修の講師の選定は各事業所に委ねられているところ、研修講師の委託先の偏りが散見された。１回当たりの研修の参加人数は、２名の研修もあれば数十名の研修も存在した。講師費用は１回当たりの単価が５万円程度の研修が多かったが、10 万円ないし 15 万円の単価の研修も存在した。担当課へのヒアリングによれば、国においても１回当たりの研修費用について上限額を設けていないため、県においても上限を設けていないとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住

民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

各事業所のスケジュールに合わせて柔軟に研修の実施計画を立てることで、多くの職員が各々に必要な研修を受講できると考えられるが、数名しか参加していない研修に対して当該補助金で研修を実施する点は疑問のあるところである。各事業所の規模や職員数により参加人数に差が生じることはやむを得ないが、１回当たりの講師費用の上限を定めていないことも含め、事業実施計画書に記載された研修の内容に照らし、費用対効果を検証することが望ましい。

（２）事業の遂行（変更承認申請）

【事実関係】

補助対象経費の 20%以上の変更がある場合には変更承認申請書を提出すべきであるところ、令和５年度においては３件の事業者について、本来必要であった変更承認申請書が未提出であることが実績報告時に判明した。変更承認申請の提出が未提出であった事業者からは、未提出の理由を記載した顛末書が実績報告書と併せて提出されていた。

【規範】

岐阜県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱第６条第１項は、交付の条件として「岐阜県補助金等交付規則第６条１号から５号までに掲げるとおりとする」とし、同規則第６条２号は「補助金事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと」としている。同要綱第６条第３項によれば、「同規則第６条２号の知事の定める軽微な変更は、交付決定額又は事業単位ごとの補助対象経費の 20%以内の減額変更とする」と定めている。

【指摘　高齢福祉課】

変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

（３）事業の遂行（交付申請）

【事実関係】

当該補助金を申請する事業所は補助金交付申請書に加えて添付書類として事業実施計画書を提出しているところ、顛末書を提出している事業所においては、講師、時期、回数、会場などが具体的に記載されていない事業実施計画書を提出していた。

【規範】

岐阜県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱第５条第２項は、「補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない」と定めている。

【意見　高齢福祉課】

事業実施計画書の作成においては、講師、時期、回数、会場などの研修内容や研修による効果を具体的に記載させ、誠実に補助事業を履行するよう指導していくことが望ましい。

９　介護人材総合情報サイト運営事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	サンメッセ株式会社					
事業概要	介護の仕事の魅力等について幅広くインターネット等で情報発信					
事業目的	介護の仕事に対するイメージアップや理解促進を図り、将来にわたる介護人材の確保・定着の促進を図る。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 27 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	12,629	12,068	10,858	11,549	10,279
	決算	12,464	11,679	10,579	11,548	9,279

〈令和５年度の実績〉

急速な高齢化の進展により介護サービスの需要は今後も増加していくことが見込まれており、介護サービスを支える人材の更なる確保が急務となっているが、介護の仕事には体力的・精神的にきつい、給料が安いといったマイナスイメージがあり、人材確保が困難な一因ともなっている。将来の仕事や就職先等に対する情報収集については、インターネットの活用が主流となる中で、介護の仕事の魅力等について幅広くインターネット等で情報発信し、介護の仕事への理解を深めるとともにイメージアップを図り、将来にわたる介護人材の確保・定着の促進を図る必要がある。

介護の仕事に対するイメージアップや理解促進を図るため、介護業界で活躍する人や岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定事業者による職場環境改善の取り組みの紹介、介護人材確保に向けた支援情報、イベント情報などを発信するポータルサイトを運営する。

また、ＰＲの一環としてＸ（旧：Twitter）を活用し、サイトの対象者である学生・若年層に情報をより効果的に発信していく事業である。

令和５年度は、岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務を、サンメッセ株式会社に対し、927 万 8940 円（税込み）で業務委託している。具体的には、①「ぎふＫａｉＧＯ！岐阜県介護情報ポータルサイト」（https://www.gifu-kaigo.jp/）運営、②Ｘ（旧：Twitter）のアカウント「岐阜県介護情報ポータルサイト(@gifukenkaigo)」運営である。

なお、「ぎふＫａｉＧＯ！岐阜県介護情報ポータルサイト」の令和５年度中のアクセスは次のとおりである。

	R6.3	R6.2	R6.1	R5.12	R5.11	R5.10
セッション	12,781	6,500	2,036	2,038	2,134	2,197
新規ユーザー数	10,841	5,479	1,522	1,730	1,567	1,713
ページビュー	21,198	10,258	4,886	11,426	5,060	7,167

	R5.9	R5.8	R5.7	R5.6	R5.5	R5.4
セッション	2,108	2,255	2,191	2,129	2,157	2,151
新規ユーザー数	1,541	1,771	1,589	1,703	1,706	1,712
ページビュー	4,711	10,126	5,303	5,116	6,040	6,030

〈監査の結果〉

（１）経済性

【事実関係】

令和５年度は、岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務を、サンメッセ株式会社に対し、927 万 8,940 円（税込み）で業務委託しているが、事業費の積算として、例えば、X（旧：Twitter）の投稿は、月３回の計 36 回の投稿につき 130 万円が計上されている。そのため１回当たりの投稿費用は、約３万６千円となっている。

この点につき、担当課からの回答は次のとおりである。

「本業務については、単に 36 回のX投稿だけでなく、常時の運営、取材内容と関連した投稿内容の作成、定期投稿以外の県主催イベントに関する告知投稿も含んでいるため、こうした業務についても費用を見込んでいます。」「常時の運営とは、投稿時以外、平時の保守管理・分析等を想定しています。」

しかし、取材の費用については、岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務の委託費用の積算に別途の項目で計上されている。例えば学生取材は１回あたり７万５千円を３回行うことが想定されており、認定事業者及び介護職員取材については１回あたり３万５千円を 60 回行うことが想定されている。

そのため、県主催イベントの告知投稿を含むとしても、１回のXの投稿につき、約３万６千円という高額な単価設定を是認する理由とはならないと考える。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務の事業費積算につき、価格設定の適正性につき、その内訳を見直して、本来的に必要な金額であるかどうかを検討し、見

直しが可能であればより有益な支出となるよう委託内容を再検討するべきである。

10　介護職員初任者研修等支援事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	県内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人。 ①介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業 ②法第８条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業 ③法第８条第26項に規定する施設サービスを行う事業 ④法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業 ⑤法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業 ⑥　法第115条の45第１項１号イ及びロに規定する地域支援事業					
対象事業	次に掲げる経費 ①補助事業者が、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第３条第１項１号ロの介護員養成研修事業者（以下「研修事業者」という。）が実施する介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修に直接支払った従事者に係る受講経費（必須テキスト代及び実習費を含み、補講料、追加受験料等を除く。以下同じ。） ②従事者が介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の研修事業者に直接支払った受講経費の全部又は一部に対して、補助事業者が当該従事者に支払った支給金（給与、賃金、諸手当等と明確に区別して支給したものに限る）。					
要綱	介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護職員の確保及び資質向上を図る。					
県補助率	10分の10 従事者１人当たりの補助基準額 介護職員初任者研修　８万円 生活援助従事者研修　４万円					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成27年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	8,000	8,024	7,155	7,155	8,355
	決算	6,586	8,024	7,122	6,324	7,863

〈令和５年度の実績〉

令和５年度においては、交付申請者数は119人であり、交付対象事業者は60事業者に上り、交付件数は81件となっている。交付申請は複数人をまとめて申請することもあるため、交付件数は、交付申請者数よりも少ない数字となっているが、令和５年度中の交付申請者119人分の交付決定が行われている。

この内、介護職員初任者研修の受講者は 119 人、生活援助従事者研修の受講者は０人となっている。

介護職員初任者研修とは、在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を習得する研修である。

生活援助従事者研修とは、訪問介護の生活援助中心型のサービスを提供する資格（生活援助従事者）を取得できる研修である。

これらの研修を受講することで、いずれも介護事業所の訪問介護員（ホームヘルパー）の一員として働くことができるが、県では、生活援助従事者研修事業者の指定申請がなく、生活援助従事者研修を実施している事業者が少ないこともあり、生活援助従事者研修の受講者は０であり、基礎的な研修である介護職員初任者研修を受講するのみとなっている。

〈監査の結果〉

（１） 要綱（対象経費）

【事実関係】

補助対象となる経費は、介護職員初任者研修の受講料の内、税抜部分が対象となるところ、社会福祉法人が主催する同研修の受講料の消費税については、法人によって、非課税扱いと課税扱いで異なる取扱いがある。非課税扱いとしていた事業者Ｈでは、受講者は、税抜き価格の６万円のみを支出し、補助金の計算上は、６万円を基準に補助金額を計算し、課税扱いとしていた事業者Ｉについては、受講者は、税込価格として９万 3,500 円を支出し、補助金の計算上は、税抜価格の８万 5,000 円を基準に補助金額を計算しており、補助金額の算定にあたり、本来消費税が存在しない筈の受講料についても、消費税を控除した計算で補助金額を確認していた。なお、今回の監査対象において、監査人は、初任者研修の実施は、社会福祉事業等によるサービスの提供などに含まれる非課税と判断したが、その場合、補助上限額が８万円であったことから消費税の課税・非課税によっては補助金額に変動は認められなかった。なお、担当課が税務署に意見照会を行ったところ、研修内容によって課税非課税の判断は統一的ではないとの判断を受けている。

【規範】

消費税法第６条第１項に、「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。」と規定し、別表第二、７号ロには、社会福祉事業等によるサービスの提供などは非課税であることが規定されている。

【意見　高齢福祉課】

社会福祉法人の受講料については、非課税扱いともなりうることから、受講者が仮に課税を前提とした金額を支払っていたとしても、本来的には消費税が発生していない可能性もあることから課税・非課税の扱いに誤りがないかについて注意を促すのが望ましい。

11　外国人介護人材受入環境整備事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	中部学院大学					
事業概要	①セミナーの開催（基礎編・実践編） ②事業所視察会（年３回） ③相談窓口の設置					
事業目的	外国人介護労働者の受入れ体制の構築や外国人・日本人介護労働者が共に働きやすい環境の整備を促進することで、介護サービスを支える介護人材の育成と介護サービスの質の向上を図る。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 29 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	3,400	4,431	2,960	5,009	4,051
	決算	3,191	2,064	1,704	3,369	3,023

〈令和５年度の実績〉

令和５年度においては、外国人の受入制度を理解するために、制度の詳細な解説を行う基礎編のセミナーに 28 事業所、実際に外国人の受入れを行っている施設の具体的な事例や支援策の情報提供を行う実践編のセミナーに 30 事業所が参加した。外国人介護人材の受入れを検討している事業所等が、実際に介護の現場で働いている外国人に対してヒアリングを行う外国人介護職員質問会を実施し、27 事業所が参加した。外国人介護人材の受入れに関する相談窓口を設置し、５件の相談があった。

〈監査の結果〉

（１）効率性

【事実関係】

相談窓口に配置するパート職員に対して 152 万 5,137 円を支払っているが、令和５年度の相談件数は５件であった。担当課へのヒアリングによれば、相談窓口の対応だけでなく、セミナーの運営や外国人介護職員質問会の業務も行っていたとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

電話による相談窓口は職員を常駐させる必要があるため、効率性に疑問が残る。電話による相談窓口を継続するならば、開設日を限定したりＡＩによる電話業務の自動化を進めたりするなどの効率化を図ることが望ましい。

12　介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 32 第１項に規定する介護サービス事業者であって県内に事業所を有するもの					
対象事業	介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生（補助事業者の事業所において就労する予定の者に限る。）に対し、日本語学校（卒業後県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設に進学する場合に限る。）に係る学費及び居住費等に対する奨学金を給付し、又は貸与する事業					
要綱	岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付要綱					
交付目的	外国人介護人材の確保及び育成を図る。					
県補助率	３分の１					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 31 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,200	1,200	1,990	480	1,236
	決算	0	0	500	390	1,206

〈令和５年度の実績〉

外国人介護人材の確保及び育成を図るため、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生（補助事業者の事業所において就労する予定の者に限る。）に対し、日本語学校（卒業後県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設に進学する場合に限る。）に係る学費及び居住費等に対する奨学金を給付し、又は貸与する介護サービス事業者を支援する事業を行っている。具体的には、介護サービス事業者が海外から留学生を招き入れ、彼らに学費及び居住費等についての奨学金を支払う場合に、当該介護サービス事業者に対してその奨学金の一部を県が補助するものである。

対象事業者は、年度中にどの程度の奨学金を給付する予定であるかを申請する。県は、これを受けて、当該計画額に合わせて補助額を交付決定する。学費については最大 60 万円、居住費については 36 万円の３分の１が交付される。外国人留学生が収入を得ることで、当該留学生に給付・貸与する奨学金の額が交付申請時の計画よりも少なくなった場合は、補助金が減額となることがある。

令和５年度の実績としては、交付件数は３件、８名の外国人留学生に対し、120 万６千円が交付された。

〈監査の結果〉

（１） 事業の遂行（変更承認申請）

【事実関係】

補助金減額の変更申請がなされないままに実績報告に至ってしまった件がある。該当事業者には顛末書を記載させている。担当課によれば、事業者から事前に相談があった場合等を除き、いつ事業者に変更申請が必要な事案が発生したかを県が把握する

ことは困難であるため、交付決定通知書送付時に変更申請が必要な事例を案内する文書を同封しているが、変更申請が必要な場合に事前にその旨を口頭にて伝達することはできていないとのことである。なお、変更申請が必要であったことが実績報告時に判明した際には、事業者に対して顛末書を求めるとともに、同様の問題が発生しないよう、口頭にて変更申請が必要であった旨を伝達しているとのことである。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第３条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付要綱第５条（１）は、「補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の変更が 20%未満の減額である場合は、この限りでない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

変更申請については、交付決定通知書送付時に変更申請が必要な事例を案内する文書を同封しているとのことであるが、変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

13　外国人介護人材マッチング支援事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	岐阜県老人福祉施設協議会、岐阜県老人保健施設協会					
事業概要	外国人介護人材マッチング支援事業					
事業目的	県内介護施設への就労や介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人人材と、県内介護施設・介護福祉士養成施設とのマッチングに繋げるため、県内介護施設等と現地関係機関等との相互の情報提供、就労・留学候補者に対する説明会・県内介護施設等との面談を実施する。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和２年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	7,000	3,020	5,158	5,521
	決算	－	4,139	2,240	4,938	5,081

〈令和５年度実績〉

令和５年度は、県内施設に外国人介護人材を紹介した実績を有する受入れ団体等の中から、優良受入団体を６団体選定・推薦した。

受託事業者が、インドネシアにおいて、送出し機関３施設の視察・見学及び県の外国人介護人材の受入れ状況等に関する説明・ＰＲを実施した。インドネシアの視察結果の報告や、優良受入団体と事業者との相談会を開催し、27 名の参加があった。

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

本年度は、受託事業者が、インドネシアに渡航し送出し機関の視察・見学を行っている。担当課に対し、本事業費がインドネシア等の東南アジア諸国とのマッチングにどの程度繋がっているのかと尋ねたところ、「インドネシアやベトナム、ミャンマー等の東南アジア諸国出身者を含む 19 名の人材の採用（面接回数 17 回、面接人数 82 名）につながっています。」との回答であった。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

マッチングをするために現地機関の確認が必要とは考えるが、本当に渡航の必要性があったかについては疑問が残る。海外渡航以外にマッチング支援につながる活動を推進するのが望ましい。

【改善報告】

海外渡航を行ったのは令和５年度のみであり、令和６年度については、外国人介護人材の受入れの手続等に関する相談窓口を新たに設置するとともに、優良受入団体の選定・推薦、外国人介護人材受入れ説明会（３圏域）の開催、マッチングに向けた個別支援等を実施している。

14　外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 32 第１項に規定する介護サービス事業者（県内に事業所を有するもの）
対象事業	介護職種の技能実習生又は介護分野における特定技能外国人（いずれも補助事業者の事業所において就労する者に限る。）に対し、日本語学習の支援を行う事業
要綱	岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱
交付目的	外国人介護人材の確保及び育成を図る。
県補助率	２分の１
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金）

	医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和３年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	4,000	603	545
	決算	－	－	1,845	511	522

〈令和５年度の実績〉

急速な高齢化の進展により介護サービスの需要は今後も増加していくことが見込まれており、サービス供給の更なる確保が急務となっている。

外国人介護人材については、平成 29 年度から外国人技能実習制度の対象職種への介護の追加及び介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格「介護」が創設され、平成 31 年４月からは新たな在留資格制度（特定技能１号）が始まるなど、積極的な受入に向けた施策が展開されている。

県においても、介護事業所の受入環境整備及び相談窓口の設置を行ってきたところであるが、介護人材対策の一環として、外国人介護人材の積極的な確保が必要である。

県内の介護施設等において、介護職種の外国人技能実習生及び介護分野における特定技能外国人の受入れを行う介護事業者が行う日本語学習に係る経費に対する補助を行うものである。補助対象事業は、介護職種の技能実習生又は介護分野における特定技能外国人（いずれも補助事業者の事業所において就労する者に限る。以下同じ。）に対し、日本語学習の支援を行う事業である。

補助対象経費は、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）並びに備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）（いずれも技能実習生及び特定技能外国人の雇用が発生した日の属する月から 12 月を超えない期間における経費に限る。）であり、基準額は、技能実習生又は特定技能外国人１人当たり 15 万円。ただし、同一事業所に対象となる外国人介護人材が複数いる場合は、１事業所当たり 30 万円を上限とする運用が行われている。

利用の実績につき、令和５年度は、７名の事業者に対し補助を行い、17 名の技能実習生及び特定技能外国人の日本語学習を支援している。

〈監査の結果〉

（１）当初予算ベースでの執行率

【事実関係】

令和５年度は、当初予算は 600 万円であったが、補正予算により 54 万５千円となり、最終執行額は、52 万２千円である（当初予算に対する執行率は 8.7%）。当初予算の積算は、積算を行う時点で把握している、県内技能実習生の認定数や、県内特定技能１号外国人の増加数を根拠に積算を行っているとのことである。

当初予算ベースでの執行率に関し、担当課の回答は次のとおりである。

「当補助金の対象である県内の介護職種の技能実習生や介護分野における特定技能外国人は年々増加していると思われることや外国人介護人材に関して事業所が課題と

感じていることとして「日本語」が多いという調査結果もあることから、日本語学習を支援する当補助金の需要はあると想定されます。そのため、当補助金の認知度が低いことが、執行率が低い一因であると考えております。これまでもホームページ等により補助金の周知に努めておりますが、引き続き当補助金の周知を徹底し、活用していただける取り組みを行ってまいります。」

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

当初予算を前提とした執行率は低いと評価せざるを得ない。そのため、当初予算の積算が不十分であるか、補助金の認知度が不足している可能性がある。担当課は、補助事業者となる介護事業所等にはメールで募集開始前に周知しているとのことであるが、介護保険法上の実地指導としての集団指導の際に伝える方法を検討するなど、より周知する方法を検討し、補助事業者などにも聞き取りを行うなどして仮に現在の補助要件である「雇用開始日の属する月から 12 月以内」とされる対象者の制限等が利用をしづらくさせているのであれば、補助要件等を見直すなどの方法により、補助金がより活用されるようにするよう工夫することが望ましい。

（２）徴収資料の不足

【事実関係】

事業実績報告書がない資料が存在した。なお、当該資料には、そのかわりに「事業実績計画書」という名称の書類が１部（２頁）提出されていた。なお、岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱上には、「事業実績計画書」とされた様式は存在しない。

担当課からは次の回答があった。

「事業実績報告において「事業実績報告書」という名称の書類を提出するべきところ、誤って「事業実績計画書」という名称の書類が提出されており、その誤りを県担当者が見落としていました。」

【規範】

岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱７条第１項は、「実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。」、同第２項は「実績報告書には、別記第５号様式において定める書類を添付しなければならない。」とする。

【指摘　高齢福祉課】

岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱７条第１項に定める様式を用いるよう指導をするべきである。

（３）記載事項の不十分①

【事実関係】
事業実績報告書につき、要綱で定める様式には「日本語学習の方法（具体的に）」と記載され、該当事項を記載する欄があるが、「日本語能力試験（Ｎ２）に向けた、テキスト・ｅラーニングによる学習」「繰り返し学習することで、徐々に語彙力がついてきている。次回の日本語能力試験に向けて、会社だけではなく自宅でもオンラインで学習している」との記載がされていた。一方で、より具体的に記載がされている補助対象事業者の事業実績報告書も確認でき、記載内容に差異があった。
また、同か所に「講師」との記載があったが、講師名の記載がなく、企業名のみが記載されていたため、講師の存在が不明で、講義がされたかどうかもわからない報告書となっていた。
【規範】
岐阜県補助金等交付規則第 13 条は、「補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。」と規定し岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱第７条は、「実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。」として、実績報告の方式を定めている。
【指摘　高齢福祉課】
該当の記載内容では、具体的な学習方法が記載されているとはいえず、事業実績報告書としては不十分である。記載例を示すなどして、補助対象事業者に対し、具体的な記載を行うよう指導するべきである。
【意見　高齢福祉課】
現在の事業実績報告書は、上記のとおり、補助事業者によって記載内容も徹底されておらず、詳細な報告を求める形式であることが、事業者にとって負担となっている可能性も否定できない。実績のないところに補助がなされないようにある程度の報告を求めることは重要であるものの前述の執行率の低さを考慮しても、利用しやすさを検討し、不要な報告となっている部分があれば事業実績報告書の様式を見直すのが望ましい。
（４）Ｑ＆Ａでの上限設定
【事実関係】
運用として、同一事業所に対象となる外国人介護人材が複数いる場合は、１事業所当たり 30 万円を上限とする取り扱いが行われている。同上限の設定は、交付要綱上には存在せず、「岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金　Ｑ＆Ａ」でのみ記載がなされている。
【意見　高齢福祉課】
給付行政である補助金の交付は、法律または条例に基づいて行われ、要綱は法律・条例の施行細則的な事項や実施要領などを規定する形式として利用されるものであり、交付条件にかかる事項については、要綱において記載することが望ましい。

15　ぎふケアパートナー育成推進事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	株式会社ソラスト					
事業概要	①ケアパートナー育成推進事業説明会の開催 ②介護に関する入門的研修の開催 ③ケアパートナー就労マッチング					
事業目的	介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげる。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和３年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	6,477	6,471	5,514
	決算	－	－	6,452	6,450	5,470

〈令和５年度の実績〉

急速な高齢化の進展により要介護（要支援）認定者数の急増が見込まれており、地域住民が安心してサービスを受けられるよう、介護サービスを支える人材の更なる確保が急務となっている。介護業務のうち周辺業務を中高年齢者や子育てが一段落した女性を中心として、元気で就労意向のある方に担ってもらうことで、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげるものである。

事業内容は次のものである。

①ケアパートナー育成推進事業説明会の開催

中高齢者等、介護事業者をそれぞれ対象に本事業及びケアパートナーへの関心を持つ契機となる説明会を実施。

②介護に関する入門的研修の開催

介護職員として従事する際に必要となる基礎的な知識・技術を学ぶための入門的な研修や職場体験を実施

③ケアパートナー就労マッチング

ケアパートナーの活用を検討する事業者と従事を希望する者とのマッチング支援を実施。

なお、ケアパートナーとは、岐阜県における介護助手の愛称である。

令和５年度は、一般競争入札が実施され、株式会社ソラストのみが応札し、委託業務を行っている。なお、令和３年度及び令和４年度は、プロポーザルの方式により、株式会社ソラストが委託業務の受注に至っている。

令和５年度は、委託料 546 万 7 千円（税込み）。

令和５年度の実績として、入門的研修の修了者 46 名、うち 15 名が介護助手受け入れ事業者での就労を行い、求職活動中が４名となっている。

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

令和５年度のケアパートナー育成推進事業説明会の参加者は、51 名、介護事業者は27 事業者の参加であった。なお、事業説明会の参加者の年代は把握していない。

また介護に関する入門的研修の修了者は、令和２年度 17 名、令和３年度 29 名、令和４年度 59 名、令和５年度 46 名である。なお、岐阜県高齢者安心計画では、１年に30 名という目標設定が記載されている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

本事業は、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげることを目的とし、介護に関する入門的研修の開催をするものである。そのような入門的研修であるのであれば、費用として 500 万円以上の経費をかける以上、岐阜県高齢者安心計画で定められている「介護に関する入門的研修修了者数」年間 30 名という目標設定数では、一人あたり 16 万円という予算の意味合いともとれ、費用対効果が少ないと考えられる。なお、すでに宣伝広告も実施しているとのことであり、研修参加者の募集に手を尽くしているとのことであるが、現状の状況が続くのであれば、事業の在り方自体も含め、事業費として効率的に使用されるように予算の活用方法を検討することが望ましい。

16　介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金[35]

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	岐阜県社会福祉協議会
対象事業	国要綱に基づき岐阜県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業
要綱	岐阜県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱
交付目的	介護福祉士養成施設修学者と実務者研修施設修学者の修学資金の貸し付け支援と、離職した介護実務経験者が再び介護職員として就職する際に必要な費用（再就職準備金）の貸し付け支援を行うことで、介護人材の確保、定着を図る。

[35] 当該補助金には、地域医療介護総合確保基金は使われていないが、同基金が活用されている後述の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】との関係で、ここに記載する。

県補助率	10 分の 10					
国庫補助	定額補助（平成 27 年度に３箇年分を、平成 28 年度にも追加分を一括交付済み） 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱 介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱					
開始年度	平成 27 年度（現行の補助率に基づく貸付を開始した年度）					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	24,933	12,437	15,894	7,821	2,500
	決算	6,517	10,547	14,206	7,025	951

〈令和５年度の実績〉

本補助金は、介護福祉士修学資金貸付事業、再就職準備金貸付事業、障害福祉分野就職支援金貸付事業、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の実施を対象とする。

介護福祉士等修学資金の実施は、県内外の介護福祉士等養成施設で介護福祉士等の資格を目指す学生に対して、入学金や学費等の貸付を行い、介護福祉士等の育成・確保を支援するものである。大学・短大・専門学校等の介護福祉士等養成施設への修学をする者は、４年制で最大 288 万円の貸付が得られ、実務者研修養成施設については、最大 20 万円の貸付が得られる。

令和５年度の実績は、介護福祉士等修学資金は、貸付決定件数が 357 件（うち実務者研修が 257 件)、貸付決定額が２億 1,360 万１千円(うち実務者研修が 3,576 万３千円)であった。

介護職員等再就職準備金貸付事業の実施は、１年以上の従事経験を持つ離職した介護人材が介護職員等として再就職する場合に、最大 40 万円の就職準備金の貸付を行い、介護福祉人材の呼び戻しを支援するものである。

介護職員等再就職準備金は、令和５年度は、貸付決定件数が 11 件、貸付決定額が 339 万５千円であった。

いずれの貸付金も、対象業務に、定められた期間の従事することで返還が免除される制度となっている。

〈岐阜県介護福祉士修学資金等貸付事業に係る貸付実績（決定件数）について〉

年度		Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
修学資金	件数	47	86	82	102	100
実務者研修	件数	327	262	362	262	257
再就職準備金	件数	12	18	11	8	11

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】
予算額及び実績が年々減っている。令和元年は予算額2,493万3千円に対し651万7千円にとどまり、令和5年は、予算額250万円に対し95万1千円にとどまるなど執行率も38%と低い。
担当課によると、「平成 26 年までに国及び県が岐阜県社会福祉協議会に交付した補助金（旧原資）が残っており（令和5年度末時点で2億4,854万2千円)、この旧原資を優先的に充当させたため県が予算として計上した補助金の執行率が低くなっている、令和5年については貸付金の返還が想定よりも多くなった。」とのことだった。
【規範】
地方自治法第2条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【指摘　高齢福祉課】
既に交付した補助金の残高や償還収入を見越した予算額の算定をすべきである。
【意見　高齢福祉課】
本補助金は、一定条件の下、返還免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大 288 万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考える。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。
（2）岐阜県社会福祉協議会における貸付事業
監査人は、令和7年1月 29 日、当該補助金と、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】の補助を受けて、介護福祉士修学資金貸付事業を行う、岐阜県社会福祉協議会において貸付に関する一連の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを実施した。
当該監査の結果確認された結果についても、以下に報告する。
ア　規程の交付
【事実関係】
介護福祉士等修学資金の貸付については、岐阜県社会福祉協議会が作成した「介護福祉士等修学資金借用証書」を作成しているが、同証書には「岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程に基づく修学資金として、上記のとおり借用します。」との記述があるのみで、貸付に関する条項等は同証書に記載がなく、ホームページ上に掲載されている「岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程」を契約内容の前提として契約することとなっている。
このような取り扱いとなっているのは、令和2年度から令和5年度までであり、平成31年度以前は、規程を記載した貸付の手引きを手交していた。

担当者の後日の説明によれば、「令和２年度からは、貸付の手引きは在庫不足のため貸付規程を印刷して交付していた。」との説明がなされるに至ったが、貸付規程の印刷と交付を裏付ける資料はなく、貸付の手引きが準備されてはいなかった。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則３条は「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。また、民法 522 条第１項は、「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾したときに成立する。」と規定する。

【意見　岐阜県社会福祉協議会】

介護福祉士等修学資金借用証書に基づく契約内容は、岐阜県社会福祉協議会が独自に作成した貸付規程を前提としている以上、借主が契約内容を把握していることの前提として、同規程をあらかじめ把握している必要がある。貸付規程のみでは、契約内容を正確に把握できない場合もあることから、借用証書作成の前に、借受人及び連帯保証人に契約の前提となる貸付規程を交付するだけでなく、従来どおり借受人や保証人が契約内容を把握できる貸付の手引きを交付するのが望ましい。

【改善報告】

岐阜県社会福祉協議会は、監査人の監査を行う以前から、貸付の手引きを実際に交付していなかったことに気づいて、令和７年１月に貸付規程を記載した手引きを作成し、交付する取り組みを始めていたので、改善報告とする。

イ　再就職準備金貸付金の規程

【事実関係】

再就職準備金貸付金については、事前に再就職準備金利用計画書を作成し、申請者は 40 万円の範囲内で、再就職時に必要な物を購入し、再就職後、購入した際の領収書等を岐阜県社会福祉協議会に提出し、再就職準備金として適当であると判断した場合に、当該資金を貸し付けるものであるが、どのような費用が貸付の対象となるかが、岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程に定めがなく、同貸付金に関する利用の手引きのＱ＆Ａなどにのみ「就職のために新たに必要な物を購入した場合などにかかる費用」と紹介されるのみで、県の交付要綱上も貸付金の使途について具体的な定めがない。

【規範】

地方財政法第３条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

さらに、岐阜県補助金等交付規則４条は「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課・岐阜県社会福祉協議会】

補助金の根拠となる要綱や貸付の前提となる規程に具体的な定めがなければ、どのような目的の支出であっても岐阜県社会福祉協議会の裁量で貸付を実施できてしまうことが可能と評価されかねない。再就職のために新たに必要な物を購入する場合にのみ貸付を認めるものであれば、規程や補助金交付要綱等の一定の基準を定めることが望ましい。

ウ　再就職準備金貸付金の使途

【事実関係】

再就職準備金は、再就職のために新たに必要な物であれば、その種類を問わず、車の購入費用に利用することも認めている。ただし、車の購入費用の場合、車の買い替えについては利用できないが、新たに車両を購入する場合は利用が可能という運用が行われている。このような運用は主に、申請者の申請に基づき判断がなされている。

【意見　高齢福祉課・岐阜県社会福祉協議会】

再就職準備金は、総額 40 万円と一定条件下ではあれ再就職時には返還が不要となることを考えると、申請者が偽りの事実関係を前提とした不正受給を申請することありうるところである。申請においては、申請者が車両の買い替えではないことを誓約させる誓約書を提出させるなどの不正請求を防止する措置を準備するのが望ましい。

エ　連帯保証人のみとの交渉

【事実関係】

修学資金貸付金は 168 万円以上の貸付となるものの、介護福祉士等登録後、対象業務に５年間従事することで返還免除が得られるため、期間満了前に退職した場合に返還を求めることとなる。退職者の中には、退職後連絡が取れなくなり、連帯保証人とのみ連絡が取れる状況となる場合があるが、現在の返還請求の対象者の中には、退職後 10 年近く、連帯保証人からの分割弁済のみで、主債務者とは音信不通の状況が継続している事例が存在した。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則３条は「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘　岐阜県社会福祉協議会】

連帯保証人からの分割弁済の事実だけでは、主債務者の時効中断事由とは評価されず、最終の弁済期から 10 年（民法改正後の債権なら５年）が経過することで、主債務の時効消滅となり、保証債務も付従性により時効消滅となりかねない。主債務者が行方不明になるなどにより連帯保証人のみとのやり取りしかできない場合は、主債務者に対する訴訟を検討するなど、債権管理のルールを見直すべきである。

オ　主債務者・保証人の変更届

【事実関係】

岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程において、主債務者や保証人に住所変更等があった場合は、届出を行う義務を定めているが、一部の事案では、変更している事情を把握しながら、借用証書にメモ書きを張り付けるだけで、変更届が提出されていなかった。

【規範】

岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程第 14 条第１項第１号は、修学資金の借受人は、「氏名又は住所を変更したとき。」は、速やかにその旨を会長に届け出なければならないと規定する。

【指摘　岐阜県社会福祉協議会】

規程を遵守するために、主債務者に連絡し、変更届を提出させるべきである。

17　介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	岐阜県社会福祉協議会					
対象事業	国要綱に基づき岐阜県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業					
要綱	岐阜県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（基金分）交付要綱					
交付目的	福祉系高校在学者の修学資金の貸し付け支援と、他業種で働いていた方等が介護職員として就職する際に必要な費用（就職支援金）の貸し付け支援を行うことで、介護人材の確保、定着を図る。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱 福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱 介護分野就職支援金貸付事業実施要綱					
開始年度	令和３年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	32,915	9,600	10,255
	決算	－	－	7,804	5,662	5,890

〈令和５年度の実績〉

本補助金は、福祉系高校修学資金貸付事業と介護分野就職支援金貸付事業の実施を対象とする。

福祉系高校修学資金貸付事業の実施は、県内外の介護福祉士等養成施設や福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格を目指す学生に対して、最大 44 万円の入学金や学費等の貸付を行い、介護福祉士の育成・確保を支援するものである。

令和５年度の実績は、福祉系高校修学資金の貸付決定件数が５件、貸付決定額が 159 万円であった。

介護分野就職支援金貸付事業の実施は、他分野から新たに介護分野に就職する人に対し、最大 20 万円の就職準備金の貸付を行い、新たな人材確保を支援するものである。

令和５年度の実績は、介護分野就職支援金は貸付決定件数が９件、貸付決定額が 98 万８千円であった。

〈岐阜県介護福祉士修学資金等貸付事業に係る貸付実績（決定件数）について〉

年度		Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
福祉系高校修学資金	件数			14	1	5
介護分野就職支援金	件数			14	12	9

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

令和５年度から、概算払いが、９月、11 月、１月、４月と４分の１ずつ分割して行われている。担当課は、「会計事務の手引き（出納管理課審査係発行）において、「概算払は、支出の原則の例外であるため、その金額は必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない」（７支出の方法４概算払）と記載されていること、複数回の概算払が禁止されているものではないことをふまえ、補助金の執行状況を考慮した「概算払」を行っている。」と回答した。

また、当初予算 3527 万円に対する執行率は 16.7％と執行率が低く、９月に交付した４分の１のみで十分だったとのことであった。

【規範】

岐阜県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（基金分）交付要綱９条には、補助金を概算払いにより交付することができる、とは規定されているが、分割払いできるとまでは明記されていない。

【意見①　高齢福祉課】

概算払いが一括払いか分割払いかも含めどのように行われるかは補助金を受ける側にとって重要な問題である。ある年は一括払いで、ある年は分割払いというように、毎年異なる運用がなされる余地もあり、交付を受ける側が不安定な地位になるおそれもある。

したがって、概算払いを分割して払うのであれば、分割払いの可能性がある旨や一定金額を超えた場合は分割払いとするという内容を要綱に明記することが望ましい。

【意見②　高齢福祉課】

本補助金は、一定条件の下、返還免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大 44 万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考える。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。

18　介護事業所等サービス継続支援事業補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等					
対象事業	①緊急時の介護人材確保に係る費用 職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用（緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等） ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用 介護サービス事業所・施設等の消毒清掃費用、感染性廃棄物の処理費用、衛生用品の購入費用 ③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用					
要綱	岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること、高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められることから、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 令和５年度介護保険事業費補助金（新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）（令和５年度補正予算分）交付要綱					
開始年度	令和２年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	49,550	240,000	1,031,063	834,000
	決算	－	43,884	168,325	1,005,624	827,012

〈令和５年度の実績〉

本補助金は、介護サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染症発生の影響下においても、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時には想定されないかかりまし経費等に対して支援を行うものであり、令和５年度は、上記対象事業のうち①、②に対して８億 2,053 万３千円、③に対して、647 万９千円が交付されている。

なお、令和６年度介護報酬改定において、高齢者施設等における感染症対応力の向上を図るため「高齢者施設等感染対策向上加算」、施設内療養を行う高齢者施設等への対応として「新興感染症等施設療養費」が新たに設けられるため、本補助金は廃止されることとなる。令和６年度は令和５年度実施分のみを対象とした予算が編成されている。

19　介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	指定研修実施機関					
対象事業	介護支援専門員等に対する法定研修を実施する指定研修実施機関が、法定研修を開催するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止に要する経費について、補助金を交付する。					
要綱	岐阜県介護支援専門員法定研修実施事業費補助金交付要綱					
交付目的	新型コロナウイルス感染症の流行下において、介護支援専門員等が資格の取得又は更新をするために受講する法定研修を安定して開催することにより、介護支援専門員等による質の高いケアマネジメントに基づく介護保険サービスの安定供給を図ることを目的とする。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和３年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	2,500	3,000	1,400
	決算	－	－	2,222	1,715	997

〈令和５年度の実績〉

■指定研修実施機関：社会福祉法人岐阜県福祉事業団（介護研修センター）

研修名	対象者	研修日数	開催回数	延べ研修開催日数	修了者数
更新研修（実務未経験者対象）	介護支援専門員証の有効期間が概ね１年以内に満了する者であって、実務経験期間（介護支援専門員として実務に従事した期間）が通算して６か月未満の者	9日（同時開催）	2回	18日	153
再研修	「介護支援専門員証が失効した者」又は「介護支援専門員の登録を受けた日から５年が経過した者」で、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者				73
専門研修Ⅰ	現任者であって、実務就業後６か月以上の者	8日	1回	8日	184
専門研修Ⅱ	現任者であって、実務就業後３年以上の者 ※専門研修Ⅰを修了していること	5日	4回	20日	38
更新研修（実務経験者更新2回目以降対象 専門Ⅱ相当）	介護支援専門員証の有効期間が概ね１年以内に満了する下記の者 ○更新１回目　専門研修Ⅰの修了者 ○更新２回目以降　前回の有効期間満了日以降の実務経験期間が通算して６か月以上の者				642
主任介護支援専門員研修	専門研修Ⅰ・Ⅱ又は更新研修（実務経験者対象）を修了した者であって、常勤専従の実務経験期間が通算して５年以上の者等	12日	1回	12日	104
介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	14日	1回	14日	162
			合計	72日	1,356

■指定研修実施機関：特定非営利活動法人　岐阜県居宅介護支援事業協議会

主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員	8日	2回	16日	184

※居宅介護支援事業協議会は、R5法定研修補助金の申請なし

〈監査の結果〉

（１） 交付申請（時期）

【事実関係】

本補助金の要綱上の交付申請期限は、年度内の２月 28 日までと定められており、交付申請書も、２月 27 日付で作成されているが、収受印は、３月１日であった。

【規範】

交付要綱第５条第３項は、「補助金交付申請書の提出期限は、補助対象事業を実施する年度の２月２８日とする。」と定める。

岐阜県公文書規程第 14 条第１項、第 13 条第 1 項は、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

収受印の日付が申請期限を徒過しているにも関わらず受付を行っている。通常期限経過の補助金交付申請は受け付けないことも考えられるため、申請期限を遵守させるべきである。

（２） 事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

事業実績報告書に収受印が押されておらず、提出期限内に報告がなされているかの確認が出来なかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条第１項、第 13 条第 1 項は、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

提出された実績報告書には、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

20　介護事業所内保育施設運営費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	介護保険法に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者
対象事業	介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な、保育士等の人件費（給料、諸手当等）、委託料（保育士等の人件費相当額のみ）を補助する。 補助基準額は、保育児童数、保育士等人数、保育時間により、181 万 1,600 円～783 万 3,600 円（４区分）である。
要綱	岐阜県介護事業所内保育施設運営費補助金交付要綱
交付目的	介護従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。
県補助率	３分の２
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱
開始年度	令和４年度

金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	－	10,646	14,348
	決算	－	－	－	8,360	13,512

〈令和５年度の実績〉

令和３年度の介護労働実態調査によると、県における介護職員の離職理由のうち「結婚・妊娠・出産・育児のため」が 13.7%であり、４番目に多い理由となっており、県では、介護職員の育児支援のための環境整備を行い、職員の離職防止を図るために、令和４年度から、介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な保育士等の人件費、委託料の補助を行っている。

令和５年度においては、補助基準額の４区分のうち、Ⅰ型（保育児童数１人以上・保育士等人数２人以上・保育時間８時間以上）またはⅡ型（保育児童数４人以上・保育士等人数２人以上・保育時間８時間以上）に該当する補助が８件であった。

なお、令和５年度の包括外部監査においては有効性の観点から意見が述べられている。

令和５年度　介護事業所内保育施設運営費補助金利用者一覧（単位：人）

番号	利用職員数	利用児童数（実数）	利用児童数（延べ）	利用児童数平均（年間）
1	12	12	77.5	6.5
2	7	8	43.7	3.6
3	11	11	51.3	4.3
4	11	13	59.7	5
5	13	17	59.1	4.9
6	9	10	33.5	2.8
7	4	5	31	2.6
8	7	9	28.3	2.4
合計	**74**	**85**	**384.1**	**32.1**

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

担当課へのヒアリングによれば、事業所の総職員数や世代別人数の観点から当該事業の有効性の検証を行っておらず、補助対象の事業所に対するアンケートで、確実に保育施設に入所できる・職場復帰が容易になったなどの意見があったことから有効性があると評価しているとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなけ

ればならない。」と定め、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

介護人材不足の現状から、事業所内で保育施設を運営し、幼児期の子どもを抱える子育て世代が就労しやすい環境を整えることは重要であり、補助金の必要性が認められる。もっとも、当該補助金の有効性の判断においては、事業所内の総職員数、職員の世代別人数、保育施設利用職員数などの基礎データを基に検証を行うことが望ましい。

21　外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	外国人介護福祉士候補者受入施設					
対象事業	①日本語学習及び介護分野の専門知識の学習の実施並びにこれらの学習環境の整備 ②喀痰吸引等研修の実施（候補者１人につき１回に限る。） ③研修担当者の活動					
要綱	岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱					
交付目的	経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の円滑な就労・研修を支援する。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 22 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	25,350	25,035	25,035	22,920	15,773
	決算	15,257	12,822	15,150	15,479	14,822

〈令和５年度実績〉

経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の円滑な就労・研修を支援するため、外国人介護福祉士候補者受入施設に対し、①日本語学習及び介護分野の専門知識の学習の実施並びにこれらの学習環境の整備、②喀痰吸引等研修の実施（候補者１人につき１回に限る。）、③研修担当者の活動、に対して補助金を支給している。

令和５年度の予算の積算根拠は、令和元年度から令和４年度の外国人介護福祉士候補者の受け入れ人数や、受け入れ施設数、令和５年度の外国人介護福祉士候補者の受け入れ人数の見込みをもとに積算している。

令和５年度の交付実績は、交付件数 21 件、対象人数 114 人、交付金額 1,482 万２千円となっている。

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

2,260 万円の当初予算に対し、21 施設 1,482 万２千円が補助され、予算執行率は約66％である。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

予算執行率が当初予算に対して低いと思われる。適正な予算額を算定できるよう、算定方法を検討し、予算額が適切であるならば、補助金活用のための施策を講ずることが望ましい。

（２）事業の遂行（変更承認申請）

【事実関係】

事業者Ｊについて、当初交付決定に対して、最終的な精算額は半額程度減額となっているが、変更申請がなされていない。担当課によれば、20％以上の減額が生じる変更がある場合は知事の承認を受けるべきこととしており、変更申請されずに 20％以上の減額を伴う変更がされていたことが完了報告時に判明した場合は、補助対象者に、変更申請が無かった理由等を記載した顛末書の提出を求める運用を取っているが、事業者Ｊに対しては、完了報告時に 20％以上の減額があることが判明したにもかかわらず、顛末書の徴収を失念していたとのことである。今後は、補助対象者への変更申請が必要な場合についての周知を徹底するほか、完了報告時に、本来変更申請が必要であったことが判明した際には、顛末書の徴収と補助対象者への指導を抜かりなく行うとのことである。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第３条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱第７条（１）は、「補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象事業の区分を超えない補助目的の達成に必要と認められるものを除く。）又は補助対象事業の内容の変更（補助金の交付決定額の 20％以内の減額を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

22　福祉人材確保・育成・定着推進事業費

〈概要〉

所管	地域福祉課					
委託先	岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）					
事業概要	福祉人材の確保・定着等を図るため、県内の福祉施設で働いている、ぎふ福祉の魅力知らせ隊や福祉系の大学へ通う学生、福祉教育に携わっている教員等を構成員とした委員会を運営し、イメージアップを主とした提案・企画（ＳＮＳを活用した福祉の魅力のＰＲ等）を行う。また、福祉現場の課題を洗い出し、施策へ反映させる。					
事業目的	2026 年には、約 1,800 人の介護人材が不足する見込みである。離職者のうち、３年未満で離職する者が約６割と多く、介護の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から人材が集まりにくく、現場では人材不足を感じている。福祉の仕事の理解とイメージアップを図ることで、福祉人材の確保・定着につながることが期待される。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	令和２年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	2,200	2,200	2,200	2,200
	決算	－	1,245	1,430	1,388	1,495

〈令和５年度実績〉

（１）ＳＮＳを活用した福祉の仕事の魅力発信

令和３年７月から、Ｘ（旧 Twitter）「ぎふ福祉の魅力情報ＢＯＸ☆岐阜県福祉人材総合支援センター（@gifu_fukushibox）」による福祉の魅力の情報発信を開始している。「ぎふ福祉の魅力知らせ隊」等県内の福祉の現場で活躍する職員、福祉系高校・大学の教員、学生等が執筆した福祉の仕事の魅力や、岐阜県福祉人材総合支援センターのイベント情報等の投稿を行った。

・運用実績（令和５年４月１日～令和６年３月 31 日）
・投稿数：114 件
・閲覧数：２万 2,207 件

（アカウント情報）

ぎふ福祉の魅力情報BOX☆岐阜県福祉人材総合...
466 件のポスト
ぎふ福祉の魅力情報BOX☆
フォロー
ぎふ福祉の魅力情報BOX☆岐阜県福祉人材総合支援センター
@gifu_fukushibox
「ぎふ福祉の魅力知らせ隊」など福祉の仕事に関わる人たちが、その魅力や情報をリレー形式で発信します。楽しい／かっこいい／新しい／働きやすい福祉のお仕事が、みんなを笑顔にします！（ぎふ福祉の魅力知らせ隊とは、県内の中・高等学校で福祉の仕事啓発講座を開催する等の活動を行う県内の福祉施設職員の組織です。）
fukushijinzai.jp
2021年6月からTwitterを利用しています
6 フォロー中
240 フォロワー

（投稿例）

ぎふ福祉の魅力情報BOX☆岐阜県福祉人材総合... @gifu_fuku... · 1月14日
＼「福祉の職場体験」参加者募集／
#福祉人材センター です。
福祉施設の業務を見学・体験できる事業を実施中！
福祉業界未経験・関心がある方の他、就職活動中の方にもオススメです。
「体験をして、福祉に携わりたいという気持ちが強くなった」という声も
詳しくは⇒ fukushijinzai.jp/want-to-know/#...
福祉の職場体験事業
福祉・介護の職場を“体験”しませんか？
職場体験で、あなたの就職活動をかえよう！
学生の方には交通費を支給します。
福祉・介護の仕事に興味のある中学生以上の方
無 料
令和6年5月7日(火)～令和7年2月28日(金)
受入事業所での体験 1事業所 3日間以内
複数事業所で体験可
岐阜県福祉人材総合支援センター

23　福祉・介護人材マッチング支援事業費

〈概要〉

所管	地域福祉課					
委託先	岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）					
事業概要	①福祉・介護マッチング支援 福祉人材総合支援センターの窓口やハローワーク等求職者が集まる場所で、求職者に対して福祉分野へのマッチングを行う。また、事業所訪問を行い、福祉人材総合支援センターの活動を周知するとともに、職員の定着支援に向けた活動を紹介する。 ②若年層への啓発・マッチング 高校・大学で開催される進路ガイダンスや就職相談会等にキャリア支援専門員を派遣して、福祉関連の就職相談と啓発を行う。また、キャリア支援専門員と各圏域の福祉施設の職員が中学・高校・大学等を訪問し、福祉に関する仕事の啓発を行う。					
事業目的	介護人材は 2026 年には約 1,800 人不足する見込みであり、実際に介護事業所は人材不足を感じている。一方で、新卒採用時のマッチングがうまくいかずに離職・転職に至るケースも多い。人材不足の解消には有資格者に限らず、介護補助員も含めて資格のない人でも可能な限り多くの人を介護の担い手として取り込む必要があるため、高齢者から若い世代に至るまで幅広く介護や福祉の仕事のやりがいや魅力を周知・啓発し、積極的に福祉の現場とマッチングすることによって、福祉人材を確保する必要がある。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 21 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	26,959	27,437	27,437	27,437	27,437
	決算	25,871	25,369	25,722	25,760	25,543

〈令和５年度実績〉

（１）福祉・介護マッチング支援

キャリア支援専門員を配置し、岐阜県福祉人材総合支援センター及び県内のハローワーク（10 箇所）において個別相談事業と就職支援を行うとともに、事業所訪問を実施し、求人状況の把握と職員の定着支援に努めた。来所対面以外の方法で相談ができるよう、福祉人材総合支援センターポータルサイト（後記 65 項の事業）内に相談申込フォームや事業所紹介コーナー等を設け、オンラインでの求職相談等も行った。

・相談件数　1,683 件

（令和４年度：1,689 件、令和３年度：1,767 件、令和２年度：1,309 件）

・訪問事業所数　のべ　10 事業所

（２）福祉の仕事中学校・高等学校・大学等訪問説明会の開催

県内の大学１校（参加者８名）、高等学校２校（参加者合計 73 名）、中学校 19 校（参加者合計 1,721 名）を訪問し、学生や教諭を対象に、福祉の仕事の内容及び魅力等に

ついて施設職員とともに説明し、就職活動を控えた大学生に対しては、福祉分野への就職や人材センターの利用と求職登録を促した。

24　成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金

〈概要〉

所管	地域福祉課					
交付先	岐阜県社会福祉協議会					
対象事業	権利擁護支援事業（岐阜県社会福祉協議会による本部事業） ①法人後見を行う団体（市町村社協、ＮＰＯ等）の資質向上研修 ・「法人後見従事者養成研修」（３日間） 法人後見を受任している、もしくは受任検討中の市町村社協、ＮＰＯ団体等の職員が対象 ②成年後見制度の円滑な運営支援 ・「中核機関等職員研修会」 ・「市町村社協による中核機関等推進連絡会議」 ・「成年後見制度の基礎知識を習得するための研修（福祉関係機関向け）」 ・「市民後見人養成研修会」（約 10 日間、約 50 時間） 社会貢献に対する意欲のある県民を対象に、成年後見制度において、身近な立場で支援を実施する「市民後見人」の養成を目的とした研修 ③法人後見の立上げ支援 ・「市町村社協による法人後見事業促進会議」 ④県民理解の推進 ・「権利擁護セミナー」					
要綱	岐阜県権利擁護人材育成事業費補助金交付要綱					
交付目的	日常生活自立支援事業の強化及び成年後見の推進を図ることにより判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、岐阜県社会福祉協議会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県権利擁護人材育成事業費補助金を交付する。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 28 年					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	24,245	28,057	27,926	13,874	13,874
	決算	21,494	25,940	26,424	13,678	13,874

〈令和５年度の実績〉

成年後見・福祉サービス利用支援センターは、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、岐阜県社会福祉協議会に設置されている。

令和３年度までは、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用したい県民からの相談対応や県民への啓発を行う権利擁護推進員が岐阜市社会福祉協議会、各務原市社会福祉協議会、大垣市社会福祉協議会、美濃加茂市社会福祉協議会、関市社会福祉協議会、高山市社会福祉協議会に各１名配置されており、当該推進員の人件費及び推進

員が行う事業運営費も本補助金の対象となっていた。各市町村において中核機関の設置が進み、権利擁護推進員の役割が、各市町村の中核機関に移行されたため、令和４年度以降、岐阜県社会福祉協議会の権利擁護推進員は廃止され、県の補助金の対象からも外れることとなった。

令和５年度は、①法人後見を行う団体（市町村社協、ＮＰＯ等）の資質向上研修として、法人後見を受任している、もしくは受任検討中の市町村社協、ＮＰＯ団体等の職員を対象とした法人後見従事者養成研修（３日間）の実施、②成年後見制度の円滑な運営支援として、中核機関等職員研修会、市町村社協による中核機関等推進連絡会議、成年後見制度の基礎知識を習得するための研修（福祉関係機関向け）、社会貢献に対する意欲のある県民を対象に、成年後見制度において、身近な立場で支援を実施する「市民後見人」の養成を目的とした研修（約 10 日間、約 50 時間）の実施、③法人後見の立上げ支援として、市町村社協による法人後見事業促進会議の実施、④県民理解の推進として、権利擁護セミナーの実施がなされた。また、成年後見制度の申立について、市町村長申立マニュアルを 500 部印刷し、市町村に配布した。

〈監査の結果〉

（１）補助金の名称

【事実関係】

予算上の補助金の名称（成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金）と、要綱の補助金名（権利擁護人材育成事業費補助金）とが異なる。

担当課によれば、岐阜県社会福祉協議会が日常生活自立支援事業のために設置していた「岐阜県福祉サービス利用センター」に、平成 28 年度から新たに成年後見に関する支援事業を付加し「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」に名称変更されたことに伴い、当該センターが実施する権利擁護推進事業に助成を行うための予算として「成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金」を新規で要求した。予算成立後、補助金の交付要綱を整備する際に、当該補助金の財源となっている「地域医療介護総合確保基金」の事業名が「権利擁護人材育成事業」であることから、交付要綱は国の事業名に合わせたものとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第３条第５項は、「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

【意見　地域福祉課】

補助金の分かり易さや検索しやすさのため、予算上の補助金名と、要綱上の補助金名の名称は揃えることが望ましい。

（２）交付決定（算定方法・金額）

【事実関係】

今回補助金を交付している岐阜県社会福祉協議会の内、成年後見・福祉サービス利用支援センター事業が属する社会福祉事業は基本的には県からの都道府県補助金収入を財源としている。

一方で、社会福祉事業（自主・補助事業拠点区分）の貸借対照表(令和６年３月 31 日時点)を閲覧すると純資産の部合計が５億 5,468 万５千円、次期繰越活動増減差額が１億 2,244 万円ある。

【規範】

地方財政法第４条第１項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　地域福祉課】

今回の補助額 1,387 万４千円の全額が当年度に支援する必要があったか、地方財政法第４条第１項での「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定に当てはめて検討することが望ましい。

（３）事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

歳入歳出決算（見込）書抄本によれば、当初予算と比較して人件費支出が減っている。

ところが、全体的な決算額は、当初予算と全く同額になっており、印刷製本費支出が２倍以上の決算となっている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　地域福祉課】

人件費の減少分を印刷費に転用することによって決算額を調整した疑いが残る。利益を留保するための予算転用とも考えられるため、転用の正当性について、慎重に調査することが望ましい。

【改善報告　地域福祉課】

担当課によれば、監査人によるヒアリング後、印刷製本費支出が増大した理由を岐阜県社会福祉協議会に問い合わせたとのことである。そこで、印刷製本費支出（52 万８千円）は市町村長申立マニュアルの印刷に要した費用であり、市町村からの配布要望が多かったことを受けて、当初の想定より作成部数を増やした（200 部→500 部）ため、予算額よりも決算額が大きくなったとの回答を得たとのことであった。調査を行ったことが判明したため、改善報告とする。

25　福祉の仕事就職フェア開催費

〈概要〉

所管	地域福祉課

委託先	株式会社岐阜新聞社					
事業概要	県内企業の魅力が効果的に発信できる対面式の合同企業説明会を開催					
事業目的	年２回、県内の福祉事業者が一堂に集まる「福祉の仕事就職総合フェア」を開催していたが、参加者が少なかったため、幅広い産業分野の法人が集まり、参加者も多い「オール岐阜・企業フェス」に福祉分野の法人を組み込んで開催することで、より多くの参加者に福祉の仕事を理解してもらい、福祉人材の確保に繋げていく。 ＜「オール岐阜・企業フェス」の事業目的＞ 県内外の大学生や若年求職者、県内高校生などを対象に、岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力を発信する、県内最大規模の企業展「オール岐阜・企業フェス」を開催し、若者と県内企業のマッチングを図る。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 30 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	5,910	5,614	5,050	5,050	5,050
	決算	5,882	5,577	4,948	4,941	5,013

〈令和５年度実績〉

平成 30 年度から、「オール岐阜・企業フェス」に組み込んで開催されている。全体としての予算は 3,500 万円程度であり、そのうちの 500 万円程度が地域福祉課の予算とされている。

令和５年度は、医療・福祉分野において一般開催日の出展社数が 29 社、ブース訪問者数がのべ 168 人（各企業へのアンケート結果より。７社未回答。）、高校生の日の出展社数が 21 社、ブース訪問者数がのべ 479 人（各企業へのアンケート結果より。３社未回答。）であった。

〈監査の結果〉

（１）有効性、経済性

【事実関係①　開催方法】

「オール岐阜・企業フェス」では、業種が偏らないように企業の出展日を設定しているものの、アンケートの結果では、業種が偏っていないことで、自分の興味ある業種を一度にたくさん見られなかったという意見も見られた。

この点について、産業人材課によれば、本イベントは４日間で企業が日替わりで出展しているため、来場者には毎日来場してもらい、様々な業種、企業を見て回れるような出展方法にしているとのことである。すべての来場者が満足する形態で実施することは困難であるが、アンケートの結果では、異なる業種の企業を１日で回ることができてよかった、自分の知らない業界を知ることができたという意見も多数ある。過去の開催で、業種ごとにまとめて配置したことがあるが、同業種の企業間で似たような説明になり、来場者にとっては得られる情報が少ないという意見を踏まえて現在の多様な業種による出展・配置となった経緯がある。

このように、試行錯誤を重ねた結果として、現在の開催方式になっているとのこと

である。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　産業人材課・地域福祉課】
上記事実関係のとおり、これまでの試行錯誤の結果、現在の運営方法に至っていることは十分理解できるが、アンケートの結果を受けて、様々な開催方法を検討し続けていくことは重要と考える。特に、地域福祉課におかれては、福祉分野独自でのフェスの効果測定を行い、福祉分野にとってよりよい効果が得られるフェスとなるよう、提案を行うなどすることが望ましい。
【事実関係②　募集方法】
一般開催日と高校生の日で出展企業の満足度が全く異なっている。高校生の日については開催意義が顕著であるが、一般開催日については、ブース訪問者が１～10 名の企業が 70%以上を占めている。
産業人材課によれば、民間事業者が開催する同様のイベントでもブース訪問数がいないことは珍しいことではなく、ブースの設営（興味を引くか)、担当者の属性（親しみやいか）などの影響が大きいとのことである。出展者によっては、訪問者が１人だったが求める人材像に合致する方だったと手ごたえを伝えてこられることもあり、訪問者数のみで費用対効果を図ることが適切であるかについて疑問が残るとのことである。
また、人材不足が深刻化する中、リクルーターへの報酬を負担することが困難な小規模事業者も多く、県内産業の活力維持のために、出展希望企業を予算の範囲内でできるだけ出展できるように配慮し、機会を設けるのは行政の本来的な役割であると考えるとのことである。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　産業人材課・地域福祉課】
高校生の日については、学校単位でフェスに訪れるなど、訪問者数増加、アンケート良化の要素が多いため、単純な比較はできないが、一般開催日についても、より訪問者を増やすための努力、出展企業側が満足できるための方策を検証し続けることが望ましい。

（２）委託契約

【事実関係】

公募型プロポーザル方式を採用しているものの、応募が１社のみであった。なお、令和３年度は４社の応募があり、令和４年度は１社の応募があった。

産業人材課によれば、県が定めるルールに則り募集をしており、募集要件には特殊な技能・技術力・資格に関する要件や、１社となるような特殊な要件は付していないとのことである。また、提案者は競合他社が存在するかどうかは県が公表するまで知ることができず、提案者が１社のみであっても評価は実施し、評価基準に満たない場合は採用せずに、再度公募を実施することとしており、適切に評価を実施しているとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　産業人材課】

県が、ルールに則って募集をしている点については十分に承知しており、契約自体に問題はないことも理解しているが、公募型プロポーザル方式を採用する以上、複数者からの応募があることが重要である。より多くの応募者を得るために、広報に力をいれるなど、複数者からの応募と提案を得られるよう募集方法を工夫することが望ましい。

26　認知症地域医療人材育成事業費

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課
委託先	①国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。） ②一般社団法人岐阜県医師会（以下「岐阜県医師会」という。） ③岐阜県精神科病院協会 ④岐阜県医師会 ⑤公益社団法人岐阜県看護協会（以下「岐阜県看護協会」という。）
事業概要	①認知症サポート医養成研修 ②認知症サポート医フォローアップ研修 ③病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ④かかりつけ医・歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修 ⑤看護職員・病院勤務以外の看護職員等認知症対応向上研修
事業目的	高齢化の進展に伴う認知症高齢者の大幅な増加に対応するため、①早期発見・早期対応のための体制構築、②地域における本人・家族への支援体制構築が急がれている中、地域において、認知症に適切に対応できる

	医療人材を育成し、認知症高齢者に対し、最も相応しい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みの構築を図る。					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 17 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	8,515	8,515	7,615	9,115	9,065
	決算	7,242	3,229	6,950	9,041	9,008

〈令和５年度実績〉

（１）認知症サポート医養成研修

認知症の診断に習熟し、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役や地域の連携推進の要となる認知症サポート医を養成する研修。

令和５年度中は、国立長寿医療研究センターが、実施する東京・愛知・京都などで開催される当該研修に 18 人が受講している。平成 17 年の制度開始以来合計 209 名が受講し認知症サポート医となっている。

（２）認知症サポート医フォローアップ研修

症例検討、グループ討議等を通して、地域における認知症サポート医の質の向上と連携強化のための研修。

令和５年度中は、令和６年３月２日に、岐阜グランドホテルにおいて１時間 15 分の研修を開催し、サポート医 34 名を含む合計 63 名（非サポート医６名、行政関係者 10 名、その他 10 名）が受講している。平成 28 年の研修開始以来、合計 238 名が受講している。

（３）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

身体合併症等への対応を行う急性期病院等における行動・心理症状（ＢＰＳＤ）への対応力を高めるために、病院勤務の医療従事者に向けた研修。

令和５年度は、令和６年３月 21 日、30 日に、飛騨地区・中濃地区のホテルにおいて各１時間 30 分以上の講義を行い、合計 53 人が参加し、46 名に修了証が発行されている。平成 26 年の研修開始以来、合計 979 人が修了している。

（４）かかりつけ医・歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修

高齢者が日頃より受診する診療所等の医師・歯科医師・薬剤師に対し、適切な認知症診療の方法や、本人・家族を支えるための方法を習得するための研修。

令和５年度中は、同年９月 10 日、10 月 14 日、令和６年１月 14 日に、ひだホテルプラザ、岐阜県医師会館、岐阜グランドホテルにおいて、各４時間の研修を開催し、医師 118 名、歯科医師 39 名、薬剤師 50 名、その他２名の合計 209 名が受講し、その内新規修了者は 77 名であった。平成 18 年の研修開始以来（歯科医師と薬剤師は平成 28 年から開始)、かかりつけ医は 987 名、歯科医師は 234 名、薬剤師は 467 名が修了している。

（５）看護職員・病院勤務以外の看護職員等認知症対応向上研修

指導的立場の看護職員に対する、認知症対応の実践的な対応力の研修・病院勤務以

外の看護士等に対し、認知症に関する基本的な知識等の研修。
令和５年度中は、看護職員向けには、岐阜地域・中濃地域において岐阜県看護協会や可児市福祉センターにおいて、合計４日間の講義を行い、82 名が受講し、79 名が修了している。病院勤務以外の看護職員等向けには、岐阜地域・東濃地域・飛騨地域において岐阜県看護協会やセラミックパークＭＩＮＯ、飛騨世界・生活文化センターにおいて、各 2.5 時間の講義を行い、67 名が受講し、61 名が修了している。平成 29 年の研修開始以来（病院勤務以外の看護職員等は令和３年から開始)、看護職員は 676 名、病院勤務以外の看護職員等は、152 名が修了している。
〈監査の結果〉
（１） 有効性
【事実関係】
かかりつけ医等の対応力向上研修は、委託契約の仕様書の目標人数に対して、医師 118 人／120 人、歯科医師 39 人／100 人、薬剤師 50 人／170 人と医師以外の目標達成が乏しい。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　医療福祉連携推進課】
医師以外の研修受講者数が少なく、医師以外の受講者がより増えるように委託先に工夫を求めることが望ましい。
（２） 経済性
【事実関係】
認知症サポート医等フォローアップ研修は、研修時間 75 分と短時間の事業でありながら、72 万円もの費用を要している。講師を担当する医師は、２名とされ講師代は各５万円である。
この他、県は本研修を学会と同様の形式を想定しての研修として積算を行い、学会と同様の座長謝金などを予算計上しているが、実際には研修内容を受託先にすべて委ね、形式なども要求などもしていない。
当該研修の目的は、認知症サポート医の認定を受けている医師の技能維持、資質向上であり、受講者数の増加を目的とはしていない。実際に、受講者の中には、認知症サポート医以外の行政関係者等が含まれている。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費

は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【指摘　医療福祉連携推進課】
医師の専門性を考慮し、２名の講師を前提とすることは不合理ではないが、２名を予定しながら、講演時間が短時間というのは見直しを求める必要がある。本来求めるべき研修が短時間で実施可能であれば、大規模な予算を確保することなく、必要な範囲での研修となるよう予算の積算根拠等を見直し、最低限の時間などを設定し、費用に見合う研修となるよう再考すべきである。
（３） 効率性
【事実関係】
認知症サポート医等フォローアップ研修は、受講者において必要な知識を得ることを目的としており、開催時間や受講内容は、受託者である岐阜県医師会の判断に委ねられている。直近５年間の開催実績を見る限り、毎年１時間程度の講演であるうえ、開催場所も区々であり、前記のとおり費用に見合う研修であるかについては監査人として疑問のあるところである。
担当課は、「県としては、研修時間の長短ではなく、真に必要な情報をそれに必要な時間内に習得していただくことが重要だと考えており、岐阜県医師会への委託によりその目的を果たしていると考える。」とのことであるが、実際の受講は、認知症サポート医以外も受講し、目標人数すらも定めがない。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　医療福祉連携推進課】
受講の目標人数もなく、受講の形式を指定する必要がないのであれば、受託者である岐阜県医師会において、研修会をＷＥＢ受講にするなど、より受講者の負担軽減を考えた内容を検討することも有意義であることから、受託者との間で開催方法等についてより経済的且つ効率的な実施に向けての協議を行うのが望ましい。
（４） 事業経費
【事実関係】
認知症サポート医等フォローアップ研修は、会場費として、15 万円を積算根拠としているが、実際の会場費は 33 万円と大きな差が生じている。このような差は、講演会場が値上げを行った結果であるが、令和３年時点において同じ会場において会場費は増大している。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、

住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　医療福祉連携推進課】

積算と実績に大きな乖離がある場合、同じ委託内容での委託を行うときは、積算内容を精査するか、受託者側計画などの見直しを求めるのが望ましい。

（５） 委託契約（契約内容）

【事実関係】

認知症サポート医等フォローアップ研修については、委託業務仕様書には、研修内容について「認知症サポート医の役割を適切に果たすための内容」の記載しかなく具体的な研修内容や目標人数などの規定が何もない。

【規範】

地方自治法第 234 条の２第１項は、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定めており、履行確認のためには、委託する事業の具体的目標を明確にする必要がある。

【意見　医療福祉連携推進課】

契約の履行を確認するためにも、具体的な研修内容を受託者である岐阜県医師会と協議し、目標人数などを定めることが望ましい。

（６） 事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

各事業の業務実績報告書の完了届に、受領印がない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条第１項、第 13 条第 1 項は、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　医療福祉連携推進課】

収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

（７） 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修は、細かい経費の支出まで領収書を添付して報告している。

【規範】

地方自治法第 234 条の２第１項は、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保する

ため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定する。
【参考報告　医療福祉連携推進課】
　実績報告において詳細な経費の明細の添付は後日の検証を容易にすることから、適切な経費の支出を確認する上で参考となる。
（８） 事業実績報告（内容の正確性）
【事実関係】
　会場使用料が、見積もり段階では 15 万円であるが、最終報告では 36 万 6,630 円と高額になっており、その根拠となる領収書の添付がない。
【規範】
　地方自治法第 234 条の２第１項は、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定する。
【指摘　医療福祉連携推進課】
　見積と大きく異なる内容の報告がなされた場合においては、適切な費用支出であるかどうかについて、資料を提出させ検査すべきである。
（９）事業実績報告（調査確認）
【事実関係】
　認知症サポート医等フォローアップ研修について、令和２年度は、コロナ禍により開催が出来なかった結果、会場の賃借料のみが発生し、そのことのみをもって実績報告と事業完了と扱っている。代替となる資料の配布も行われなければ、ＷＥＢ受講なども行われていない。
　このような対応となったのは、令和３年１月９日に県の非常事態宣言、同年１月１４日には国の緊急事態宣言が発出されたことから、県と岐阜県医師会とで協議した結果、年度内の研修会開催は困難と判断し、同年１月 25 日付けで変更契約を締結したことによる結果である。
　なお、当該研修については、前年度も同様にコロナ禍により開催が出来ず、会場の賃借料のみを払って完了としている上、令和２年度の契約締結は、同年６月 26 日であるが、当時、コロナによる初めての緊急事態宣言が同年５月 14 日に解除され、その後も再びの感染拡大が警戒されている状況であり、コロナウイルス対策についてはワクチンの開発も行われておらず完全な終息までの見通しが立たず、コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、対面での研修会自体の開催が困難な事態が予想され、リモートワークの導入などで非接触による社会活動が模索されていた段階であった。
【規範】
　地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなけ

ればならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

また、認知症サポート医等フォローアップ研修に関する業務委託契約書第 11 条に、委託業務の完了については検査を行うものとし、同 12 条は、委託業務の完了検査に合格したときは契約金額の支払を請求するとしている。

【指摘　医療福祉連携推進課】

契約締結段階で、対面による開催が困難な状況の発生が予想されたことから、対面を前提とした研修会場の契約を締結することそのものを見合わせることが考えられた。また、契約を行ったのであれば、委託契約上債務の履行は必要であり、何等の研修等の実績が無いままであれば委託契約においては、対価の支払いを行う必要はなかった。そのような状況であるにも関わらず、委託者である県及び受託者である岐阜県医師会双方が再びの感染拡大も予測せず会場のキャンセル料などが発生した段階で、ＷＥＢ開催などの代替手段を検討せず、県が、キャンセル料だけを負担する変更契約に応じた判断も不当と評価せざるを得ない。このような事態は再び繰り返さないとも限らないことから、緊急事態宣言が予測される同種の状況下における契約の在り方について対応方針を検討すべきである。

27　認知症サポート体制整備事業費補助金

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課					
交付先	岐阜県医師会					
対象事業	医師を中心に認知症ケアに携わる医療・福祉・介護などの関係職種間のネットワークを構築し、認知症のサポート体制の整備を図る事業					
要綱	認知症サポート体制構築事業補助金交付要綱					
交付目的	認知症の人の診療に習熟した認知症サポート医を中心とし、医療・介護・福祉（市町村や地域包括支援センター等）の各分野間での連携体制を構築する。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 22 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	決算	1,061	0	888	1,700	1,651

〈令和５年度の実績〉

本補助金の対象となる具体的な事業内容は、県内の認知症サポート医を中心に、医療・介護・福祉従事者及び行政（市町村や地域包括支援センター等）による地域の認知症対策推進・関係職種間の連携強化のための会議を２圏域（岐阜地区にて毎年実施し、その他圏域は持ち回りで実施）で開催しており、その開催に必要となる各種経費

に対する補助である。

同会議においては、県における認知症の現状と取り組みについての説明と参加者による意見交換会が実施されている。令和５年度の岐阜地区会議には、認知症サポート医、市町村担当者・市町村地域包括支援センター職員、介護従事者、認知症の人と家族の会岐阜県支部会員、延べ 84 名が参加した。なお、同時開催されている認知症サポート医のためのフォローアップ研修参加者も参加している。

連携強化のため、令和６年度からは認知症疾患医療センター職員も参加している。

第５章　その他の介護に関する事業

第１　高齢福祉課が所管する補助金・事業費

１　高齢福祉課の概要

（１）組織及び事務分掌

高齢福祉課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和５年７月１日時点）。

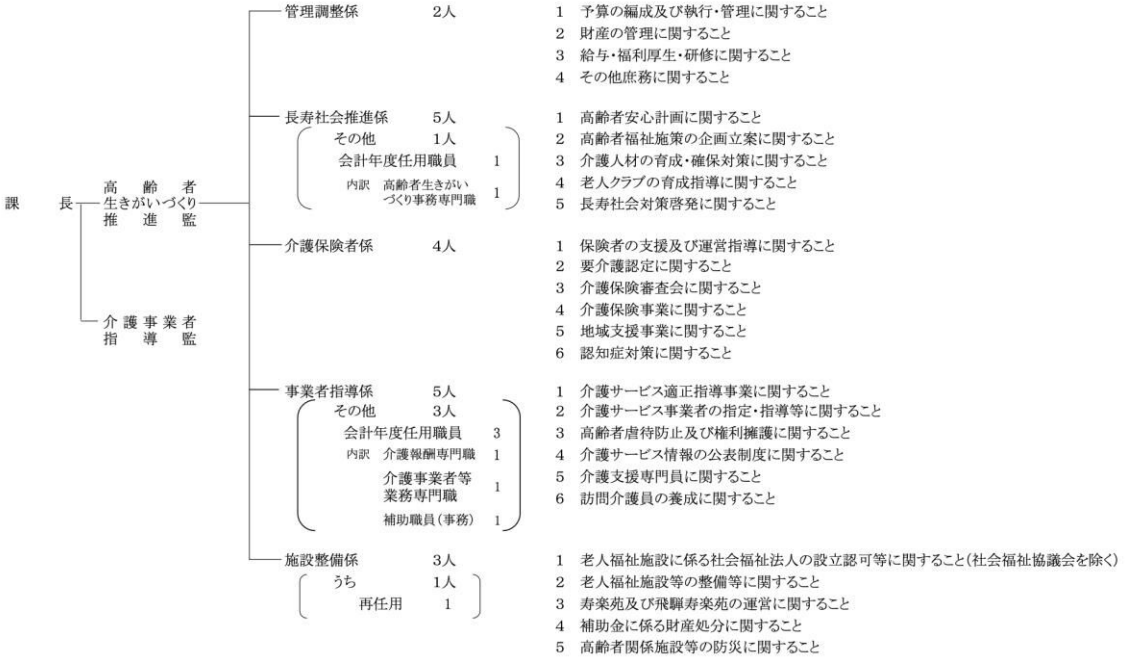

（２）主な事業と課題

高齢福祉課は高齢者福祉政策を担っており、主な業務内容は、高齢者安心計画、高齢者の健康・生きがいづくり及び社会参加、高齢者の福祉施設の整備、高齢者福祉施設に係る社会福祉法人の認可、介護保険、介護人材の確保、高齢者の居宅における介護、高齢者の介護予防・地域支援事業、介護職員等の研修などである。

高齢福祉課の定期監査資料によれば、令和５年度の同課の課題としては、「介護人材不足への対応」と「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応」が挙げられる。

（３）令和５年度の予算及び決算の概要

定期監査資料によると、高齢福祉課の令和５年度の一般会計の予算額は 356 億 1,190 万 1,475 円、決算額は 337 億 1,198 万 3,245 円である。

なお、高齢福祉課の予算は前記第１章、第３で分析したとおりである。

（４）高齢福祉課の事業に関する監査の結果

【事実関係】

高齢福祉課の定期監査資料によれば、令和５年度の市町村等介護保険業務指導事業

費に基づく、県内の市町村に対する介護保険運営状況調査は、書面審査により行ったとされているが、実際には、各地市町村を回ってヒアリング等を実施しており「現地審査」がなされている。担当課に確認したところ、書面審査で行っていたのは、コロナ禍で現地確認を控えた令和２年度から同４年度の３年間だけであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第３条第２項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

定期監査資料の内容は正確に記載すべきである。

２　軽費老人ホーム事務費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	社会福祉法人(施設設置者)、社会福祉法第 62 条第２項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人					
事業概要	①軽費老人ホームの入所者が「支払うべき事務費」の一部を入所者の所得に応じて、施設が減免をした場合に、その減免した額を施設に対し補助する。 ②事業者が介護職員の賃金改善を図るための賃金等を支払った場合、その経費に対し補助する。					
事業目的	入所者の負担軽減と介護職員の処遇改善。					
国庫補助	なし					
開始年度	昭和 40 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	548,992	555,118	537,446	554,999	553,633
	決算	514,562	524,572	512,320	514,282	525,970

〈令和５年度の実績〉

軽費老人ホームは、無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的する施設であるが、「入所者」の約55%が収入 150 万円以下（令和２年度見込）という状況であり、補助金によりこれら入所者の経費負担を軽減する。なお「入所者」は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者である。

また、慢性的な介護職員の不足が続いており、将来はさらに深刻化することが予測されるため、介護職員の処遇改善を図る必要がある。

軽費老人ホームの入所者が「支払うべき事務費」の一部を入所者の所得に応じて、施設が減免をした場合に、その減免した額を施設に対し補助する。また事業者が介護職員の賃金改善を図るための賃金等を支払った場合、その経費に対し補助する。

「支払うべき事務費」の内容は、施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健

衛生費、備品購入費等並びに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び本部会計繰入金に充当する経費である。

社会福祉法人(施設設置者)、社会福祉法第 62 条第２項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人が補助対象者である。

令和５年度実績としては、27 施設（利用定員 950 人）に対し、５億 2,597 万 306 円の補助金の交付がなされている。

〈監査の結果〉

（１）実績報告書の提出期限

【事実関係】

実績報告書は、すべての施設が令和６年３月 31 日に提出とされ、また受領印（収受印）の日付も「令和６．３.31」となっている。担当課からは、「事業者の事務負担軽減等の観点から、(補助事業が完了したことを確認できる内容が含まれた)「実績報告書と記載された文書」を「履行についての届出書等」として受理したうえで、４月 10 日までに不足した書類を追加等して実績報告書とする運用としております。」との回答があった。このような運用は、当初提出された実績報告書は、実績報告書そのものではなく、後日の追加資料をもって正式な実績報告書という扱いを行うこととなるが、追加資料の提出期限が不明瞭になりかねず、提出期限が徒過されている疑いも生じかねない。

【規範】

岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第８条第３項では、「実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定の日が属する年度の翌年度４月 10 日までとする。」とされている。

【意見　高齢福祉課】

要綱に従い、適正な提出期限までに、完成した実績報告書を提出させるよう運用を改めるのが望ましい。

【改善報告】

履行確認を年度内に行い、業務執行報告書の提出については、要綱に従い、４月 10 日にする取り扱いになったとのことであり、改善報告とする。

（２）資料の不備

【事実関係】

決算関係資料に原本証明の記載がない資料が添付されていた。

【規範】

「歳入歳出決算（見込）書抄本及び貸借対照表」は県ホームページに掲載している本補助金に関する「実績報告書添付書類一覧表」の注意事項として「原本証明すること」と示している。

【指摘　高齢福祉課】

原本証明の記載のある資料を提出させるべきである。

３　老人福祉施設等整備費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第１項に規定する地方公共団体の組合を含む。）並びに社会福祉法人及び医療法人その他法令で老人福祉施設等の設置が認められている法人					
対象事業	定員 30 人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備（新設、増築、改築及び改修※）に要する経費 ※軽費老人ホームは増築、改築及び改修、介護老人保健施設及び介護医療院については改修のみ補助対象外					
要綱	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱					
交付目的	介護サービス基盤等の充実のため、県高齢者安心計画における整備計画に基づいた広域型の施設整備に対する補助を目的にする。					
県補助率	10 分の 10 補助金額＝補助単価×整備床数（介護老人保健施設及び介護医療院は整備施設数）					
国庫補助	なし					
開始年度	平成 18 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	123,360	172,880	19,520	468,500	93,000
	決算	70,000	4,880	19,520	6,080	0

〈令和５年度までの実績〉

（千円）

年度	予算額（３補後）	執行額（決算額）	次年度への繰越額（決算額）	予算額（３補後）に対する執行率	実施施設名（整備区分）
R1	123,360	70,000	53,360	100%	・養護老人ホーム（新設） ・（繰）特別養護老人ホーム（改修）
R2	172,880	4,880	168,000	100%	・特別養護老人ホーム（増築） ・（繰）養護老人ホーム（新設）
R3	19,520	19,520	0	100%	・特別養護老人ホーム（増築）
R4	468,500	6,080	456,400	99%	・特別養護老人ホーム（改修） ・（繰）特別養護老人ホーム（新設） ・（繰）特別養護老人ホーム（新設）
R5	93,000	0	39,900	43%	・（繰）特別養護老人ホーム（増築）

※R5次年度への繰越額（決算額）は、決算額が確定していないため繰越額

〈監査の結果〉

（１）　経済性

【事実関係】

直近の５年間の当初予算額は、令和元年度は１億 3,693 万円、令和２年度は３億 8,416 万円、令和３年度は１億 6,845 万４千円、令和４年度は５億 2,320 万円、令和５年度は２億 5,186 万２千円であるところ、過去５年間の当初予算の総額は、14 億 6,460

万円であるところ、３月補正の段階での予算総額は、８億 7,726 万円と大幅な減額補正を行っている。

当該補助金については、各市町村が見込んだ施設の整備数を基に作成された岐阜県高齢者安心計画における施設の整備数を上限として補助するものであり、補助事業者は、市町村において公募により選定される。このため、何らかの理由で事業者が選定されない場合は、補助金が活用されない。

選定されない理由については、市町村における整備予定年度の変更や整備の中止となるが、具体的には建設資材の高騰や介護人材確保の困難により公募への応募がなかったことなどが考えられる状況である。

なお、補助単価については、毎年度全国調査が行われており、岐阜県の単価は全国平均を上回っており、適時補助単価の見直しも行っている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

大幅な補正予算における減額措置は、他の事業の有効な予算活用の妨げになりかねない。市町村計画に沿っての予算確保であることからして、市町村の計画について変更がないかを十分に確認し、当初予算段階で不要な予算確保とならぬように、計画的な予算確保を行うようにするのが望ましい。

（２） 効率性

【事実関係①　施設の活用】

事業者Ｋは、特別養護老人ホームを設立したが、施設の開設日から１年を経過しても、基準上必要な人員を確保できないために、定員に対する入居者数が 90％を下回った状態のままとなっている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

補助により施設が整備されたとしても、定員に対する人員が確保できないことによる入居者の受け入れが出来ない問題が大きくなっている。単なる施設整備のみに補助する以外の予算の有効活用も検討するのが望ましい。

【事実関係②　利用度調査】

当該補助金については、平成 30 年度の定期監査において、入所者の把握等により事業効果の確認や事業の改善に活用するよう検討を求められたことから、補助金交付要綱を改正し、令和元年度の補助対象施設から、開設後３か月、６か月及び１年を経過した日における入所者数の報告を求めることとしている。なお、「改修」については、要綱上報告の対象としていない。１年経過以降の入所者数は、別途行う毎年の特別養護老人ホーム入所申込者数調査や、各県事務所等により実施する指導監査により確認が可能である。

【参考報告】

当該補助金については、前述の特別養護老人ホームの入所者数の状況を踏まえると、補助金の有効性を確認する上で、入所者数の推移は重要な指標であり、補助事業としての有効性を検証する上でも重要な情報となることから、他の施設整備の補助金においても参考になるものと考える。

４　高齢者施設等防災・減災対策等補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	民間事業者又は市町村					
対象事業	①スプリンクラー設備等整備事業 ②水害対策強化事業 ③非常用自家発電設備整備事業 ④給水設備整備事業 ⑤ブロック塀等改修整備事業					
要綱	岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱					
交付目的	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための整備事業の実施により防災体制等を強化することを目的としている。					
県補助率	①10 分の 10 ②～⑤４分の３					
国庫補助	①10 分の 10 ②～⑤３分の２ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱					
開始年度	平成 30 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	40,154	12,078	71,972	243,176	140,859
	決算	36,867	11,701	12,292	36,821	113,693

〈令和５年度の実績〉

近年、気候変動の影響等による自然災害の頻発化・激甚化の中、事前から備える防災・減災対策は、一層重要性を増している。実例として、平成 30 年７月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和２年７月豪雨などでは、高齢者施設等に大きな影響を及ぼす事態が多数発生している。これらを踏まえ、高齢者施設等が、自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から対策を行うことが急務となっている。また、新型コロナウイ

ルス感染症対策として、感染リスクの高い風通しの悪い居室について有効な換気を行うことができる換気設備の設置を支援することで、施設内で感染者が発生した場合の感染拡大防止が期待できる（予算要求資料の記載内容）。

本補助金は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染防止対策を推進するための整備事業の実施により防災体制等を強化することを目的として交付されるものである（岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱第１条）。

対象となる事業は、次のとおりである。

① 非常用自家発電・給水設備整備事業、水害対策強化事業

停電や断水に対応できる非常用の自家発電設備や給水設備の設置及び水害対策のための施設改修経費を補助する。＜補助対象施設＞定員 30 名以上の特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム

②ブロック塀等改修整備事業

地震等への安全上の対策が必要なブロック塀等の改修経費を補助する。＜補助対象施設＞上記①に加え、定員 30 名以上の有料老人ホーム等

③スプリンクラー設備等整備事業

火災に備えたスプリンクラー設備の設置経費を補助する。＜補助対象施設＞定員 30 名以上の軽費老人ホーム、有料老人ホーム等

令和５年度は、非常用自家発電設備整備事業で、４施設に対して、１億 1,369 万３千円を補助したものである。

〈監査の結果〉

（１）必要資料の徴求

【事実関係】

補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること（岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱第７条（１））とされている。そして、随意契約によることができる工事の契約は 250 万円以下であるところ（岐阜県会計規則第 140 条の２）、令和５年の本補助金の交付対象事業につき、４施設とも基準を超過する事業であるが、一部の施設においては、一般競争を行った際の実施要項や実施方法や入札などの資料添付はなく、見積金額の一覧表及び見積書のみが資料添付されており、相見積により事業者を特定したと思われる状況であった。ただし、書類内に、「一般競争入札を行ったことを確認」とのメモ書きがなされていた。

そのため、当該事案につき、担当課に確認したところ、次の回答があった。

「実績報告書等により把握できないものについては、電話で施設へ問い合わせる等の方法で確認しています。該当施設についても、電話で確認したためメモ書きという形で記録しました。」

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第 14 条は、「知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応

じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

入札が行われているのであれば、入札の参加通知、入札書、受領書などの各書類の作成が行われているはずであるから、入札が行われた事実確認のため、各書類の徴求を行うべきである。

５　高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	民間事業者又は市町村					
対象事業	換気設備の設置に係る経費支援事業					
要綱	岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱					
交付目的	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進するための整備事業の実施により施設内での感染症拡大の防止を目的とする。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	10 分の 10 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱					
開始年度	令和３年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	0	3,000	9,268
	決算	－	－	0	0	0

〈令和５年度の実績〉

近年、気候変動の影響等による自然災害の頻発化・激甚化の中、事前から備える防災・減災対策は、一層重要性を増している。実例として、平成 30 年７月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和２年７月豪雨などでは、高齢者施設等に大きな影響を及ぼす事態が多数発生している。これらを踏まえ、高齢者施設等が、自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から対策を行うことが急務となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染リスクの高い風通しの悪い居室について有効な換気を行うことができる換気設備の設置を支援することで、施設内で感染者が発生した場合の感染拡大防止が期待できる。

本補助金は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染防止対策を推進するための整備事業の実施により防災体制等を強化することを目的として交付されるものである（岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱第１条）。

対象となる事業は、次のとおりである。

換気設備設置事業（新型コロナ分）

定員 30 名以上の入所系高齢者施設等に対して、居室ごとに窓がない場合等にも、定

期的に換気できるよう、換気設備設置経費を補助する。

令和５年度の補助金交付実績はない。

６　介護サービス改善対策事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	岐阜県社会福祉協議会					
事業概要	介護サービス情報の公表支援事業					
事業目的	利用者が適切に事業者を選択することを支援するために、介護サービス情報の公表制度を実施するとともに、事業者・県民に対し制度の普及・理解を図る。					
国庫補助	国２分の１、県２分の１（介護保険事業費補助金）					
開始年度	平成 16 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	6,319	6,551	6,477	7,007	7,007
	決算	5,881	6,069	5,966	6,019	6,711

〈介護サービスの情報公開制度について〉

介護サービスの情報公開制度は、介護サービスを利用し、またはサービスを利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用するために必要な情報を公開するものであり、介護保険法第 115 条の 35 により定められている。有料老人ホームについては、老人福祉法第 29 条第 11 項に同様の定めがある。

県は、岐阜県社会福祉協議会を指定情報センターとして指定し、業務を委託している。岐阜県社会福祉協議会が厚生労働省の運営する介護サービス情報公表システム（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/）に情報を提供する業務を行っている。

（厚生労働省の画面）

（岐阜県の画面）

〈監査の結果〉

（１）事業の遂行（指導監督）

【事実関係】

介護サービス情報公表制度に係る公表業務事業実績報告書（有料老人ホーム）について、16か所が提出期限である令和５年７月25日を過ぎ、令和５年度中には報告がなされなかった。

有料老人ホーム設置者による都道府県知事（岐阜県においては県事務所長等へ事務委任している。）に対する報告及び都道府県知事による公表は、老人福祉法に基づく義務であり、高齢福祉課は未報告施設への催告を委託業務の一つとしていたが、委託先が催告したにも関わらず未報告であった施設について県事務所等への情報提供等をおこなっていなかった。

担当課の回答によると、委託先の岐阜県社会福祉協議会において、報告期限内に報告のなかった有料老人ホームに対して８月末にメールにて督促を行い、さらに９月以降、随時電話にて再督促を行っていたが、未報告の理由まで確認していなかったとのことであった。未報告の有料老人ホームに対しては、引き続き情報公表センターから督促を行うとともに、県から指導を行うことを検討するとのことであった。

【規範】

介護保険法第115条の35第１項は、介護サービス事業者が、提供する介護サービス

に係る介護サービス情報を、事業者または施設の所在地を管轄する都道府県知事に対して報告しなければならないと規定しており、同条第２項は、都道府県知事は、その報告を受けた後、当該報告の内容を公表しなければならないと規定している。

老人福祉法第 29 条第 11 項は、有料老人ホームの設置者が、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報を、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならないと規定しており、同条第 12 項は、都道府県知事は、その報告された事項を公表しなければならないと定めている。

【指摘　高齢福祉課】

高齢福祉課は委託先による催促業務の遂行を確認・監督しなければならないにも関わらず、これが十分なされていなかったと指摘せざるを得ない。

今後は、委託先において事業の遂行が適切になされているか確認し、報告がなされていない施設については県事務所等へ情報提供を行うなどにより、適切に施設への指導を行うべきである。

【改善報告】

令和７年１月 20 日付け文書にて、未提出の事業所に対して高齢福祉課から提出の催促をしたことから改善報告とする。

（２）事業費の名称

【事実関係】

類似の事業費として「介護事業者改善対策事業費」がある。

介護サービス改善対策事業費は、介護サービスを利用し、又はサービスを利用しようとする要介護者への情報公開に係る費用に関するものである。これに対し、介護事業者改善対策事業費は、県が介護事業者に対する運営指導や監査を行う際の事務費等を対象としている。

【意見　高齢福祉課】

名称に「介護サービス情報公開」という文言を入れるなど、介護サービス利用者等に向けて介護サービス等の情報を公開するという事業目的に則した名称に変更することが望ましい。

７　苦情処理体制整備助成事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	岐阜県国民健康保険団体連合会
対象事業	介護保険法第 176 条の規定により岐阜県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理の体制整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
要綱	岐阜県苦情処理体制整備事業費補助金交付要綱
交付目的	岐阜県国民健康保険団体連合会において、迅速・的確に利用者等からの苦情に対応し、公平・中立な立場から事業者に対して指導・助言を行えるよう支援することにより、介護サービスの質の確保及び向上を図ることを目的とする。
県補助率	10 分の 10

国庫補助	なし					
開始年度	平成 12 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	6,745	6,745	6,745	6,745	6,745
	決算	6,745	6,745	6,745	6,745	6,745

〈令和５年度の実績〉

岐阜県国民健康保険団体連合会は、介護保険法第 176 条第１項３号に基づき、介護サービス事業者等に係る苦情処理体制を整備している。岐阜県国民健康保険団体連合会が行う、介護サービス事業者等に係る利用者等からの苦情対応、指導・助言体制の整備について助成を行うことにより、迅速・的確に苦情に対応し、康平・中立な立場から苦情処理を行えるようにし。指定事業者等が提供する介護サービスの質の確保、及び質の向上を図ることを目的としている。

事業内容としては、通年の介護サービス苦情相談窓口の開設、年２回の苦情対応意見交換会の開催、月４回の苦情対応専門員会の設置がある。令和５年度の苦情相談受付件数は 111 件で全国 13 番目であった。大半は相談対応をもって終了したが、1 件については、苦情申立として受付し、事業所に対して岐阜県国民健康保険団体連合会による指導助言が行われた。

８　高齢者権利擁護センター設置事業費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	一般社団法人岐阜県社会福祉士会					
事業概要	岐阜県高齢者権利擁護センターの設置 ①高齢者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介 ②高齢者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等 ③高齢者及び養護者支援に関する情報収集、分析及び提供 ④高齢者及び養護者支援に関する広報その他の啓発活動 ⑤高齢者虐待防止等に関する研修 ⑥その他高齢者虐待防止等のために必要な支援					
事業目的	高齢者を虐待という権利侵害から守り、安定した生活を送ることができるよう、岐阜県高齢者権利擁護センターを設置し、市町村や地域包括支援センターからの相談への助言や支援チームの派遣を行い、市町村における虐待への対応を支援する。					
国庫補助	２分の１ 介護保険事業費補助金交付要綱					
開始年度	令和元年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	5,800	6,460	6,614	6,713	6,716
	決算	5,800	5,876	6,309	6,713	6,713

〈令和５年度の実績〉

令和５年度においては、相談件数は 60 件であった。相談内容の内訳は、虐待、困難

事例に関する相談が 29 件、研修会講師派遣の依頼が 16 件、その他の相談が 15 件であった。虐待、困難事例に関する相談においては、また、社会福祉士や弁護士等を中心とした市町村支援チームの派遣を 13 件行った。相談内容としては身体的虐待やネグレクトに関する相談が多く、経済的虐待に関する相談は、件数自体は少ないものの継続相談が多く見られた。その他に年６回の市町村向けの研修会・会議の実施、高齢者及び養護者支援に関する広報を行った。

９　社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	各保険者（市町村・広域連合）					
対象事業	①社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス費用の利用者負担額軽減に対する補助。 〈対象者〉市町村民税世帯非課税であって、一定の要件を満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘定し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者 〈軽減内容〉社会福祉法人等が、持ち出しにより低所得者等の軽減措置を行った場合（利用者負担額（自己負担１割分＋居住費＋食費）の最大１／２）、持ち出し費用の一部を市町村が負担し、国・県は当該市町村に対して助成する。 ②離島等の特別地域において訪問系サービスを利用する場合、他地域と比べて利用者負担が増加する（特別地域加算）ため、その軽減を図る。 〈対象者〉住民税本人非課税（生活保護受給者除く） 〈軽減内容〉利用者負担を１割減（10％を９％に減）					
要綱	岐阜県低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱					
交付目的	社会福祉法人等が生計困難者等の利用者負担の軽減を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図る。					
県補助率	４分の３					
国庫補助	３分の２ 介護保険事業費補助金					
開始年度	平成 12 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	3,376	3,464	3,638	5,006	5,006
	決算	2,200	2,475	2,744	3,176	3,132

〈令和５年度の実績〉

下記の表のとおり事業の対象となる者の人数は 336 人（うち生活保護受給者は 89 人）であり、全 14 の事業実施自治体（13 市町村及び１広域連合）における合計 32 の事業所で、利用者負担軽減額の合計額は 441 万 7,258 円であった。

市町村名又は広域連合、一部事務組合名	事業対象となる者の人数	うち生活保護受給者数	対象経費支出済額内訳（単位：円）			積算内訳（単位：円）
			利用者負担軽減額	事務費等	合計	
岐阜市	171	50	2,866,411	31,900	2,898,311	短期入所生活介護 120,833＋介護福祉施設サービス 2,745,578＋事務費（負担軽減確認印刷製本費）31,900
大垣市	15		81,191	5,904	87,095	介護福祉施設サービス 81,191＋事務費（郵送代）5,904
高山市	41	15	545,568		545,568	短期入所生活介護 8,450＋介護福祉施設サービス 537,118
多治見市	14	2	83,663		83,663	通所介護 4,434＋介護福祉施設サービス 79,229
関市	1		88,856		88,856	介護福祉施設サービス 88,856
羽島市	3	2	178,407		178,407	短期入所生活介護 20,017＋介護福祉施設サービス 158,390
土岐市	1	1	86,572		86,572	介護福祉施設サービス 86,572
各務原市	4		102,029		102,029	介護福祉施設サービス 59,943
可児市	16	8	44,577		44,577	訪問介護 4,997＋介護福祉施設サービス 39,580
飛騨市	21	3	130,026		130,026	介護福祉施設サービス 130,026
郡上市	42	4	170,031		170,031	訪問介護 44,299＋通所介護 63,814＋短期入所生活介護 6,481＋地域密着型通所介護 39,220＋介護予防訪問介護 3,828＋介護予防通所介護 12,389

富加町	1	1	32,509		32,509	介護福祉施設サービス 32,509
御嵩町			7,418		7,418	訪問介護 7,418
もとす広域連合（瑞穂市、本巣市、北方町）	6		69,794		69,794	介護福祉施設サービス 69,794
合計	336	86	4,417,258	37,804	4,524,856	

10　介護予防専門職派遣事業費補助金（国補）

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	岐阜県介護予防専門職派遣事業実施要領に基づき、市町村へ知事が定める介護予防専門職を派遣する法人					
対象事業	地域支援事業等を実施する市町村への介護予防専門職の派遣に必要な経費					
要綱	岐阜県介護予防専門職派遣事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護予防の推進を図る。					
県補助率	なし					
国庫補助	10分の10 都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金交付要綱					
開始年度	平成28年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,570	1,220	1,570	1,569	2,395
	決算	1,247	815	1,206	1,490	2,374

〈令和５年度の実績〉

本事業は、市町村が、地域ケア会議等の地域支援事業[36]等を実施するにあたり、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士)、管理栄養士、歯科衛生士、歯科医師といった介護予防専門職を、県の補助金で派遣する事業である。補助される費用は、報償費、旅費、需用費（消耗品費）及び役務費（通信運搬費）である。

令和５年度は、岐阜県リハビリテーション協議会、岐阜県栄養士会、岐阜県歯科衛生士会に補助金を交付し、派遣回数は12市町88回であった。

[36] 高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域で日常生活を送れるよう支援するための仕組みのことである。

○令和５年度　介護予防専門職派遣事業費補助金の実績

交　　付　　先	交付金額（千円）	派遣先市町村（回数）
岐阜県リハビリテーション協議会	2,187	養老町(2)、岐南町(9)、八百津町(9)、岐阜市(15)、高山市(13)、瑞浪市(9)、神戸町(1)、輪之内町(3)、大垣市(3)、山県市(2)、富加町(1)、飛騨市(1) 小計 12 市町　68 回
岐阜県栄養士会	152	八百津町(1)、岐南町(4)、岐阜市(10)　小計 3 市町 15 回
岐阜県歯科衛生士会	35	八百津町(1)、岐南町(4)　小計 2 市町 5 回
合　　計	2,374	12 市町　88 回　（八百津町、岐南町、岐阜市は重複）

11　介護福祉士実務者養成施設ＩＣＴ導入事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
交付先	介護福祉士実務者養成施設					
対象事業	デジタル技術を活用した高度な教育環境を実現するための環境が未整備の介護福祉士実務者養成施設に対して、実施に必要となるネットワーク整備及び機器購入等に係る経費を補助する。					
要綱	岐阜県介護福祉士実務者養成施設ＩＣＴ導入事業費補助金交付要綱					
交付目的	デジタル技術を活用した高度な教育を提供できる環境を実現し、介護人材の確保、質向上を図る。					
県補助率	２分の１					
国庫補助	２分の１ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）					
開始年度	令和４年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	－	28,000	0	1,995
	決算	－	－	0	3,336	1,995

〈令和５年度の実績〉

実施件数は１法人（１施設）のみで、金額は 199 万５千円（予算全額)、実施事業の内容は、ＰＣサーバ、電子黒板、ノート型ＰＣ、タブレット端末の購入に係る経費の補助。

なお、令和３～５年度の予算・財源等については次の表のとおりである。

年度	予算措置等	決算額
Ｒ３	３月補正　2,800 万円 【国庫補助：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 →Ｒ４に繰越	０円

Ｒ４	Ｒ３からの繰越　2,800 万円	333 万６千円 （４施設）
Ｒ５	Ｒ５当初　200 万円 ３月補正　199 万５千円 【国庫補助：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）】	199 万５千円 （１施設）

〈監査の結果〉

（１）有効性

【事実関係】

本補助金の活用実績が乏しく、令和５年度も１養成校のみの活用であった。事業評価調書における事業の有効性評価についても、「(評価) １：期待どおりの成果が得られていない」、「補助金交付申請件数が低調のため、引き続き制度の周知に努める」と記載されている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

前年度におけるニーズ調査の結果を踏まえながら、ＩＣＴ機器等の導入状況や必要性、導入計画を立てるに当たり支障となり得る事情を考慮し、事業の周知方法（既存の周知手段以外の媒体を利用する可能性や周知の時期・期間等）について再度検討するのが望ましい。

（２）検証（事業評価調書）

【事実関係】

本補助金についての事業評価調書の「(事業目標)」の内容が、「介護ロボットの導入の促進」となっており、異なる事業に関するものであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第３条第２項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

事業評価調書には、当該補助金に対応した正しい内容を記載すべきである。

12　介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補）

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	岐阜県介護予防推進指導者養成研修事業費補助金交付要綱第２条で定める事

	業者 ①公益社団法人岐阜県理学療法士会 ②一般社団法人岐阜県作業療法士会 ③一般社団法人岐阜県言語聴覚士会 ④一般社団法人岐阜県歯科衛生士会 ⑤公益社団法人岐阜県栄養士会 ⑥岐阜県地域包括・在宅介護センター協議会 ⑦特定非営利活動法人ぎふ音楽療法協会 ⑧その他知事が認めた者					
対象事業	県内のリハビリテーション関係団体が実施する研修事業					
要綱	岐阜県介護予防推進指導者養成研修事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護予防の推進に必要な人材を育成する。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	10 分の 10 保険者機能強化推進交付金					
開始年度	平成 27 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,750	1,750	1,750	1,750	1,499
	決算	1,433	1,046	1,131	1,129	1,474

〈令和５年度の実績〉

本補助金は、栄養改善、運動器の機能向上、口腔機能の向上等、県内のリハビリテーション関係団体が行う介護予防とフレイル対策の実施に関して、これらを推進する指導者を要請するための研修に対して補助を行うものである。

交　付　先	交付金額（千円）	実施回数（参加人数）
岐阜県理学療法士会	244	２回（ 40 人）
岐阜県作業療法士会	232	３回（126 人）
岐阜県歯科衛生士会	250	１回（ 34 人）
岐阜県栄養士会	250	２回（ 63 人）
岐阜県地域包括・在宅介護センター協議会	249	１回（ 48 人）
ぎふ音楽療法協会	249	１回（121 人）
合　　計	1,474	10 回（432 人）

13　障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	各保険者（市町村・広域連合）
対象事業	所得に応じた費用負担となっている障がい者ホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者が、介護保険制度の適用によって、利用者負担が増加しないよう市町村が行う軽減措置
要綱	岐阜県低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱

交付目的	低所得者の方の利用者負担の軽減措置を講じ、サービスの継続的な利用の促進を図る。					
県補助率	４分の３					
国庫補助	３分の２ 介護保険事業費補助金					
開始年度	平成 12 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	50	50	25	25	25
	決算	0	0	0	0	0

〈令和５年度の実績〉

低所得世帯であって障がいホームヘルプサービスを利用した者への利用者負担を軽減するための事業である。県が市町村へ補助する形となっており、岐阜市のみ予算計上があるため、県としても予算計上を行っているとのことであるが、平成 12 年度の補助金交付事業開始以降、令和５年度に至るまで執行がゼロであり、実績はない。

14　高齢者施設等物価高騰対策交付金[37]

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	株式会社エイチ・アイ・エス					
事業概要	指定介護保険サービス事業者等（入所系、通所系、訪問系）に対し、事業者等が支出する光熱水費、燃料費、食材料費等の物価高騰に係る上昇分について、事業種別ごとに設定された金額の交付金を支給する。 ①高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費） ②高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費） ③高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費(光熱費) ④高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費(食材料費)					
事業目的	物価高騰により著しい影響を受ける介護保険施設、居宅サービス事業を行う事業所、地域密着型サービス事業を行う事業所及び福祉施設の負担を軽減する。					
国庫補助	10 分の 10（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）					
開始年度	令和４年度					
金額 (千円)	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度[38]	令和５年度
	予算	－	－	－	1,202,798	1,207,910
	決算	－	－	－	1,049,866	1,083,846

〈令和５年度実績〉

令和５年度は、株式会社エイチ・アイ・エスに事務を委託して、高齢者施設等物価

[37] 細々事業名では「高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費)」、「高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費)」、「高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費)」、「高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費)」の４つに分かれている。

[38] 令和４年度の細々事業名は「介護サービス事業所等食材料費等負担軽減支援金」として予算化している。

高騰対策交付金（光熱費）と高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）の交付を行なった。

各事業者への交付金額は、岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱別表１に定められており、光熱費分と食材料費分を合算した額により交付している。

令和５年度は上半期分と下半期分の２回に交付しており、その実績は、高齢者施設等物価高騰対策交付金（上半期分）　４億 8,794 万 8,800 円、高齢者施設等物価高騰対策交付金（下半期分）　５億 6,543 万 4,600 円となっている。また、委託料は、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（上半期分）1,253 万 9,000 円、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（下半期分）1,792 万 3,000 円であった。

交付金額（岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱別表１）

〈令和５年度上半期〉

対象となる施設等	金額（１事業所あたり）
入所サービスを提供する施設等（入所系） ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む。） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む。） ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ※短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、空床利用型を除く。 ※ユニット型と従来型を同一建物または併設して運営している場合は合算した定員数に応じた金額とする。 ※短期入所生活介護事業所（併設型）と本体施設はそれぞれの定員に応じた金額とする。	定員 20 人未満　111,000 円
	定員 20 人以上 40 人未満　333,000 円
	定員 40 人以上 60 人未満　555,000 円
	定員 60 人以上 80 人未満　777,000 円
	定員 80 人以上 100 人未満　999,000 円
	定員 100 人以上 120 人未満　1,221,000 円
	定員 120 人以上 140 人未満　1,443,000 円
	定員 140 人以上 160 人未満　1,665,000 円
	定員 160 人以上 180 人未満　1,887,000 円
	定員 180 人以上 200 人未満　2,109,000 円
	定員 200 人以上 220 人未満　2,331,000 円
通所サービスを提供する施設等（通所系） ・通所介護事業所（地域密着型を含	137,300 円

む） ・通所リハビリテーション事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ※通所リハビリテーション事業所については、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。	
訪問サービスを提供する施設等（訪問系） ・訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・訪問看護事業所 ・訪問リハビリテーション事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ※訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所については、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。	45,000 円

〈令和５年度下半期〉

対象となる施設等	金額（１事業所あたり）
入所サービスを提供する施設等（入所系） ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む。） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む。） ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム	定員 20 人未満　138,000 円
	定員 20 人以上 40 人未満　414,000 円
	定員 40 人以上 60 人未満　690,000 円
	定員 60 人以上 80 人未満　966,000 円
	定員 80 人以上 100 人未満　1,242,000 円
	定員 100 人以上 120 人未満　1,518,000 円
	定員 120 人以上 140 人未満　1,794,000 円
	定員 140 人以上 160 人未満　2,070,000 円
	定員 160 人以上 180 人未満　2,346,000 円

※短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、空床利用型を除く。 ※ユニット型と従来型を同一建物または併設して運営している場合は合算した定員数に応じた金額とする。 ※短期入所生活介護事業所（併設型）と本体施設はそれぞれの定員に応じた金額とする。	定員 180 人以上 200 人未満　2,622,000 円
	定員 200 人以上 220 人未満　2,898,000 円
通所サービスを提供する施設等（通所系） ・通所介護事業所（地域密着型を含む） ・通所リハビリテーション事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ※通所リハビリテーション事業所については、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。	163,800 円
訪問サービスを提供する施設等（訪問系） ・訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・訪問看護事業所 ・訪問リハビリテーション事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ※訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所については、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。	55,800 円

15　介護ロボット導入促進事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	介護保険法に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援・介護予防支援を除く）
対象事業	介護ロボットの導入及び見守りを目的とする介護ロボットの導入に伴う通信環境の整備に要する経費
要綱	岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金交付要綱

交付目的	介護ロボットの普及及び導入を促進することにより、介護に携わる人にとって働きやすい職場環境を構築し、介護人材の確保及び介護サービスの質の向上を図る。					
県補助率	４分の３又は２分の１					
国庫補助	５分の４ 令和５年度介護保険事業費補助金（介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業）（令和５年度補正予算分）交付要綱 令和５年度介護テクノロジー定着支援事業実施要綱					
開始年度	平成 27 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	10,000	219,810	127,412	135,474	225,930
	決算	9,800	215,644	96,765	122,886	220,113

〈令和５年度の実績〉

令和５年度については、62 法人・109 事業所における、合計 761 台の介護ロボット（見守り支援機器：738 台、移乗支援機器：16 台、排泄支援機器：６台、入浴支援機器：１台）の導入等に要した経費に対し、２億 2,011 万３千円の補助金が交付された。

（１）見守り支援機器

センサーや外部通信機器を備えたロボット技術を用いた機器で、要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報するもの。

具体的には、マットレスの下に敷いて使用するベッドセンサーで、離床、心拍、呼吸、睡眠などの状態を確認できる、一般名称は「離床センサー」と呼ばれるものであり、令和５年度は、合計 364 台を導入した。

センサー内蔵型のベッドで、要介護者の起き上がりや離床を検知するもので、一般名称は「介護用ベッド」と呼ばれるものであり、令和５年度は合計 63 台を導入した。

（２）移乗支援機器

ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う機器で、非装着型のものと装着型のものがある。

具体的に、非装着型のものでは、ベッドから車椅子、車椅子からお手洗いといった座位間の移乗動作や、脱衣場での立位保持をサポートするロボット、ベッドから車椅子の移乗介助をアシストするロボットで、シート全面で抱え上げ、お姫様抱っこのイメージで移乗できるものがあり、いずれも一般名称は「移乗サポートロボット」と呼ばれるものである。令和５年度は、合計 10 台を導入した。

装着型のものでは、介護作業での腰の負担を軽減するために、着用するパワーアシストスーツで、フレームが無く、布地で覆われた内骨格型であり、小型軽量で動きやすく、介護される人にも安心・安全に使用してもらえるものや、装着者の動きをセンサーで検知し、その動きに応じて必要な時に必要なアシストを与えるものがある。これらの一般名称は「介護用アシストスーツ」と呼ばれるものであり、令和５年度は６台導入した。

（３）排泄支援機器

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレやロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器がある。

具体的に、前者の例として、ベッドサイドに置ける水洗式のポータブルトイレがある。バケツ式のポータブルトイレと違い、後片付けをする必要がなく、利用後すぐに処理できるので居室内の臭いも無くなるもので、一般名称は「水洗式ポータブルトイレ」と呼ばれるもので、令和５年度は、３台導入した。

後者の例としては、超音波センサーを使用して膀胱内の尿のたまり具合をリアルタイムで計測し、排尿のタイミングを事前に通知するウェアラブルデバイスで、一般的には「排泄予測デバイス」と呼ばれるものであり、令和５年度は２台導入した。

膀胱の位置に超音波を当てることで、尿のたまり具合を目盛り表示で確認することができる機器で、一般名称は「排尿タイミング予測支援デバイス」と呼ばれるものであり、令和５年度は１台導入した。

（４）入浴支援機器

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器のことであり、具体的には、洗体から入槽まで乗り換え不要で行うことができ、入浴する人、介助する人ともに負担を軽減できるものがあり、一般名称は「入浴介助用リフト」と呼ばれるものであり、令和５年度は１台導入した。

〈監査の結果〉

（１）事業実績報告書（提出期限）

【事実関係】

事業実績報告書について、収受印が提出期限後の日に押印されている事例（６件)、収受印の押印が確認できない事例が存在した（４件)。

もっとも、これらは担当者が事務着手日に押印したことや単純な収受印の押印忘れによるものであり、６件とも実績報告書の記載日にメールまたは持ち込みにより提出がされ、提出期限後の提出はないとの回答であった（なお、受理日については別途エクセルファイルにて管理されているとのことである)。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条の３、第 14 条第１項、第 13 条第１項は、電子文書で提出されたものを紙に出力した場合、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　高齢福祉課】

事業実績報告書の受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

16　介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業費補助金

〈概要〉

所管	高齢福祉課
交付先	介護保険法に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者

対象事業	介護ソフト等 ICT の導入事業					
要綱	岐阜県介護事業所におけるＩＣＴ導入事業費補助金交付要綱					
交付目的	介護事業所における職員の負担軽減、業務の効率化及び介護サービスの質の向上を図る。					
県補助率	４分の３又は２分の１					
国庫補助	５分の４ 令和５年度介護保険事業費補助金（介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業）（令和５年度補正予算分）交付要綱 令和５年度介護テクノロジー定着支援事業実施要綱					
開始年度	令和２年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	243,643	251,238	177,869	194,287
	決算	－	226,131	238,128	168,157	158,727

〈令和５年度の実績〉

国では、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加が見込まれる中、介護従業者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的に、令和元年度から介護現場でのＩＣＴ導入に対する補助事業を実施している。

県においても、介護従事者の業務負担の軽減や業務の効率化は重要な課題であるため、介護事業所に対する支援として補助を実施し、働きやすい職場の構築に有効なＩＣＴ機器の導入を図る必要がある。

本補助金は、介護事業所における職員の負担軽減、業務の効率化及び介護サービスの質の向上を図るため、介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者に、補助金を交付するものである（岐阜県介護事業所におけるＩＣＴ導入事業費補助金交付要綱第１条）。

補助金の交付対象となる事業は、岐阜県介護事業所におけるＩＣＴ導入事業費補助金交付要綱第３条の要件のいずれにも該当する介護ソフトの導入（既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等のみを導入するものを含む。）である。

令和５年度においては、177 事業所に対し、296 件の補助が実施されている（介護ソフトの導入 177 件、タブレット端末導入 76 件、Ｗｉ－Ｆｉ導入 28 件、その他インカム等 15 件）。

本補助金の交付の成果として、補助対象事業者から、文書量が減少した、記録や情報共有の時間短縮・負担軽減となった、などのＩＣＴ導入報告がなされている。

第２　地域福祉課が所管する補助金・事業費

１　地域福祉課の概要

（１）組織及び事務分掌

地域福祉課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和５年７月１日時点）。

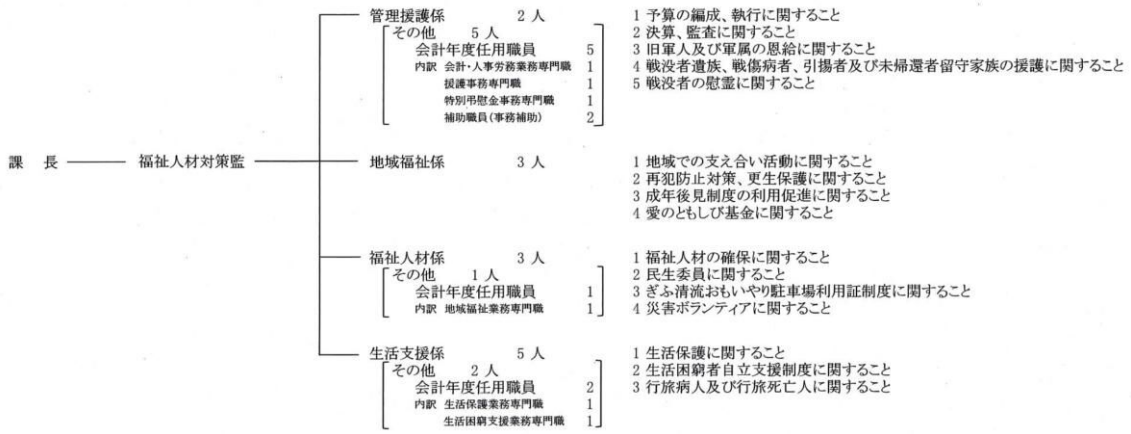

（２）主な事業と課題

地域福祉課は、地域福祉の推進と生活保護及び恩給援護の適正な実施、福祉人材の育成、確保事業を行っている。

地域福祉課の定期監査資料によれば、令和５年度の同課の課題としては、「地域福祉の推進」、「生活保護制度の適正な運用」、「生活困窮者自立支援法に基づく支援の積極的な実施」を課題とし、介護事業のみならず広く地域福祉の課題を捉えている。

（３）令和５年度の予算及び決算の概要

定期監査資料によると、地域福祉課の令和５年度の一般会計の予算額は 37 億 739 万 7,819 円、決算額は 34 億 6,421 万 8,183 円である。令和５年度における予算及び決算のうち介護事業に関する費目及び額は次のとおりである。

科目	予算額	決算額
老人福祉費	149,133,283 円	149,133,283 円
介護人材確保対策費		18,525,283 円
介護保険安定対策費		130,608,000 円
社会福祉諸費	840,351,595 円	778,677,700 円
愛のともしび基金費		29,807,164 円
社会福祉活動推進費		385,651,273 円

２　愛のともしび基金事業費補助金（施設整備）

〈概要〉

所管	地域福祉課
交付先	社会福祉法人およびその他知事が助成を認める福祉活動を行う非営利団体
対象事業	社会福祉法人等施設整備事業 社会福祉施設及び居宅要援護者に開放し、利用させることを目的とする施設等を新築、増築、改築、及び改装する事業、授産製品販売所の設置、小規模訓練施設整備、共同生活所(ふれあいホーム、グループホーム、ミニホーム等)の施設整備等
要綱	岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱
交付目的	県民からの善意の寄付金を財源として、社会福祉法人や福祉 NPO などの非営利団体が行う地域福祉活動に対して補助金を通して支援する。

県補助率	２分の１					
国庫補助	なし					
開始年度	平成 22 年					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	10,500	10,500	10,500	10,500	15,000
	決算	6,000	7,570	16,689	13,151	6,727

〈令和５年度の実績〉

「岐阜県愛のともしび基金」は、県民からの寄附金を財源とし、社会福祉法人、福祉NPO、ボランティア団体など営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して、補助金の交付を通じその取組を支援している。

県民からの寄付金は、令和５年度は約 1,370 万円である。この寄付金をもとに、愛のともしび基金が積み立てられており、この積立金が補助金の原資となっている。積立額は令和６年３月末現在で１億 7,650 万円に上る。

毎年、複数の団体から寄附があるため、新規の寄附者の積極的な開拓は行っていない。審査会には、一部の寄附団体も加わり、審査している。

会計上、一般会計と基金会計とで分けており、毎年、年度末に基金を取り崩して、一般会計に充当し、その上で支出は一般会計から行う。

基金の預金口座は、出納管理課が管理している。

令和５年度の「岐阜県愛のともしび基金」の補助事業として、①社会福祉法人等施設整備事業、②社会福祉法人等備品整備事業、③社会福祉法人等調査・研究開発事業、④社会福祉法人等啓発事業、⑤福祉活動団体育成事業、⑥その他事業が行われている。本事業費補助金は①に関するものである。

補助対象者は、社会福祉法人及びその他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体である。なお、市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等は補助対象外であり、また補助を受けようとする年度、前年度又は前々年度にこの補助金の交付を受けた者（団体）は、補助対象外となる。

補助対象となる経費につき、①社会福祉法人等施設整備事業では、対象物件にかかる消費税及び地方消費税、施設改修等工事に付随する既存施設等の撤去費は補助の対象とし、振込手数料は対象としないとされている。

令和５年度の補助内容は、施設整備件数８件、補助金額 6,727 千円である。

〈監査の結果〉

（１）事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

「岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の申請にかかる留意事項」が定められており、「交付決定後、原則として３万円以上の支払いが発生する場合は、三者以上の見積書、又は業者選定調査書及び入札の証拠書による契約手続をお願いします。」と定められている。

【参考報告】

「原則として３万円以上の支払いが発生する場合」との低額での条件を定め、契約手続のチェックを図る措置が講じられており、参考となる。

３　愛のともしび基金事業費補助金

〈概要〉

所管	地域福祉課					
交付先	社会福祉法人およびその他知事が助成を認める福祉活動を行う非営利団体					
対象事業	①社会福祉法人等備品整備事業 社会福祉法人等における備品を購入する事業 （送迎用車両の購入、小規模授産施設等製作機器の購入、障がい者訓練用マット等の購入等） ②社会福祉法人等調査・研究開発事業 社会福祉法人等が行う調査・研究開発事業 （新たな授産製品を研究開発するための事業等） ③社会福祉法人等啓発事業 社会福祉法人等が福祉事業行う広報・啓発のための事業であって、新規に実施されるもの（研修会・講習会・交流会の開催、チラシ・ポスター・リーフレットの作成・配布等） ④福祉活動団体育成事業 次のいずれかに該当する事業（事業開始から３年以内のものに限る。） ・社会福祉法人等の社会参加の推進を図るために行う事業（ふれあいいきいきサロン、要介護者支援相談・情報提供事業などの地域交流事業等） ・社会福祉法人等の福祉活動を推進するための事業（地域や家庭における要支援者・子育て支援事業、福祉ガイドマップの作成等） ・同種の活動を行う社会福祉法人等が、市町村の区域を越えて協働して活動を実施するネットワーク事業 ⑤その他の事業 知事が必要と認める事業					
要綱	岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱					
交付目的	県民からの善意の寄付金を財源として、社会福祉法人や福祉 NPO などの非営利団体が行う地域福祉活動に対して補助金を通して支援する。					
県補助率	２分の１もしくは３分の１（その他の事業のみ３分の１）					
国庫補助	なし					
開始年度	平成 22 年					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
	決算	8,800	8,770	13,081	9,935	8,997

〈令和５年度の実績〉

令和5年度岐阜県愛のともしび基金補助事業補助金交付実績一覧表

１ 社会福祉法人等施設整備事業　【補助率１/２、補助限度額　１，５００千円】　［単位:千円］

審査会管理番号	団体法人種別	団体名	補助申請内容	交付決定額	確定額
1	社会福祉法人	和光会	園庭木製遊具設置工事	1,500	1,500
2	特定非営利活動法人	りあらいず和	渡り屋根設置工事	1,210	1,210
3	社会福祉法人	健育会	保育室床修繕工事	1,500	1,500
4	社会福祉法人	倉知福祉会	遊具修繕工事	330	330
5	社会福祉法人	大垣和敬会	エントランス床修繕工事	467	467
6	特定非営利活動法人	中津川福祉医療ネットワーク	居室床改修工事	162	162
7	社会福祉法人	大垣聖徳福祉会	遊具修繕工事	332	332
8	社会福祉法人	八実会	トイレ改修工事	1,226	1,226
		計	交付件数（8件）	6,727	6,727

２の１　社会福祉法人等備品整備事業（うち、車両購【補助率１/２、補助限度額　７５０千円】　［単位:千円］

審査会管理番号	団体法人種別	団体名	補助申請内容	交付決定額	確定額
9	社会福祉法人	擁童協会	利用者送迎用車両の更新	750	750
10	特定非営利活動法人	だいこんの花	利用者送迎用車両の更新	750	750
11	特定非営利活動法人	にじのこ	利用者送迎用車両の購入	750	750
12	社会福祉法人	恒仁会	訪問用車両の更新	748	748
13	社会福祉法人	清風会	利用者送迎車両の更新	750	750
14	特定非営利活動法人	アスペエルデの会	利用者送迎用車両の購入	599	599
15	社会福祉法人	白寿会	利用者送迎用車両の購入	750	750
		小計	交付件数（7件）	5,097	5,097

２の２　社会福祉法人等備品整備事業（うち、車両購【補助率１/２、補助限度額　７５０千円】　［単位:千円］

審査会管理番号	団体法人種別	団体名	補助申請内容	交付決定額	確定額
16	社会福祉法人	堀津保育園会	防犯・監視カメラの購入	750	750
17	社会福祉法人	五常会	スポットクーラーの購入	82	82
18	社会福祉法人	せき市民福祉会	防犯カメラの購入	159	159
19	特定非営利活動法人	ウェルコミュニティ飛騨	デジタルカラー複合機の購入	495	495
20	社会福祉法人	白東会	収納ロッカーの購入	695	695
21	社会福祉法人	成光会	車いす等の購入	320	303
22	社会福祉法人	清徳会	冷温配膳車の更新	676	676
23	社会福祉法人	吉城福祉会	電気乾燥機の購入	363	363
		小計	交付件数（8件）	3,540	3,523

２合計　社会福祉法人等備品整備事業（車両購入関係分＋車両購入関係以外分）

		交付決定額	確定額
合計	交付件数（15件）	8,637	8,620

３　社会福祉法人等調査・研究開発事業　【補助率１/２、補助限度額　５００千円】

該当なし

４　社会福祉法人等啓発事業　【補助率１/２、補助限度額　５００千円】　［単位：千円］

審査会管理番号	団体法人種別	団体名	補助申請内容	交付決定額	確定額
24	一般社団法人	おだやか	地域の子育て世帯に対する支援事業の実施	261	202
25	任意団体	こども居場所支援ルルマル	子どもの居場所づくり事業の実施	250	175
		小計	交付件数（2件）	511	377

５　社会福祉法人等団体育成事業　【補助率１/２、補助限度額　５００千円】

該当なし

６　その他の事業　【補助率１/３、補助限度額　５００千円】

該当なし

		交付決定額	確定額
総合計	交付件数（25件）	15,875	15,724

４　岐阜県福祉人材総合支援センター運営費[39]

〈概要〉

所管	地域福祉課					
委託先	岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）					
事業概要	福祉人材の総合的な支援拠点として、主にマッチング、情報発信、人材育成、啓発活動の４つの機能を柱として実施。 〈岐阜県福祉人材総合支援センターの機能〉 ・福祉人材バンク機能（無料職業紹介等） ・一元的・体系的な研修機関 ・福祉現場の声を踏まえた福祉人材確保・支援実施機関 ・関係機関・団体の情報交換・ネットワーク拠点 ・福祉人材に関する総合窓口 ・福祉人材確保・支援に関するシンクタンク ・中学・高校等への福祉の仕事の理解促進活動					
事業目的	介護人材は 2026 年には約 1,800 人不足する見込みであり、実際に介護事業所は人材不足を感じている。また、福祉分野で働く職員は、転職者が多い。そのため、新卒者向けの人材確保だけでは不十分で、転職者を対象とした年間を通じた人材確保の対応が必要となっている。 また、障がい者福祉サービス利用者数は増加傾向にあり、相談支援やサービス提供の担い手が不足しており、福祉業界に人を呼び込む必要がある。					
国庫補助	国２分の１（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、人件費を除く。） 国２分の１（地域生活支援事業）					
開始年度	平成 30 年度					
金額（千円）（運営費）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	8,138	7,587	7,587	7,587	8,344
	決算	7,633	6,965	6,207	5,323	6,156
金額（千円）（人件費）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	22,284	22,284	21,844	21,844	21,844
	決算	20,123	19,284	18,635	17,988	20,593

〈岐阜県福祉人材総合支援センター〉

社会福祉法に基づき、岐阜県社会福祉協議会が岐阜県知事の指定を受けて運営するセンターであり、厚生労働大臣の許可を受けた福祉人材にかかる無料職業紹介事業をはじめ、福祉従事者の資質向上を図るための研修事業や福祉人材の確保・定着に向けた福祉の魅力発信等を行うセンターである。

地域福祉課では、同センターが行う事業毎に細々事業の予算立てを行い、事業毎で予算評価を行っている。予算項目としては、「岐阜県福祉人材総合支援センター運営費」以外に、「福祉・介護人材マッチング支援事業費」、「福祉人材総合ポータルサイトの運営事業費」、「福祉の仕事就職県外フェアの開催費」、「福祉人材確保・育成・定着推進事業費」、「介護人材確保・育成支援事業費」（高齢福祉課予算）と別々の事業予算とな

[39] 当該事業は、細々事業名では「岐阜県福祉人材総合支援センター運営費（人件費）」と「岐阜県福祉人材総合支援センター運営費」として管理されている。

っているが、その委託を受けている岐阜県社会福祉協議会との契約は、別々の事業予算を一括した一つの委託契約が締結されている。

〈令和５年度の実績〉

（１）無料職業紹介事業の実施

福祉の仕事に就きたい人や関心のある人に対し、求人情報の提供や就職の斡旋を行うとともに、福祉分野の就業に関する各種相談に応じた。

センターの人件費は、センターが受託する各種事業を実践するうえで、県の主任級職員２人、事業を総括的に管理する管理職１名に相当する人員を確保するための予算が確保されている。この他、福祉・介護人材マッチング支援事業においては、福祉業界に就職したい人に対し直接相談・助言等ができるよう、福祉事業所等で勤務経験のある、経験豊かな職員（キャリア支援専門員）を４名採用している。

センターが使用している「福祉のお仕事」（https://www.fukushi-work.jp）に登録する事業者・求職者の数から、相談を受けた求職者等に対してセンターから問い合わせをして、下記の実績が確認されている。

【求人・求職登録等の状況】

	新規求人数	新規求職者数	採用者数
令和２年度	4,850	571	103
令和３年度	5,222	640	159
令和４年度	6,371	695	147
令和５年度	7,134	646	150

〈監査の結果〉

（１）事業経費

【事実関係】

岐阜県社会福祉協議会との岐阜県福祉人材総合支援センター運営に関する委託契約の契約前の経費積算内訳を確認したところ、「福祉・介護人材マッチング支援事業」、「福祉人材総合ポータルサイトの運営」、「福祉の仕事就職県外フェアの開催」、「福祉人材確保・定着ＳＮＳの運営」、「介護職員人材確保対策事業」、「障がい福祉のしごと魅力発信事業」の各項目で事務費（旅費、印刷費、通信運搬費等）を個別に経費計上しながら、各事業の予算に合わせて諸経費として 10%が計上されていた。諸経費として計上されている金額だけで、471 万 1,800 円であった。なお、令和５年度においては、最終の実績報告において確定委託料と契約金額において 762 万 5,329 円の差額あり、返還が生じている。

担当課に諸経費の意義を確認したところ、「各事業では会計業務が発生するが、その業務を岐阜県社会福祉協議会総務課の職員が実施しているため、当該費用等を想定している。」との回答があったが、「福祉人材総合ポータルサイトの運営」については、外部への委託料のみが積算根拠であるが、その委託料に一般管理費を計上することで 10 万 9,000 円の上乗せがあり、総務課の費用としても過大ではないかと考える。

なお、県において、委託契約における事前の経費積算の方法として、諸経費を計上するかどうかについて一般的な取り決めは存在しない。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　地域福祉課】

委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め具体的に積算しながら、各項目に対して一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。

（２）戻入・精算

【事実関係】

岐阜県福祉人材総合支援センター運営に関する委託契約においては、委託業務の完了の後、支出済額内訳書を作成して、委託事業において必要な経費の支出が行われたかどうかを検証し、受託者からの費用請求に対しても、その実態を評価し、委託事業外の支出であることを確認すると最終的な確定委託料を算出し、概算払いを行った委託費を返戻させる手続を行っている。

【参考報告　地域福祉課】

委託契約に関して、その実績を正確に評価し、精算を行う方法としては参考となる取組であることから、参考報告とする。

５　運営適正化委員会設置運営費補助金

〈概要〉

所管	地域福祉課
交付先	岐阜県社会福祉協議会
対象事業	岐阜県社会福祉協議会が行う運営適正化委員会設置運営事業 ①福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決（苦情解決合議体） 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査又はあっせんを行う。 ②福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保（運営監視合議体） 福祉サービス利用援助事業の実施主体から、定期的に業務実施状況について報告を受けること等により、実施主体の事業全般の監視を行い、必要に応じて助言、現地調査又は勧告を行う。 ③各社会福祉施設等における苦情解決体制の整備を進めるための広報啓発等 ・利用者、社会福祉事業の経営者等に対する周知（パンフレット、ポスター等） ・社会福祉事業の経営者等に対する研修

	・社会福祉事業の経営者等に対する巡回指導 ・円滑な事業の実施に資するための調査研究　等					
要綱	岐阜県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱					
交付目的	福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言相談、調査、あっせん等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用及び提供を支援する運営適正化委員会に関し、設置主体である岐阜県社会福祉協議会への補助を行う。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	国２分の１、県２分の１ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱					
開始年度	平成 12 年					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	5,910	5,952	5,952	5,952	5,952
	決算	5,910	5,952	5,952	5,952	5,952

〈令和５年度の実績〉

（１）苦情解決の状況

・苦情受付状況　65 件

（内訳：相談助言 23 件、紹介伝達 30 件、通知２件、その他 10 件）

・相談助言：申出人からの苦情に対して、助言や当事者間同士の話し合いを推奨

・紹介伝達：苦情内容に応じて、適切な申出先を紹介したり、意見を事業者へ伝達したりし、当該事業者の対応等を依頼

・通　　知：処遇に虐待等不当な行為のおそれがあると認める場合に県知事に対しその旨を通知

・そ の 他：上記に分類されないもの（傾聴のみ、対象外案件など）

・相談等　54 件

（２）運営適正化委員会（本会議）：令和５年５月 29 日、令和６年３月 18 日の２回開催

（３）苦情解決合議体の開催：年６回（隔月）開催

（４）運営監視合議体の開催：令和５年５月 29 日、令和６年１月 29 日、同年３月 18 日の３回開催

（５）福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）実施社協に対する助言等

・現地調査：令和５年９月 27 日～11 月８日

７社協（岐阜市・大垣市・多治見市・美濃加茂市・養老町・御嵩町・坂祝町）

・書面調査：令和５年 10 月６日～11 月８日

３社協（瑞穂市・瑞浪市・可児市）

（６）研修会の開催：令和５年 12 月４日、オンライン開催、講演：「カスタマーハラスメントから身を守る」　参加者：342 名

（７）広報・啓発活動

・事業所等における苦情受付体制を周知するためのポスター及びチラシを希望する福祉サービス提供事業所に配付

・令和４年度の事業報告書を岐阜県社会福祉協議会のホームページに掲載

６　成年後見制度利用促進体制整備推進事業費

〈概要〉

所管	地域福祉課					
事業概要	①成年後見制度利用促進連携会議の開催 圏域ごとに、市町村及び市町村社協、弁護士等専門職員等が出席する会議を開催し、各地域の実情に応じた取組を支援することで、市町村における中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を推進する。 ②体制整備アドバイザーの派遣 希望する市町村に、専門職（三士会等）をアドバイザーとして派遣し、市町村に直接的・具体的に支援することで体制整備を推進する。					
事業目的	①成年後見制度利用促進連携会議の開催 各地域の実情に応じた取組を支援することで、市町村における中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を推進する。 ②体制整備アドバイザーの派遣 市町村の体制整備を推進する。 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第１項に基づき国が策定した成年後見制度利用促進基本計画において、市町村の連携ネットワーク・中核機関の設置に向けた支援の実施が求められている。 令和４年４月１日時点で中核機関を設置した市町村は 38 市町村で、広域化も含めて県内すべての市町村に中核機関を設置するほか、中核機関設置直後の体制が不安定な市町村の体制整備について、県からの積極的な支援が必要である。					
国庫補助	国２分の１（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）					
開始年度	令和元年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,000	1,528	1,528	1,338	1,338
	決算	470	371	392	305	240

〈令和５年度の実績〉

（１）成年後見制度利用促進連携会議の開催

岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨の５圏域ごとに、市町村及び市町村社協、弁護士等専門職員等が出席する会議が開催され、成年後見制度及び市民後見人の周知や市民後見人の養成・面談時の確認事項・フォローアップ体制の構築・市町村の取組状況等について協議が行われた。

（２）岐阜県成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣実績

３市町に延べ４回、５人を派遣

→７市町への支援を実施

派遣市町村	内　容

下呂市	（１回目） 日　時：令和５年９月 12 日（火）13：30～ 内　容：成年後見制度の広報・啓発と後見人等の担い手育成 派遣者：各務原市社会福祉協議会　権利擁護センター 　　各務原市成年後見支援センター （２回目） 日　時：令和５年 11 月 15 日（水）13：30～ 内　容：後見等業務外で求められがちな役割への対応 派遣者：各務原市社会福祉協議会　権利擁護センター
大野町（その他揖斐郡・安八郡５町と合同）	日　時：令和５年 10 月 24 日（火）13：30～ 内　容：成年後見制度と実際の後見活動 派遣者：権利擁護センターぱあとなあ岐阜
輪之内町（大野町、安八町、神戸町と合同）	日　時：令和５年 10 月 26 日（木）13：30～ 内　容：権利擁護と成年後見制度の概要について 派遣者：権利擁護センターぱあとなあ岐阜

〈成年後見制度利用促進基本計画〉

（１）成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度については、成年後見制度の利用の促進に関する法律が、平成 28 年４月 15 日に公布され、同年５月 13 日に施行されている。同法律では、第５条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定し、都道府県や市町村といった地方自治体の責務を規定する。

また、同法律第 15 条では、「都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」として、都道府県の努力義務を定める。

同法律は、第 12 条で、「成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定し、政府により成年後見制度利用促進基本計画を定めることとされている。

（２）成年後見制度利用促進基本計画に定める都道府県の役割

成年後見制度利用促進基本計画は、これまで平成 29 年度から令和３年度を計画期間とする第一期成年後見制度利用促進基本計画と、令和４年度から令和８年度を計画期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が定められており、それぞれ都道府県の果たすべき役割を定めている。

第一期計画においては、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待され、その具体的役割として、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握す

るとともに、以下のような支援等を行うことが期待されている[40]。

ア　各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。

イ　後見等の担い手の確保や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等について、都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行う。

ウ　各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

エ　地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

（３）第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容

第二期計画においては、都道府県の役割として、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすとし、具体的な取組として、以下のような取組を行うこととされている[41]。

ア　担い手の確保・育成等の推進

（ア）基本方針

市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進める。

（イ）市民後見人の育成・活躍支援について

圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施する。

市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村がある。この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団

[40] 第一期成年後見制度利用促進基本計画３、（５）、②参照。
[41] 第二期成年後見制度利用促進基本計画３、（１）、④、ア、（イ）参照

体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。

（ウ）法人後見の担い手の育成について

圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施し、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組をする。都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。

イ　地方公共団体による行政計画等の策定

都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、段階的・計画的に取り組むための方針を示す必要がある。取組方針では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましいとされる。

・　目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

・　目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

一方で、都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましいとされる。

・　都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針

・　担い手の確保の方針

・　市町村に対する体制整備支援の方針

上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましいとされる。

・　市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

ウ　都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

（ア）基本方針

都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たす。

都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である。

（イ）都道府県の機能強化について

都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した

上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。
　都道府県には、後見人等に関する苦情等への対応として、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討する。
（ウ）市町村への具体的な支援内容
　都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される。
・継続的な研修の実施
・都道府県単位での協議会を通じた実態把握等
・市町村等への情報提供や相談対応
・市町村の課題に応じた支援や調整の実施
（エ）都道府県自らの取組の実施
　都道府県には、担い手の確保、市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上、市町村・中核機関が行う研修等を実施することができる人材の育成といった、市町村単独では取り組みにくい課題への対応について、自らが市町村と連携しながら実施することが期待される。
〈監査の結果〉
（１）岐阜県の取組状況
　上記の都道府県の取組に関して「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）により作成された「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド～都道府県と市町村協働による体制整備に向けて～」の都道府県振り返りシートを用い、監査人より担当課にヒアリングを行い、岐阜県の取組状況を以下のとおりにまとめた。なお、同事業によって作成された同ガイドについては、厚生労働省のホームページで公開されている同ガイドと、同事業に基づき同ガイドを作成した一般財団法人日本総合研究所がホームページ上で発表している同ガイドの内容には差異があったが、担当課が確認したところによれば、国が指定するガイドは、厚生労働省のホームページに掲載されているガイドが正しいとのことであり、下記の表は、厚生労働省のホームページに掲載されている同ガイドを利用している。

▶都道府県振り返りシート～まずは、都道府県の取組から

◆市町村の基礎的理解を進める（含人材育成）　取り組んでいるものに ✔

項　目	現状チェック
市町村担当職員向けの研修を、毎年実施している	✔
研修等では、権利擁護支援や地域共生社会の構築との関係を説明している	✔
市町村長申立て事務の理解を図るためにマニュアルを作成・配布している	✔
管内市町村の成年後見制度利用促進事業の要綱の収集・整理・比較を行った	✔

◆実態把握　～市町村の体制整備の状況を把握する

項　目	現状チェック
国取組状況調査の管内市町村の回答を集計・分析している	✔
国取組状況調査とは別に、独自に市町村にアンケート等を実施	✔
管内の成年後見制度利用ニーズの見込みを推計している	✔
管内市町村の取組み好事例（権利擁護支援、地域共生含む）を知っている	✔

◆情報提供・情報共有・情報交流

項　目	現状チェック
利用促進に関する国の動向、国研修の様子等について随時市町村に情報提供	✔
国取組状況調査等の管内市町村の回答結果を管内自治体で共有している	✔
好事例について、管内の自治体間で共有できるような仕組みを持っている	✔
様々な方法で自治体同士が情報交換できるような仕組みをつくっている	✔

◆調整

項　目	現状チェック
広域での取組に向けた自治体間の調整等を行っている	
専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルで連携している	✔
管内各地域の担い手の状況を把握している（法人後見、市民後見人等）	✔
専門職不在の自治体等に、団体を通じた専門職の紹介（橋渡し）を行っている	✔

◆相談支援・助言

項　目	現状チェック
随時、市町村の担当から相談に応じている	✔
必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等を実施している	✔
ブロック別に、市町村との相談会、意見交換会等を実施している	✔
専門職団体等と連携して、専門職が随時市町村の相談に乗れるような体制ができている	✔

◆人材育成

項　目	現状チェック
体制整備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施	
市町村における相談支援の基盤づくりのための継続的な研修機会を提供	✔
ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供	
市民後見人等担い手の基盤拡大に向けた養成・フォローアップの実施	✔

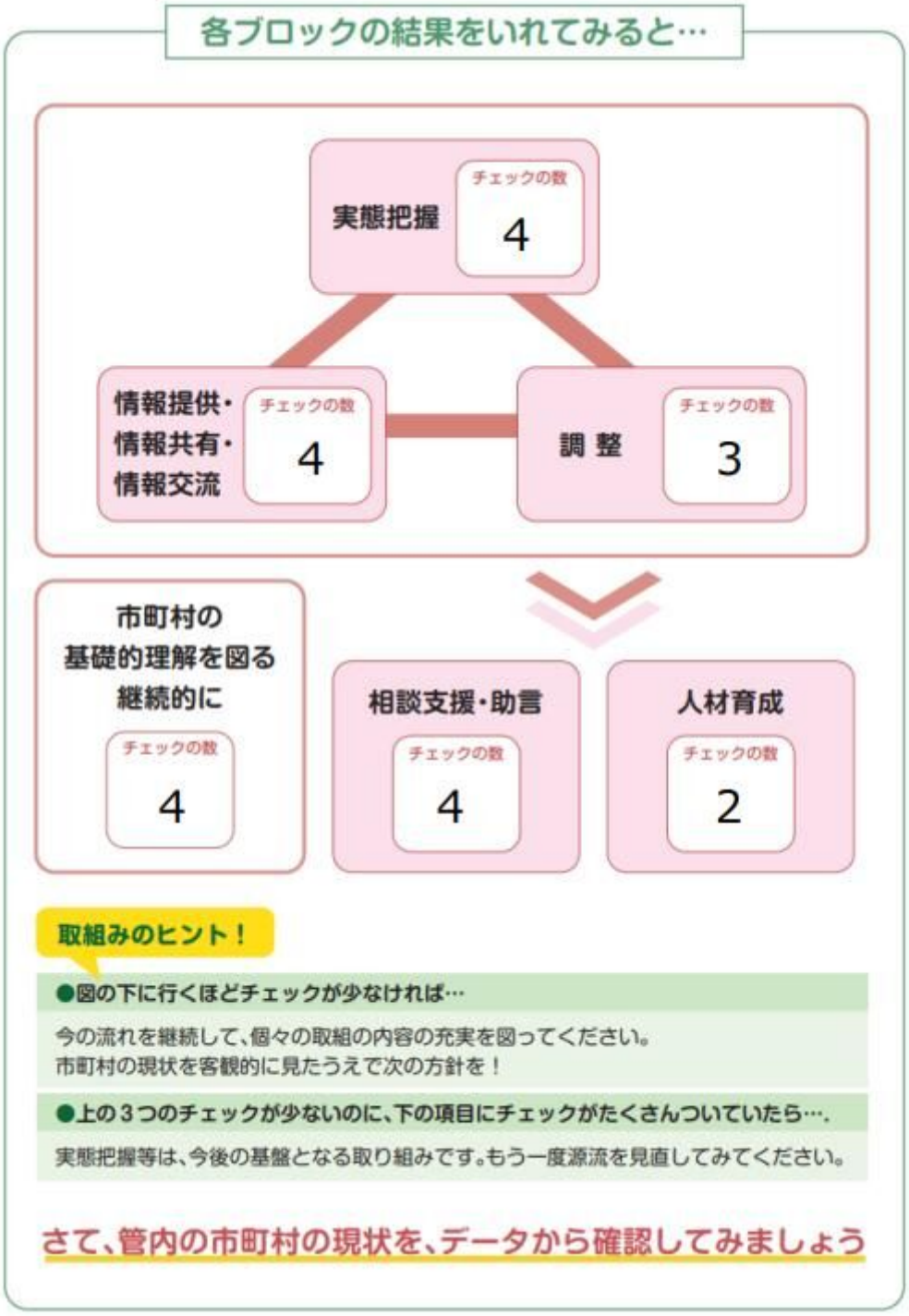

【事実関係】

県の市町村支援に関する取組状況は、上記のとおりであり、「広域での取組に向けた自治体間の調整等を行っている」、「体制整備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施」、「ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供」についての取組は認め難い状況であった。

【規範】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 15 条では、「都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」と規定し、同 12 条が定める成年後見制度利用促進基本計画において、上記のとおり、岐阜県の市町村支援の取組が求められている。

【意見　地域福祉課】

現状、県の取組としては、広域的な活動などには不十分な点が存在し、後述のとおり、現状の利用実態から推察される利用状況からすれば、より積極的な取組が必要な状況であると考えられる。成年後見制度の推進の第一次主体は市町村であるものの、市町村のみでは十分な推進が困難な場合もありうることから、県においても自らの取組を実施し、成年後見制度の利用促進を図ることが望ましい。

7　福祉人材総合ポータルサイト運営事業費

〈概要〉

所管	地域福祉課					
委託先	岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）					
事業概要	①福祉の仕事に関する情報を一元的に発信するポータルサイトを運営する。 ②コンテンツは学生から転職希望者まで幅広い層を対象に、福祉の仕事の内容ややりがい、イベントや研修情報、各種支援制度等について情報発信する。 ③必要に応じてポータルサイト内の情報の更新、修正及び保守管理も行う。					
事業目的	福祉分野の仕事に対しては依然としてマイナスイメージが強く、人材参入の阻害要因となっている。ＷＥＢを活用した情報収集が主流となる中、仕事の魅力や働き方改革等の情報を発信していくことで、福祉分野の仕事への理解促進による人材の確保と、職場の環境改善による人材の確保と定着を図る。					
国庫補助	国２分の１（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）					
開始年度	平成 30 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	1,532	1,206	1,206	1,206	1,206
	決算	1,532	1,038	1,143	902	1,161

〈令和５年度実績〉

○岐阜県福祉人材総合ポータルサイトの運営

本事業において、岐阜県福祉人材総合支援センターが管理するホームページである「めざせ！福祉のお仕事」（https://www.fukushijinzai.jp/）を運営している。

令和５年度は、ポータルサイトの新たなコンテンツとして、学生や求職者を対象として、誰もがタブレット端末で気軽に分かりやすく福祉のお仕事を知ることができるよう、冊子「福祉の仕事・資格・学校ガイドブック」をＷＥＢコンテンツ化した「福祉のお仕事図鑑」（https://www.fukushijinzai.jp/web_guide/）を新設した。

また、「福祉のお仕事図鑑」や岐阜県福祉人材総合支援センター公式ＹｏｕＴｕｂｅ

チャンネル（youtube.com/@ぎふ福祉の魅力情報　ＢＯＸ　Ｖｉｄｅ）に掲載する新たなコンテンツの１つとして、ぎふ福祉の魅力知らせ隊による学校訪問説明会の様子を撮影し（令和５年９月 27 日、北方町立北学園）、福祉の仕事の魅力を伝える動画を制作した。

（ポータルサイト　ＴＯＰページ）

（ポータルサイト　「福祉のお仕事図鑑」のページ）

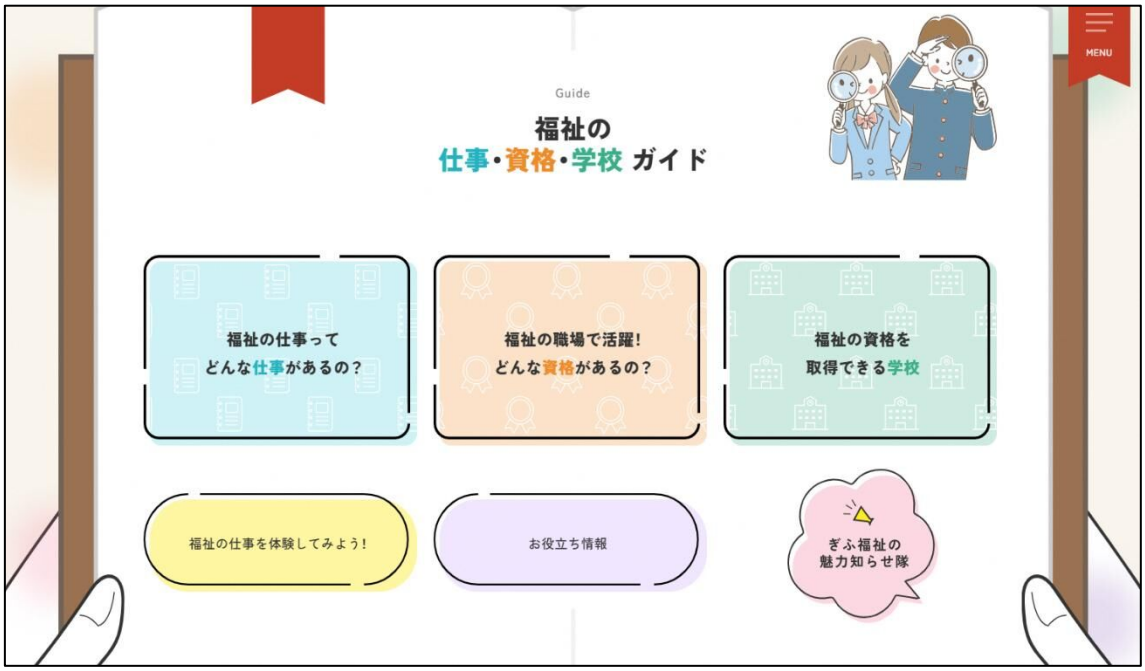

（「ぎふ福祉の魅力知らせ隊」による福祉の仕事中学校訪問説明会ＹｏｕＴｕｂｅ動画）

※上記ポータルサイト内「ぎふ福祉の魅力知らせ隊」紹介ページに上記動画掲載

学校訪問説明会では、福祉分野の仕事の理解を深めてもらうため、福祉事業所の職員である「ぎふ福祉の魅力知らせ隊」の担当者が学校を訪問し、福祉の仕事の分野・職場についての説明や具体的な分野における仕事の内容や魅力を伝える啓発講座が行われている。

８　福祉の仕事就職県外フェア開催費

〈概要〉

所管	地域福祉課
委託先	岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）
事業概要	事業所別にブースを設けて個別の就職相談会を行う福祉の仕事就職県外ミニフェアを、県外の福祉系の大学において開催。
事業目的	岐阜県内高校卒業生の県外進学の割合は 79.9%であり、平成 30 年度文部科学省「学校基本調査」によると、主な進学先は愛知県となっている。 平成 30 年度から、県内の事業者が一堂に集まる就活イベント「オール岐阜・企業フェス」に福祉分野も参加し、県内外からの人材確保に取り組んでいる

	が、依然として人材確保に苦慮していることから、県外も視野に入れた福祉人材の確保を図る。					
国庫補助	国２分の１ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を充当					
開始年度	平成 31 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	314	314	314	314	314
	決算	182	5	4	188	0

〈令和５年度実績〉

福祉の仕事に就きたい人や関心のある人を対象に、求人募集を行う福祉事業所の採用担当者と面談できる就職イベント「福祉のお仕事フェア」が県内各圏域にて開催されている。本事業費は、県外においてミニフェアとして開催するものであるが、令和５年度はオンラインでの開催となった。出展事業所数は５ブース、参加者数は２名（新規登録者は０名）であった。

なお、福祉のお仕事フェア全体の参加者（191 名）中、７名が福祉関係の事業所に就職した。

〈監査の結果〉

（１） 経済性

【事実関係】

本事業は、令和５年度はオンラインで開催したことにより、会場使用料や旅費等の経費がかからなかったこともあり、事業費を要する事なく事業を行うことができた。

【参考報告　地域福祉課】

オンライン開催を活用することで費用をかけずに例年の事業が行えており、経済性の観点から参考となる事例であると考え、参考報告とする。

第３　医療福祉連携推進課が所管する補助金・事業費

１　医療福祉連携推進課の概要

（１）組織及び事務分掌

医療福祉連携推進課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和５年７月１日時点）。

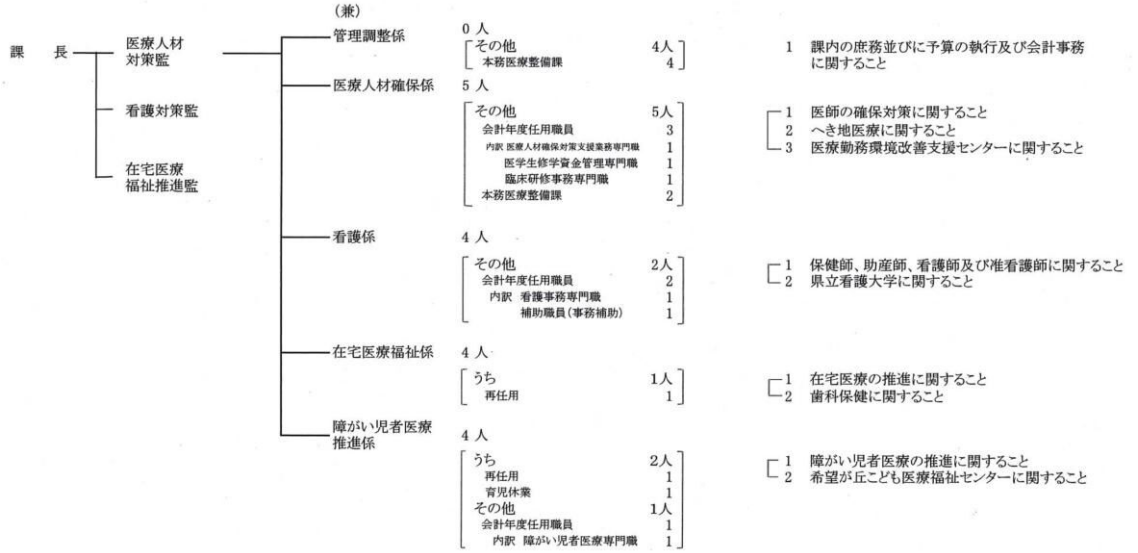

（２）主な事業と課題

医療福祉連携推進課の主な業務は、医師の確保対策・養成（医療人材確保係）、看護師等の確保対策・養成（看護係）、在宅医療・介護連携および歯科保健施策の推進（在宅医療福祉係）、障がい児者医療の推進（障がい児者医療推進係）である。

医療福祉連携推進課の定期監査資料によれば、令和５年度の同課の課題としては、「医師の育成・確保」、「看護師の特定行為」、「障がい児者医療の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」が挙げられており、同課は、介護事業のみならず広く福祉と医療の連携に関する課題を捉えている。介護事業に特に関わる課題としては「在宅医療・介護の連携推進」が存在する。

（３）令和５年度の予算及び決算の概要

定期監査資料によると、医療福祉連携推進課の令和５年度の一般会計の予算額は 34 億 6,800 万 7,773 円円、決算額は 32 億 6,844 万 7,432 円である。令和５年度における予算及び決算のうち介護事業に関する費目及び額は次のとおりである。

科目	予算額	決算額
老人福祉費	55,111,000 円	48,351,664 円
介護保険者指導費		46,851,664 円
介護事業者指導費		1,500,000 円
医務費	1,385,694,322 円	1,297,856,344 円
医療監視等指導費		685,845,218 円
看護師等指導教育費		373,316,529 円

２　認知症疾患医療センター運営事業費

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課
委託先	公益社団法人岐阜病院（以下「岐阜病院」という。）、医療法人香風会黒野病院、岐阜市民病院、医療法人静風会大垣病院、医療法人清仁会のぞみの

	丘ホスピタル、医療法人春陽会慈恵中央病院、医療法人仁誠会大湫病院、医療法人生仁会須田病院					
事業概要	岐阜県内の８病院に認知症疾患医療センターを設置 ①専門医療相談、認知症の鑑別診断・治療、身体合併症・周辺症状への急性期対応、関係機関との連携、研修会の開催等 ②介護支援専門員等の専門職による認知症の人の日常生活支援相談の実施					
事業目的	認知症疾患に関する早期診断・早期治療を行うとともに、地域の医療・福祉との連携を図る。					
国庫補助	介護保険事業費補助金					
開始年度	平成 23 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	35,564	35,564	35,564	35,564	35,664
	決算	31,413	29,388	31,362	30,701	31,016

〈令和５年度の実績〉

岐阜県内において地域の認知症疾患医療拠点となりうる医療機関を指定し、５圏域８病院に認知症疾患医療センターを設置している。委託の種別は、基幹型が１病院、地域型６病院、連携型が１病院である。

令和５年度においては、専門医療相談件数が 2,843 件（うち電話相談 1,927 件)、外来件数（認知症を主訴とする診療）４万 7,560 件（うち鑑別診断数 2,271 件）であった。

３　訪問看護体制充実強化支援事業費補助金

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課					
交付先	岐阜県看護協会ほか１団体					
対象事業	在宅医療を実施する訪問看護師等の人材育成及び訪問看護を実施する事業所等を支援し、地域における質の高い在宅医療提供体制の推進を図るため、岐阜県看護協会及び一般社団法人岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会が行う事業					
要綱	岐阜県訪問看護体制充実強化支援事業費補助金交付要綱					
交付目的	訪問看護に関する相談体制の整備、訪問看護師と他職種との連携促進、訪問看護師の育成・確保に資する事業を実施することにより、本県における訪問看護体制の充実・強化を図るため					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	国３分の２（地域医療介護総合確保基金（医療分））[42]					
開始年度	平成 29 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	決算	6,569	5,907	6,743	6,725	7,000

[42] 本補助金は、地域医療介護総合確保基金を活用しているが、第４章は同基金の介護分を基準に整理しているため、同基金の医療分である本補助金については、担当課に分類して記載している。

〈令和５年度実績〉

事業名	実施内容	事業効果等	事業費実績(円)
訪問看護サポート事業		内補助額3,501,000円（77.9%）	4,493,769
	相談窓口の開設、設置	相談件数380名、相談者336名	1,201,580
	訪問看護ステーション管理者研修	受講者30名、修了者14名(5日間)	816,936
	訪問看護リスクマネジメント研修	受講者48名(1日間)	280,453
	訪問看護ハラスメント研修	受講者23名(1日間)	
	訪問看護体験型研修	看護学生29名、看護職14名	676,124
	看護系学校への訪問看護職業紹介	7校、8回、計284名聴講	296,727
	訪問看護事業所少数地域実態調査	233か所に対するアンケート調査	1,221,949
	訪問看護事業所支援研修	受講者計209名(7日間)	
訪問看護事業所等従事者連携強化事業		内補助額1,238,000円（93.6%）	1,322,061
	介護従事者向け訪問看護同行研修	9事業所へ9名同行(1日間)	305,820
	訪問看護ネットワーク事業	受講者248名、3圏域、各1日間	1,016,241
看護師等訪問看護実践研修事業		内補助額2,261,000円（99.6%）	2,268,719
	訪問看護実践研修事業	受講者17名(講義等4日、実習3日)	1,865,893
	訪問看護師病院等研修事業	受講者10名(講義及び実習3日間)	402,826
		合計	8,084,549

〈監査の結果〉

（１）交付申請

【事実関係】

岐阜県訪問看護体制充実強化支援事業補助金交付要綱第４条第３項において、「補助金交付申請書の提出期限は、知事が別途通知する。」と規定するが、令和５年度の通知は、担当課から、補助申請事業者に提出期限を口頭で伝えるのみであり、通知を示す書面は存在しなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第３条の２は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

【指摘　医療福祉連携推進課】

交付申請書の提出期限は、補助金交付の前提となる重要な期日となることから、正確な記録とするため文書等の記録の残る方法により通知すべきである。

（２）事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

交付申請書及び実績報告書には、収受印が押されていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 14 条第１項、第 13 条第 1 項は、受領した文書について、収受印を押すことを規定する。

【指摘　医療福祉連携推進課】

提出期限が遵守されているかを確認するためにも、交付申請書や実績報告書に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

４　認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課					
交付先	岐阜病院ほか５認知症疾患医療センター指定医療機関					
対象事業	岐阜県認知症疾患医療センターに指定された医療機関が、地域での認知症対策に関して実施する事業					
要綱	岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業補助金交付要綱					
交付目的	県が指定した認知症疾患医療センターの医療・検査・相談などの機能をより充実していくうえで、地域の市町村等関係機関との連携を強化していく。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	なし					
開始年度	平成 24 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	8,000	5,087	5,410	5,500	5,217
	決算	5,192	2,043	3,431	4,602	5,051

〈令和５年度の実績〉

県では、地域における認知症医療の拠点として認知症疾患医療センターを県内８箇所に設置し、県全体で認知症疾患の保健医療水準向上に向けた取り組みを推進している。令和元年度に国においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」及び令和６年１月１日に施行された「認知症基本法」を踏まえ、認知症疾患医療センターの機能をより充実・強化していくうえで、医療・検査・相談などの対応を地域の市町村との一体となって推進していくことが必須となることから、関係機関の連携強化のための事業実施に対して、所要の経費助成を行う必要がある。

このような目的から、岐阜県認知症疾患医療センターに指定された医療機関が、地域での認知症対策に関して実施する次の５つの事業につき、本補助金を交付するものである。

① 認知症地域連携推進事業

認知症に関する地域医療連携パス等を作成し、地域医療連携体制を構築するもの。

② 認知症訪問検診・相談事業

市町村等と連携し、認知症に関する検診事業・相談事業を実施するもの。

③ 認知症患者支援事業

認知症医療の普及のため、施設等への訪問診療や訪問看護等の実施、若年性認知症患者を支援する体制整備などの事業を実施するもの。

④ 認知症理解・相談支援事業

認知症相談の市町村担当者等の能力向上を図る研修の実施や、企業や学校等に講師を派遣し、認知症への理解の向上を図るもの。

⑤その他認知症対策に有効と認められる事業

補助金額の上限は、１つの認知症疾患医療センター当たり年額 100 万円である。

令和５年度は、６つの認知症疾患医療センターに対し、505 万１千円の補助が行われている。

なお第７期岐阜県保健医療計画「その他の疾病等に対する対策」（認知症疾患対策）に位置付けられている。

〈監査の結果〉

（１）実績報告書の不備

【事実関係】

岐阜県認知症疾患医療センターに指定された医療機関において実施された事業につき、認知症予防プログラム使用料月額５万円×12 月として 66 万円、タブレット及び音響機器等レンタル料として 34 万 7,160 円が支出され、補助金として上限の 100 万円が交付されている。報告内容として、令和５年 11 月 13 日、令和５年 11 月 27 日、令和６年２月 22 日の３回のみの利用にかかる実績報告書が提出されていた。

実績報告書の内容について監査人補助者において質問を行ったところ、担当課より、次の回答があった。

「実績報告書に記載のとおり、医療機関Ａでは市の取組に専門職を派遣して認知症予防体操を実施しているほか、病院内の患者に対する認知症予防体操も定期的に実施しており、その中で認知症予防プログラムを活用している。市の取組に対する派遣実績について、実績報告書に添付のあった実施報告は３件であったが、監査人からの指摘を受け補助事業者に確認したところ、追加で４件の提出があり、合計７件となった。」とし、実績報告書に記載のない実績としては以下のとおりである。

①地域認知症対策事業によるソフト等の活用実績

②管内自治体等の依頼による認知症予防支援など（年間７件）

③認知症疾患医療センターとしての作業療法（４回／月）

④認知症疾患医療センターとしてのデイケア（不定期開催(必要に応じて)）

したがって、担当課の回答を前提とすると、提出されるべき実績が記載された報告書が提出されていない状況である。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第 13 条は、「補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。」と規定し、岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業　補助金交付要綱の第７条第１項において、「実績報告書及びその

添付書類の様式は、別記第 5 号様式のとおりとする。」として、実績報告を行うことを求めている。なお、定められた様式には、報告の方法に具体的な指定はなく、「別添のとおり」と記載された事業実績報告書を添付する形式であり、別添の報告方式は報告者の任意に委ねている。

【指摘　医療福祉連携推進課】

実績報告の内容は、補助金が交付目的に沿った利用をされているかを確認するための重要な資料であり、正しい利用の実績を確認するためにも、正確な実績を記載した報告書の提出を求めるべきである。

（２）事業報告日にかかる確認の不足

【事実関係】

上記と同様の事案につき、報告内容として、令和５年 11 月 13 日、令和５年 11 月 27 日、令和６年 2 月 22 日の３回のみの利用にかかる実績報告書が提出されていたが、事業完了届は、令和６年３月 31 日付けとなっていた。

実績報告書が書面上、提出期限を徒過していることについて監査人補助者において質問を行ったところ、担当課より、「補助事業者に確認したところ、２月 22 日以降も病院内の患者に対する取組を引き続き実施していたため、実績報告は３月 31 日付けとなった。」との回答があった。

【規範】

岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業　補助金交付要綱の第６条は、「知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示する事ができる。」とされている。また同７条第２項において、「前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 20 日を経過した日とする。」とされている。

【指摘　医療福祉連携推進課】

提出されていた実績報告書のみでは、実績報告書の提出期限が遵守されていないため、報告書が提出された時点において、提出期限を徒過している恐れがある場合には、補助事業者に対し、聞き取り等の調査を行うか、適切な実績報告書を提出するよう指示すべきである。

（３）補助事業の充実度の差異

【事実関係】

補助の対象事業として、実施日数が 50 日を超える事業（認知症予防カフェや個別会議など）に対し合計約 70 万円の補助金を交付され、十分な補助金交付の有用性が確認できたものがある一方で、２日間の映画鑑賞のために 50 万円の補助金が交付されているものがあった。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費

は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　医療福祉連携推進課】

補助金の効果的な活用のため、よりよい活用方法を他の指定医療機関が参考にすることができるよう、補助金の活用の指針を定めることや、県として推奨する補助金活用の参考例の情報を補助対象事業者に対し、共有することが望ましい。

５　在宅医療連携強化事業費補助金

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課					
交付先	岐阜県医師会					
対象事業	在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う人材の育成を支援し、地域において適切な在宅医療・介護が受けられる環境の整備を図るため、岐阜県医師会が行う事業					
要綱	岐阜県在宅医療連携強化事業費補助金交付要綱					
交付目的	在宅医療に関する相談体制の整備、在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う相談員等の育成に資する事業を実施することにより、在宅医療・介護の連携・強化を図ることを目的とする。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	地域医療介護総合確保基金（医療分）					
開始年度	平成 30 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	6,000	5,107	5,107	5,107	5,107
	決算	5,936	4,181	4,376	5,019	5,105

〈令和５年度の実績〉

在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う人材の育成を支援し、地域において適切な在宅医療・介護が受けられる環境の整備を図るため、岐阜県医師会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付するものである。

補助対象となるのは、岐阜県医師会が行う事業で、次の３つに該当する事業である。

①在宅医療連携支援事業

在宅医療・介護連携の連絡調整及び相談支援を担う相談員の活動支援のため、在宅医療に関する相談支援体制の整備、在宅医療・介護連携に関する研修、在宅医療に関する調査・情報提供等を目的として実施するもの。

補助基準額は、289 万８千円である。

②在宅医療連携強化事業

在宅医療を行う医師の負担軽減及び 24 時間切れ目のない在宅医療提供体制の構築を図るため、地域医師会及び関係機関（多職種）で作るグループが実施する研修会、検討会等及び診療所が実施する他の診療所又は在宅療養支援病院等若しくは訪問看護ステーションの連携体制の構築に向けた検討会等の開催に要する経費に対して補助するもの。

補助基準額は 125 万円である。
③医療用麻薬に関する医薬連携事業
医療機関における医療用麻薬の保管管理に対する負担軽減を図るため、医師会と薬剤師会を中心とした医薬連携の在り方を検討するもの。
補助基準額は 95 万７千円である。
上記①から③の補助基準額（上限）合計は、510 万５千円であり、令和５年度は、岐阜県医師会に対し、上限額の補助金が交付されている。補助の交付額は、上限の合計は、510 万 5000 円であるが、うち 228 万円余りが事務員人件費として用いられており、特に③は２回の研修のために、事務員人件費として 48 万 2,500 円が計上されており、補助金交付額の半分以上が人件費に用いられている。
〈監査の結果〉
（１）補助金の交付対象
【事実関係】
本補助金は、事業の実施主体は、岐阜県医師会に交付されるものである。
予算要求資料上、要求の趣旨として、次の記載がなされている。
「近年ますます高齢化が進んでおり、長期にわたる医療・介護を必要とする患者が今後増加すると考えられる。治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態であっても、居宅等の生活の場で必要な医療が受けられるように訪問診療等を行う医療機関の増加等の医療提供体制づくりが必要である。最後まで居宅等で暮らしたいと希望する患者に対し、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりが必要である。」
実績報告書によれば実施事業は次のとおりである。
①在宅医療連携支援事業（交付額 289 万８千円）
Ⓐ在宅医療サポート窓口（相談件数 128 件）
Ⓑ在宅医療事業に関する検討小委員会（全 21 回）
Ⓒ地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会（２回）
②在宅医療連携強化事業（交付額 125 万円）
Ⓓ在宅医療に係る研修助成事業（実施件数９件）
③医療用麻薬に関する医薬連携事業（交付額 95 万７千円）
Ⓔ在宅医療医薬連携協議会（１回）
Ⓕ在宅医療医薬連携研修会（１回）
【規範】
岐阜県在宅医療連携強化事業実施要綱の第１条は、「在宅医療に関する相談体制の整備、在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う相談員等の育成に資する事業を実施することにより、在宅医療・介護の連携・強化を図る。」との目的規定が定められている。
【意見　医療福祉連携推進課】
実施事業のうち、Ⓐ「在宅医療サポート窓口」は医療機関以外も相談が可能であり、またⒹ「在宅医療に係る研修助成事業」において地域医師会等が実施する研修会等に

は、医療機関以外も参加をしている。なお、Ⓔ在宅医療医薬連携協議会、Ⓕ在宅医療医薬連携研修会（１回）では薬剤師会との連携が図られている。

しかし、連携についての事業の協議や意見交換を行うⒷ在宅医療事業に関する検討小委員会やⒸ地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会は、医師のみの構成で実施されている。

地域での在宅医療・介護連携推進事業は市町村と地域医師会が中心となって進められていることを否定するものではないが、在宅医療・介護の連携・強化を図る補助金である以上、協議や議論においては、医師会のみではなく、介護保険の保険者である市町村、介護関係の相談窓口で、地域包括ケアシステムの体制構築の中心である地域包括支援センター、介護保険の被保険者が介護サービスを利用するためのケアプランを作成する介護支援専門員（ケアマネジャー)、介護福祉士会など介護分野からの意見を交えることが適切である。

したがって、委員会や連絡協議会の構成員や定期的なオブザーバーとして介護分野からの参加者を交えての意見聴取や介護分野との協議を行う事業を実施するなど、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりという目的達成に向けて、より効果的な事業となるよう交付対象事業の活用を検討することが望ましい。

なお、Ⓑ在宅医療事業に関する検討小委員会では、「在宅療養あんしん病床登録事業費補助金」「在宅医療人材育成事業費補助金」に関する議論も同時に行われていることから、医師のみの構成であるとも思われ、本補助金での会議体と別補助金に基づく会議体とを区別し、本補助金での会議体には他業種も含めての会議体とする方法も考えられる。

（２）実績報告書の記載

【事実関係①　在宅医療サポート窓口の報告】

在宅医療連携支援事業（交付額 289 万８千円）に関する実施事業はⒶ在宅医療サポート窓口（相談件数 128 件)、Ⓑ在宅医療事業に関する検討小委員会（全 21 回)、Ⓒ地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会（２回）である。

実績報告書には、Ⓑ在宅医療事業に関する検討小委員会（全 21 回）における委員会議事録、Ⓒ地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会（２回）での資料が添付されているが、Ⓐ在宅医療サポート窓口（相談件数 128 件）は、どういった機関からどのような内容の相談があったのかの資料がない。

【規範】

岐阜県在宅医療連携強化事業費補助金交付要綱第７条第１項は「実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。」とし、同第２項では、「実績報告書には、別記第５号様式において定める書類を添付しなければならない。」とする。

【意見①　医療福祉連携推進課】

事業費のまとめ資料によれば、在宅医療サポート窓口にかかる事業については、相談支援員を設置する費用も計上されておらず、窓口業務実施内容が不明瞭である。したがって、実績報告書には「在宅医療サポート窓口（相談件数 128 件)」における相談

結果の概要についての資料の添付を求めるのが望ましい。
【事実関係②　地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の報告】
「Ⓒ地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会」は、実績報告書上には、次のような記載がされている。
「地域医師会との意見交換の場として、年２回実施した。事業進捗や在宅医療・自宅療養患者等への医療提供体制に関する情報提供を行った。」「看取りの病診連携における実態調査についてや、各地域の在宅関連事業の実施状況、本会の在宅関連事業に対するご意見・ご要望について確認し、意見交換を行った。」
しかし、実績報告書上、協議会での配布資料しか添付されておらず、医療や介護連携に関する意見交換や協議に関する具体的な資料がない。
【規範】
岐阜県在宅医療連携強化事業実施要綱の第１条は、「在宅医療に関する相談体制の整備、在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う相談員等の育成に資する事業を実施することにより、在宅医療・介護の連携・強化を図る。」との目的規定が定められている。
【意見②　医療福祉連携推進課】
現在の報告書では、どのような連携が図られたのかの実質が確認できないと思われる。医療と介護の連携というテーマについては、具体論が伴わないと何を目指しているかも分からないことから、医療・介護に関する意見交換や協議を行ったのであれば、その内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の添付を求めるのが望ましい。
（３）実績報告書の誤記
【事実関係】
第１回地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の参加者は、「役員７名、地域参加23名」の計 30 名と実績報告書に記載されているが、実績報告書に添付された資料では２名が欠席となり、計 28 名の出席者とされている。同様に第１回地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の参加者は、「役員５名、地域参加 22 名」と実績報告書に記載されているが、実績報告書に添付された資料では地域参加者は 20 名の出席者とされている。なお、担当課によれば、添付資料の記載が正しいとのことである。
また第１回、第２回の地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会には、「事業費まとめ（決算）」とする資料には、備考欄に役員旅費の受領者の氏名の記載があるが、実績報告書内の会議の出席者名簿には同人の名前がない。「事業費まとめ（決算）」とする資料の記載名が誤ったものと思われる。
【規範】
岐阜県公文書規程第３条第２項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。
【指摘　医療福祉連携化課】
実績にかかる資料であり、正確に記載させるべきである。

６　在宅医療人材育成事業費補助金

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課					
交付先	岐阜県医師会					
対象事業	在宅医療を実施する医師等の人材の育成を支援し、県民が安心して質の高い在宅医療を受けることができる環境の整備を図るため、岐阜県医師会が行う事業					
要綱	岐阜県在宅医療人材育成事業費補助金交付要綱					
交付目的	在宅医療を行う医師の育成・確保に資する事業を実施することにより、本県における在宅医療の提供体制の充実・強化を図ることを目的とする。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	地域医療介護総合確保基金（医療分）					
開始年度	平成 30 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	2,779	5,089	5,089	5,089	5,089
	決算	2,593	5,063	4,232	5,058	5,082

〈令和５年度の実績〉

近年ますます高齢化が進んでおり、長期にわたる介護を必要とする患者が今後増加すると考えられる。治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態であっても、居宅等の生活の場で必要な医療が受けられるように訪問診療等を行う医療機関の増加等の医療提供体制づくりが必要である。最後まで居宅等で暮らしたいと希望する患者に対し、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりが必要である。

そこで、①在宅医育成研修事業として、在宅医の育成及び資質向上を図るため、在宅医療に関する専門疾患、緩和ケア、看取り等、在宅医療を実践するための知識を学ぶ研修の実施、②在宅医療多職種連携研修事業として、介護従事者や地域包括支援センター等の職員を対象に実施される、退院から看取りまでの在宅医療の場面において、必要となる在宅医療サービスの提供や連携の在り方等を学ぶ在宅医療の基礎知識研修の実施、に対して補助金を交付する。

令和５年度は、①在宅医育成研修事業として、エンディングノート作成ワーキンググループの開催、在宅医療ことはじめの広報、在宅医療スキルアップ研修会の開催、を行い、②在宅医療多職連携研修事業として、在宅医療連携強化研修会（２回）の開催、在宅医療・介護連携コーディネーターフォローアップ研修会の開催、を行った。

〈監査の結果〉

（１）事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

交付申請時の所要額調書、所要額明細書と、実績報告書の所要額精算書、精算額内訳明細書の明細が、一つ一つの項目の金額が異なっているにも関わらず、合計金額が同じになっている。担当課によれば、補助対象事業の実施にあたっては、補助事業者において基準額以上の経費を支出しており、補助事業者の自主財源の持ち出しが発生しているが、実績報告書の所要額精算書にはその持ち出し分が記載されていないため、

合計金額が基準額と等しくなっているとのことであり、精算書に補助対象外の経費を計上している訳ではなく、問題は無いと考えているとのことである。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第 14 条は、「知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定する。

【意見　医療福祉連携推進課】

補助金の原資が税金である以上、補助金の合計金額が同じであれば問題ないとは言い切れず、その補助金が何にいくら使われたのかということも大切であると考える。従って、その使途が交付申請時と実績報告時で異なっているのであれば、その理由を事業者に確認し、その正当性を慎重に判断するのが望ましい。

7　在宅療養あんしん病床登録事業費補助金

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課					
交付先	岐阜県医師会					
対象事業	診療所と病院が連携した在宅医療提供体制の構築を推進し、県民が安心して在宅で療養できる環境を整備するため、岐阜県医師会が行う事業					
要綱	岐阜県在宅療養あんしん病床確保事業費補助金交付要綱					
交付目的	在宅で療養する患者が、病状の変化により一時的に在宅での療養が困難になった場合、速やかに病院等に入院し、治療できる体制について検討し、登録医（在宅で療養する患者に対し、定期的に訪問診療を行う本事業に登録しているかかりつけ医をいう。）と病院が連携した在宅医療提供体制の構築に資することを目的とする。					
県補助率	10 分の 10					
国庫補助	地域医療介護総合確保基金（医療分）					
開始年度	平成 28 年度					
金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	4,500	3,000	3,000	3,000	2,625
	決算	1,649	1,680	1,576	1,544	2,397

〈令和５年度の実績〉

登録医（かかりつけ医）と登録病院が連携し、在宅患者が速やかに病院等に入院できるように在宅医療提供体制を整備することを目的とする事業である。当該補助金は、岐阜県医師会が行う在宅療養あんしん病床確保事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費などに対し県が補助をするものである。当該事業において岐阜県医師会は、在宅患者の入院１件につき、入院体制確保料として登録医に対し 5,000 円、受入医療機関に対し１万円を支払っており、この支払いに係る経費も補助の対象となっている。

事業開始から令和４年度までは在宅患者の事前登録が必要であったが、手続きに係る負担を軽減して当該事業に参加するかかりつけ医や受入医療機関の増加を図るため、令和５年度からはこれを廃止し、在宅患者の登録を行うことなく登録医や受入医療機関とされる登録病院との連携が可能となるように事業内容を変更した。具体的には、岐阜県医師会は、令和４年度は患者登録１件につき登録医及び受入医療機関にそれぞれ 1,250 円の登録手数料を、入院１件につき登録医に 1,250 円、受入医療機関に１万円の入院体制確保料を支払っていたが、令和５年度は患者登録を廃止し、上記のとおり入院に対する入院体制確保料のみ支払うように変更した。令和５年度の実績は、登録医数 223 名、受入医療機関の登録機関数 63 機関、在宅患者の入院報告 32 件であった。

〈監査の結果〉

（１）補助金額の変更

【事実関係】

要綱は、基準額について「知事が別に定める額」と記載しているところ、令和５年度の予算要求資料及び事業評価調書には事業内容の変更や、岐阜県医師会が支払う入院体制確保料等の変更に関する記載がなかった。なお、変更後の入院体制確保料の金額については、岐阜県医師会が発出した医療機関向けの案内文書に記載されている。

【規範】

地方自治法第 243 条の３第１項は、「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」と規定している。

【意見　医療福祉連携推進課】

事業内容の大幅な変更がなされているにもかかわらず、予算要求資料への記載がなく、補助金の使途が、岐阜県医師会と協議を行った担当課の裁量に委ねられている状況である。財政民主主義の観点から、事業内容の変更点を予算要求資料及び事業評価書に記載し、議会を経て県民に周知することが望ましい。

８　地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分）

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課
交付先	岐阜県医師会
対象事業	岐阜県包括的地域ケアネットワーク（はやぶさネット）の情報拡充等に係る会議の開催及びシステム内情報の管理・収集等のために要する経費
要綱	地域包括ケアシステム構築事業費補助金交付要綱
交付目的	医療機関・介護施設等の情報を共有するネットワークシステムの利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。
県補助率	10 分の 10
国庫補助	なし
開始年度	平成 26 年度

金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	4,000	4,000	4,000	4,000	2,500
	決算	719	1,723	1,581	2,398	2,130

９　地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）

〈概要〉

所管	医療福祉連携推進課
交付先	岐阜県医師会
対象事業	岐阜県包括的地域ケアネットワーク（はやぶさネット）の県内医療・保健・介護・福祉等関係情報の総合ポータルサイト化のため、更なる情報の拡充等を目的として行うシステムの改修及び整備
要綱	地域包括ケアシステム構築事業費補助金交付要綱
交付目的	医療機関・介護施設等の情報を共有するネットワークシステムの利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。
県補助率	10 分の 10
国庫補助	なし
開始年度	平成 26 年度

金額（千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	6,000	6,000	4,500	4,500	3,500
	決算	1,521	2,869	4,106	3,984	3,466

〈構築事業費補助金と整備事業費補助金〉

両補助金は、いずれも岐阜県包括的地域ケアネットワーク（はやぶさネット）を運用するための補助金であるが、構築事業費補助金は、情報拡充等に係る会議の開催及びシステム内情報の管理・収集等のために要する経費であり、整備事業費補助金は、県内医療・保健・介護・福祉等関係情報の総合ポータルサイト化のため、更なる情報の拡充等を目的として行うシステムの改修及び整備のための費用である。

具体的には、構築事業補助金は、主に給与、賃金、報償費、旅費、会議費等、整備事業補助金は、主にはシステムの設計・開発費、ネットワーク改修費等の補助となっている。

〈岐阜県包括的地域ケアネットワーク（はやぶさネット）について〉

はやぶさネットは、地域包括ケアシステムの構築を目指し、診診連携・多職種連携の研修情報（研修サイト）の掲載や、医療機関・介護福祉施設等の情報検索、県内市町村の高齢者支援の取り組み等をサイト内で紹介することにより、連携のための基盤となる情報を発信するホームページである。当該サイトへの参加医療機関及び介護事業所は、令和６年３月末時点で、それぞれ 1,318 か所、249 か所である。

当該サイトの医療機関検索の特徴として、

①在宅医療の実施有無や対応できる処置など具体的な診療内容や機能から医療機関を調べることが可能。例：訪問看護師等の専門職の方が往診可能な専門領域の医療機関を探すことができ、連携につながる等。

②医療機関・訪看・介護施設等の検索結果がマッピングで表示され、近隣で利用できる資源を在宅に関わる多職種の方が探すことが可能。

等が挙げられる。

担当課の説明によれば、医療や介護の情報を一元的にまとめ、検索機能を持たせたサイトは他にはなく、本ページに参考となる情報をまとめ発信することで、それぞれのスキルアップや検索の手間が軽減され、より円滑な多職種の連携に資するものとされる。

サイトのＵＲＬ：https://hayabusa.gifu.med.or.jp/

〈監査の結果〉

（１） 有効性

【事実関係】

本サイトのアクセス数の目標は、９万５千回とされているが、直近５年間のアクセス数は、令和元年度は６万７千回、令和２年度は６万５千回、令和３年度は８万回、令和４年度は７万３千回、令和５年度は６万３千回である。また、令和６年度アクセス数は、2024 年 10 月 1 日現在（半年経過）で３万 3,694 回であり、概ね前年度程度の推移である。

過去のアクセス数の増加の要因を確認したところ、担当課からは、令和３年度は、研修会の案内・動画等の掲載や、コロナ禍に実施していた動画研修により、アクセス数が増加したと考えられ、令和４年度は、医療機関自らが医療機関情報を更新することが可能なＩＤを、医師会会員の全医療機関に発行したことにより、アクセス数が増加したと考えられるが、令和５年度は上記の要因がなくなり、令和２年度以前のアクセス数に戻っているとのことである。担当課としては、令和５年度以降、アクセス数を伸ばすコンテンツとして、お知らせ通知メール機能及びブログページを開設するなどしている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　医療福祉連携推進課】

令和３年度以降アクセス数が減少傾向にあるところからして、システム構築の効果が弱まっているとも考えられる。今後も在宅医療の実施などの必要性に答えるため、より多くの利用がなされるように、システムの周知などを行うのが望ましい。

なお担当課からは、「はやぶさネット利用者や関係機関等からの問い合わせへの対応として、今年度は医療機関検索ページの改修を行うことで利用率の向上を図ります。必要に応じて、医療介護関係者へのアンケート調査等を実施し、利用状況等の検証や利便性の向上に努めます。」との回答を得ている。

（２） 経済性

【事実関係】

はやぶさネットの運営に関しては、２社がその運営を担っているところ、それぞれの役割は、Ａ社は、はやぶさネット内のシステム構築及び保守を行い、Ｂ社は、はやぶさネットのサーバ管理及び保守、ページデザイン及び保守を行うとされている。

同じサイトの運用について、担う分野が異なる結果、２社それぞれの保守料が発生し続けている。

はやぶさネットを平成 22 年度に岐阜県医師会が県の補助[43]を受けて構築する以前より、同会ホームページのサーバ保守をＢ社が、業務システム等の構築をＡ社が担っていたため、はやぶさネットも同様の体制となっているという経緯がある。

岐阜県医師会や県では、平成 22 年に１社にまとめられないか検討したこともあったが、システムの再構築等で更なる費用が発生するため、現在の体制を継続しているとのことである。当該検討は、システム構築以来検証がなされておらず、当時の資料も保管されていない。

---

[43] 当時の補助金は、別名目の補助金である。

【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　医療福祉連携推進課】
２社に依頼することで、過大に保守料が発生している可能性があるが、その金額がどの程度であるのかの資料が保管されておらず、合理的な判断がなされているかの検証が出来ない状況である。可能であれば１社にまとめることを検討するなど、合理的な運用を検討するのがよいと考える。過去の判断をただ励行するのではなく、過去の判断を行った際の資料を保管しながら定期的な見直しを行うことが望ましい。
（３） 効率性
【事実関係】
両補助金は、いずれも岐阜県包括的地域ケアネットワーク（はやぶさネット）を運用するための補助金であるが、構築事業費補助金は、情報拡充等に係る会議の開催及びシステム内情報の管理・収集等のために要する経費であり、整備事業費補助金は、県内医療・保健・介護・福祉等関係情報の総合ポータルサイト化のため、更なる情報の拡充等を目的として行うシステムの改修及び整備のための費用である。
両補助金は、毎年同額の補助を要するものではないが、二つの予算を確保することでより大きな予算確保に繋がっているとも評価できる。特に、令和元年度と令和２年度は、併せて 1,000 万円の予算確保となっているが、執行額は合計 224 万円と 459 万１千円と 50%にも満たない執行率であり、未執行額も大きくなっている。
【規範】
地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。
【意見　医療福祉連携推進課】
両補助金は、共に同じシステム運用のための補助金であることから、予算編成上二つに分ける意義もないことから、統一して支出を確認し、不要な予算確保にならぬよう、予算評価を行うのが望ましい。

第６章　県有高齢者施設

本章では、岐阜県が保有する高齢者施設である、岐阜寿楽苑と飛騨寿楽苑に関する監査結果を報告する。なお、岐阜寿楽苑は、その施設内において岐阜寿楽苑の指定管理団体である岐阜県福祉事業団が運営する介護研修センターの事務局があることから、当該事業費に関する監査結果も合わせて報告する。

第１　岐阜県立寿楽苑

１　岐阜県立寿楽苑の概要

（ホームページ写真引用）

（所在地　岐阜市中２丁目 470 番地）

岐阜寿楽苑は、昭和 43 年４月１日に特別養護老人ホームとして開設され、定員 50 名でオープンした施設である。設置者は岐阜県であるが、オープン当初より、岐阜県から委託を受けた岐阜県福祉事業団が運営を担っている。昭和 44 年４月１日に第２期工事が完成し定員が 70 名に拡大した後、平成６年３月 18 日には岐阜市野一色４の９の１から現在の所在地に新築移転し、同年４月１日には特別養護老人ホームに加えてショートステイ事業、デイサービス事業、在宅支援センター事業を開始した。平成 18 年４月１日には、自主事業として、地域包括支援センターを開始した。令和６年３月 31 日には、地域包括支援センター事業を廃止した。

現在、特別養護老人ホームの定員は 70 名（個室 14 室、２人室４室、４人室 12 室)、ショートステイの定員は 20 名、デイサービスセンターの定員は 25 名（日曜 10 名、土曜 20 名）である。このほか、敷地内には、自主事業として、居宅介護支援事業所であるケアプランセンターが併設されている。

特別養護老人ホームの組織図は以下の通りである。

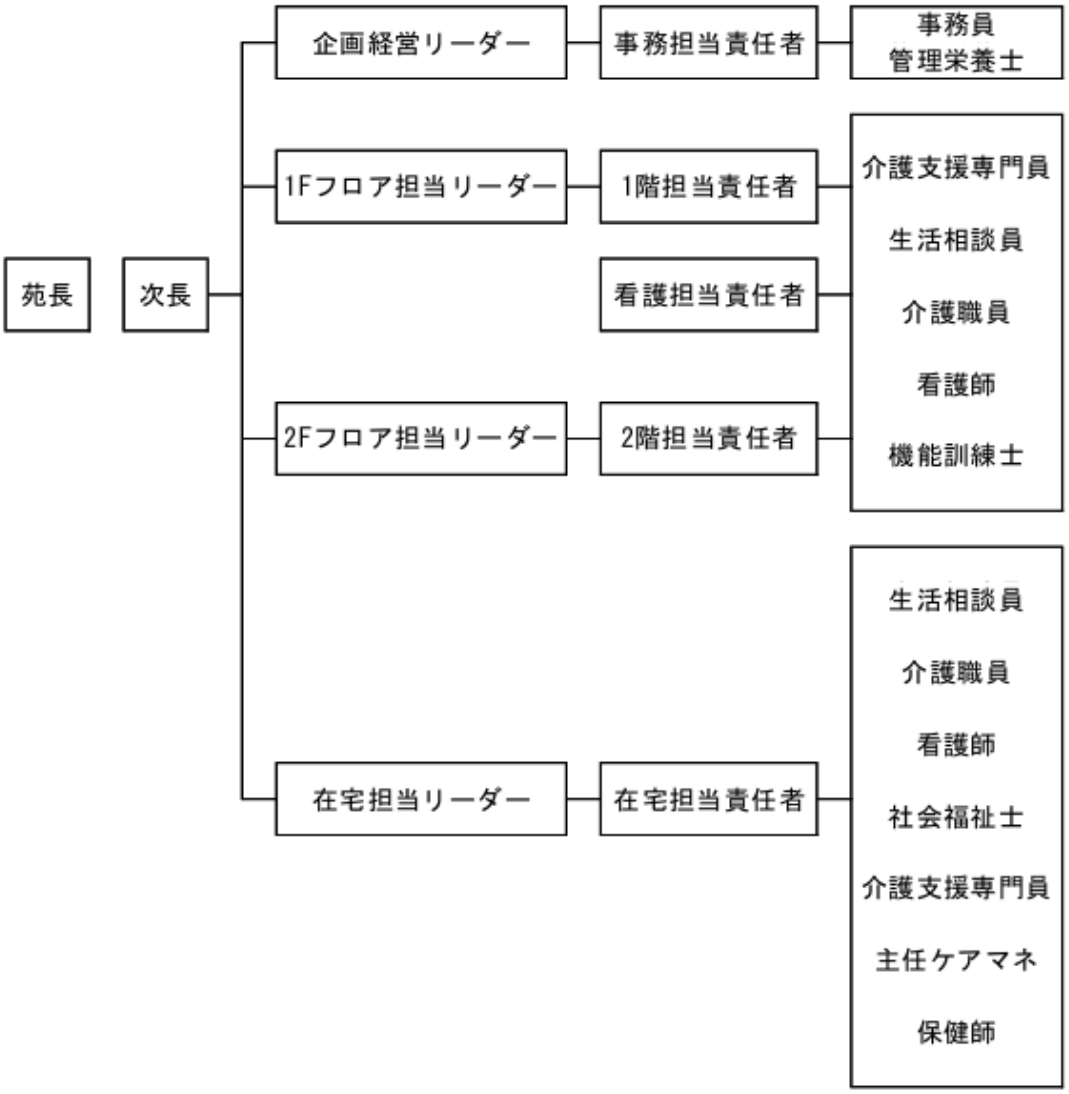

令和６年３月１日時点での職員の状況は以下の通りである。

◆寿楽苑（特別養護老人ホーム＋ショートステイ）

職　種	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護師	栄養士	介護支援専門員	機能訓練指導員	業務員等	嘱託医	計
正規職員	1	4	1	26	5	1	1	1			40
非正規職員		2 (1.6)		18 (12.5)					5 (2.3)	2	27 (16.4)

※（　）内は非正規職員の常勤換算数（少数第１位まで記載。小数点第２位切捨て）

※介護支援専門員の資格取得者は計３人

◆デイサービスセンター

職　種	施設長	生活相談員	機能訓練指導員	介護職員	計
正規職員	(1)	1	1	2	4
非正規職員				4 (3)	4(3)

◆ケアプランセンター

職　種	介護支援専門員	事務員	計
正規職員	1		1
非正規職員	2(1.8)	1 (0.4)	3 (2.2)

また、令和６年３月１日時点の特別養護老人ホームの利用状況は以下の通りである。

（令和６年３月１日現在）

＜利用者の属性＞

１）年齢・性別（単位：人）

		70歳未満	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	平均年齢
男性	19	0	2	4	2	5	5	1	84.6歳
女性	50	2	3	3	10	12	14	6	86.6歳
合計	69	2	5	7	12	17	19	7	86.0歳

２）保険者別（単位：人）

	岐阜市	本巣市	山県市	合計
男性	19	0	0	19
女性	47	1	2	50
合計	69	1	2	69

３）要介護度別（単位：人）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	平均介護度
男性	0	1	3	12	3	19	3.9
女性	0	0	10	23	16	50	4.1
合計	0	1	13	35	19	69	4.1

４）入所期間別（単位：人）

	１年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5～6年	6～7年	7～8年	8～9年	9～10年	10年以上	平均入所期間（月）
男性	9	4	1	2	0	2	0	1	0	0	0	22.7
女性	13	7	13	3	1	6	0	3	0	0	4	39.8
合計	22	11	14	5	1	8	0	4	0	0	4	35.1

５）入退所状況（単位：人）

	入所	退所	死亡	移設	家庭復帰	入院	その他
令和３年度	19	24	10	0	0	14	0
令和４年度	17	12	11	0	0	1	0
令和５年度	26	28	13	0	0	15	0

＜利用状況＞

◆特養ホーム入所利用状況（初日在籍者数）（単位：人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和４年度	68	70	72	71	71	70	71	71	70	67	71	72	844
令和５年度	72	72	69	69	68	69	70	70	66	67	67	69	828

◆ショートステイ利用状況（月平均利用者数）（単位：人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和４年度	14	15	17	16	13	17	18	18	14	14	14	12	182
令和５年度	15	14	16	15	15	13	15	13	12	11	15	14	168

◆デイサービス利用状況（月平均利用者数）（単位：人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和４年度	14	11	13	13	12	14	15	14	11	11	12	14	154
令和５年度	13	13	14	14	13	14	13	12	12	12	10	10	150

２　監査の重点及び監査手続

岐阜寿楽苑については、入居者、利用者等との間の利用契約が適切に行われているかということを中心に、物品管理の適切性、経理処理上の問題（決算報告・介護保険料請求・現金管理）、虐待対応、施設の目的外利用、職員の給与が適切に支給されているか否か等に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続として、令和６年４月 23 日、同年６月 28 日、同年７月４日に、岐阜寿楽苑にてヒアリングを実施した。また、県との基本協定書、県健康福祉部高齢福祉課作成にかかる管理運営・利用者処遇業務仕様書、各種サービスについての利用者との間の契約書・同意書、令和５年度事業報告書などの提出資料等について、書類監査を実施した。

３　施設利用契約

【事実関係①　成年後見利用】

岐阜寿楽苑の特別養護老人ホームとしての施設利用者は、令和６年６月 28 日時点で、70 人であるが、その内、認知症高齢者の日常生活自立度に関して、ランクⅢ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。）以上が 54 人とされていた。施設担当者によれば、同時点で、３名に成年後見人が選任され（うち、１名は成年後見人選任申立中とのこと）、２名に「任意後見人」が選任されているとのことであった。その場で資料を確認したところ、任意後見と説明された者のうち１名は「暮らし応援サービス契約書」が添付されており、民間業者との間で、事務手続の任意代理契約が締結されていた。その他の者については、明確に成年後見人を確認できる書類は添付されていなかった。

その後、あらためて、監査人が、岐阜寿楽苑に対し、法定後見人ないし任意後見人が選任されている者について問い合わせたところ、３名に成年後見人が選任されており、４名に「身元引受人」が選任されているとの回答がなされた。成年後見人が選任されている３名のうち、２名については、成年後見人が確認できる書類も添付されていた。「身元引受人」が選任されている４名については、いずれも民間業者との手続委任契約書が添付されていた。施設への入所契約書等への署名は、いずれも、成年後見人とされている者、「身元引受人」とされている者によってなされていた。

なお、監査人が確認しただけでも、本人に代わって親族等の第三者が署名を行っている書類としては、サービス利用料金の変更書類・重要事項説明書・契約書・入居時に起こりうる事故の説明の書類・個人宛郵便物等取扱承諾書・個人情報の利用に関する同意書・個人情報の利用に関する同意書といった多数の書類が存在する。

【規範】

民法第７条は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。」と規定し、成年後見制度の利用の促進に関する法律第５条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定し、同法第６条は「成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と規定する。同法第２条第４項において、成年後見関連事業者には介護に係る事業を行う者が含まれる。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は３人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。

成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。

【事実関係②　成年後見人の確認】

現地監査を実施した令和６年６月 28 日時点で、岐阜寿楽苑の特別養護老人ホームの利用者 70 人中３人に成年後見人が選任されているとのことであったが、施設側において成年後見人の選任を証する裁判所の審判書等の保管がなく、監査時点で、施設利用契約を行っている者が成年後見人であることを監査人が確認することは出来なかった。

【規範】

民法第８条は、「後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。」と規定し、成年後見の開始には、家庭裁判所の審判を要するとし、後見の開始については後見登記等に関する法律により登記制度が存在する。

【指摘　岐阜県福祉事業団】

成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。

【改善報告　岐阜県福祉事業団】

令和６年 12 月に、あらためて、監査人が、岐阜寿楽苑に対し、法定後見人ないし任意後見人が選任されている者について問い合わせたところ、３名に成年後見人が選任されており、４名に「身元引受人」が選任されているとの回答がなされた。成年後見人が選任されている３名のうち、２名については、成年後見人が確認できる書類も添付されていた。ただし、残りの１名（親族が成年後見人に選任されていると当該親族から申告されている者）については、成年後見人選任の事実が確認できる審判書等は提出されていないままである。

【事実関係③　契約書の不備】

施設利用契約や個人情報の取り扱いに関する同意書の中には、契約日の記載漏れや押印欄がありながら印を取得していないなどの記載漏れが散見された。

【規範】

岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書第 22 条第１項は、「乙（岐阜県福祉事業団）は、本業務において作成し、又は取得した文書等の管理及び保存に関し、岐阜県公文書規程に準じて文書等管理規程を整備し、これを遵守して、文書等の適正な管理及び保存を行わなければならない。」と規定し、岐阜県公文書規程第３条第２項は「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘　岐阜県福祉事業団】

施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。

４　組織運営

【事実関係　指定管理者の表示】

岐阜寿楽苑のパンフレットには、岐阜寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示がなされていない。

【規範】

管理運営・利用者処遇業務仕様書 14 頁４（２）オによれば、指定管理者としての表示として、「指定管理業務を行う際は、本施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示すること」とされている。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

岐阜寿楽苑のパンフレットに、岐阜寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示をすべきである。

５　物品管理

【事実関係①　備品台帳との相違】

県有資産について、監査人補助者が、備品台帳と資産の整合性を確認したところ、下記の通り、備品台帳との相違が発見された、

① 備品台帳には「X400600109　ロンステップマット」との記載があるが、「ロングステップマット」の誤記であると思われる。
② ミュージックベルについては、備品台帳に記載されている番号のベルが一つも確認できなかった。
③ トーンチャイム（050004）は備品台帳に記載がない。
④ 加えて、備品台帳において「楽器一式（和太鼓、スリットドラム、ミュージックベル)」と記載されているもののうち、ミュージックベルが確認できなかった。
⑤ 備品台帳において「ビジネスキッチン」（取得価格４万 8,925 円）と記載されているものについて、実物が直ちに確認できなかった。

【規範】

岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書第 16 条第２項は「乙（岐阜県福祉事業団）は、管理物件の備品に代わる物として甲又は乙が購入等を行った備品を、管理物件の備品に準じて管理しなければならない。」と規定する。また、岐阜県会計規則第 90 条第１項は、「収支等命令者は、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

備品の正確な管理のためにも、誤記は速やかに修正し、備品の正確な管理のため、備品台帳と実物の相違は直ちに解消すべきである。

【事実関係②　管理シール】

県有資産について、監査人補助者が、管理状況を確認したところ、玄関の絵画、ミュージックベルの一部については、管理シールが確認できなかった。

【規範】
岐阜県会計規則第 96 条は、「出納員は、保管中の備品（供用中の備品を含む。）には、形状又は性質に応じて備品整理票（第三十五号様式）その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。ただし、表示をすることが困難なものについては、県名の表示を除きこの限りでない。」と規定する。
【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】
県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。
【事実関係③　未使用物品】
県有資産の歯科診療室用機械及び装置（Y4176001）（取得金額 406 万 8,500 円）については、現在は使用されておらず、該当装置も設置されたまま放置されている。当該資産も県有資産として報告が必要となっており、また配線が複雑であること、処分コストがかかることから、処分も容易ではなくそのままとなっている。
【規範】
岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書第 16 条第２項には「乙（岐阜県福祉事業団）は、管理物件の備品に代わる物として甲又は乙が購入等を行った備品を、管理物件の備品に準じて管理しなければならない。」と規定し、第３項は、「乙は、前項に際し、備品を廃棄しようとする場合には、甲と協議の上、乙が自己の責任及び費用で当該備品を廃棄するものする。」と規定する。また、岐阜県会計規則第 99 条は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」と規定する。
【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】
物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。

６　経理処理上の問題（現金管理）

【事実関係　現金出納帳の確認印】
現金出納帳は正確に記載されているが、監査を行った令和６年７月４日（木曜日）時点で、令和６年６月分の現金出納帳に、「係員」「出納員」「会計責任者」の決裁印が押印されていなかった。
【規範】
社会福祉法人岐阜県福祉事業団経理規程第 11 条第４項は、「会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。」と規定し、出納した金銭の保管を定める同規程第 26 条及び同条に関する社会福祉法人岐阜県福祉事業団経理規程細則には、現金出納帳の様式を定め、当該様式には「決裁は、毎月、月次試算表に添付して行うこと。」

と規定する。

【意見　岐阜県福祉事業団】

当月の現金出納帳は、「係員」「出納員」「会計責任者」が翌月最初の営業日に確認し、押印するのが望ましい。

第２　岐阜県立寿楽苑に関する事業費

１　県立老人福祉施設設備等整備費

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
事業概要	飛騨寿楽苑屋上防水・外壁改修工事 岐阜寿楽苑屋根・屋上修繕工事実施設計					
事業目的	岐阜寿楽苑、飛騨寿楽苑の施設・設備老朽化が進行しており、両施設の長寿命化のための大規模な営繕工事等を計画的に行い、利用者に安全・安心な生活環境を提供する。					
国庫補助	なし					
開始年度	令和２年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	－	28,809	122,017	425,819	244,822
	決算	－	26,449	121,581	371,105	210,265

●県立老人福祉施設設備等整備費　過去５年度の実績

年度	予算額（３補後）	執行額（決算額）	次年度への繰越額（決算額）	予算額（３補後）に対する執行率	工事・委託（寿楽苑）	工事・委託（飛騨寿楽苑）
R1						
R2	28,809,000	26,449,000	0	92%	・空調設備改修工事実施設計	・屋上防水・外壁改修工事実施設計 ・中央監視装置更新工事
R3	122,017,000	121,581,000	0	100%	・空調設備改修工事 ・設備改修工事の実施設計	・飛騨寿楽苑照明設備改修工事の実施設計
R4	425,819,000	371,105,000	13,430,000	90%	・受変電設備改修工事 ・空調設備改修工事（２期）	・本館屋上外壁等改修工事（第１期工事）の工事監理委託 ・本館屋上外壁等改修工事（第１期工事）
R5	244,822,000	210,264,816	0	86%	・屋上外壁内部改修建築工事の実施設計委託	・本館屋上外壁等改修工事（第２期）の工事監理委託 ・本館屋上外壁等改修工事（第２期工事）

※R5予算額（３補後）は、流用後の額

●県立老人福祉施設設備等整備費　今年度・R7年度の工事予定　（千円）

年度	予算額（当初）	執行額（決算額）	次年度への繰越額（決算額）	３月補正額に対する執行率	工事・委託（寿楽苑）	工事・委託（飛騨寿楽苑）
R6	157,902				・屋根・屋上修繕工事 ・中央監視制御設備更新工事実施設計 ・エレベーター更新工事実施設計	・エレベーター更新工事実施設計
R7	359,631				・屋根・屋上等修繕工事 ・中央監視制御装置更新工事 ・エレベーター更新工事 ・パッケージエアコン及びエアハンドリングユニット更新工事実施設計 ・電話交換設備等更新工事実施設	・ＬＥＤ照明導入工事

〈監査の結果〉

（１） 有効性

【事実関係】

県立老人福祉施設は、県内に２施設存在するが、令和２年度から令和５年度にかけて合計７億 2,940 万円（繰越を含めると７億 4,283 万円）が支出され、その施設の維持管理のために、県債を原資に多額の支出を行ってきている。この内、飛騨寿楽苑については、施設整備が行われているものの施設に従事する職員数が確保できていないために、本来 120 名の受入れ可能な施設であるにも関わらず、令和６年度は 20 名分を使用できない状況となっている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

施設管理に多額の支出を要することは今後も変わりがないことから、公費の支出が有効に機能するためにも、指定管理者における施設の職員確保は急務である。指定管理者と協議を行い、県としての人材確保事業を活用するなどして、一日でも早い人材確保を実現するよう指定管理者への指導または支援を行うことが望ましい。

２　岐阜県介護研修センター運営事業費[44]

〈概要〉

所管	高齢福祉課					
委託先	岐阜県福祉事業団					
事業概要	①介護研修センターの設置・運営 ②福祉に関する情報を集めた「福祉データブック」の作成・配布 ③ホームページによる研修情報・福祉用具情報等の発信					
事業目的	介護支援専門員、介護職員、各種相談支援機関等の専門職を対象とした研修を実施し、資質の高い介護人材を育成するほか、県民や地域団体、学校等の介護や福祉について学びたい方を対象とした各種講座の実施、福祉関連図書・ＤＶＤ等の情報提供を行うことで、介護知識や介護技術等の普及を図ることを目的とする。					
国庫補助	運営事業費の３分の２（地域医療介護総合確保基金） 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱					
開始年度	平成 30 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	26,341	27,819	28,216	28,261	28,386
	決算	24,557	27,732	27,202	27,549	27,883

〈令和５年度実績〉

介護研修センターは、介護支援専門員法定研修、認知症関連研修等の研修を行っている。令和５年度に行った研修の日数、開催回数、修了者数は以下の通りである。

●介護支援専門員法定研修

研修名	研修日数	開催回数	延べ研修開催日数	修了者数
更新研修（実務未経験者対象）	9日	2回	18日	153
再研修				73
専門研修Ⅰ	8日	1回	8日	184
専門研修Ⅱ	5日	4回	20日	38
更新研修Ⅱ				642
主任介護支援専門員研修	12日	1回	12日	104
実務研修	14日	1回	14日	162
		合計	72日	1,356

[44] 監査対象としては、当該事業費の人件費分のみを対象として抽出したが、事業の内容には、500 万円以下の事業費も含まれていることから、事業費分も合わせて監査している。なお、当該事業費のうち、人件費については地域医療介護総合確保基金が使われていない。

●認知症関連研修 等

研修名	研修日数	開催回数	延べ研修開催日数	修了者数
福祉用具・住宅改修研修	1日	9回	9日	244
権利擁護推進員養成研修	3日	1回	3日	25
高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	2日	1回	2日	44
認知症介護実践者研修	6日	4回	24日	217
認知症介護実践リーダー研修	11日	1回	11日	19
認知症対応型事業管理者研修	2日	2回	4日	82
認知症対応型事業開設者研修	1日	2回	2日	7
小規模多機能型計画作成研修	2日	1回	2日	15
		合計	57日	653

計	2,009

上記の法定の研修の外、介護研修センター独自の研修に関する実績は以下のとおりである。

●その他

研修名	研修日数	開催回数	延べ研修開催日数	修了者数
感情コントロール研修	1日	1回	1日	20
介護施設で使えるｺｰﾃﾞｨﾈｰｼｮﾝﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ	1日	1回	1日	23
高齢者施設における虐待・身体拘束研修	1日	2回	2日	61
介護サービス相談員養成研修	4日	1回	4日	7
		合計	8日	111

〈監査の結果〉

（１） 事業経費

【事実関係】

センターは、県から随意契約によって委託を受けた岐阜県福祉事業団が運営している。

センターの運営に携わる３名の人件費が、年間 2,500 万円に及んでいるところ、その事業の中心的業務は、年間 137 日の研修開催に関する経営管理、人事管理、労務管理、危機管理の全般をはじめとするセンターの総括である。その研修受講者は、１日辺り 10 人以下から 30 人程度と様々である。そして、当該研修については、令和５年度中に、研修受講者より合計 5,870 万 2,750 円の研修費用を受け取っている。

担当課によれば、介護支援専門員に対する法定研修の場合、国がカリキュラムを定めているが、具体的な内容は各研修機関が設定することとなり、定型化されていないため、講師陣との日程調整、研修資料の内容や、講義・演習の時間配分のすりあわせはもとより、国によるカリキュラム変更への対応や１研修 100 名程度の受講生に対す

る通知発出や取り合わせ対応、リフレクションシートのとりまとめ、関係機関との会議など、研修実施日だけでなく、その日以外の業務が多くあり、他の委託業務（上記事業概要②、③等）内容を含めて３名の配置は必要と判断しているとのことであった。なお、研修カリキュラムの変遷については、主なものとして平成 28 年度の実務研修・更新研修の時間増や主任介護支援専門員更新研修の創設があり、直近では、令和６年４月１日から、適切なケアマネジメント手法に関する「研修内容の追加」がなされているが、令和５年度中は、平成 28 年度からの研修内容が継続されている。監査人が確認した令和５年度の介護支援専門員の実務研修のカリキュラムの内容は、合計 844 頁にもなる充実した資料となっているが、全て白黒印刷されたものであり、全 13 日間の座学の講義において講師が講義のために用意したと思われるパワーポイントのスライドを取りまとめた内容がほとんどであった。

また、法定研修の受講料については、国において負担軽減に向けた検討が進められ、都道府県に対しては基金を活用して負担軽減を図るよう要請されており、受講料への転嫁は困難との見解であった。

この点について、監査人が調査したところ、厚生労働省が作成する「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（令和６年３月）が存在する[45]。これによれば、令和４年度介護支援専門員の法定研修受講者負担は、実務研修において全国平均が５万 8,829 円であるところ、岐阜県は６万 8,300 円であり、全国平均より 9,500 円ほど高かった。

このほか、主任介護支援専門員研修は、全国平均が４万 6,910 円であるところ、岐阜県が６万 900 円、主任介護支援専門員更新研修は全国平均が３万 7,421 円であるところ、岐阜県が４万 3,000 円と、全国平均よりも岐阜県の方が高かった。

その他の専門研修（Ⅰ）、専門研修（Ⅱ）、再研修、更新研修（未経験者）、更新研修（経験者【初回】）、更新研修（経験者【2 回目以降】）については、全国平均とほぼ同じか岐阜県の方がやや安い水準となっていた。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例第２条別表１の 36 表二によれば、介護支援専門員実務研修における手数料は一人につき４万 2,000 円と定められているが、この他に２万 6,300 円の資料代が徴収されている。この他、現在、岐阜県で行われる研修は、ほとんどが会場費や旅費交通費のかからないオンライン型で運営されていることも付言する。

これらの点について、担当課の説明によれば、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」における各都道府県の受講者負担額は基金による減額後の額が含まれていたり、資料代が含まれていない場合があったりして、単純に比較することが出来ないとのことであり、オンライン化については、オンライン化に伴う機材やライセンス使用料、オンライン事業に伴う補助者の増加など経費増となる事情があり、単純に経費が軽減されるわけではないと説明する。

---

[45] https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221554.pdf

現在の介護研修センター（後記 57 高齢者介護知識・技術等普及促進事業において設置されている介護実習・普及センター含む）の職員数は、所長以下計 11 名（正規職員６名、非正規職員５名）であり、県の委託費は正規職員の人件費に充てられており、介護研修センターが開催する研修は、当該事業費で委託されている研修以外も存在する。

各研修における手数料単価の算出資料によれば、平成 30 年４月改定時は、手数料の内訳としては、人件費、印刷製本費、その他の経費として旅費や消耗品費、通信運搬費、報償費、会場借上代、会議費等が含まれている。人件費については、事前準備等に要した時間と研修当日に対応に要した時間が時給 2,999 円で積算されており、事前準備等の時間には 14,400 分（240 時間）が計上されており、当日の研修運営外にも準備のための費用は計上されている。改定単価の理由欄には「カリキュラム変更に対応するための経費が必要となること」を上げており、手数料単価には、改定のための対応費用が予定されている。この他、講師のための報償費等も含めた必要な経費も勘案されて計上がされている。

さらに令和５年度の介護研修センターの運営する研修分の収支内訳を見ると、人件費を含む総支出額に対する県委託金による補填分は 94 万円であり、残りの支出は、受講者から徴収する手数料と資料代で賄われていた。受講料、資料代、県委託金（94 万円分）による、総収入は、5,940 万 2,500 円であり、その内、講師料以外に必要な事務的作業に伴う人件費と考えられる支出分は、2,196 万 7,985 円である。

本事業における令和５年度の精算報告書によれば、2,788 万 3,457 円の委託料が支払われているが、受託した岐阜県福祉事業団は、中核的な事業である研修事業には委託料から 94 万円を補填するのみであり、残り 2,694 万 3,457 円を使って、他の事業を行ったこととなる。

これについて担当課からは、各研修の手数料は、あくまで個々の研修を実施するための費用のみを積算して算出しているため、複数の研修を総括し、安定的に提供していくためには、当該研修の人件費のみならず、その他の業務を行う人材を常に確保していく必要があり、法定研修以外の業務も介護研修センターとして実施してもらう必要から、2,500 万円に及ぶ人件費は必要であるとのことであった。

この点、法定研修については、岐阜県居宅介護支援事業協議会も、主任介護支援専門員研修の更新研修の実施機関として指定がされているが、岐阜県福祉事業団のような研修開催を維持するための人件費の支出はなされていない。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例第２条別表１・36 表は、介護支援専門員実務研

修における手数料は一人につき４万 2,000 円と規定する。
【指摘　高齢福祉課】
当該事業のほとんどは人件費である。担当課によれば、研修のカリキュラムが定型化されておらず、上記の通り種々の業務が必要であるとのことであるが、それほど頻繁にカリキュラムが変更されておらず、そもそも手数料単価においては事前準備のための費用が 240 時間分計上されており、手数料収入以外に更に人件費３名が必要となる理由が十分にはないと思われる。
仮にカリキュラムの変更に対応する職員を用意するとしても、本来の手数料で賄われる職員以外に３名もの人材が毎年必要かは疑問であり、用意される資料が講師のパワーポイントのスライドのとりまとめが多いことも踏まえれば、その変更内容についても、複数人で大規模な作業を要するものであるかも疑問である。
この他、担当課が人件費を必要とする業務は、「１研修 100 名程度の受講生に対する通知発出や取り合わせ対応、リフレクションシートのとりまとめ、関係機関との会議など」が上げられるが、どれも研修開催に本来予定される必要な付随的な事務と評価することも可能と考えられ、特にリフレクションシートのとりまとめは、受講者のアンケート結果のとりまとめと同じような内容となっているが、昨今の様々な電子ツールを活用すれば、取りまとめに時間を要しない内容であった。
また、研修の開催にあたって、上記の通り研修受講者から年間 5,870 万 2,750 円の受講料を取得しており、県の委託料による補填は 94 万円のみである。受講者から徴収する手数料の計算においては、当該事務に要する経費を勘案して定めるものであり、その他に 2,694 万 3,457 円もの委託料の支出は、法定研修の安定した継続という観点を重視し、総括的な職員の必要性を考慮しても、当該研修のためだけの支出と捉えた場合は過大な支出と評価せざるを得ない。
法定研修以外の業務については、「福祉データブック」の作成・配布や、感情コントロール研修等の法定研修以外の研修が存在するが、それらの業務の実行に 2,500 万円もの人件費が必要となる理由が認め難いが、これらの業務を行うために、３人の職員を確保したのであれば、法定研修以外の研修が、年間延べ８日間、合計 111 名しか行われていないというのは、少ないと考える。
研修センターの事業内容に比して、３名の常駐職員が必要であるか、早急に再検討し、仮に３名の常駐職員が必要不可欠ということであれば、法定研修以外の業務の充実も検討した上で、同じ場所で行う介護・実習普及センターの職員用の３名との相乗効果も含めて、運営の経済性・効率性を高める方法を検討すべきである。
（２）委託契約（随意契約理由）
【事実関係】
随意契約の選定理由について、岐阜県福祉事業団が介護支援専門員研修及び認知症介護実践研修について、それぞれ平成 17 年度と平成 20 年度に、県から指定研修機関として指定を受け研修を実施してきていることを選定理由としている。なお、担当課によると、当該選定理由については、「それぞれ平成 17 年度と平成 20 年度に県から指

定研修機関として指定を受け、指定を受けて以降、毎年研修を実施してきている」という意味とのことである。

なお、岐阜県内の介護支援員対する研修事業について指定を受ける団体には、岐阜県居宅介護支援事業協議会という法人があり、当該法人は介護福祉に関する研修を実施運営している。また、当該法人の役員は、岐阜県介護研修センターで行われる研修の講師を行った実績がある。また、岐阜県福祉事業団が指定研修実施機関に指定された際には、保健・医療・福祉等の主要な関係団体（７団体）に意見徴収を行い、県居宅介護支援事業協議会からは、県福祉事業団を指定することに「異議なし」の意見書の提出を受けており、その後も、他団体からの指定の要望はないとのことである。

【規範】

地方自治法施行令第 167 条の２第１項２号は、随意契約によることができる場合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定し、岐阜県公文書規程第３条第５項によれば、「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

岐阜県福祉事業団が、平成 17 年度と平成 20 年度に県から指定研修機関として指定を受け、指定を受けて以降、毎年研修を実施してきていることは、岐阜県福祉事業団が研修センターを運営するに当たって経験とノウハウを持っていることを表す事実ではあるものの、事実関係に記載したように、研修を行う経験とノウハウを持っている団体は県内に他にも存在していると考えられる。

上記（１）で指摘したとおり、手数料収入以外の別の事業費の人件費の支出の経済性・効率性が疑問視される状況においては、他の候補となりうる法人が存在するにも関わらず、岐阜県福祉事業団とのみ随意契約を継続することについては十分検証する必要がある。

他団体の適性も十分考慮した上で、随意契約を認めると判断する理由を再度検討し、十分な理由の有無を記載すべきである。

（３）手数料以外の費用の徴収

【事実関係】

介護支援専門員実務研修等の介護保険法の施行に関する研修手数料は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例により定められ、介護支援専門員実務研修手数料は合計４万２千円と定められているところ、受託者である岐阜県福祉事業団は、資料代を含めた合計６万 8,300 円を受講者から徴収している。条例で定める手数料とは異なる金銭を取得する根拠について、条例等に定めはないが、教材等にかかる実費相当分の徴収については、国も介護支援資質向上事業実施要綱で認めている。県は、実費相当額について岐阜県福祉事業団からの事前の事業計画書の提出を受けて、実費相当額としての徴収額を承認し、受講者に対しても条例で定めた手数料とは別に「資料代」を徴収す

ることや、そこに市販のテキスト代が含まれることの説明はされているが、その他の差額の内訳は示されていない。介護支援専門員実務研修を例に取れば、資料代２万6,300円の内、市販のテキスト代は、１万780円であるが、その余の１万5,520円が何に必要な資料代であるかの説明はない。

担当課に対し、市販のテキスト代以外の、実費相当額の根拠を確認したところ、1日あたり1,194円×13日（座学の日数分）で１万5,520円であるとの説明があったが、何故１日 1,194 円となるのかの積算の根拠はない。直近で増額が認められた令和２年度の増額の際の資料には、研修開催にあたり、受講料収入と資料代収入を合算した総収入を想定し、そこに必要な支出が計算されているが、受講生が取得する資料の印刷代は、１人500円×14日と計算されており、合計7,000円が実費となると考えられるが、収入の資料代収入は、全体の経費の総合計に対する不足分が計算されていた。監査人が、令和５年度のテキストを確認したところ、全日程で合計 844 頁にもなる充実した資料となっているが、全て白黒印刷されたものであり、単純な印刷代を考慮すると、白黒印刷で、１枚２円～５円程度とすれば、合計1,688円～4,220円となる。

また、平成30年４月に手数料を改定した際の算出資料によれば、介護支援専門員実務研修手数料については、算出根拠の中には「その他の経費」が計算されており、そこには消耗品費が計上され、研修全体の「その他の経費」の額を253万7,189円とし、その中の消耗品費を54万1,149円と想定していた。

なお、介護支援専門員実務研修の手数料について、他の都道府県の実情を確認したところ以下のとおりであり、他の都道府県においても同様に、受講者には手数料外の費用負担が存在するものと思われる状況が確認できる。

都道府県	受講者負担額（円）	条例上の手数料（円）	差額（円）
岐阜	68,300	42,000	26,300
愛知	70,380	59,600	10,780
三重	62,780	49,000	13,780
静岡	65,380	56,000	9,380
東京	52,800	44,600	8,200
大阪	75,090	60,300	14,790
長野	59,400	46,000	13,400

【規範】

地方自治法第228条第１項は、「手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定し、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例第２条、別表三十六に、介護支援専門員実務研修等の介護保険法の施行に関する研修手数料が定められている。

【指摘　岐阜県福祉事業団・高齢福祉課】

地方自治法の規定を端的に当てはめれば、地方自治体が実施する事業の役務提供に対する必要な手数料は、条例で定めた金額しか徴収できず、定めた金額を超える金額

を徴収することは条例に反するとも考えられる。ただし、当該規定は、本来の役務の提供に対する対価である以上、役務提供そのものに含まれない経費は、実費としての徴収が可能と解し得るが、際限なく手数料以外の実費相当額を理由に増額することで条例による定めを変更することなく手数料を事実上増額することまでは認められないと考える。

また、県の手数料の算出方法を前提とした場合、消耗品費は既に一定額想定されているため、手数料の中には一定の資料代も想定されているとも考えられる。そのため、受講者に配布する資料の印刷のために、資料代を別に徴収すること自体が条例に違反しないかどうかは慎重な検討が必要であり、少なくとも、実費相当額の判断については、実費を超えた費用を徴収していないかを適切に積算し、変更の際には具体的な積算理由を手数料の計算内訳と比較して慎重に検討することが必要である。

岐阜県は、他県と比較して介護支援専門員実務研修について手数料と実際の負担額の差が大きく、市販されているテキスト代よりも高額な資料代を徴収している上に、資料代増額の際の見積書から確認される実費相当額を超える費用を資料代名目で取得していると考えられることから、手数料と資料代の在り方を見直し、これまで資料代を決定してきた過去の経緯も含め、前述の県における人件費負担の実情等も加味し、受講者にとって適切な負担額を速やかに見直すべきである。

3　高齢者介護知識・技術等普及促進事業費[46]

〈概要〉

所管	高齢福祉課
委託先	岐阜県福祉事業団
事業概要	介護や福祉用具を普及するため、以下の事業を実施している。 ① 講座や福祉用具展示の企画 ・学識経験者等で構成する運営委員会を開催し、講座内容等の事業計画を策定。 ・関係団体等で構成する介護機器普及事業運営協議会を開催し、福祉用具の展示申請の審査を実施。 ② 高齢者生活支援のための意識啓発事業の実施 高齢者生活支援に関する啓発・情報提供を行うため、図書・ビデオライブラリー・ホームページ等による情報提供、介護普及講演会の開催、福祉用具等の展示等を実施。 ③ 介護に関する知識・技術習得講座の開催 県民各層に対する高齢者介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の習得を図るため、各種講座を開催。（介護入門講座、介護基礎講座、福祉用具講座等）
事業目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができる社

[46] 監査対象としては、当該事業費の人件費分（「介護実習・普及センター人件費」）のみを対象として抽出したが、事業の内容には、500 万円以下の事業費も含まれていることから、事業費分も合わせて監査している。令和５年度の当初予算で、人件費分は 2,107 万９千円である。

	会の実現を図るため、介護知識・技術の習得を目指し、県民向けの講座等の開催や、福祉用具の展示・相談窓口の運営などを行う。					
国庫補助	なし					
開始年度	平成 13 年度					
金額 （千円）	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算	22,966	23,520	23,904	24,102	24,269
	決算	22,965	23,519	23,903	24,101	24,268

〈令和５年度実績〉

●図書・ビデオ等教材利用状況

教材	利用状況	
図書	7件	20冊
ＤＶＤ	2件	4本
用具	8件	14点
高齢者体験セット	1件	5点

●介護普及講演会

開催日時	R5. 10. 13
会場	みんなの森メディアコスモス
講師	㈱ヘラルボニー 現役バスケットボール選手 伊藤 良太氏
参加者	70人

●福祉用具展示品

展示品名	展示数
床周り	57
衣類	8
食事関連	75
入浴関連	15
歩行関連	77
排泄関連	19
住宅関連	12
医療・施設	8
日常生活	53
その他	13
合計	337

●福祉用具展示コーナー等利用者数

月	講座・研修	団体講座	その他	計
4月	0人	11人	16人	27人
5月	0人	11人	45人	56人
6月	30人	10人	43人	83人
7月	30人	10人	46人	86人
8月	0人	0人	28人	28人
9月	25人	15人	48人	88人
10月	25人	161人	38人	224人
11月	14人	33人	59人	106人
12月	10人	17人	41人	68人
1月	0人	13人	21人	34人
2月	0人	0人	25人	25人
3月	70人	0人	12人	82人
合計	204人	281人	422人	907人

●高齢者介護に関する知識・技術習得講座

研修名	研修日数	開催回数	参加者数
介護入門講座	半日	3回	31人
介護基礎講座	半日	1回	7人
テーマ別講座	半日	5回	84人
福祉用具講座	半日	1回	9人
合計			131人

●その他

研修名	研修日数	開催回数	参加者数
特別講座	1日	11回	125人
主に大学や専門学校の学生を対象とした福祉用具の説明や体験等講座			
出張特別講座	1日	2回	113人
一般県民や専門職を対象とした福祉用具の説明や体験等の出張講座			
合計			238人

〈監査の結果〉

（１） 有効性

【事実関係①　展示方法】

福祉用具展示コーナーは、センターを担っている岐阜寿楽苑の建物の奥まったとこ

ろにあり、一般の者は、岐阜寿楽苑の窓口で受付をしてから中に入る必要があり、感染症対策が必要な際には入ることが出来ないなど、気軽に立ち寄れる場所ではなく、普段は電気も点いておらず、薄暗い状態のままであった。

なお、福祉用具展示コーナーの利用者が、令和５年の一年間で907 人となっているが、その内、半数以上がセンターの展示コーナーで実施した福祉用具講座の受講者やセンターが実施する他の講座の受講者がその後展示コーナーを観覧する場合も含めて利用者にカウントしているとのことである。また、研修受講者以外は、自ら観覧希望を行うことで初めて観覧が可能であり、展示フェアなど展示品に触れる機会は特段設けられてはいなかった。なお、展示場の様子などは、岐阜県介護研修センターのホームページ（https://gifu-fukushi.jp/institution/gifu/p3828/）で確認することができる。

担当課によれば、普段電灯が点いていないことについては、センターが介護施設である岐阜寿楽苑内にあるため、防犯等の理由から、センターに入館するためには受付にて入館理由を確認しており、展示場の電灯は、経費削減のため、普段は消灯し、希望者の入館がある際や講義がある際に付けているとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

介護実習・普及センターの業務は、その名のとおり、介護技術の「普及」にあるべきである。とすれば、広く一般の県民向けに門戸が開放されていなければならないと考える。高齢化が進み多くの県民が介護問題に直面せざるを得ない社会情勢を考えれば、できるだけ多くの県民が知識を得ることが重要である。本事業が、一般の県民向けに福祉用具の普及を目指すのであれば、同じ岐阜寿楽苑内であっても、もっと目立つ場所に展示するか、研修受講者以外にも実際の福祉用具を体験する機会を用意するなど、研修受講者以外のより広く多くの人が展示場所を利用するよう指導することが望ましい。

【事実関係②　研修の受講者数】

センターの運営に携わる３名の正規職員の人件費が、年間 2,100 万円に及んでいるところ、その事業の中心的業務は、介護実習・普及センター運営委員会等の設置運営、高齢者生活支援のための意識啓発、高齢者介護に関する知識・技術習得講座の開設であり、講座開設については、年間 24 回行っている。研修受講者は、全部で 439 人ほどであり、岐阜県介護研修センターが開催する研修と比較しても人数が少ない。なお、当該研修について、受講者から研修費は受け取っていない。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課】

介護に関する知識・技術の習得を望む県民は多く存在すると思われるところ、同センターが開催する研修の受講者は受講料が無料であることから、現状の 439 人よりも多くの受講者を増やすことができると考える。現状のままでは、介護の「普及」を目指す同センターにおいて重要な役割を担い、2,100 万円という多額の県費を費やしながら、十分に効果的な研修が行われていないとも考えられる。介護実習の「普及」を目指すのであれば、より広く一般向けの研修を多く開催し、その開催を県民に広く周知することが望ましい。

（２） 事業経費

【事実関係】

介護実習・普及センターは、岐阜県介護研修センター同様、県から随意契約によって委託を受けた岐阜県福祉事業団が運営している。センターの運営に携わる３名の正規職員の人件費が、年間 2,100 万円に及んでいるところ、その事業の多くは、年間 24 回の研修開催である。研修受講者は、439 人ほどであり、岐阜県介護研修センターと比較しても人数が少ない。また、介護実習・普及センターの３名の正規職員は、岐阜県介護研修センターの職員と同じ執務室で作業を行っており、同センターの職員と一緒に業務を行う状況である。

担当課によれば、介護実習・普及センターには、定型化された講座ではなく、介護施設運営者として把握された現場の声をすぐに反映した効果的な研修・講座の企画・運営、啓発・情報発信を委託すると共に、中立性・公平性・専門性が求められる福祉用具・住宅改修の展示・相談対応業務を委託しており、その運営には３名の職員が必要と考えているとのことである。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費

は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課】

当該事業のほとんどは人件費である。福祉用具・住宅改修についての相談業務等、研修以外の業務があるとしても、中心業務である研修について、少人数の研修開催も含めて全ての研修に果たして３名の正規職員が必要であるかは必ずしも明確ではなく、開催内容もある程度の定型化が可能であることも考えられる。

また、同じ執務空間には、岐阜県介護研修センターの職員がおり、そちらにも３名の正規職員が存在しているため、事実上、６名の正規職員が常駐することとなるが、それらの人員を十分に活用しなければ、両センター合わせて６名分の人件費が有効に活用されているとは言い難いと考える。

両センターはそもそも別々の事業であることから、必ずしも一つの事業として評価する必要があるわけではないが、現状、同じ岐阜県福祉事業団に類似の事業を委託しているのであれば、当該状況を有効活用し、両センターの事務量を総合して必要な人件費を計算に入れるなどの、人件費の合理化を検討するか、現状の人員配置を利用して、より多くの介護の普及に関する事業を実施すべきである。

第３　岐阜県立飛騨寿楽苑

１　岐阜県立飛騨寿楽苑の概要

（ホームページ写真引用）

（所在地　岐阜県飛騨市古川町是重 102 番地）

飛騨寿楽苑は、昭和 48 年４月に、特別養護老人ホーム「岐阜県立寿楽苑分苑」として定員 85 名で開設されたのが始まりであり、その後、昭和 54 年４月より現在の名称となる。平成 12 年４月に介護保険法による介護老人福祉施設の指定を受け、同年 10 月に現在の施設に新築移転する。この時より、定員 120 名の施設となり、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護（併設型)、居宅介護支援事業所も併せて開設された。平成 19 年４月より障がい児者日中一時支援事業を開始し、平成 24 年３月からは、認知症対応型共同生活介護「輪」を開所している。この内、居宅介護支援事業所、障がい児者日中一時支援事業、認知症対応型共同生活介護事業は、全て自主事業である。

《現在運用するサービス》

① 介護老人福祉施設（ユニット型個室、定員 120 名）

② 短期入所生活介護（ユニット型個室、定員 20 名）※介護予防も指定。

③ 認知症対応型通所介護（併設型、定員 12 名）※介護予防も指定。
④ 認知症対応型共同生活介護「輪」（定員 9 名）※介護予防も指定。
⑤ 居宅介護支援事業
⑥ 障害児者日中一時支援事業（受託事業）

〈飛騨寿楽苑における組織図〉

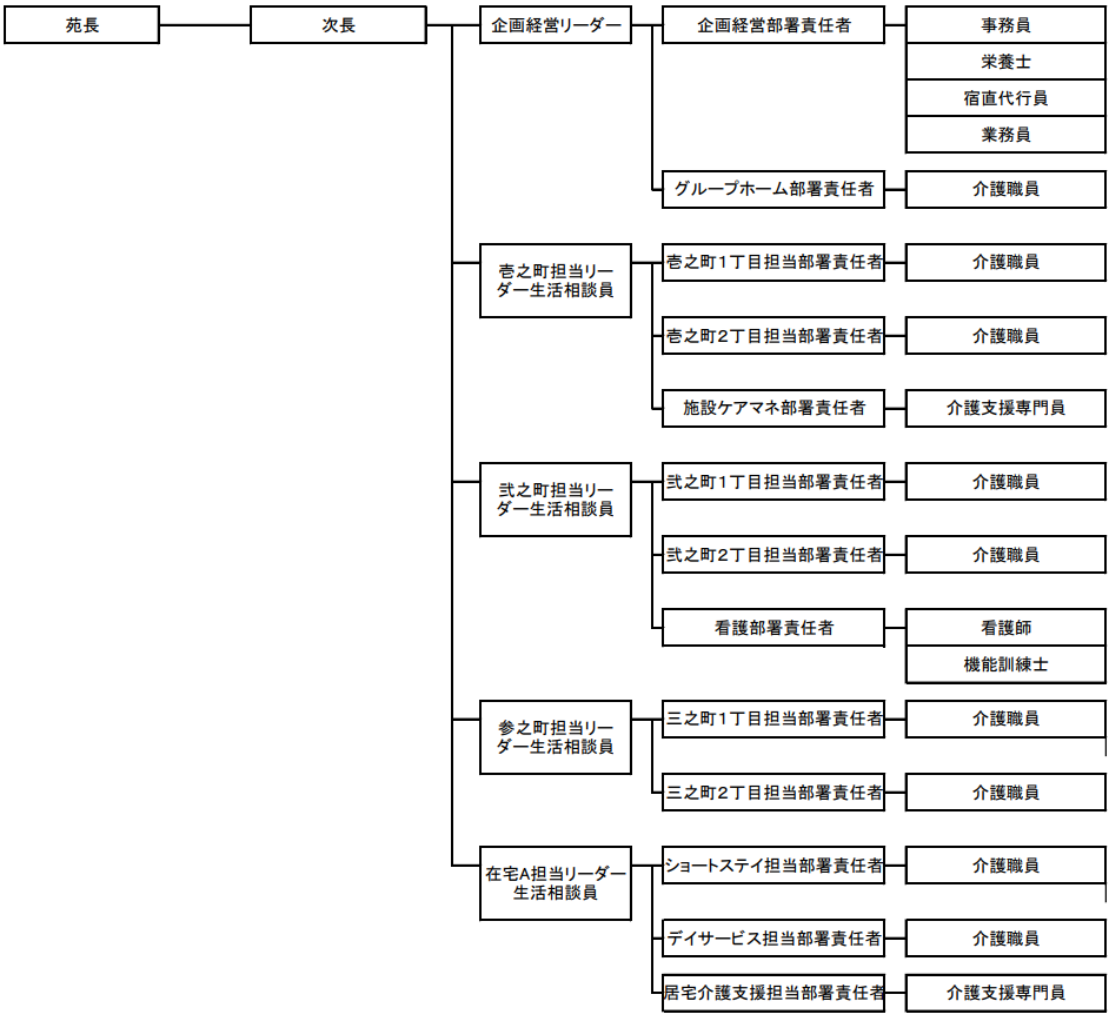

〈令和６年３月１日時点の職員の状況〉

★特別養護老人ホーム・ショートステイ

職種	施設長	次長・事務員	生活相談員	介護職員	看護師	栄養士	介護支援専門員	機能訓練指導員	業務員等	日中一時支援員	計
正規職員	1	4	4	28	5	1	1				44
非正規職員		5		42	5		2	1	16	5	76
常勤換算数		3.27		30.45	4.10		1.74	0.92	10.34	1.61	52.43

★デイサービス

職種	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護師	栄養士	介護支援専門員	機能訓練指導員	業務員等	業務員等	計
正規職員			3	1							4
非正規職員			1	1	【1】			1			3
常勤換算数			0.82	0.45				0.92			2.19

・看護職員と機能訓練指導員は兼務

・生活相談員（管理者と兼務・介護職員と兼務）

★グループホーム輪

職種	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護師	栄養士	介護支援専門員	機能訓練指導員	業務員等	業務員等	計
正規職員				2	【1】						2
非正規職員				8							8
常勤換算数				5.54			【1】				5.54

・看護職員は特養の看護と兼任
・【】介護支援専門員は介護と兼任

★ケアプランセンター

職種	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護師	栄養士	介護支援専門員	機能訓練指導員	業務員等	業務員等	計
正規職員							2				2
非正規職員							1				1
常勤換算数							1.00				1.00

〈令和６年３月１日時点の飛騨寿楽苑の利用状況〉

特別養護老人ホームの利用状況

【利用者の属性】

1）年齢・性別（単位：人）

		70歳未満	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95以上	計
男性	25	1	3	3	7	4	4	3	25
女性	83	0	1	3	10	19	32	18	83
合計	108	1	4	6	17	23	36	21	108

2）保険者別（単位：人）

	高山市	飛騨市	計
男性	13	12	25
女性	23	60	83
合計	36	72	108

3）要介護度別（単位：人）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計	平均介護度
男性	0	0	3	10	12	25	4.3
女性	0	1	20	37	25	83	4.0
合計	0	1	23	47	37	108	4.0

4）入居期間別（単位：人）

	１年未満	１～２年	２～３年	３～４年	４～５年	５～６年	６～７年	７～８年	８～９年	９～10年	10年以上	計
男性	9	2	4	4	1	1	2	0	1	0	1	25
女性	18	4	16	9	11	8	3	3	3	3	5	65
合計	27	6	20	13	12	9	5	3	4	3	6	108

5）入退居状況（単位：人）

	入居	退居	死亡	移設	家庭復帰	入院	その他
令和３年度	36	42	37	0	0	5	0
令和４年度	4	19	13	2	1	3	0
令和５年度	27	24	23	0	0	1	0

【利用状況】

★特養ホーム入居利用状況（初日在籍者数）（単位：人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和４年度	114	115	115	115	114	113	112	113	113	111	107	107	1349
令和５年度	103	104	105	105	106	104	106	109	109	109	111	108	1279

★ショートステイ利用状況（月平均利用者数）（単位：人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和４年度	17	18	17	17	17	17	19	17	16	17	17	18	207
令和５年度	14	17	18	19	19	19	19	19	19	17	18	11	209

★デイサービス利用状況（月平均利用者数）（単位：人）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和４年度	9	9	9	10	10	10	11	9	9	10	10	10	116
令和５年度	10	10	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	125

２　監査の重点及び監査手続

飛騨寿楽苑は、県内２か所存在する県有の高齢者施設の１つであり、公の高齢者施設として施設の設置目的に沿った適切な運営がなされているか、高齢者施設として十分に機能しているのか、利用者保護が図られているか等も含め施設が有効かつ適切に運営されているかという観点に着目して監査を実施した。具体的な監査手続として、令和６年９月 30 日飛騨寿楽苑にてヒアリング及び施設物品等の監査を実施した。また、施設運営の委託先である岐阜県福祉事業団の決算資料を始めとする収支状況等の会計資料、同事業団との基本協定書を始めとする委託契約関係書類、同事業団の庶務規程、施設パンフレット、岐阜県立飛騨寿楽苑経営委員会設置要綱や同委員会の記録、電源増設工事等の契約書関係、現物実査報告書、施設利用者の施設利用契約書、施設サービス計画書などの提出資料等について、書類監査を実施した。

３　施設利用

【事実関係】

飛騨寿楽苑の特別養護老人ホームの定員人数は 120 名であり、ユニット型の特別養護老人ホームとしては、日中、１ユニット（１ユニット 10 名）あたり常時１人以上の職員配置が必要であるところ、令和３年度頃より、職員の退職や夜勤をしない勤務を希望する職員に合わせ、その都度、職員募集をかけたが見合う人員の確保ができなかったことにより職員の欠員が生じ、法令の職員数を確保できない状況が続いた結果、令和６年６月１日より、20 床分の施設利用を閉鎖している。ヒアリングを行った令和６年９月 30 日時点で、飛騨寿楽苑の施設利用希望による入居待ちの人数は 90 人であるとのことである。

【規範】

飛騨寿楽苑基本協定書第７条には、受託者である岐阜県福祉事業団が、契約期間中業務を実施することを定め、その業務の内容は、第８条及び岐阜県立飛騨寿楽苑施設管理運営・利用者処遇業務仕様書で規定され、同仕様書第４、１、（２）には、「老人福祉法第 20 条の５の規定により施設介護サービス費の支給に係る者等を入所させ、養護すること。」と規定し、その他第４、３にて管理運営体制の確保が定められている。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

現状、必要な人員が確保できていない事により施設が利用者の受け入れを行えない状況は、受託者による基本協定書に定めた義務が履行できていない状況である。人員の確保そのものは、現在の人手不足の流れからやむを得ない面があるにせよ、このような状況は公共施設としての利用を妨げる結果であり、一日でも早く人員を確保し受入れ可能となるよう受託者と協議し、状況改善を実現すべきである。

４　施設利用契約

【事実関係①　成年後見利用】

飛騨寿楽苑の特別養護老人ホームとしての施設利用者は、令和６年９月 28 日時点で

99 人であるが、その内、認知症高齢者の日常生活自立度に関して、ランクⅢ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。）が 56 人、ランクⅣ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）が 26 人、ランクM（著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。）が２人とされている。一方で、成年後見人は、その内、３名にのみ選任され、契約は親族等が代わりに契約している。親族等による本人の署名欄に関する代書にあたっては、その理由を記載することとなっているが、中には「認知症の為」と記載されているものもある。

なお、監査人が確認しただけでも、本人に代わって親族等の第三者が署名を行っている書類としては、サービス利用料金の変更書類・重要事項説明書・契約書・入居時に起こりうる事故の説明の書類・個人宛郵便物等取扱承諾書・個人情報の利用に関する同意書・個人情報の利用に関する同意書といった多数の書類が存在する。

【規範】

民法第７条は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。」と規定し、成年後見制度の利用の促進に関する法律第５条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定し、同法第６条は「成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と規定する。同法第２条第４項において、成年後見関連事業者には介護に係る事業を行う者が含まれる。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は３人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。

成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。

【事実関係②　成年後見人の確認】

現地監査を実施した令和６年９月 30 日時点で、飛騨寿楽苑の特別養護老人ホームの利用者 99 人中３人に成年後見人が選任され、社会福祉協議会が成年後見人を務めているとのことであったが、施設側において成年後見人の選任を証する裁判所の審判書等の保管がなく、監査時点で、施設利用契約を行っている社会福祉協議会が、成年後見人であることを監査人が確認することは出来なかった。

【規範】
民法第８条は、「後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。」と規定し、成年後見の開始には、家庭裁判所の審判を要するとし、後見の開始については後見登記等に関する法律により登記制度が存在する。
【指摘　岐阜県福祉事業団】
成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。
【事実関係③　契約書の不備】
施設利用契約や個人情報の取り扱いに関する同意書の中には、契約日の記載漏れや押印欄がありながら印を取得していないなどの記載漏れが散見された。
【規範】
岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第 22 条第１項は、「乙（岐阜県福祉事業団）は、本業務において作成し、又は取得した文書等の管理及び保存に関し、岐阜県公文書規程に準じて文書等管理規程を整備し、これを遵守して、文書の適正な管理及び保存を行わなければならない。」と規定し、岐阜県公文書規程第３条第２項は「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定し、社会福祉法人岐阜県福祉事業団処務規程第 25 条は「文書はすべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、もって事務能率の向上に努めなければならない。」と規定する。
【指摘　岐阜県福祉事業団】
施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。

５　組織運営

【事実関係①　職員全体会】
飛騨寿楽苑では、県への報告のために作成する年間の事業計画書において、主な内部会議・委員会の活動計画を定めているところ、職員全体会については、原則４月の施設長の所信表明、３月の目標達成報告のために２回実施することを予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染対策もあり、実際には職員全体会を行っておらず、所信表明の内容や目標達成状況を経営会議（部署責任者以上出席）を通し各部署に伝達することで全体会を省略している。
【規範】
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第３条の６は「指定管理者は、毎事業年度、施設の管理に係る事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、管理機関に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定する。
【指摘　岐阜県福祉事業団】
職員全体会は、職員の意識統一のための会であり、年間において限られた回数しか

定めていないのであれば、安易に変更することは認め難い。事業計画に定めた内容は、計画通りに事業を行うべきであり、当初の計画段階で異なる活動を予定していたのであれば、明確に記載し、年度途中で変更するのであれば変更計画書を提出すべきである。

【事実関係②　経営委員会の開催】

飛騨寿楽苑では、苑における利用者本位のサービスの確立と地域に開かれた苑づくりのために、年２回、利用者・家族及び職員の代表者並びに第三者などからなる「飛騨寿楽苑経営委員会」を開催することとされているが、コロナ禍となった令和２年３月以降は、書面決議で開催し、令和５年度中は、２回目からは対面で実施している。

【規範】

「岐阜県立飛騨寿楽苑経営委員会」設置要綱には、「委員会は、必要に応じて年２回程度、委員長が召集する。」と規定しており、その他に、書面決議を認める規定は存在しない。

【指摘　岐阜県福祉事業団】

現在の要綱を前提とする場合、書面決議はそもそも認められないと考えられる。要綱において書面決議を認める旨定めるか、要綱どおり委員会を実際に招集して開催し、利用者の意見等を踏まえた経営委員会を開催すべきである。

６　物品管理

【事実関係①　管理シール】

物品管理について、監査人補助者が、管理状況を確認したところ、岐阜県福祉事業団の資産については、管理シールが確認できなかった。

【規範】

岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第 16 条第２項には「乙（岐阜県福祉事業団）は、管理物件の備品に代わる物として甲又は乙が購入等を行った備品を、管理物件の備品に準じて管理しなければならない。」と規定する。岐阜県会計規則第 96 条は、「出納員は、保管中の備品（供用中の備品を含む。）には、形状又は性質に応じて備品整理票（第三十五号様式）その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。ただし、表示をすることが困難なものについては、県名の表示を除きこの限りでない。」と規定し、岐阜県福祉事業団の経理規程第 59 条、同細則には、「保管中の固定資産物品には、固定資産物品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。

【改善報告】

現在においては、岐阜県福祉事業団の管理物品の内、10 万円以上の物品については管理シールを貼る取扱いとしている。

【事実関係②　備品の取扱いの違い】

岐阜県福祉事業団においては、10 万円以上の備品等については、経理規程や同細則に基づき管理シールを貼付することになっているが、県は、取得価格が５万円以下の備品については、消耗品として扱い、５万円を超える物品については、「形状又は性質を変更することなく比較的長期にわたり使用できる物品」を備品として扱い（岐阜県会計規則第 83 条）、備品の表示を求めている（同規則第 96 条）。

【規範】

岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第 16 条第２項には「乙（岐阜県福祉事業団）は、管理物件の備品に代わる物として甲又は乙が購入等を行った備品を、管理物件の備品に準じて管理しなければならない。」と規定し、同協定書第 36 条第３項は「第 16 条第１項の規定により乙が備品（管理物件の備品に代わる物として購入等を行ったものに限る。）の購入等を行った場合において、指定期間が終了したときは、乙は、当該備品を甲又は甲が指定する法人その他の団体に無償で引き渡さなければならない。」と規定し、「備品に代わる物」として購入したかどうかによって物品の管理方法に差異を設けている。

【意見　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

岐阜県福祉事業団が購入した物品については、「備品に代わる物」として購入したかどうかで、県の管理物件の備品に準じて取扱いを行うこととなるため、取扱いの疑義が生じることのないように、岐阜県福祉事業団の購入物品も５万円を超える物品については備品として管理するのが望ましい。

【事実関係③　美術品】

飛騨寿楽苑の苑長室や会議室には、県有物品である絵画が３点存在し、いずれも 100 万円以上の価値があるものとされているが、苑長室や会議室については、施設利用者や施設外の第三者が訪れる機会は乏しく、施設従業員が目にする機会があるだけである。

【意見　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

高価な美術品を高齢者施設に用いる事は有益であると考えるが、利用者や来館者の目に触れてこそ価値があると考える。いずれも 100 万円以上の価値がある高価な美術品であることから、美術品の保管状況に注意しつつ、施設利用者等の多くの人の目に触れるよう、設置場所を工夫することが望ましい。

【事実関係④　未使用物品】

県有資産のリフト式入浴装置（2000 年９月４日に 147 万円で購入）については、該当資産の設置されている浴室自体が仕様の問題から現在は使用されておらず、該当装置も設置されたまま放置されている。当該資産も県有資産として報告が必要となっており、また処分コストの観点から処分も容易ではなくそのままとなっているが、県に対しては所在確認と処分の報告は行うものの利用状況の報告は求められていないため、これまで特段の報告は行われていない。

【規範】

岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第 16 条第２項には「乙（岐阜県福祉事業団）は、管理物件の備品に代わる物として甲又は乙が購入等を行った備品を、管理物件の備品に準じて管理しなければならない。」と規定し、同条第３項には、「乙は、前項に際し、備品を廃棄使用とする場合には、甲と協議の上、乙が自己の責任及び費用で当該備品を廃棄するものする。」と規定する。また、岐阜県会計規則第 99 条は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」と規定する。

【指摘　高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】

物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。

【事実関係⑤　寄附物品】

固定資産管理されている車椅子と同機種の車椅子について、寄付で受領しており受領時の評価額が 10 万円未満であることから固定資産登録されておらず苑としての資産管理から外れているものがあった。

【規範】

岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第 16 条第２項には「乙（岐阜県福祉事業団）は、管理物件の備品に代わる物として甲又は乙が購入等を行った備品を、管理物件の備品に準じて管理しなければならない。」と規定し、同条第４項には、「管理物件の備品のうち取得価格が５万円未満の物品については、前２項の規定によらないことができるものとする。」と規定される。

【指摘　岐阜県福祉事業団】

物品の価格が５万円を超える物については、県の保有資産に準じて管理を行うべきである。

【事実関係⑥　岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなる場合の物品処分について】

今後、何らかの事情により岐阜県福祉事業団が指定管理者ではなくなる場合、次の指定管理者が飛騨寿楽苑の施設を利用して事業を行う際、岐阜県福祉事業団の保有物品が引き揚げられてしまうと、事業が立ちゆかなくなる可能性が高い。岐阜県福祉事業団が指定管理者ではなくなる場合、同事業団保有物品（岐阜県立飛騨寿楽苑の管理

に関する基本協定書第 36 条第３項の規定により、県又は県が指定する法人その他の団体に無償で引き渡される備品を除く。）については、合意があるときのみ、県又は県が指定する法人その他の団体へ引渡しを行うこととなっているが、県が優先的に買い取り（引き取り）交渉を行うなどの規定は存在しない。

【規範】

岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第 36 条第４項には「乙（岐阜県福祉事業団）は、本施設において使用する管理物件以外の備品がある場合において、指定期間が終了したときは、当該備品を自己の責任及び費用において撤収しなければならない。ただし、甲又は甲が指定する法人その他の団体への当該備品の引渡しについて合意があるときは、この限りでない。」と規定される。

【意見　高齢福祉課】

岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなっても、次の指定管理者により速やかに事業を継続することができるよう、岐阜県福祉事業団が事業において使用している事業団保有の物品について、県が優先して買い取り（引き取り）交渉ができるような規定を整えることが望ましい。

７　施設内事故に対する対応

【事実関係①　事故報告】

令和５年６月７日実施の事故防止検討委員会会議録には、施設利用者２名の事故に関する検討がなされていたが、当該事故に関する介護事故関係書類の記録がなく、管轄市や県への報告がなされていなかった。報告がされていなかった理由を確認すると、病院受診はしたものの事故の程度が軽度であったことから医療の必要性が乏しく、治療費が発生しなかったことなどが理由とのことである。

【規範】

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 31 条第２項は、「特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と規定する。なお、県及び管轄市の定める事故発生時の報告事務取扱要領では、事故等の有無を病院受診の有無により判断している

【指摘　岐阜県福祉事業団】

病院受診を要すると判断し受診させた事故については、適切な事故報告となるように、担当者において、報告基準を再度確認し、管轄市及び県に対して事故報告を適切に行うべきである。

【事実関係②　事故の記録】

飛騨寿楽苑においては、施設内で発生した事故があった場合、事故等発生報告書を作成し、管轄する飛騨市や入所者の家族等に連絡を行い、施設内の事故防止検討委員会において検討を行い再発防止策等について検討することとされているが、令和６年２月 15 日に発生した事故については、事故等発生報告書は作成されているが、同委員

会での検討記録がなく、年間の事業報告書における年間の事件・事故等の発生状況にも記録が残されていなかった。

【規範】

岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第55条で準用する同条例第41条には以下のように規定がなされている。

１　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

同条を受けて、岐阜県福祉事業団は、リスクマネジメント運用マニュアルを作成し、「事故報告書を毎月の会議にて集計報告し、分析、対策を周知徹底、対策についての評価を行う。」と規定する。

【指摘　岐阜県福祉事業団】

施設内事故の検討及び記録は、次の事故発生を防止するために重要な取り組みである。確認不足等により検討を怠らないように普段の記録管理を徹底すべきである。

【事実関係③　検討委員会の議事録】

事故防止検討委員会会議録には、事故の発生や事故の内容について検討がなされているが、当該事故の発生日の記載がない。

【意見　岐阜県福祉事業団】

内容などから他の資料等で事故の発生日時等は確認できるものの、後日の検証の際に何時の事故かが曖昧になりかねない。事故発生報告書等との対応関係を明確にするためにも、議事録には具体的な事故発生日時も記載するのが望ましい。

第７章　監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について

第１　成年後見制度に関する岐阜県の取組

１　監査で確認された成年後見制度の実情

（１）県事務所における実地指導

本監査においては、介護保険制度に関する県の重要な事業所・施設の指導監督の状況を確認すべく、老人福祉法上の監査と共に、岐阜県の現地担当である県事務所の運営指導等の記録を確認したところ以下のような実情が確認された。

ア　老人福祉施設の指導監査においては、処遇に関する計画を作成する際に本人の同意を得ているかを確認するため、施設利用者の一部について、施設サービス計画の同意書などの提出を受けている。この時、合わせて施設利用者本人の認知度を確認する資料の提出を受けていた。

認知度については、認知症高齢者の日常生活自立度の記載やＮＭスケール評価の記載など各施設の資料が取得されているが、日常生活自立度の記載が、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）との記載や、ＮＭスケール評価表が、「中等度認知症」（会話の項目には「簡単な会話は可能であるが、つじつまのあわないことが多い」にチェック）と判定されている記載が見受けられたが、計画書の署名欄は、親族による署名がなされ、本人意思が確認されたかが不明であるものの、成年後見制度の利用を促すなどの指導がなされていなかった。

イ　このような状況が確認されたのは、前述のとおり岐阜地域福祉事務所であるが、監査人が確認しただけでも、同事務所では、３つの特別養護老人ホームにおいて利用者の意思能力に疑問を感じる記録が確認されているにも関わらず、後見人を利用することについて特段の指導がなされていない状況が確認された。

その他にも、揖斐県事務所で７施設、中濃県事務所で３施設、東濃県事務所で１施設、可茂県事務所で４施設、恵那県事務所で５施設、飛騨県事務所では３施設で同様に意思能力に疑問を感じる記録が確認されたものの、各地県事務所等の担当者から成年後見人を利用することについて特段の指導がなされていない状況が確認された。

なお、各県事務所等における、意思能力に疑問を感じる記録の有無は異なるが、そもそも西濃県事務所においては、監査時において問題がない限りは認知度を確認する資料の写し等を取得しない運用をした結果、監査人補助者が本人の意思能力に関する資料を目にすることができなかったこともあり、その他の県事務所等においても、監査対象施設の側が、多くの利用者の中から任意に選んだ記録を提出した結果であるため、監査人が確認した実態は限られた一部であると考えられる。そのため、実際にはより多くの場面で意思能力に疑問があるものの施設利用契約等が締結されていることがうかがわれた。

（２）県有施設における実情

本監査においては、県有施設である岐阜寿楽苑と飛騨寿楽苑を監査した際、施設利

用者との契約が適切に行われているかを確認したところ、以下のような実情が確認された。

ア　岐阜寿楽苑

岐阜寿楽苑の特別養護老人ホームとしての施設利用者は、令和６年６月 28 日時点で 70 人であるが、その内、認知症高齢者の日常生活自立度に関して、ランクⅢ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。）以上が 54 人とされていた。施設担当者によれば、同時点で、３名に成年後見人が選任され（うち、１名は成年後見人選任申立中とのこと）、２名に「任意後見人」が選任されているとのことであった。その場で資料を確認したところ、任意後見と説明された者のうち１名は「暮らし応援サービス契約書」が添付されており、民間業者との間で、事務手続の任意代理契約が締結されていた。その他の者については、明確に成年後見人を確認できる書類は添付されていなかった。

イ　飛騨寿楽苑

飛騨寿楽苑の特別養護老人ホームとしての施設利用者は、令和６年９月 28 日時点で 99 人であるが、その内、認知症高齢者の日常生活自立度に関して、ランクⅢ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。）が 56 人、ランクⅣ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。）が 26 人、ランクＭ（著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。）が２人とされている。しかし、一方で、成年後見人は、その内、３名にのみ選任され、契約は親族等が代わりに契約している。親族等による本人の署名欄に関する代書にあたっては、その理由を記載することとなっているが、中には「認知症の為」と記載されているものもあった。

ウ　両施設の状況から分かること

両施設において、特別養護老人ホームの施設利用者の内、認知症高齢者の日常生活自立度を基準に、ランクⅢ、Ⅳ、Ｍに関して、後見相当の認知能力と疑われる割合は、岐阜寿楽苑が、77.1％（70 人中 54 人）、飛騨寿楽苑が、84.8％（99 人中 84 人）であるが、その内、成年後見人が利用されているのは岐阜寿楽苑で 5.5％（54 人中３人）、飛騨寿楽苑で 3.5％（84 人中３人）であった。

なお、本人に代わって親族等の第三者が署名を行っている書類としては、サービス利用料金の変更書類・重要事項説明書・契約書・入居時に起こりうる事故の説明の書類・個人宛郵便物等取扱承諾書・個人情報の利用に関する同意書・個人情報の利用に関する同意書といった多数の書類が存在する。

（３） 懸念されること

上記の県事務所等における指導状況や県有施設の状況を合わせ考慮すると、多くの施設において認知症等を原因として、およそ日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、成年後見制度を利用した権利擁護が必要な高齢者に対し、成年後見制度の利用があまりに少なく、それに対して県の指導においても全く指

導等の関与がなされていないと判断するに至った。

なお、認知症の高齢者に対して全て成年後見人が選任されなければならないということはなく、仮に認知症であってもその意思能力の程度は人によって異なることから、認知症であることが後見人選任における「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」を必ずしも指し示すものではなく、全てに後見人が必要ということではない[47]。

しかし、全ての認知症患者が成年後見人を必要としないにしても、認知症等を原因として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが認められる場合、本人の意思を考慮しない契約や財産利用が行われるおそれがあり、場合によっては、本人の利益とは無関係に第三者のための財産利用が行われている危険性がある。

そのため、このような実情をどのように捉え、成年後見制度をどのように利用するべきかを考える必要があると判断し、以下のとおり、成年後見制度についての理解を整理し、専門的な知見を有する有識者からの意見聴取の結果も踏まえ、監査人としての指摘・意見を述べることとする。

２　成年後見制度の歴史

（１）成年後見制度は、制限行為能力者制度の一つであり、成年後見制度が開始される以前の制限行為能力者制度[48]は、明治 31 年に施行された民法に規定されていた禁治産・準禁治産制度である。

これらは心神喪失の常況にある者で家庭裁判所により禁治産宣告を受けた者を禁治産者、心神耗弱者及び浪費者で家庭裁判所により準禁治産宣告を受けた者を準禁治産者と定め、これらを総称して行為無能力者ないし無能力者と呼び、行為能力を一律に剥奪・制限していた。

しかし、従来の制限行為能力者制度には以下の問題点があった。

ア　行為の種類によっては十分な判断能力がある場合においても行為能力が一律に剥奪・制限されるため、取引の自由が必要以上に制限される。

イ　類型に該当しない者は、十分な判断能力を備えていない場合においても保護を受けることができない。

ウ　後見開始の原因として禁治産・準禁治産宣告が戸籍に記載されるため、利用者の抵抗感が強く、制度の利用に支障をきたしていた。

---

[47] この点、令和６年２月に発表されている公益社団法人商事法務研究会による「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」においても、「認知症、知的障害又は精神障害等の状態にある場合であっても、全ての者が直ちに成年後見制度を利用することが望ましい状況にあるわけではなく、本研究会においても、認知症の者などの総数を潜在的利用者数と想定し、その数と成年後見制度の利用者数だけを比較して制度の利用が低調であると評価することは適当ではないとの指摘があった。」とのことであり、監査人も、単純な認知症の有無だけで成年後見人が必ずしも必要という意見を述べるものではない。

[48] かつては「無能力者制度」と呼ばれていた。

（２）平成 12 年４月１日民法改正により、自己決定権を尊重しつつ、必要かつ十分な保護を与えることを基本理念とする現行の成年後見制度が創設された。従来の制度の問題点は以下のとおり改善された。

ア　改正により、行為能力の全面的な剥奪ではなく、行為能力の制限にとどめることとし、「無能力者」に代えて「制限行為能力者」という表現を用いることとした。

イ　禁治産・準禁治産の二類型を廃止し、新たに後見、保佐、補助の三類型を法定後見制度と位置づけた。禁治産は後見、準禁治産は保佐に対応しており、補助は従来の制度ではカバーされなかった者に対する支援を認めるために新設された類型である。

ウ　戸籍への記載を廃止し、新たに成年後見登記制度が創設された。

（３）上記の問題点の改善のほか、改正の背景には以下のような事情が存在した。

ア　人間の平均寿命が長くなり、社会における高齢者の割合が増すとともに、高齢者の中には社会の変化に応じた判断能力が必ずしも十分でない者が生じるため、これに対処する新たな制度が要請されるようになった。

イ　1980 年代頃から、日本社会の急速な高齢化が問題として意識されるようになり、認知症等で意思能力を失った高齢者が多数生じた場合に、高齢者の財産を適切に管理する制度が必要とされていた。

ウ　民法改正と同日に施行された介護保険法に基づく介護保険制度の導入により、介護を必要とする者は、介護サービスを利用するために要介護認定の申請を行い、必要に応じて介護サービス契約を締結することとなった。介護保険制度の下では、判断能力が十分でない者がこれらの行為をするための法的な支援の仕組みが必要であり、成年後見制度がこの役割を担うことが期待された。

（４）その後、高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要増大に対応するため、専門職の後見人のみでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化するために、平成 24 年４月１日に老人福祉法が改正され、市民後見推進事業が開始された。

また、成年後見制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、平成 28 年５月 13 日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。実務の運用の改善のために、平成 28 年 10 月 13 日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行された。

３　成年後見制度の概要

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度から成る。

（１）法定後見制度（民法第７条、第 11 条、第 15 条等）

後見：精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、本人、配偶者、４親等内の親族等の請求により、家庭裁判所が成年後見人を選任する。

保佐：精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者について、本人・配偶者、４親等内の親族等の請求により、家庭裁判所が保佐人を選任する。

補助：精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者について、本人・配偶者、

４親等内の親族等の請求により、家庭裁判所が補助人を選任する。

（２）任意後見制度（任意後見契約に関する法律）

任意後見制度は、現在は意思能力がある者が将来において意思能力の衰えを生じた場合に備えて、あらかじめ受任者に一定の事務を委託しておく任意後見契約を締結し、本人が、信頼できる者を任意後見人として選任するものである。なお、任意後見契約は、公正証書により作成される。

４　後見相当と判断される人が締結した契約の有効性等

（１）民法上の効力

自らの意思で法律行為を行った場合、本人はその法律行為に拘束される。もっとも、意思無能力者は不利な契約を締結してしまい、財産を収奪される可能性がある。

そこで、民法は、意思無能力者が法律行為を行った場合、その法律行為は無効となると規定している（民法第３条の２）。

後見開始の要件である「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とは、自己の行為の法的な意味を理解する能力、つまり意思能力を欠く状態が継続していることをいう。したがって、後見相当の者は意思無能力者とされるため、後見相当の者が行った法律行為は無効となる可能性がある。

法律行為が無効となった場合、民法第 121 条の２第１項によれば、「無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に回復させる義務を負う」と規定されており、同条第３項では、「第１項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う」とされている。

例えば、後見相当の者が締結した介護サービス契約が無効とされた場合、後見相当の者が介護サービスの提供を受けることにより利用料に相当する利益を受けるため返還義務を負わないとの判断もありうるが、介護サービス契約を締結した事業者が利用料等の返還義務を負う可能性も残る。

このような事態を回避する方法として、実際の介護現場では、介護サービス契約の締結において、後見相当の者の家族が、本人に代わって署名したり、代理人として契約を締結したりするなどしている。

しかし、後見相当の者は意思能力を欠くため、そもそも代筆を認める意思表示ができず、代理権を与えることの意思表示もできないため、仮に家族が本人の目の前で署名等した場合であっても、代筆の有効性は認められず、代理権を欠く者の代理署名であるため、いずれも契約の有効性が認められないこととなる。

そのため、後見相当の者のために契約を行う場合は、法律行為の有効性が問題視されるため、成年後見開始の審判を受けた上で、成年後見人を法定代理人として契約締結を行うのが本来的な契約である。

（２）現状の対応について

しかし、実際には、今回の監査において確認されたように、認知症等により判断能

力が衰え後見相当と思われる本人のために、家族が代筆を行い、代理人として署名することが非常に多い。これらが全て無効かといえば、以下のように整理することで必ずしも、施設利用の状況が法律上無効と判断されるわけではない。

ア　意思能力の判断は一律ではない

意思能力とは、自己の行為の法的な意味を理解する能力と定義され、おおよそ７歳から 10 歳の子どもの判断能力といわれている。意思能力が問題となる場面はさまざまであるから、意思能力の有効性の判断は個々の法律行為ごとに検討するほかない。

意思能力の判断において考慮される要素としては、医学上の評価、行為者の年齢、行為前後の言動や状況、行為の動機、行為に至る経緯、行為の内容・難易度、行為の効果の軽重、行為の意味についての理解度などがある。高齢者においても同様の考慮要素から総合的に判断されるが、契約類型によっても求められる意思能力の程度は異なるため、一律に判断することはできない。

介護契約における意思能力については、相当の判断能力が求められるとしながらも、利用者本人が契約内容を十分に理解できていない場合であっても利用者の状態や症状が改善しているなど介護サービスが症状に照らして適切なものであったと判断できる場合には不当利得の問題にならないとする裁判例（東京地判平成 24 年５月 29 日ＬＥＸ／ＤＢ25494391）も存在する。

そのため、仮に本人が認知症であったとしても、認知症の発生時期、医師による診断や鑑定（長谷川式簡易スケール等の認知症の程度のテストの結果、主治医の意見書の記載等)、介護認定などからその程度は人によって異なるため、認知症を理由にその者の法律行為が常に無効となるわけではない。

この点、社会福祉学の大藪教授からは、「そもそも家族という共同生活を営む単位の中で、子が親の介護を行うこと自体は望ましい行為であり、福祉の現場としては、親族の介護が期待できない高齢者をいかに援助するかが重要である。家族が支援するのであれば、多くの場合、援助を受ける本人は、家族が手続を行うことを認めているのではないか。施設に入る前には、本人と家族との間で話し合いがあり、もし施設に入るのを嫌がるのであれば、施設生活を嫌がり出ようとしているのではないか。」との御意見をいただいている。

このような事実関係を法的に評価した場合、施設で生活を続ける本人の合理的な意思を認める事情であり、仮に成年後見制度が利用されなくとも、多くの契約においては、本人の意思に従った契約であると評価されると考える。

イ　第三者のためにする契約

仮に、入所の当時から寝たきりで全く意思能力が認められない場合には、本人の意思は肯定しがたいが、親族等が高齢者本人のために施設の契約をするという方法として、第三者のためにする契約が存在する。

第三者のためにする契約とは、契約によって生じる権利を第三者に直接帰属させる旨の合意を含む契約である（民法第 537 条第１項)。

なお、当該契約でも、第三者である高齢者本人が契約の相手方に対して、サービス

を受け入れるという受益の意思表示をすることによって初めて高齢者本人に権利が発生するため、親族による契約だけでは、法的効果は発生しない（民法第 537 条第３項)。

ウ　成年後見人が選任された場合

当初の施設利用契約時には、成年後見人が選任されておらず、施設の入所後、成年後見人が選任された場合、成年後見人による財産調査が行われ、本人の契約として有効性が判断される。この時、仮に契約当時に意思能力が否定される状況であったとしても、本人が施設を利用している以上、契約を解除することもなければ、利用料の返還請求を行う事態は実際には考えがたく、成年後見人は、そのまま利用契約を追認することが多いと思われる。

また、介護保険法に従い定められる「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第８条において「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」と規定されるように、施設の運営者は、施設利用を希望する者を原則拒絶することはできない中、一律に判断することは容易ではない意思能力への疑いがあるだけで拒絶することもまた、妥当とは言い難いことも考慮すると、意思能力に疑いがあったとしても、家族が同意する中であれば契約を締結し、その後、成年後見人を選任するという経緯が違法視されるおそれは低いものと考える。

（３）懸念される問題点

上記のような解釈を前提とした場合、多くの契約は有効性が認められるものと思われるが、前記１のような実態を考えると、一定数の契約については無効と評価されるおそれが内在し、意思能力がほとんど失われた本人について親族やその他の関係者が本人の財産を代わって管理する事態が懸念される。このような懸念を前提とした場合、以下のような事態の発生が想定される。

ア　親族間紛争に施設が巻き込まれる

親族が、施設入所の契約を本人に代わって行い施設が受け入れを行った後に、他の親族が本人との面会を求めて施設に会いに来た際、施設側は、意思能力がほとんど失われた本人の意向ではなく、本来の契約当事者ではないはずの身元引受人となった親族の意向を尊重して、本人との面会の可否を判断することがある。

この場合、高齢者本人が面会を希望しているにもかかわらず、身元引受人の意向のみに沿って面会を拒絶したと判断される場合は、「高齢者本人の意思や状態を無視して面会させないこと」となりかねず、この場合、施設従事者による心理的虐待に該当することになる（厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和５年３月改訂)」)。

このような判断は、本来は施設入所者である高齢者本人か、本人の身上監護を行う後見人が本人の福祉を図った判断をするところであり、施設側としても高齢者本人か、後見人の判断に委ねることとなるが、後見人が選任されていない場合、意思能力が不十分な高齢者本人の代わりに施設が窓口として関わることになるため、親族間紛争に巻き込まれる可能性がある。

この点、面会を希望する親族の立場においても、法は、施設に入居している高齢者の権利を不当に害するものでない限り、親族が面会をする権利を保護しており、施設での面会を妨害した親族と施設に対し、対立する親族が人格権を被保全権利として親族及び老人ホームは面会することを妨害してはならないとの仮処分命令を申し立て、認可決定がなされた裁判例（横浜地決平 30 年７月 20 日、判例時報 2396 号 30 頁、ＬＬＩ／ＤＢ判例番号Ｌ07351254）が存在する。また仮に成年後見人が判断したとしても、その判断が不合理である等すれば、成年後見人は、面会を拒絶した親族に対し、合理的な理由がないとして不法行為に基づく損害賠償請求が認められた裁判例がある（東京地裁令和元年 11 月 22 日、ＬＬＩ／ＤＢ判例番号Ｌ07431042）が、施設契約を行う後見人の判断に従った施設側が、何らかの損害賠償を請求されるおそれはほとんど考えがたいものと思われる。

イ　親族による横領

成年後見制度を利用していない高齢者が、施設入所している場合などでは、高齢者本人が財産管理を行わず、入所契約を行った親族が、高齢者本人の財産管理を行うことが多いと考えられる。

財産管理は、本人のために行われるものではあるが、その財産管理は管理する親族のみに任される結果、高齢者本人に必要な生活費以上の支出がされ、使途不明金が発生するケースがある。

使途不明金については、本人の死後、すなわち相続の場面で争われることが多く、相続争いの裁判では、本人のために使ったのか、財産管理をしていた者の着服なのか、財産管理者が贈与を受けたのかなどが争点となるが、これも意思能力が失われた高齢者本人に代わって、本来の管理権限がない親族が代わりに事実上の財産管理を行った結果であると考える。

ウ　施設関係者による横領

施設に入居している高齢者で、成年後見制度を利用しておらず、財産管理を希望する親族がいない場合、高齢者の財産管理能力の低下や施設内の盗難防止の観点から、施設で現金や通帳、キャッシュカードなどの貴重品を管理することがある。

裁判例では、施設関係者が入居者から預かった現金を費消した行為につき業務上横領罪、施設関係者が現金を自己の用途に費消するつもりであることを秘して入居者から通帳及びキャッシュカードの交付を受けて現金を引き出した行為につき詐欺罪及び窃盗罪が成立している（名古屋地裁令和４年３月 15 日、ＬＬＩ／ＤＢ判例番号Ｌ07750325)。

エ　身元保証ビジネス

身内がいない、あるいは身内がいたとしても頼ることができない高齢者が増加しており、病院の入院や手術、施設入所などの身元保証人が要求される場面において身元保証人を用意できない高齢者が一定数存在する。

近年、このような高齢者に対して、身元保証サービスを提供するビジネスが浸透しつつあるが、身元保証契約の締結に伴い、生前の財産管理や身上監護、死後事務など

多岐にわたる契約を締結させるなど、身内のいない高齢者の不安に乗じた悪質な事業者が問題視されている。

裁判例（名古屋地裁令和３年１月 28 日判決、ＬＬＩ／ＤＢ判例番号Ｌ07650255）では、身元保証契約締結に伴い、不動産を除く全財産を、身元保証サービスを提供する法人に無償で譲渡する内容の死因贈与契約を締結したことにつき、暴利行為等と評価されるなどし、公序良俗に反し無効としている。

このような事態は、高齢者本人の意思能力が後見相当となっているにもかかわらず、後見人を選任せず、第三者が施設契約などを代わって行う身元保証契約を有効なものとして扱うことが一つの原因となっていると考えられる。

５　成年後見制度が目指す利用状況

（１） 制度開始当時

法学の本山教授によれば、「平成 12 年に成年後見制度が始まった段階では、日本の成年後見制度は、ドイツの法制度[49]を参考に作られており、本人の意思能力の衰えに合わせ、補助、保佐、後見という段階的な利用を想定した。

日本の後見制度開始当初においては、具体的な後見制度の利用率は想定されてはいなかったものの、判断能力が弱まった段階で、部分的な意思決定の補助を行うための補助人の選任から始まり、その段階が進むにつれて、保佐人、後見人の選任が進むことが想定されていたが、実際のところは判断能力が欠く常況となって初めて後見人が選任されるという利用の仕方がほとんどであった。」とのことである。

この点、そもそも法定後見制度は介護保険事業と両輪という位置付けであったが、介護保険事業が広く活用される一方で、成年後見制度はあまり利用が進まなかった実情があると思われる。

このような実情について、社会福祉の大藪教授によれば、「介護保険制度が開始された当初、福祉の現場においては同時に始まった日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）が始まったことで、社会福祉協議会が、判断能力の衰えた本人を援助する契約をすることで十分なサポートを行うことができたため、実際の現場においては成年後見制度の利用する前に、ほとんどの需要を吸収することが出来たのではないか。最高裁判所が発表している「成年後見関係事件の概況」を踏まえると、制度が始まった平成 12 年４月から平成 13 年３月にかけては、申立人は親族申立が多く、成年後見人も親族の割合が高いことから成年後見制度そのものを利用しようとする動き自体はあったのではないか。」とのことである。

（２） 現在の状況

成年後見制度は、その制度開始が平成 12 年（西暦 2000 年）であり、令和５年（西

[49] ドイツでは、日本の法定後見制度にあたる法的世話制度と日本の任意後見制度にあたる事前指示代理権制度の２つの仕組みから構成されている（「成年後見制度の在り方に関する研究会」参考資料である「諸外国における成年後見制度についての調査報告書」110 頁より。）。

暦 2023 年）までに 20 年以上が経過しているところ、その申立件数[50]は、平成 12 年４月から平成 13 年３月の制度開始当初が、全国で 9,007 件であるのに対し、令和５年１月から同年 12 月までの間は、４万 951 件であり、制度開始当初と比較して申立件数そのものは増加している。なお、岐阜家庭裁判所に対する令和５年における申立件数は 2,175 件である。

全国的な申立件数は増加し、令和５年 12 月末日時点の成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は、合計 24 万 9,484 人となっているものの令和５年 10 月１日現在の総務省統計局発表の日本の人口推計による総人口１億 2,435 万２千人と比較すれば、その割合は、0.2%程度である。

しかし、日本が参考にするドイツにおいては、2015 年時点の世話制度（法定後見制度）の件数は、127 万 6,538 件であり、事前指示代理権証書（任意後見制度）の登録件数は、303 万 1,223 件で、その合計は 430 万 7,761 件であるところ、総人口 8,168 万７千人に対して 5.2%の割合である。ドイツの 2015 年時点の割合を単純に組み合わせれば、日本では 646 万 6,304 人が成年後見制度を利用することとなる[51]。

このような比較からして、日本全体における成年後見制度の利用率は高いとは言えず、前記の本監査で確認された状況とも整合するものと思われる。なお、法学の本山教授によれば、「ドイツにおいては、日本の補助制度の類型の利用が多い等の実情の違いもあるため単純な比較はできないが、やはり日本の利用率が高いとは言い難い状況であることに変わりがない。」とのことである。

（３） 障害者権利委員会からの勧告

このように現在のところ、日本の成年後見制度の利用はあまり進んでおらず判断能力が衰えた高齢者の権利擁護の観点からすれば、より利用が進むべきとも考えられるが、日本の後見制度については、国連の障害者権利委員会より、障害者権利条約（平成 26 年条約第１号）第 12 条に規定する法律の前にひとしく認められる権利に基づき、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。」との勧告が、令和４年 10 月に公表されている。

そのため、法定後見制度そのものは現在見直しの流れにあり、国連の勧告を前提とすれば、制度の内容について、権利擁護の観点で問題があると評価される部分がある状況にある。

しかし、当該勧告は、法定後見制度の代理権のように「意思決定を代行する制度」

---

[50] 最高裁判所が発表する「成年後見関係事件の概況」より。「申立件数」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の申立件数。

[51] ドイツの申立件数の根拠は、法制審議会民法（成年後見等関係）部会第９回会議（令和６年 10 月 22 日開催）の参考資料５である。当該資料においては、世話制度の件数は 2015 年までの数字しか紹介されていないが、事前指示代理権証書の登録件数については、2022 年までの数字が紹介されており、その件数は、568 万 4,327 件と、2015 年時点から 265 万件以上増加している。

に対する問題点の指摘であり、法学の本山教授も「当該勧告は代行決定に対するものであり、保佐や補助における意思決定支援の制度は批判の対象ではなく、本人が植物状態のような全くの意思決定が出来ない場合にまで、代行を認めない趣旨ではなく、法定後見制度全体が否定されているわけではない。今後、改正までに時間は必要となるが、それまで現状のまま何もしないわけではなく、今ある制度を活用することに変わりがない。」とのことである。

6　成年後見制度が利用されない原因について

（1）学識経験者の意見より

法学の本山教授によれば、「成年後見が知られていない問題があるのではないか。例えば、司法書士によると、近時の相続登記の義務化に伴い、登記に関する相談や件数が増えているとのことである。このように市民への浸透がなされていれば利用は増えると思われるが、成年後見制度はそうではないのではないか。自分の身に起こり得ることとして、どこまで成年後見制度が認識されているのかが疑問である。福祉の専門職（福祉の現場に直結している社協、施設、ケアマネージャーなど）も家族へのアプローチを含めて制度のよいところを宣伝していくべきではないか。成年後見制度に関して積極的な取組を行っていると認識しているのは、東京都品川区や秋田県秋田市などがあるが、これらは自治体そのものが熱心に取り組んでいるというより、その地域の地域包括支援センターや社会福祉協議会が努力している結果と考える。熱心に取り組む切っ掛けとなった事情が何かあるというより、そこに関与する関係者の熱意のような属人的な要素で積極的に取り組んでいる印象である。」とのことである。

社会福祉学の大藪教授によれば、「成年後見制度に関しては、専門職としては、利用をするべきと考えるかもしれないが、高齢者を支える家族からすれば、そもそも制度を利用する必要性がないのではないか。福祉の現場としても、家族がいないのであれば、専門職を利用するという発想にはなるが、社会福祉士に関しては、後見報酬も問題になる。また、お金を出さなければいけないのは本人の負担となるという問題もある。この点、成年後見制度の利用支援制度などがあるが、同制度の利用が実際には利用が認められていないという問題があり、社会福祉学の論文などを見ても利用支援制度の問題などを取り上げることはあっても、家族などの支え手がいる中で成年後見制度の利用が進んでいないことを問題視するような論文は確認する限りは見当たらない。そもそも福祉の分野において、子が親の面倒を見るなどの状況においては家族が支えてくれることを前提に、周りに面倒を見る人がいないときに代わりに介護制度を利用してもらうというのが基本的な発想になっている面があり、これまであまり目が向けられなかったのではないかと考えられる。家族が支えてくれることを期待する場合、成年後見制度を利用することで、後見人の許可を取らなければ手続が行えず、家族ができることを制約してしまうという捉えもあるのではないかと考える。成年後見制度の推進をする自治体などの情報については、愛知県の尾張北部権利擁護支援センターのように複数の市町村で中核機関を作る取組などが挙げられるのではないか。各市町

村独自で行うのではなく、複数の自治体が連携して取り組むことで推進に効果があるのではないか。」とのことである。

（２）福祉関係者の成年後見制度の理解について[52]

上記の意見の中にもあるように成年後見制度については、制度の理解不足が指摘されるところであり、周知を徹底することが利用促進に繋がるとされる。

この点、最も介護現場に近い福祉関係職が、どの程度成年後見制度について知る機会があるかを確認すると、社会福祉士養成課程カリキュラムならびに精神保健福祉士養成カリキュラム（ともに令和元年度改正）においては、履修科目「権利擁護を支える法制度」として 30 時間以上の学習を経て履修することが必須とされている（参考資料１） ２））。また、国家試験においてはいずれも出題科目として位置づけられ（参考資料３） ４））、資格取得後は施設・事業所の生活相談員をはじめ相談援助職として働くことが想定される者は成年後見制度についての一定の学習と理解が求められているといえる。

また、介護福祉士養成課程カリキュラム（令和元年度改正）においては、履修科目「社会の理解」として 60 時間以上の学習項目のひとつに成年後見制度が位置づけられており（参考資料５））、介護を必要とする者のケアプランを構築する介護支援専門員においても実務者研修科目別ガイドラインにおいて講義時間３時間以上の学習が推奨されている（参考資料６））。

いずれの専門職においても成年後見制度の意義や目的などについて、その資格を取得するにあたり学習する機会を有しているはずである。

（３）成年後見制度の課題に関する研究論文

成年後見制度に関する学術論文について、調査を行ったところ以下のような論文が見つかった。

ア　シェラー　アンドレアス（2024）「成年後見制度利用支援事業について」広島国際大学医療福祉学科紀要

こちらの論文では、成年後見制度の概要と利用にかかる費用について記載されてい

---

[52] 参考文献

１）厚生労働省，「社会福祉士養成課程のカリキュラム（令和元年度改正）」（46 頁目）
https://www.mhlw.go.jp/content/000606419.pdf

２）厚生労働省，「令和元年度精神保健福祉士養成課程のカリキュラム改正」（11 頁目）
https://www.mhlw.go.jp/content/000719741.pdf

３）公益財団法人社会福祉振興・試験センター社会福祉士，「試験科目別出題基準」（12 頁目）https://www.sssc.or.jp/shakai/kijun/pdf/pdf_kijun_s_no37.pdf

４）公益財団法人社会福祉振興・試験センター精神保健福祉士，「試験科目別出題基準」（32 頁目）https://www.sssc.or.jp/seishin/kijun/pdf/pdf_kijun_se_no27.pdf

５）公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会，「介護福祉士養成課程新カリキュラム教育方法の手引き」（40 頁目）
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525760.pdf

６）厚生労働省，「介護支援専門員実務研修各科目のガイドライン」（11 頁目）
https://www.mhlw.go.jp/content/001089251.pdf

る。また、成年後見制度利用支援事業は、これまで費用の問題で対象外とされてきた申立てを補足しようとするものであり、2012 年からは市町村の必須事業となったことについて言及している。また、今後増加が見込まれる認知症患者の存在に触れ、更なる利用の拡充の必要性が強調されるなか、一方で運用面の課題として、「助成の対象を市町村長が申し立てた場合に限る」ケースや、「成年後見監督人の報酬が対象とされていない」ケースといった「限定的な運用がなされるケースがある」があること、また、「この事業に付する予算措置が不十分であること」等の問題があると指摘している。

イ　山中和彦・野田博也（2021）「判断能力が不十分ではない貧困・低所得状態にある人々の権利擁護を支える成年後見制度資料支援事業の展開と論点」社会福祉研究　第23 巻

こちらの論文では、成年後見制度の意義について、特に貧困・低所得状態にある人々の利用促進に向けた論考がされている。利用支援事業は「成年後見制度が利用されない原因として理解不足と費用不足があるとの認識をもとに、それぞれに対して当該制度の広報・普及活動と必要経費の助成を行うもの」と定義している。その運用に係る問題点として、事業の運用は市町村に委任されていることから、それごとに運用されており、「とりわけ後見人報酬への助成と本人申立て・親族申立て等を認めるか否か、認めることの意義・効果、認めないことの問題点、認めるために要する国・都道府県や民間機関の支援のあり方」について指摘している。また、まとめとして「収入が年金のみの認知症高齢者、親亡き後の障害者、親の年金のみがたよりの無職の息子など」貧困・低所得状態にある人々は費用負担の問題から制度利用ができない状況が作られることのないよう「必要な見直しを検討することの重要性」を指摘している。

ウ　武市浩之（2011）「北海道における成年後見制度利用支援事業の現状と課題」北海道医療大学看護福祉学部学会誌　第７巻１号

こちらの論文では、北海道内市町村への調査をもとに、成年後見制度及び利用支援事業の実態についてまとめられている。実施状況について、道内市町村で差はあるが、実施している市町村では平成 18 年から 20 年までの比較で約 2.3 倍に増加したが、今後も実施を考えていない市町村が約４割にのぼることについて指摘している。その要因として、ニーズが少ないことに加え、予算措置が困難であることも阻害の一員であると考察しており、国や道による積極的な財政支援の必要性を指摘している。

エ　小括

以上のどの論文を見ても、成年後見制度の利用を促進するには、「予算化が難しい」「対象者や費用については市町村による裁量が大きい」とされており、利用が進まない原因として費用面の課題が大きいと考えられる。

大藪教授が指摘する「市町村による費用の出し渋り」との指摘はないものの、利用を検討する側の視点からは、事実上「出し渋り」が起きてしまっている状況がうかがわれる。

（４）監査人の評価

学識経験者からの意見やその他の成年後見の制度評価等に関する資料及び監査人や

監査人補助者におけるこれまで業務として行っている成年後見人の職務経験も加味して、成年後見制度の利用が現実的には進んでいない原因を、監査人として考察すれば、制度が周知されていないこと以外にも様々な要因があると考える。

この点、周知の問題については、福祉関係者に関しては、制度そのものの認知はしており、実際に高齢者に関わる一般の方々も、制度開始から 20 年以上が経過し、行政はじめ様々なところで情報共有が進んだ結果、「成年後見制度」そのものの名称は理解し、必要なものであるとの認識は広がっているものと思われる。

しかし、成年後見制度が、裁判所という市役所等の窓口とは異なる一般市民や福祉関係者もあまり普段からは利用しない機関を窓口として利用することもあってか、気軽に利用しようという状況までには至っておらず、後見人としての実際の取組やその効果などについては、正確に理解されていないところもあるのではないかと感じるところである。

特に前記で指摘した成年後見制度を利用しないことにより発生しうる問題が現実に生じた際には、施設関係者や関係する家族のみで問題を解決しようとすることを実際に目にするが、そのような時こそ専門職後見人を活用することで解決が大きく進むことは普段の業務からも目にしており、そのような良い面が十分に理解されていないことが原因ではないかと考える。

そのため、これらの要因を何らか予算を用意し、都道府県という地方自治体のみが努力することで解決できるものではないと考えるが、多くの関係者が存在する中で、それぞれが自らできる部分で積極的に行動しなければ、問題は先送りになるのみと考える。なお、監査人が知る中では、岐阜県内においては、各務原市においては令和６年２月に県内初の市民後見人が現れ、東濃圏域では、特定非営利活動法人東濃成年後見センター（以下「東濃成年後見センター」という。）が積極的な成年後見制度の利用を進めており、それぞれの地域で積極的な活動を行い、その活動について情報を共有することが重要と考える。

７　成年後見制度に対する指摘・意見について

【規範】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 15 条では、「都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」と規定する。

【意見　高齢福祉課・地域福祉課・県事務所等】

上記の内容を踏まえて、監査人としては、岐阜県や成年後見制度に関与する担当課に対しては、市町村支援の在り方を見直し、成年後見制度の利用促進がなされるよう積極的な取組を行うことが望ましいと意見する。

具体的内容は、これまで指摘・意見を述べた個々の指摘・意見のとおりであるが、ここでは監査人のこれまでの指摘・意見の趣旨について述べることとする。

監査人としては、本監査においてこれまで指摘・意見している成年後見制度の利用について、全ての認知症等の意思能力に疑いがある高齢者に対し、一律に成年後見制度を利用することを求めるものではない。これは意思能力の評価が一律ではないことを踏まえれば、状況に応じて利用がされるのは当然であると考えるからである。

特に、成年後見制度は、権利擁護のための制度であり、仮に一律に成年後見制度を利用しなければならないと判断する結果、施設利用が出来ないかのような対応になってしまっては、権利擁護のための制度を理由に、施設利用が阻害される結果となりかねず、そのような結果をもたらすことを監査人は求めるものではない。

また、成年後見制度等の利用については、本来的には本人やその親族等の関係者が自らの判断で利用するものであり、自治体においても、第一次的には市町村が推進すべきことは明らかであることから、利用する本人や関係する市町村の意向等を無視して、岐阜県が過度に成年後見制度を推進することまでが求められているとは監査人としても考えるものではない。

ただし、監査人としては、今回、監査の結果見えてきた県有施設における成年後見制度の利用実態や、高齢者施設に対する岐阜県の指導状況等を踏まえたときに、事実を把握又は把握が可能でありながら、何らの施策が行われていないかのような状況を肯定することはできないことから、様々状況を整理し、これまで述べた指摘・意見を行うべきと判断するに至っている。

特に、成年後見制度というのは、本来的には、本人の利益のためにある制度であり、その利益となる制度が使われていないということ自体が、果たして妥当なのかを考えるべきであり、岐阜県としては、第一次的には市町村が担うべきとしても、県内の状況を把握することが可能な立場であることを踏まえれば、知り得た情報を活用し高齢者の権利擁護の観点から、岐阜県として行うべき事を確認し、より一層注力して欲しいと考える。

少なくとも県内の市町村からすれば、介護事業等について岐阜県に対して様々意見や指導を求めるところであり、岐阜県の対応を一つの模範と捉えていると考える。

そのため、県有施設での運営などにおいては、他の施設の模範となるような現状を踏まえた成年後見への取組を示すなどの方法も検討することが重要であると考える。更に、介護事業所に関わる際には、成年後見制度を利用しないことによる、利用者本人のリスクを伝え、時には財産管理に関与しない施設側にとっても、成年後見制度が問題を解決する有効な手段であることを紹介するなど、利用者や施設運営者双方にとっての利益となることを伝えるなどの活動が、成年後見制度の適切な利用に繋がると考える。

なお、現状の利用実態は、都道府県や市町村といった地方自治体だけが原因であるのではなく、利用する本人やその家族、更には成年後見制度に関与する司法関係者の協力などの多くの関係者の関わり方の結果であり、岐阜県だけが努力することで解決するものではないが、現在、各地の自治体において、その自発的な活動により積極的な活動を行う自治体が存在していることからしても、岐阜県が現状を踏まえて積極的

な取組を行うことで、将来的に発生しうる介護を必要とする高齢者の権利を守ることに繋がることを意識していただきたいと考える。

８　成年後見制度に関する具体的方策について

本監査において成年後見制度に関する監査人としての指摘・意見は、これまで述べているところではあるが、これまで繰り返し述べるように、成年後見制度の利用が進まない現状については、岐阜県のみに原因があるだけでなく、その他の国の法制度も含め様々な要因があり、監査人が改善を一方的に求めるだけで解消が図られるものではない。

その点も考慮し、監査人としては、監査人が述べる指摘・意見を改善するための方策について、監査人が本監査を通じて調査した結果も含め、以下のとおり指摘・意見の改善策に役立てていただくための情報を提供させていただく。

以下に記載した内容は決して監査人のみの指摘・意見をそのまま実践することを求める趣旨ではなく、今後、下記の情報や意見の有用性や、関係者の実情も考慮に入れて岐阜県としての妥当な対応を検討していただくための参考という趣旨である。

（１）岐阜県内の法定後見制度の利用率

岐阜県は、岐阜家庭裁判所より毎年県内の成年後見制度利用者に関する情報を取得しており、その中に令和６年１月 31 日現在の成年後見制度利用者の住所地に関する情報が含まれている。

当該家庭裁判所からの情報と県内の令和５年４月１日現在における市町村別高齢者人口（「第３章　介護保険事業に関する県事務所等の役割」の各地県事務所等、「管轄のエリアとその特徴」参照）を組み合わせ、法定後見制度（任意後見制度を除く、後見、保佐、補助の利用者数）の利用率を算出した（具体的数字は巻末資料７参照）。

算出の結果、以下のように選任率については、市町村別[53]で明らかな数字の差が存在する。表内の青線は県内の平均の利用率である。

[53] 広域連合が存在する市町村は、広域連合に含まれる市町村全てで計算している。

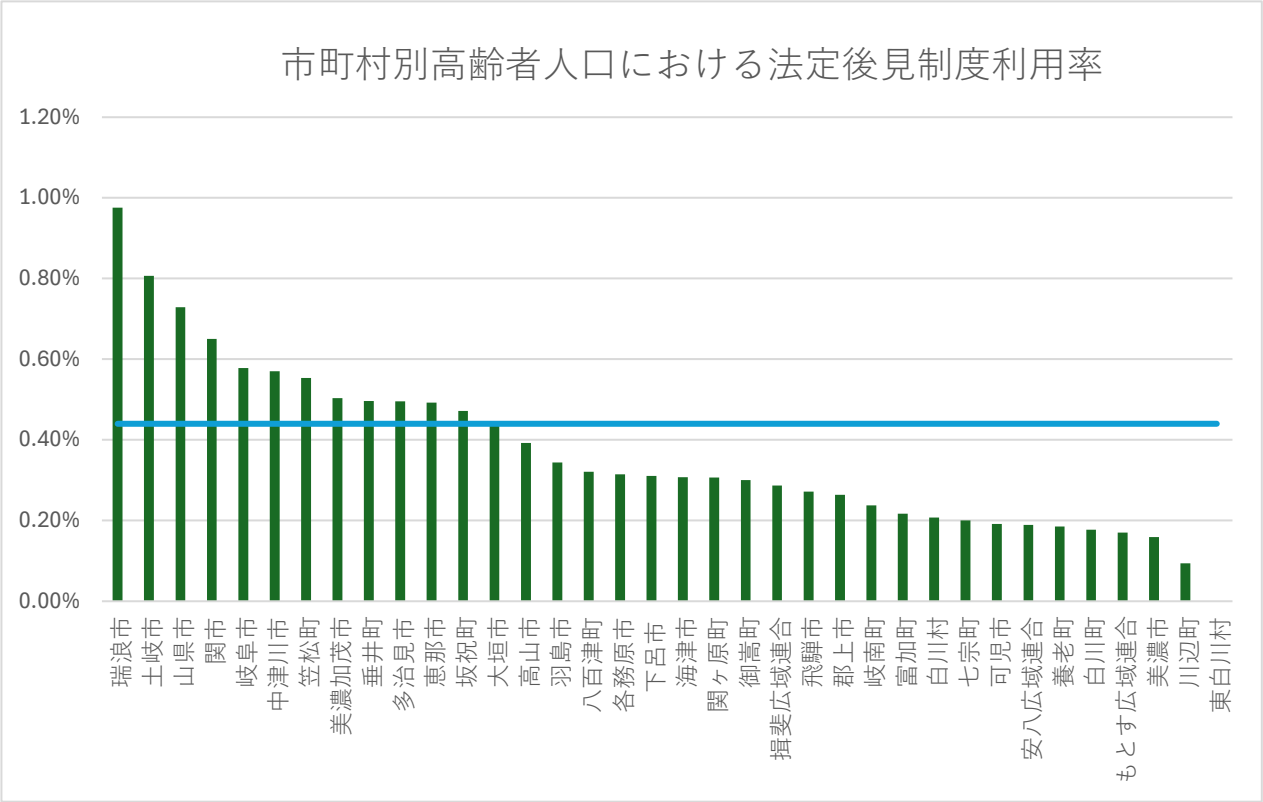

このような数字の整理の結果、最も選任率が高かったのは瑞浪市の 0.98%で、続いて土岐市 0.81%、山県市 0.73%、関市 0.65%、岐阜市 0.58%であった。なお、岐阜県全体の数字としては、高齢者人口が 59 万 2,552 人に対し、合計 2,586 人が法定後見制度を利用していることから、平均の利用率は、0.44%であり、瑞浪市、土岐市が特に利用率が高いことを示している。

（2）利用率の差異について

このような差について監査人として分析したところ、関市や岐阜市においては、重層的支援体制整備事業に取り組む県内の数少ない市町村であり、地域包括支援等への取組が手厚い市町村と考えられる。

一方で、瑞浪市、土岐市については、市町村においては重層的支援体制整備事業のような取組までは行っていないものの、同事業を手掛ける 2 市よりも利用率が高く、瑞浪市においては平均の倍の選任率であり、非常に高い数字であると考える。

なお、単純な人口比の問題だけであるかといえば、法定後見制度の利用人数は瑞浪市が 112 人、土岐市が 140 人と、100 名を超える人数であり、選任率が第 3 位の山県市が、67 人と 100 名を下回る人数であることからしても瑞浪市、土岐市での法定後見制度利用に向けての活動が他の地域と異なっていることがうかがわれる。

これについて監査人が調査したところによれば、当該地域において平成 15 年頃から成年後見制度利用に向けて活動を続けている東濃成年後見センターが存在している。当該法人のみが高い利用率の原因とは限らないが、今後、岐阜県としての市町村支援を検討するにあたっては、これらの利用率の差から、当該地域で成年後見活動に取り

組む各団体等と意見交換することなどは、改善に向けての参考になると思われる。

（３）取組が必要と思われる場面

また、成年後見制度の利用については、親族がいる場合や独り身の場合などでその利用の必要性に大きく差があるものと考える。そこで、前述の４、（３）「懸念される問題点」で記載した問題を前提に、監査人として、特に成年後見制度の利用が必要と思わる場面を記載する。

前述のように、成年後見制度については、一律に利用を求めることは困難であると考えるが、利用が必要と思われる場面に重点的に取り組むことで、成年後見制度が本人乃至関係者にとって適切な効果をもたらし、そのような良い例の積み重ねが更なる利用促進に繋がると考える。

ア　身元保証人による契約

身元保証は、施設が受け入れる際等に、利用者本人が利用料を負担できないおそれや、死後事務における問題を踏まえて、施設側が利用者本人に求めることが利用される原因である。これにより前述のように身元保証ビジネスの問題が生じることとなる。

身元保証契約は、もともと介護保険制度の利用において、法令上求められるものでもなく、サービス提供者側だけが独自に求めるものであることを考慮すれば、成年後見制度を利用しない理由はあまり見出しがたいと考えられる。

そのため、特に身元保証契約の締結や、法律家の関与しない財産管理契約を前提に、親族ではない第三者が身元保証することを理由に、意思能力に疑いがある者が、施設利用等を求める場合は、積極的に成年後見制度の利用を求めることが考えられる。

この点、本人の意思能力自体には問題がない場合など、身元保証契約が必要な場面も考えられるが、前記の問題点を踏まえ、岐阜県としては、信頼の置ける者が身元保証契約を行っているかどうかを見極める必要があると考える。

この点、市町村の取組であるが、静岡市は「終活支援優良事業者認証事業」という、身元保証に関する優良事業者認定を行う取組をしており参考になる。

イ　関係者間の紛争時

前述のように、施設への入所手続を行った者と他の親族間において紛争が生じることが存在するが、このような場合に、施設側においては、身元保証を行った親族のみを優先的に扱う必要性は本来的にはなく、適切な本人の施設利用を維持するために成年後見制度を利用することは有用である。

仮に、施設入所当初は、本人意思が十分に認められたが、徐々に意思能力が失われ、そのような時に、それまで身の回りの世話をしてきた親族と他の親族などの関係者同士の紛争が確認された場合は、速やかに成年後見制度を利用することが紛争の解決につながり、施設側なども紛争に巻き込まれるリスクを低減することができると考えられる。

この場合は、積極的に成年後見制度の利用に関する情報は相談窓口を紹介し、成年後見制度の利用を促すか、時には経済的虐待と捉えられる場合は、市町村申立も含めた積極的介入が考えられるものと思われる。

ウ　資産を保有する場合

第三者が、財産を管理することにより横領等の財産的犯罪が起こりうる可能性が存在し、時には、施設もまた施設関係者が犯罪行為を行ってしまうことも存在することから、特に施設利用者において施設利用料以上の金銭を保有する場合は、施設利用者の資産保全のために積極的に成年後見制度の利用を提案することが考えられる。

この時、意思能力が十分な時点において、施設利用者自らが希望する後見人を選任したい場合は、任意後見人の制度が活用できることを案内することが有益と考える。

（４）その他の取組

既に岐阜県内の事業としては存在しているとは考えるが、以下のような取組を岐阜県として取り組むことが考えられる。

ア　相談窓口の設置

上記のような取組を積極的に指導していく際には、指導を受けた事業者や市町村等において現実的に発生する問題がどのように解決すれば良いかについて疑問が生じると考えられ、実際の取組に躊躇することがあり得ると思われる。

そのような場合に備え、既に存在する相談窓口の中でも上記問題点に取り組む窓口が何処に存在するのかを合わせて示し、相談先の窓口においては、法的問題点も含め対応できるよう関係者との緊密な連携を行い支援していくことが重要である。

これらの取組は既に存在している部分があるが、積極的な取組にあたっては、各地市町村や県の窓口としては何処が対応するのかを明確にし、確認を行うことが重要と考える。

イ　費用援助

成年後見制度の利用においては、本人の財産管理を代わりに行う後見人報酬の問題が存在する。これらの報酬については、市町村による費用面の課題が存在することは既に述べたとおりであるが、岐阜県としては、市町村の実情を調査し、他の事業との調整により市町村における成年後見制度の費用支援に関する補助などで予算措置が行えるのであれば、一定の効果があり得ると考えられる。

第２　介護人材の確保に関する岐阜県の取組

１　監査で確認された介護人材確保に関する実情

岐阜県では、下記のとおり、今回の監査対象となった事業のうち、細々事業名を基準に「人材」の文字が入った事業を取り出すと全部で２億 142 万７千円の当初予算が用意されており、人材確保に向けて多額の公費が投入されていることが分かる。

細々事業名	当初予算（千円）
介護人材確保・育成支援事業費補助金	53,050
福祉・介護人材マッチング支援事業費	27,437
介護人材育成事業者認定制度実施事業費	23,597

岐阜県福祉人材総合支援センター運営費（人件費）	21,844
介護人材確保・育成支援事業費	20,692
介護人材総合情報サイト運営事業費	11,915
認知症地域医療人材育成事業費	9,515
岐阜県福祉人材総合支援センター運営費	8,344
外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金	6,000
外国人介護人材マッチング支援事業費	5,521
在宅医療人材育成事業費補助金	5,089
外国人介護人材受入環境整備事業費	5,017
福祉人材確保・育成・定着推進事業費	2,200
福祉人材総合ポータルサイト運営事業費	1,206
合計	201,427

しかし、現在の状況としては、令和５年度における高齢福祉課における課題にあるように、2025 年度においては、岐阜県内で約 4,400 人の更なる介護人材が必要とされる状況が見込まれており、介護人材確保の課題は非常に大きく、解消が困難な状況と考えられる。

これは毎年 2,000 万円以上の予算が確保されている介護人材育成事業者認定制度実施事業費において、アウトカム指標には、令和元年の３万 1,508 人に対し、令和５年度に３万 9,493 人の確保を目指すとしながら、令和５年度は、３万 3,311 人（令和６年 12 月 26 日厚生労働省通知）と目標には遠く及ばない状況となっていることからも見て取れる。

また、このような人材不足は、県有施設である飛騨寿楽苑において介護人材の不足から本来運用さえるべき 20 床分が機能しない事態をもたらしており、これは単に施設が運用できないだけでなく、当該施設にこれまで多くの施設整備費用を投じている観点からしても、施設に要した費用をある意味無益な公費に変えかねないため、非常に重大な問題である。

ただし、このような結果は、全国的な人手不足も影響していることは否めず、担当課の事業の内容のみに原因があるとは、監査人としても評価はしていない。

２　介護人材確保に関する意見

【事実関係】

上記の介護人材確保に関する事業の指摘・意見を概観すると、そもそも各事業そのものは介護人材を直接確保するものではなく、研修費用の補助、キャリア支援専門員の配置、介護現場のイメージアップ活動、職場環境改善に取り組む企業の認定等、公費を支出することで間接的に人材確保に結びつける事業がほとんどであり、現場で働

く介護職員そのものの給与等の手取りが増大するものではない。

そのため、介護人材育成事業者認定制度実施事業費や外国人介護人材マッチング支援事業費においては、その事業の効果そのものが果たして十分な人材確保に効果があるのかとの意見を述べている。

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課】

人材確保の事業そのものは、現在の全国的な人手不足の状況を考慮すれば必ずしも容易ではなく、必ずしも有効な手法があるとは分からない側面があるが、そのような側面があるからこそ、その効果検証が必要不可欠である。

間接的な影響を前提に事業を計画している場合においては、安易に事業の内容をそのまま継続することなく、特にその効果が実際に人材確保に効果があるかどうかを常に検証し、見直しを続けることが望ましい。

なお、介護人材育成事業者認定制度実施事業費で委託する介護労働安定センターが発表する令和５年度労働実態調査[54]によると、現在の仕事（職種）を選んだ理由について「働きがいのある仕事だと思った」（42.3％）、「資格や技能が活かせるから」（29.5％）、「人や社会の役に立ちたいから」（27.4％）となっている。また、同調査により現在の職場を選んだ理由について「通勤が便利」（50.3％）、「仕事に魅力ややりがいがある」（32.6％）、「職場の人間関係がよい」（31.4％）となっている。このことから、介護という仕事は人の役に立つ仕事であるというイメージとともに、立地条件や仕事、人間関係の質にこだわって職場を選ぶ傾向があることがわかる。

さらに、働き続けるうえで役立っている職場の取り組みについて、「ハラスメントのない人間関係のよい職場づくり」（37.8％）、「仕事の内容は変えずに、労働時間や労働日を本人の希望・能力開発・同僚との人間関係などに配慮した配置（人事異動）を行っている」（35.9％）、「職場のミーティング等で、介護の質を高めるための価値観や行動基準を共有している」（33.8％）となっており、職員の働きやすさに配慮した職場づくりが人材定着に貢献できると考えられる。

このような分析を参考に、より効果的な人材確保の事業を常に検討する事が重要と考える。

---

[54] 介護労働安定センター，「介護労働者の就業実態と就業意識調査結果報告書」（28、38、78 頁目）https://www.kaigo-center.or.jp/content/files/report/2023_jittai_chousa_roudousya_honpen.pdf

３　外国人介護職の確保に関して

監査人としては、上記のとおり人材確保に関する意見を述べるところであるが、近時は、外国人介護職の活用に関しても様々な取組をしているところである。

この点については、監査人が調査した内容もあるため、紹介させていただく。

外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業（令和２年３月）としておこなわれたアンケート調査[55]によると、施設・事業所の半数以上（52.8%）が、外国人介護職員に「なるべく長く働いてほしい」と考えていることがわかる。また、彼ら彼女らに期待する職位や役割については、「外国人介護職を指導する役割を担ってほしい」（68.0%）「施設・事業所に定着するロールモデルになってほしい」（65.4%）と考える一方、実態はそれに「該当する職員はいない」（75.5%）とされ、理想と現時点での現実の乖離がうかがえる。

また、外国人介護職の受入れで重視していることとして、「日本語能力」が 78.1%で最も多く、次に「日本の介護知識・技能の習得に対する意欲」が 70.7%、「コミュニケーション能力」が 68.3%であり、それに対応する研修は各施設や事業所ごとに行われてはいるが、外国人介護職に「最近１年間、日本で困ったこと」として聞いたところ、「日本語の勉強」「介護の勉強」がいずれの在留資格でもおよそ４割以上と最も多く、その研修の効果やあり方について検証の余地があると言える。

加えて「外国人介護人材の介護現場における就労実態等に関する調査研究事業」において、「勉強を教えてくれる人がほしい」という質問に「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた外国人介護職は、74.1%にのぼり[56]、やはりここでも日本語や介護に関する学習環境の不足感を感じている者が少なくない現状がある。

以上のことから、介護現場における外国人介護職に向けられる期待は大きく、彼ら彼女らが円滑に仕事をするために欠かすことができない日本語や介護の習得に関し、現場での研修活動が行われているものの、その効果としては不足感が否めない実態が明らかとなっている。

より専門的で効果的な学習効果を生み出すために、岐阜県による施設・事業所に対する支援が重要である。従来から実施されている「外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金」のさらなる周知と活用は必須であり、またその対象者を「入職後 12 か月以内」とする条件の見直しを行うことで、より多くの外国人介護職が豊かな言語能力や知識の獲得とともに、さらなるキャリアアップが期待できると考える。

---

[55] １）三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング，「外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業」（９、43、162 頁目）
https://stg.murc.2xx.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07/houkatsu_07_1-04.pdf

[56] ４）株式会社サーベイリサーチセンター「外国人介護人材の介護現場における就労実態等に関する調査研究事業」（144 頁目）
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001142064.pdf

４　職場におけるＩＣＴ活用に関して

この他、人材確保に関しては、近時はＩＣＴ機器等の活用により人材不足を補うことが考えられ、本監査でもＩＣＴ機器等に関連する補助金等もその内容を確認したが、本監査の対象としても介護ロボット導入促進事業費補助金や介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業費補助金が存在し、それぞれ２億 2,011 万３千円、１億 5,872 万７千円という高額な補助が行われており、今後更なる活用がされるところである。

このようなＩＣＴ機器に関して、福祉関係者から見た活用について、監査人としての調査した結果を以下参考に記載する。

介護をおこなうにあたり、入浴介助や移乗介助などは特に介護職の身体に大きな負担がかかる。また、かねてより介護職を悩ませる腰痛はその介護負担によるものと指摘されている[57]。

また、このような監査人の調査を踏まえ、担当課からは、ロボット・ＩＣＴ活用の意義に言及するうえでは、介護業界の課題を身体的負担のみに限定せず、間接的業務負担にも触れることが望ましいとの意見があり、実際に、介護業界は多くの情報や多数の書類を扱うことから、記録や情報共有といった間接的業務に関する負担も大きいものと考えられ[58]、このような間接的業務におけるＩＣＴの活用は期待できるものと考えられる。

そこでＩＣＴや介護ロボットといった介護の効率化や負担を軽減するための機器に期待が寄せられ、近年その発展はめまぐるしい。

介護労働安定センターによるアンケート調査[59]において、介護ソフト（介護記録やケアプラン作成を効率的に行うためのソフト）は 66.2%が導入しており、タブレット端末やスマートフォンによる利用者情報入力については 43.3%が導入している。こうした業務を効率化するためのＩＣＴは介護現場に受け入れられつつあり、日々の業務に貢献できていると考えられる。

しかし、身体的な介護負担自体を減らすとされる介護ロボットの導入についてはほとんど進んでいない。同調査によると、岐阜県の補助金における補助対象機器全体の９割程度を占めている見守り機器の一つである、「ベッドセンサー（マット型・内蔵型)」についても「日常的に利用している」の回答率は、施設系サービスでは67.4%と高いが、介護業界全体的には「日常的に利用している」との回答は 19.7%と高いとは評価し難く、直接の身体的負担を軽減する介護ロボットの導入はいずれも１から３％

---

[57] 厚生労働省，「職場における腰痛予防対策指針の改訂及びその普及に関する検討会報告書」（7 頁目）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000034qql-att/2r98520000034qs0.pdf

[58] 厚生労働省の「介護分野における生産性向上ポータルサイト」より「介護分野における「生産性向上」とは？」では、「介護の生産性」について紹介がなされている。
https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/what/productivity.html

[59] 介護労働安定センター，「令和５年度介護労働実態調査結果報告書」（66－74。81 頁目）
https://www.kaigo-center.or.jp/content/files/report/2023_jittai_chousa_jigyousya_honpen.pdf

程度にとどまり、実用的とは程遠い現状である。

その理由として、「導入コストが高い（63.1%）」「現場職員が技術的に使いこなせるか心配（37.7%）」「投資に見合うだけの効果がない（事業規模から考えて必要ない）（31.6%）」となっており、費用対効果や技術面の課題を解決する必要がある。

以上のことから、ＩＣＴの活用により介護業務の効率化は進められてきているものの、介護負担を軽減するための介護ロボットの導入や活用は道半ばといった状況であると言える。費用面の補助をする仕組みはすでに岐阜県で準備され、施設や事業所の導入負担は少なくなってはいるが、さらに肝心の現場での活用を進める必要がある。

たとえば機器に不慣れな介護事業者に伴走支援を積極的に行うなど、介護ロボットを利用することでもたらされる効果を現場職員に提示し、動機づけを強める働きかけをするなどを検討することが考えられる。この点、岐阜県では、令和６年８月開設の「岐阜県介護生産性向上総合相談センター」においては相談業務、専門家派遣、機器の貸し出しなどの支援を既に行っているとのことである。

なお、ＩＣＴ機器は、耐用年数によっては数年で更新が必要なものもあるため、介護事業者は、その導入において長期的な更新コストなども計算に入れる必要があると考える。この点、現在の補助事業に関しては、厚生労働省より実施要綱が示され、全国的に統一された事業として行われているが、機器の更新料等は補助対象外とされているため、将来的なランニングコストも視野に入れた計画的な導入が必要になると思われる。

第３　在宅医療と介護の連携に関する岐阜県の取組

１　在宅医療と介護の連携に関する目指すべき姿

介護事業に関わる課題の中に「在宅医療・介護の連携推進」が存在する。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、医療や介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の取り組みが重要視され、そのための地域包括ケアシステムが存在する。

この中で言われる「在宅医療と介護の連携」について、監査人として事業を評価するにあたり、都道府県が目指すべき連携の姿とは何かを以下のとおり検討した。

（１）成木弘子（2016）「地域包括ケアシステムの構築における“連携”の課題と“統合”促進の方策」保健医療科学　2016　Vol.65　No.1　p.47-55 より

筆者は、複雑・多様化が進行する社会において、「ある一方面からだけの問題解決は不可能な状況が発生している。」という前提に立ち、関係する組織や機関はそれぞれの役割分担やつながり方を大局的にとらえていくためのシステムの構築の必要性に触れ、システムとは「何らかの関係のある沢山の要素が、より高い目的を達成するために、お互いに相互に連携し、協力し合い、影響しあっていく全体として調和のとれた機能を持つ体系」と整理した。また、そのシステムの要素として「全体の目的」「複数の構成要素」「相互関係」を示し、全てが揃うことが必要だと整理した。

一方で、連携とは同じ目的を共有し、互いに協力しあってともに物事を進めていくことであるのに対し、統合とは複数の構成要素が相互に結合し、単一の全体性を獲得する過程と整理しており、地域包括ケアシステムでは完全な統合を目指すという立場にあり、その開発の必要性について指摘している。

（２）白井和美　杉浦加代子　津下一代（2017）「地域包括支援センターの機能強化に繋がる都道府県支援の在り方の考察」日本公衆誌　第64巻　第10号　p.630-637より

筆者は、地域包括ケアシステム構築の推進のための何が必要かを考察している。その中で、東海４県の全地域包括490か所、全市町村160箇所にアンケート調査を行い、それぞれ299箇所（61.0％）、市町村111箇所（69.4％）から有効な回答を得たとして、結果を分析している。それによると、住民ボランティアの育成や住民が活躍する場づくり、住民の主体的な参加の促進、地域包括ケアシステムについての啓発などに問題意識を持つ市町村と、住民意識の高揚に悩み、また業務内容の多さやボランティアの育成などの課題に悩む地域包括の姿とともに、市町村と地域包括との方針の乖離を明らかにした。これらに対し、都道府県には制度に関する情報提供や人材育成に関する研修の実施を期待すると指摘している。また、結論として、都道府県には市町村の高齢者対策の進捗状況を評価しつつ、①職員の資質向上につながる広域的な研修会の開催、②各地域包括・市町村の実情に合わせた相談・技術支援、③地域包括が動きやすくなる体制整備を軸にした支援を行い、地域包括の機能強化に努めていく必要性を示唆している。

（３）大野孝司（2023）「市町村の自律的な地域マネジメント力向上と都道府県の役割」保健医療科学　2023　Vol.72　No.5　p.410-421より

筆者は、介護保険制度の理念を実現するための手段として、地域の多様な主体との連携・協働を促進することは重要であるが、それらを市町村職員が率先して行っていくためには、「自ら課題を考え解決しようとする意識」「暮らしを支える支援に立った取り組みの見直し」「本当に解決すべき地域の課題を見極める力」が求められる。そうした地域マネジメント力向上を促すために、都道府県には市町村の実情に応じた後方支援が求められ、そのための支援策を展開するプロセスについて整理している。

（４）上記（１）乃至（３）を踏まえて、連携には互いに目的意識を共有し、協働を通じた統合を目指す姿勢が重要だと示唆されている。また、そのためには地域包括ケアシステムを展開する市町村の役割が大きいが、住民意識の高揚や業務の忙しさなどが影響し、うまく進められない現状が指摘される中で、都道府県には市町村職員に向けた研修会の実施や相談体制の構築など、後方支援や伴走支援の姿が期待されるのではないかと考える。

２　在宅医療と介護の連携に関して確認された実情

このような連携を進める上で特に重要な存在となるのが、医師の存在であり、岐阜県は主に岐阜県医師会等の医師や病院関係の団体を通じて様々な介護現場との連携に関する事業を行っている。なお、今回の監査対象のうち、医療福祉連携推進課の所管

する事業は、下記のとおり当初予算額基準で合計 7,791 万 7 千円である。

細々事業名	当初予算額（千円）
認知症疾患医療センター運営事業費	35,664
認知症地域医療人材育成事業費	9,515
訪問看護体制充実強化支援事業費補助金	7,000
認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金	5,217
在宅医療連携強化事業費補助金	5,107
在宅医療人材育成事業費補助金	5,089
地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）	3,500
在宅療養あんしん病床登録事業費補助金	2,625
地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分）	2,500
認知症サポート体制整備事業費補助金	1,700
合計	77,917

ただし、それらの事業を概観すると監査人としては、医師会等に対する予算執行においては、有効性・経済性・公平性の観点から疑問に思う点をいくつか確認している。

具体的には、認知症地域医療人材育成事業費において、かかりつけ医等の対応力向上研修において医師以外の研修受講者数が少ない点や認知症サポート医等フォローアップ研修の経済性や効率性、実態のない研修費用の支出の扱い、在宅医療連携強化事業費補助金が医師会のみに交付されている状況や実績報告書の記載の不十分性、在宅医療人材育成事業費補助金の実績報告書の在り方、地域包括ケアシステム整備事業費補助金における有効性や経済性について、指摘・意見を行っている。

3　在宅医療と介護の連携に関する意見

【規範】

地方自治法第２条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第４条第１項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見　医療福祉連携推進課】

医師を中心とした各関係団体の存在は、在宅医療と介護の連携を確保する意味で重要であることは理解するが、それだけに多くの場面で公費が支出されており、個々の事業費が積み上がると大きな支出となってしまう。これらの予算を適切に執行するにあたって支出先の工夫は重要であり、公費の支出について疑念が生じないよう、適切な支出内容の確認等をより徹底するのが望ましい。

終章　課題と提言

第１　はじめに

１　関係者への御礼

包括外部監査は、約１年にわたり、数多くのヒアリング、書類提出、調査の依頼をするものであり、関係者に対して、本来の業務とは別の負担をかけることとなる。

そのような中で、本監査を実施するにあたり、高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課や、現地監査にご協力いただいた各県事務所、岐阜県立寿楽苑、岐阜県立飛騨寿楽苑その他関係人の方々など、多数の関係者に、全面的に協力をいただいた。

また、特に行政管理課からの多大なサポートをいただいた。

本年度は、ここ数年続いた新型コロナウイルス感染症対策は落ち着き、コロナ禍以前の日常に移行した一年であったと思われるが、今回の監査対象となった健康福祉部の監査対象課は、特に新型コロナウイルス感染症対策に追われ、令和５年度中もその影響が残る中で各事業が行われており、通常とは異なる環境下で行われた事業が多数あったと思われる中で、監査人からの指摘や意見については、様々反論の思いもあるとは考える。

しかし、そのような状況がある中でも真摯に御対応いただき、監査人が指摘・意見する内容にも耳を傾け、今後のあるべき姿に向けて検討をしていただいたことは県庁職員の日頃の業務に真摯に取り組む姿勢を感じられたところである。

県庁職員の方々においては、通常業務の中においても様々な対応をする必要がある中で、本報告書を完成させることができたのは、多忙であるにもかかわらず、各関係者が、ヒアリング、現地視察、資料提出などについて、真摯に対応していただいたことに尽きる。心より感謝申し上げる。

２　本監査における基本的な考え方

本監査では、監査人は、これまで防災・子どもに関する補助金というテーマで監査を行ってきたことを踏まえ、最後は高齢者介護に関するテーマで監査を行ったが、これらは全て県民が今一番直面する最も重大な課題であるのではないかという思いと、現在 44 歳という監査人が、将来にわたって岐阜県に住み続ける者として、最も自分事として捉えやすいテーマと考え、より良い将来の行政運営に繋がっていただきたいという思いで監査を行った。

また、監査人としては、前年度に引き続き、監査の方法については、より効率的な監査を行うことを考えながら監査を実施している。これは初年度が、監査人一人の執務時間だけで 1,200 時間を超えてしまったことの反省に基づくものである。昨年度は、監査方法の見直しをすることで監査人一人の執務時間は 966 時間と短縮することが出来たが、それでも他の補助者の存在を考えるとあまりに多くの時間を費やしてしまっていると反省している。

行政に対する財務監査は、丁寧に広く行うことで様々な課題の発見につながり、よ

りよい行政運営につながることになる有効な手続きではあるが、一方で、行政の財務運営が３Ｅの観点で監査されるように、限られた予算の中でより効率的な監査の実施もまた必要があると考える。何よりも、監査人の監査には、監査対象課の対応が当然に必要となってくるが、これはその分だけ監査対象課の執務時間を増大させている面は否定できない。そのため、昨年度と同じような執務時間や監査対象課における事務負担は可能な限り、削減できるように、より効率的な手続きを心がけて監査を行った。

このような観点から、本年度の監査においては、前年度の方法を踏襲しつつ、これまでは行ってこなかった、予算規模に基づき一定金額以上のみの事業を対象とし、高齢者の介護というテーマを広く捉えれば更に多くの事業も監査すべきとも思えたが、敢えて対象範囲を当初設定した範囲で留めることを意識した。

その結果、介護に関する事業については、網羅的とは言い切れない面や市町村の事業については、市町村に対する関係人調査などは行わず、都道府県の行う事業に集中する監査を行うこととなった。

その結果、本年度も昨年度の監査報告書と同様に初年度と比較して大幅に報告書の文量そのものは削減されているが、今回の監査で発見された課題そのものは、将来の高齢者介護に関する重要な課題を確認することができたと考えている。

この他、本年度においては、高齢者介護という福祉分野の監査を行うにあたって、福祉分野の知見や実情の理解が必要と考え、補助者には学識経験者である松井康成先生に参加していただいた。松井補助者からは、介護分野の実情からの視点の提供を受け、福祉分野からの成年後見人に関する評価のための学識経験者として大藪元康教授を御紹介いただき、更には、岐阜県に対する提案などのための資料調査等にご協力いただいた。

また、本年度も最も重大な問題と考えた成年後見制度に関しては可能な限り学識経験者による意見聴取を取り入れたいと考え、福祉分野からは大藪教授、法学分野からは本山敦教授に対して、意見を求め参考とさせていただいた。

学識経験者による意見聴取を実施した事例として、令和３から５年度の岐阜県の包括外部監査報告書が存在する。

学識経験者からの意見聴取は、専門的な知見を補い、指摘や意見が独りよがりなものにならないようにするために行ったものである。

３　現状の課題

以上の考えに基づいて、高齢者介護に関する事業を監査したことで、高齢者介護に関する介護保険事業における岐阜県の監督機能、基金に基づく事業などについて様々な課題が発見された。その課題の詳細は、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、これらの課題の発生原因は、主に、次の点にあると考えている。

① 現状が維持されることを重視して課題に踏み込めないこと。

② 費用対効果の関係性が認めづらいこと。

以上の課題の原因を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。
県庁全体において対応していただくため、岐阜県に対する提言として、述べる。

第２　提言

１　課題を正確に捉え、一歩ずつ改善に向けた取組を行うこと。

（１）今回の監査の中で、特に課題として大きなものと感じたことは成年後見制度の利用が非常に乏しいことであった。

このような実情そのものは監査人自身も普段の弁護士としての業務を行う中で感じる面があったところではあり、高齢者介護に直接関わる介護事業者においては、成年後見制度の知識を得た者であれば、現実的にあまり多く利用されていないことを把握していたのではないかと思う。

成年後見制度は、法律上は予定されているものの、現実の介護の現場においては、家族が本人のために活動し、その結果としての施設利用がなされているために、成年後見制度の利用を強く求められることはない。しかも、先に検討したように、その実質的な本人意思を考慮すれば、全てが違法とまでは評価しがたい現実もあり、即時に問題が表面化することとが少ないものと考える。

（２）しかし、そのような現状を肯定し続けることは、意思能力を欠いた者の財産管理を、家族とはいえ第三者が自由に行うことを認め、その者のためだけに利用することを肯定しかねない。

また、近時は核家族化が進むことで家族による介護そのものが期待できなくなっている状況も発生しており、施設利用のために家族以外の第三者が身元引受を行い、財産管理を行った結果、高齢者本人の資産が違法に奪われる可能性も存在する。

成年後見制度の利用は、第一次的には本人や親族が検討するものではあるが、現在は市町村申立も認められ公的関与が期待されている。

都道府県は、市町村を支援する側にあることは事実であるが、介護事業者等を指導・監督する立場がある以上、成年後見制度が利用されていないことは市町村と共に把握することはできるのであり、利用されない現状をそのまま見過ごすような対応を肯定することは監査人として認められないものと考える。

（３）また、成年後見制度の利用を強く求めすぎることで、既に適切に介護保険制度を利用する状況を否定するような誤った対応をもたらすことを懸念する点があることは理解するところであるが、現状の課題を把握しながら現実的に何も行わないのでは、これから先より一層の問題が発生した際に急激な対応を行わざるを得なくなり、非常に難しい対応をせざるを得なくなる。成年後見制度については、岐阜県のみが対応を行う課題ではないものの、県独自で行える部分も多々あると思われる。

先ずは、どのような問題が今後起こりうるかを正確に捉えた上で、現状を肯定するのではなく、できる点を模索し一歩ずつ改善に向けた取組を真摯に行うことが必要と

考える。

２　常に事業とその目的の関係性を見直すこと

（１）高齢者介護の各事業を評価する中で強く感じたことは、当該事業が本当に求める効果に繋がるのかという疑問である。

このような疑問は、介護人材確保に関する各種事業のように直接「人の確保」という結果ではなく、間接的に人の確保に繋がるとされる事業であるほど感じやすく、また、このような間接的効果を想定した事業は、事業の開始当初は有効性があると思われても、実際に取り組んだ結果、当初予想しなかった他の要因で効果が発揮されないということも多々ありうると思われる。

（２）特に近時問題とされている働き手不足は、昨年度テーマとした少子化対策と同様に、人口の問題とも関連しており、何らかの事業を行えば、即時に結果をもたらすことを計画すること自体が困難な課題であり、全ての事業において即効性のある効果を要望するのは現実的な評価とは言い難いことも事実である。

即時の効果が分かりづらい事業であるからこそ、事業と実際の効果の関係性が曖昧なまま、事業だけが続けられる可能性があり、効果検証が困難なものほど、そのまま例年の予算規模による事業となって継続されかねない。

継続され続ける事業は、費用対効果の評価や、公費の支出の相当性の評価を曖昧にしかねず、振り返ってみれば無益な支出と評価せざるを得ないことにもなりかねないと考える。

今回の監査で確認された、確定契約に関する契約の在り方や手数料と実費徴収に関する指摘事項は、このような費用対効果の評価が担当課において厳密に行われていなかったことが要因であると考える。

（３）監査人としては、人材確保対策のように目的と事業効果の関連性の検証が困難な事業について、行政課題を解決する速やかな抜本的事業を計画することは困難と考えるが、少なくとも、常に費用対効果を見直す姿勢と、毎回の事業の評価において適切な支出となっているかを見直す姿勢がより重要になるものと考える。

必要とされる事業とその実施のための必要費という点を重視すれば、自ずと費用が増大することになりかねないことから、一定期間同様の事業が継続した際には、原点に立ち返り、当初の事業における経費の積算の根拠などは繰り返し見直すことが必要である。

特に、結果そのものが出ない場合に、結果が出ないことの原因を他の要因にあることのみで検証を終えず、結果に至る過程を常に検証し続け、行っている事業が、無益な支出となっていないかどうかも常に確認し続けることが重要と考える。

第３　最後に

本年度の監査においても、様々な指摘・意見をさせていただいているが、事業全体としては岐阜県が、高齢者介護に関する事業を適切に行っていることを確認させてい

ただいている。

監査人は、この３年間様々な指定・意見をさせていただいており、本年度においては、監査人自身も難しいと感じるところである成年後見制度について指摘・意見をさせていただいているが、その課題の解消については、岐阜県だけでなく多くの関係機関の協力が必要不可欠で非常に困難であるとも思っている。

しかし、難しいというだけでその課題から目を背けたような指摘・意見では、岐阜県がこれまで介護保険事業の運営指導の中で把握し得たはずの状況をそのままにしていることと変わらず、少しでも良い方向に変わっていただくことを願って指摘・意見させていただいている。

この３年間を振り返り、監査人の指摘・意見については、一部で注目いただいたこともある反面、指摘・意見を受けた相手方にとっては、様々な対応を余儀なくされるところになったとも思うところであり、今回も難しい対応を求めることになると考える。

しかし、高齢者介護に関しては以前より 2025 年が一つの大きな転換点として捉えられており、今まさにその 2025 年が始まり、高齢者介護の問題は今後より大きな社会課題となる中で、より適切な運用が求められるところと考える。

監査人の今回の指摘・意見が、今後にどう活きるかは今後の岐阜県の運営にかかるところであるが、その際に、少しでも今回の指摘・意見が、良い方向で活かされることを監査人補助者と共に願い、本監査を終える。

以上

巻末資料

１　令和６年度　包括外部監査の日程..... 3
２　指摘及び意見の一覧..... 8
３　参考報告一覧 39
４　岐阜県の行政機構図（令和５年４月１日時点）..... 42
５　監査対象事業費等一覧..... 44
６　監査の着眼点 47
７　県内の法定後見制度の利用率..... 49
８　地方自治法（抜粋）..... 50
９　国家賠償法（抜粋）..... 54
10　地方財政法（抜粋）..... 54
11　老人福祉法（抜粋）..... 55
12　介護保険法（抜粋）..... 57
13　社会福祉法（抜粋）..... 79
14　岐阜県公文書規程（抜粋）..... 80
15　岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱（抜粋）..... 84
16　岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）
..... 84
17　岐阜県介護保険施設等指導実施要綱（抜粋）..... 84
18　岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める
条例（抜粋） 86
19　岐阜県老人福祉施設指導監査実施要綱（抜粋）..... 87
20　労働基準法（抜粋）..... 87
21　岐阜県補助金等交付規則（抜粋）..... 88
22　岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（抜粋）. 89
23　岐阜県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱（抜粋）..... 89
24　消費税法（抜粋） 90
25　地方自治法施行令(抜粋)..... 90
26　岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付要綱（抜粋）..... 91
27　岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱（抜粋）... 92
28　民法（抜粋） 92
29　岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程（抜粋）..... 93
30　岐阜県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（基金分）交付要綱（抜粋）
..... 94
31　岐阜県介護支援専門員法定研修実施事業費補助金交付要綱（抜粋）..... 94
32　岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱（抜粋）
..... 94
33　岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（抜粋）..... 95
34　成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）..... 95
35　岐阜県訪問看護体制充実強化支援事業補助金交付要綱（抜粋）..... 96
36　岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業 補助金交付要綱（抜粋）
..... 96

37　岐阜県在宅医療連携強化事業実施要綱（抜粋）..... 96
38　岐阜県在宅医療連携強化事業費補助金交付要綱（抜粋）..... 96
39　岐阜県会計規則（抜粋）..... 97
40　地方自治法施行令（抜粋）..... 97
41　岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）..... 99
42　岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）
..... 99
43　岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（抜粋）..... 99
44　岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（抜粋）..... 100
45　参考文献 100

１　令和６年度　包括外部監査の日程

令和６年度の包括外部監査の日程は次のとおりである。監査の透明化という観点から掲載をした。ここでは、内部の全体協議、レクチャー、ヒアリング、現場視察、訪問調査、関係人調査を記載している。監査においては、この他に、文献の収集・検討、監査チーム内部の個別協議、報告書執筆などの作業があるが、以下には含まれていない。

月　日	担当課 等	内　容
４月 18 日	高齢福祉課・西濃県事務所	予備調査ヒアリング
４月 19 日	岐阜県老人クラブ	予備調査ヒアリング
４月 22 日	地域福祉課・岐阜県社会福祉協議会	予備調査ヒアリング
４月 23 日	岐阜県立寿楽苑	予備調査ヒアリング
５月１日	ＺＯＯＭ	内部協議（第１回）
５月 10 日	西濃県事務所・医療福祉連携推進課	予備調査ヒアリング
５月 28 日	監査委員協議会	協議
５月 28 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第２回）
６月７日	西濃県事務所	調査ヒアリング
６月 11 日	西濃県事務所	調査ヒアリング
６月 12 日	高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課	調査ヒアリング
６月 14 日	岐阜地域福祉事務所	調査ヒアリング
６月 27 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第３回）
６月 28 日	岐阜県立寿楽苑	調査ヒアリング
７月３日	可茂県事務所	調査ヒアリング
７月４日	岐阜県立寿楽苑	調査ヒアリング
７月 25 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第４回）
７月 26 日	揖斐県事務所	調査ヒアリング
７月 29 日	飛騨県事務所	調査ヒアリング

８月２日	中濃県事務所	調査ヒアリング
８月６日	恵那県事務所	調査ヒアリング
８月 20 日	行政管理課	調査ヒアリング
８月 21 日	行政管理課	調査ヒアリング
８月 23 日	東濃県事務所	調査ヒアリング
８月 27 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第５回）
８月 28 日	高齢福祉課	調査ヒアリング
９月２日	高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課	調査ヒアリング
９月４日	中濃県事務所	調査ヒアリング
９月 12 日	行政管理課	調査ヒアリング
９月 13 日	行政管理課	調査ヒアリング
９月 17 日	西濃県事務所	調査ヒアリング
９月 18 日	行政管理課	調査ヒアリング
９月 20 日	東濃県事務所	調査ヒアリング
９月 25 日	飛騨県事務所	調査ヒアリング
９月 26 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第６回）
９月 30 日	飛騨寿楽苑	調査ヒアリング
10 月２日	岐阜地域福祉事務所	調査ヒアリング
10 月２日	揖斐県事務所	調査ヒアリング
10 月７日	恵那県事務所	調査ヒアリング
10 月７日	中濃県事務所	調査ヒアリング
10 月８日	可茂県事務所	調査ヒアリング
10 月 23 日	監査委員事務局	調査ヒアリング
10 月 24 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第７回）

10 月 25 日	岐阜地域福祉事務所	調査ヒアリング
11 月 7 日	高齢福祉課	調査ヒアリング
11 月 11 日	高齢福祉課・医療福祉連携推進課	調査ヒアリング
11 月 13 日	高齢福祉課	調査ヒアリング
11 月 22 日	高齢福祉課	調査ヒアリング
11 月 24 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第８回）
11 月 27 日	高齢福祉課	調査ヒアリング
11 月 28 日	地域福祉課・高齢福祉課	調査ヒアリング
11 月 30 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 1 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 7 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 8 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 13 日	飛騨県事務所	調査ヒアリング
12 月 14 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 15 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 20 日	ＺＯＯＭ	内部協議（第９回）
12 月 21 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 22 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
12 月 24 日	地域福祉課	調査ヒアリング
12 月 25 日	監査委員協議会	協議
1 月 11 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1 月 12 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1 月 13 日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1 月 14 日	大藪元康教授	関係人調査

1月16日	本山敦教授	関係人調査
1月17日	高齢福祉課	調査ヒアリング
1月18日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1月19日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1月22日	地域福祉課	調査ヒアリング
1月25日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1月26日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
1月28日	ＺＯＯＭ	内部協議（第10回）
1月29日	岐阜県社会福祉協議会	調査ヒアリング
2月1日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月2日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月8日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月9日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月15日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月16日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月21日	高齢福祉課	調査ヒアリング
2月22日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月23日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月24日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
2月25日	ＺＯＯＭ	内部協議（第11回）
3月1日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
3月2日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
3月3日	高齢福祉課	調査ヒアリング
3月5日	高齢福祉課	調査ヒアリング

３月８日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）
３月９日	ＺＯＯＭ	内部協議（報告書）

２　指摘及び意見の一覧

第１　はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第２」記載のとおりである。

「指摘」は合計 89 個、「意見」は合計 92 個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

第２　指摘及び意見の一覧

本監査における指摘及び監査の意見の一覧は、以下の「指摘・意見の一覧表」のとおりである。

指摘・意見の一覧表

番号	対象（課）	指摘	意見	内　　容	本編頁
第２章　介護保険に関する県の役割　　指摘３　意見０					
第３　介護保険に関する事業費　　指摘３　意見０					
１　介護保険事業県負担金					
1	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	40 頁
２　地域支援事業県負担金					
2	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	44 頁
３　地域支援事業県負担金（重層支援事業分）					
3	地域福祉課	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 国の対応の遅れが原因であったとしても、交付要綱を見直すべきである。	45 頁
第３章　介護保険事業に関する県事務所等の役割　　指摘 30　意見 32					
第１　県事務所等の機能　　指摘０　意見５					
４　県事務所等の全体に共通する指摘・意見					

4	高齢福祉課		意見	【運営指導の方法等の統一】 運営指導は、介護保険事業が適切に運営されるための重要な手続であり、各地域で指導の内容に差異があることは望ましいことではなく、より効率のよい指導のあり方や指導方法について検討を要する内容について等、情報交換をすることが各県事務所等にとっても有益な取り組みとなると考えられる。各県事務所の要望等も踏まえた上で、意見交換を行い必要な範囲で方法等を統一化するのが望ましい。	49 頁
5	高齢福祉課		意見	【県事務所等内部の共有】 各地の運営指導の内容が、他の地域の運営指導でも役立つことがあると考える。利用者等から徴収することができる日常生活費の該当性判断などは、具体的事例に則して理解することで、統一的な解釈にも繋がることから意見交換会や事例紹介などの適宜の方法を用いて県全体で情報を共有することが望ましい。	50 頁
6	高齢福祉課		意見	【資料の保存期間】 介護保険の運営指導の記録については、実際に運営指導を行う際に前回資料を確認することができるよう、少なくとも電磁的記録については保存期間を 10 年以上の期間に定めるなど、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい。	50 頁
7	高齢福祉課		意見	【成年後見制度の利用に関する案内】 高齢者の権利擁護のため、家族等の有無や家族等との関係性を考慮し、本人の意思確認がなされたか不明の場合には家族等に対して成年後見制度の利用を促すよう、老人福祉施設に助言することが望ましい。	51 頁
５　介護事業者改善対策事業費					
8	高齢福祉課		意見	【事業費の名称】 名称に「指導監査実施」という文言を入れるなど、集団指導、実地指導、監査の実施という具体的な事業目的に即した名称に変更することが望ましい。	52 頁
第２　岐阜地域福祉事務所　　指摘６　意見３					
9	岐阜地域福祉事務所	指摘		【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内に１度も指導が行われていない状況は認められない。その原因については、人員不足といった体制整備の問題も含まれていると考えられるところであり、先ずは、現状の遅れを速やかに取り戻すべく、遅れの原因を正確に把握し、適切な体制を整えて、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	55 頁

10	岐阜地域福祉事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行い、これまでの判断の事例等を整理して他の事例の参考にすることが望ましい。	55 頁
11	岐阜地域福祉事務所		意見	【指導方法】 文書指導にあたって必要なマニュアル等が作成されていない事業者に対して作成を指導する場合は、手本となるマニュアル等を示して対応を求めるのが望ましい。	56 頁
12	岐阜地域福祉事務所		意見	【指導書の記録】 文書指導事項以外の、口頭による助言については、今後の運営指導において、助言を与えた事項の改善が図られているかどうかも、後日の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、運営指導結果の記録として明確に記録するのが望ましい。	56 頁
13	岐阜地域福祉事務所	指摘		【過大徴収への指導】 これまで行ってきた費用徴収が、本来的に介護報酬に含まれていたのであれば、施設利用者は、本来負担する必要の無い費用を負担させられていたのであり、少額であったとしても利用者にとっては重大な損失である。 介護報酬において過失であっても不正請求においては、返還を求めることとなることと同じく、施設に対しては、必要以上に徴収した利用料の返還を指導すべきである。	57 頁
14	岐阜地域福祉事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	58 頁
15	岐阜地域福祉事務所	指摘		【通報記録】 通報に対する対応記録は、通報から速やかに適切な対応が行われたかを確認するための重要な行政文書であるところ、正確な年月日の記載は、過去の対応を記録する上では重要な記載事項である。通報に対する対応文書については、年の記載等正確な記載をするとともに、決裁を行っている場合は、決裁年月日を表示すべきである。	59 頁

16	岐阜地域福祉事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	59 頁
17	岐阜地域福祉事務所	指摘		【指導監査結果報告書の作成】 指導監査結果報告書については、口頭指導の結果も含めた重要な記録であることから、指導監査を行った以上、記録として残すべきである。	60 頁
第３　西濃県事務所				**指摘２　意見２**	
18	西濃県事務所	指摘		【運営指導の頻度】 計画的な指導ができなかったのは、運営指導の状況については、データで整理しているものの、指定有効期間内に１度の頻度で実施ができているかの確認が適切に行われていなかったことが原因であったと考えられる。コロナ禍による運営指導の遅れや人員不足の問題があったとしても、指定有効期間内に１度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	63 頁
19	西濃県事務所		意見	【調査方法】 運営指導において確認できなかった事項のうち、各種マニュアルの記載内容によっては文書指導や口頭指導の対象になるおそれがあることから、早期の改善を図るべく、次回の運営指導で確認するのではなく、データ復旧後、速やかに電磁的記録の確認が行われることが望ましい。	64 頁
20	西濃県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	64 頁
21	西濃県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回を前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	65 頁
第４　揖斐県事務所				**指摘２　意見３**	

22	揖斐県事務所		意見	【運営指導の頻度】 　指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	68 頁
23	揖斐県事務所		意見	【運営指導の方法】 　文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	69 頁
24	揖斐県事務所	指摘		【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。各事業者が早期かつ確実に集団指導を受講することにより、上記のような重要な法制度改正に関する情報の確認漏れを防ぐことができ、仮に不備が発覚すればその段階あるいはその後の個別の運営指導の段階で適切に対処することで、違法・不適正な状態を回避することにも繋がる。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	70 頁
25	揖斐県事務所		意見	【保存期間】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	70 頁
26	揖斐県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 　本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	71 頁
第５　中濃県事務所　　**指摘３　意見２**					

27	中濃県事務所		意見	【運営指導の方法】 所内の取り扱いを共通認識としてまとめている点については評価できる。一方で、取扱いについては、厚生労働省のマニュアルや他の県事務所とも異なる独自の基準であることから、他の事務所との判断の違いをもたらさないよう、統一の基準で指導を行うことが望ましい。	75 頁
28	中濃県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	75 頁
29	中濃県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	76 頁
30	中濃県事務所	指摘		【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	76 頁
31	中濃県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	77 頁
第６　可茂県事務所				**指摘６　意見４**	
32	可茂県事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	80 頁
33	可茂県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	81 頁

34	可茂県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	82 頁
35	可茂県事務所	指摘		【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	82 頁
36	可茂県事務所	指摘		【文書の不処分】 保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	82 頁
37	可茂県事務所	指摘		【指導結果の記載の誤り】 文書の記載について、正確に処理するべきである。	83 頁
38	可茂県事務所		意見	【前回と同様の指導】 同一の指導が行われているということは、前回の指導が生かされていないということである。そのため、例えば２回連続で同一の指導がなされた場合には、翌年に再提出をさせる方法や、数か月後に再度指導を実施するなどの近い時点での再確認を行うことが望ましい。	83 頁
39	可茂県事務所		意見	【指導への対応に対する確認】 指導した点が改善したことまで資料に基づいて確認することが重要であり、改善状況についての写真等の提出を求めることが望ましい。	83 頁
40	可茂県事務所	指摘		【提出資料の不備】 施設から提出された資料の内容確認を正確に行うべきである。	83 頁
41	可茂県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	84 頁
第７　東濃県事務所				**指摘４　意見４**	
42	東濃県事務所	指摘		【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内の６年間、１度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	87 頁

43	東濃県事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、口頭指導とその他指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえた判断で行われているが、厚生労働省のマニュアルに沿うなど、他の地域との指導の平等を維持することで均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものと考える。口頭指導とその他指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	88 頁
44	東濃県事務所		意見	【経口補水液に係る指導】 県庁及び他の県事務所等と指導内容について情報共有することが望ましい。	88 頁
45	東濃県事務所		意見	【身体的拘束に係る指導】 記録の内容から身体的拘束が発見され、入所者の１割が身体的拘束を受けているような他の施設と比較しても多い実態が判明した場合、例外的な身体拘束が、十分に要件の検討がなされないまま行われている可能性がある。このため、このような場合は、文書確認のみにとどめるのは妥当ではなく、聞き取り等を踏まえ事実関係を慎重に確認し、法令違反が確認される場合は、運営指導から監査に変更して事実関係を確認することも検討することが望ましい。	89 頁
46	東濃県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	89 頁
47	東濃県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	90 頁
48	東濃県事務所	指摘		【保存期間の延長】 データも文書であり、５年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	90 頁
49	東濃県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	91 頁
第８　恵那県事務所				**指摘３　意見４**	

50	恵那県事務所		意見	【運営指導の頻度】 　指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	94 頁
51	恵那県事務所		意見	【運営指導の頻度】 　新型コロナウイルス感染症のように、年に数回、感染拡大と感染の収束を繰り返すような傾向が見受けられる場合は、そのような傾向を踏まえて計画を立て直し、定められた頻度で運営指導が実施できるよう努め、県事務所単位で計画の遂行が困難な場合は、県庁や他の県事務所から応援を受けるなどして一時的に人員を増やすことが望ましい。	94 頁
52	恵那県事務所		意見	【運営指導の方法】 　指摘事項については、過去の実績を踏まえた判断で、口頭指導を文書指導とする場合もあるが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導、口頭指導等の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	95 頁
53	恵那県事務所	指摘		【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	95 頁
54	恵那県事務所		意見	【保存期間】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は､前回の指導状況を確認するためにも､保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	96 頁
55	恵那県事務所	指摘		【保存期間の延長】 　データも文書であり、５年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	96 頁
56	恵那県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 　本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	98 頁

第９　飛騨県事務所				指摘４　意見５	
57	飛騨県事務所		意見	【運営指導の頻度】 　指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	100 頁
58	飛騨県事務所		意見	【運営指導の方法】 　指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	101 頁
59	飛騨県事務所		意見	【運営指導調書の記録】 　指摘事項以外の、助言事項については、助言を与えたことの改善が図られているかどうかも後の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、助言内容をまとめた明確な記録を残すのが望ましい。	101 頁
60	飛騨県事務所	指摘		【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	102 頁
61	飛騨県事務所		意見	【保存期間】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は､前回の指導状況を確認するためにも､保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	103 頁
62	飛騨県事務所	指摘		【保存期間の延長】 　定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	103 頁
63	飛騨県事務所	指摘		【文書の不処分】 　保存期間が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	103 頁

64	飛騨県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	104 頁
65	飛騨県事務所		意見	【事故報告】 同様の指導が繰り返されている点からして、指導を受ける事業者の姿勢には疑問が感じられるところである。同様の指導が繰り返される場合やそれが利用者の心身の安全に関わる事柄についてはより慎重な指導が必要と考える。前回の指導から次の指導までの間に事故がなかったかなどを確認し、事業者に対し、より積極的な運営指導を行うことが望ましい。	105 頁
第４章　地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業　　指摘 23 意見 33					
１　地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）					
66	高齢福祉課		意見	【経済性】 監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て経済性に優れていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数経済性に疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の３分の２の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で活用を図ることは重要であるが、国の支援があるにせよ税金を財源とすることには変わらず、常に、経済性の観点からの検証を行い、費用対効果を意識した予算の活用となっているかを見直すことが望ましい。	110 頁
67	高齢福祉課		意見	【執行率】 監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て十分な活用がされていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数執行率の観点から疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の３分の２の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で予算を確保していると思われるが、活用がなされてこそ意味があるのであり、予算が確保されながら活用されないことについては、そもそもの予算を確保した意義を見直すことが重要と考える。中には、そもそもの制度の周知や制度活用に関する他の阻害要因があり得るところであることから、執行率が低い事業については、より有効な予算の活用や周知等の見直しを行うことが望ましい。	111 頁
２　地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）					

68	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更交付申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反することのないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	113 頁
3　地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）					
69	高齢福祉課	指摘		【交付申請（添付書類）】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	114 頁
5　介護人材育成事業者認定制度実施事業費					
70	高齢福祉課		意見	【有効性】 本事業は、平成 28 年度から始まり、8 年間継続する事業であるところ、現状の事業者数のみであれば、介護の職場の処遇や職場環境の全体的な底上げの効果も乏しく、雇用の確保に繋がる取組となっているのかは、疑問があるところである。 今後、更なる取組事業者の増大や、取組事業者になることで得られる具体的な効果検証がなされなければ、効果の分からない事業に公費が投じ続けられる状況にもなりかねないことから、他県の取組なども国を通じて情報収集を行いながら、具体的な効果検証を行い、事業の有効性を高める取組を行うことが望ましい。	119 頁
71	高齢福祉課	指摘		【経済性】 委託契約の積算において、毎年の実績に応じた委託金額の減少を考えるか、支援回数にかかわらず全額を支払うという委託契約を単価契約に見直すなどの契約内容の見直しも行い、受託者とはより効率的な審査による経費削減、事業実績報告書の簡素化等を協議し、経費の減少が可能であれば委託契約の全体金額の見直しを図るか、より多くの事業者に対する認定支援を実際に行い、申請件数の増大を目指して、委託費に見合った活動を求めるべきである。	120 頁

72	高齢福祉課	指摘		【効率性】 現状の来場者の状況を見る限り、認定制度や認定事業者を広く一般に普及啓発することを目的にしているにも関わらず、認定事業者を中心とした業界関係者のみが来場者であった可能性があり、このような式典に毎年 200 万円以上の公費を投じる意義があるかは見直しが必要と考える。少なくとも一般来場者の来場者数を確認し、経費支出に見合う普及啓発の効果があるかどうかの検証が必要である。更に、本事業は、単なる認定証の授与が目的ではなく、広く一般に普及啓発することが目的であり、一般来場者を確保する受託者のアイデアを活用すべき事業と考える。最低限の予算の中で実施すべきであるが、これまでどおりの事業では効果が乏しいのであれば、再度プロポーザル方式の活用なども行い、実益のある事業になるよう工夫すべきである。	122 頁
73	高齢福祉課		意見	【事業経費】 委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め積算しながら、改めて全体の総額に対する一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	123 頁
74	高齢福祉課	指摘		【契約書の記載内容】 担当課の認識は、本来担当課として予定していた契約内容とは異なる形式の契約書を作成したことを意味することから、速やかに、認識に沿った契約書の作成を行うべきである。	124 頁
75	出納管理課	指摘		【契約書の記載内容】 確定契約を想定する各課が、認識と合致しない契約を締結しないよう、概算契約、単価契約といった他の契約形態もあり得ることを整理し、業務委託契約書のひな形を整理するべきである。	124 頁
76	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告】 委託業務完了届を受領した段階で、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	125 頁
77	高齢福祉課	指摘		【調査確認】 当初の見積と大きな乖離のある精算報告書が提出された際は、その原因やその内訳を確認し、契約内容にしたがって、精算金額が契約金額を下回っていないかどうかを確認すべきである。	125 頁

78	高齢福祉課		意見	【有効性】 　岐阜県介護人材育成事業者認定制度においてグレード１認定事業者として認定を受けることのメリットを周知し、積極的な活用を促すのが望ましい。	127 頁
６　アセッサー講習受講支援事業費補助金					
79	高齢福祉課		意見	【有効性】 　キャリアアップの仕組みが、介護職員のモチベーションアップだけでなく、介護職員の給与や手当に反映されているか否かという観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	128 頁
８　介護人材確保・育成支援事業費補助金					
80	高齢福祉課		意見	【交付決定（有効性・経済性）】 　各事業所のスケジュールに合わせて柔軟に研修の実施計画を立てることで、多くの職員が各々に必要な研修を受講できると考えられるが、数名しか参加していない研修に対して当該補助金で研修を実施する点は疑問のあるところである。各事業所の規模や職員数により参加人数に差が生じることはやむを得ないが、１回当たりの講師費用の上限を定めていないことも含め、事業実施計画書に記載された研修の内容に照らし、費用対効果を検証することが望ましい。	132 頁
81	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更承認申請）】 　変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	132 頁
82	高齢福祉課		意見	【事業の遂行（交付申請）】 　事業実施計画書の作成においては、講師、時期、回数、会場などの研修内容や研修による効果を具体的に記載させ、誠実に補助事業を履行するよう指導していくことが望ましい。	132 頁
９　介護人材総合情報サイト運営事業費					
83	高齢福祉課	指摘		【単価の設定】 　岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務の事業費積算につき、価格設定の適正性につき、その内訳を見直して、本来的に必要な金額であるかどうかを検討し、見直しが可能であればより有益な支出となるよう委託内容を再検討するべきである。	134 頁
10　介護職員初任者研修等支援事業費補助金					

84	高齢福祉課		意見	【要綱（対象経費）】 社会福祉法人の受講料については、非課税扱いともなりうることから、受講者が仮に課税を前提とした金額を支払っていたとしても、本来的には消費税が発生していない可能性もあることから課税・非課税の扱いに誤りがないかについて注意を促すのが望ましい。	136 頁
11　外国人介護人材受入環境整備事業費					
85	高齢福祉課		意見	【効率性】 電話による相談窓口は職員を常駐させる必要があるため、効率性に疑問が残る。電話による相談窓口を継続するならば、開設日を限定したりＡＩによる電話業務の自動化を進めたりするなどの効率化を図ることが望ましい。	137 頁
12　介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金					
86	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更交付申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	139 頁
13　外国人介護人材マッチング支援事業費					
87	高齢福祉課		意見	【有効性】 マッチングをするために現地機関の確認が必要とは考えるが、本当に渡航の必要性があったかについては疑問が残る。海外渡航以外にマッチング支援につながる活動を推進するのが望ましい。	140 頁
14　外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金					
88	高齢福祉課		意見	【当初予算ベースでの執行率】 介護保険法上の実地指導としての集団指導の際に伝える方法を検討するなど、より周知する方法を検討し、補助事業者などにも聞き取りを行うなどして仮に現在の補助要件である「雇用開始日の属する月から 12 月以内」とされる対象者の制限等が利用をしづらくさせているのであれば、補助要件等を見直すなどの方法により、補助金がより活用されるようにするよう工夫することが望ましい。	142 頁
89	高齢福祉課	指摘		【徴収資料の不足】 岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱７条第１項に定める様式を用いるよう指導をするべきである。	142 頁

90	高齢福祉課	指摘		【記載事項の不十分】 該当の記載内容では、具体的な学習方法が記載されているとはいえず、事業実績報告書としては不十分である。記載例を示すなどして、補助対象事業者に対し、具体的な記載を行うよう指導するべきである。	143 頁
91	高齢福祉課		意見	【記載事項の不十分】 現在の事業実績報告書は、上記のとおり、補助事業者によって記載内容も徹底されておらず、詳細な報告を求める形式であることが、事業者にとって負担となっている可能性も否定できない。実績のないところに補助がなされないようにある程度の報告を求めることは重要であるものの前述の執行率の低さを考慮しても、利用しやすさを検討し、不要な報告となっている部分があれば事業実績報告書の様式を見直すのが望ましい。	143 頁
92	高齢福祉課		意見	【Ｑ＆Ａでの上限設定】 給付行政である補助金の交付は、法律または条例に基づいて行われ、要綱は法律・条例の施行細則的な事項や実施要領などを規定する形式として利用されるものであり、交付条件にかかる事項については、要綱において記載することが望ましい。	143 頁
15　ぎふケアパートナー育成推進事業費					
93	高齢福祉課		意見	【有効性】 本事業は、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげることを目的とし、介護に関する入門的研修の開催をするものである。そのような入門的研修であるのであれば、費用として 500 万円以上の経費をかける以上、岐阜県高齢者安心計画で定められている「介護に関する入門的研修修了者数」年間 30 名という目標設定数では、一人あたり 16 万円という予算の意味合いともとれ、費用対効果が少ないと考えられる。なお、すでに宣伝広告も実施しているとのことであり、研修参加者の募集に手を尽くしているとのことであるが、現状の状況が続くのであれば、事業の在り方自体も含め、事業費として効率的に使用されるように予算の活用方法を検討することが望ましい。	145 頁
16　介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金					
94	高齢福祉課	指摘		【有効性】 既に交付した補助金の残高や償還収入を見越した予算額の算定をすべきである。	147 頁

95	高齢福祉課		意見	【有効性】 本補助金は、一定条件の下、返済免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大 288 万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考える。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	147 頁
96	岐阜県社会福祉協議会		意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（手引きの交付)】 貸付規程のみでは、契約内容を正確に把握できない場合もあることから、借用証書作成の前に、借受人及び連帯保証人に契約の前提となる貸付規程を交付するだけでなく、従来どおり借受人や保証人が契約内容を把握できる貸付の手引きを交付するのが望ましい。	148 頁
97	高齢福祉課・岐阜県社会福祉協議会		意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の規定)】 補助金の根拠となる要綱や貸付の前提となる規程に具体的な定めがなければ、どのような目的の支出であっても岐阜県社会福祉協議会の裁量で貸付を実施できてしまうことが可能と評価されかねない。再就職にために新たに必要な物を購入する場合にのみ貸付を認めるものであれば、規程や補助金交付要綱等の一定の基準を定めることが望ましい。	149 頁
98	高齢福祉課・岐阜県社会福祉協議会		意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の使途)】 再就職準備金は、総額 40 万円と一定条件下ではあれ再就職時には返金が不要となることを考えると、申請者が偽りの事実関係を前提とした不正受給を申請することありうるところである。申請においては、申請者が車両の買い替えではないことを誓約させる誓約書を提出させるなどの不正請求を防止する措置を準備するのが望ましい。	149 頁
99	岐阜県社会福祉協議会	指摘		【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（連帯保証人のみとの交渉)】 連帯保証人からの分割弁済の事実だけでは、主債務者の時効中断事由とは評価されず、最終の弁済期から 10 年（民法改正後の債権なら５年）が経過することで、主債務の時効消滅となり、保証債務も付従性により時効消滅となりかねない。主債務者が行方不明になるなどにより連帯保証人のみとのやり取りしかできない場合は、主債務者に対する訴訟を検討するなど、債権管理のルールを見直すべきである。	149 頁

100	岐阜県社会福祉協議会	指摘		【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（主債務者・保証人の変更届)】 規程を遵守するために、主債務者に連絡し、変更届を提出させるべきである。	150 頁
17 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】					
101	高齢福祉課		意見	【有効性】 概算払いが一括払いか分割払いかも含めどのように行われるかは補助金を受ける側にとって重要な問題である。ある年は一括払いで、ある年は分割払いというように、毎年異なる運用がなされる余地もあり、交付を受ける側が不安定な地位になるおそれもある。 したがって、概算払いを分割して払うのであれば、分割払いの可能性がある旨や一定金額を超えた場合は分割払いとするという内容を要綱に明記することが望ましい。	151 頁
102	高齢福祉課		意見	【有効性】 本補助金は、一定条件の下、返済免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大 44 万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考える。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	151 頁
19 介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）					
103	高齢福祉課	指摘		【交付申請（時期)】 収受印の日付が申請期限を徒過しているにも関わらず受付を行っている。通常期限経過の補助金交付申請は受け付けないことも考えられるため、申請期限を遵守させるべきである。	154 頁
104	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告（提出期限)】 提出された実績報告書には、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	154 頁
20 介護事業所内保育施設運営費補助金					
105	高齢福祉課		意見	【有効性】 介護人材不足の現状から、事業所内で保育施設を運営し、幼児期の子どもを抱える子育て世代が就労しやすい環境を整えることは重要であり、補助金の必要性が認められる。もっとも、当該補助金の有効性の判断においては、事業所内の総職員数、職員の世代別人数、保育施設利用職員数などの基礎データを基に検証を行うことが望ましい。	156 頁
21 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補					

106	高齢福祉課		意見	【有効性】 予算執行率が当初予算に対して低いと思われる。適正な予算額を算定できるよう、算定方法を検討し、予算額が適切であるならば、補助金活用のための施策を講ずることが望ましい。	157 頁
107	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更交付申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	158 頁
24 成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金					
108	地域福祉課		意見	【補助金の名称】 補助金の分かり易さや検索しやすさのため、予算上の補助金名と、要綱上の補助金名の名称は揃えることが望ましい。	162 頁
109	地域福祉課		意見	【交付決定（算定方法・金額）】 今回の補助額 1,387 万 4 千円の全額が当年度に支援する必要があったか、地方財政法第 4 条第 1 項での「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定に当てはめて検討することが望ましい。	163 頁
110	地域福祉課		意見	【事業実績報告（調査確認）】 人件費の減少分を印刷費に転用することによって決算額を調整した疑いが残る。利益を留保するための予算転用とも考えられるため、転用の正当性について、慎重に調査することが望ましい。	163 頁
25 福祉の仕事就職フェア開催費					
111	産業人材課・地域福祉課		意見	【開催方法】 アンケートの結果を受けて、様々な開催方法を検討し続けていくことは重要と考える。特に、地域福祉課におかれては、福祉分野独自でのフェスの効果測定を行い、福祉分野にとってよりよい効果が得られるフェスとなるよう、提案を行うなどすることが望ましい。	165 頁
112	産業人材課・地域福祉課		意見	【募集方法】 高校生の日については､学校単位でフェスに訪れるなど､訪問者数増加、アンケート良化の要素が多いため、単純な比較はできないが、一般開催日についても、より訪問者を増やすための努力、出展企業側が満足できるための方策を検証し続けることが望ましい。	165 頁

113	産業人材課		意見	【委託契約】 公募型プロポーザル方式を採用する以上、複数者からの応募があることが重要である。より多くの応募者を得るために、広報に力をいれるなど、複数者からの応募と提案を得られるよう募集方法を工夫することが望ましい。	166 頁
26　認知症地域医療人材育成事業費					
114	医療福祉連携推進課		意見	【有効性】 医師以外の研修受講者数が少なく、医師以外の受講者がより増えるように委託先に工夫を求めることが望ましい。	168 頁
115	医療福祉連携推進課	指摘		【経済性】 医師の専門性を考慮し、２名の講師を前提とすることは不合理ではないが、２名を予定しながら、講演時間が短時間というのは見直しを求める必要がある。本来求めるべき研修が短時間で実施可能であれば、大規模な予算を確保することなく、必要な範囲での研修となるよう予算の積算根拠等を見直し、最低限の時間などを設定し、費用に見合う研修となるよう再考すべきである。	169 頁
116	医療福祉連携推進課		意見	【効率性】 受講の目標人数もなく、受講の形式を指定する必要がないのであれば、受託者である医師会において、研修会をＷＥＢ受講にするなど、より受講者の負担軽減を考えた内容を検討することも有意義であることから、受託者との間で開催方法等についてより経済的且つ効率的な実施に向けての協議を行うのが望ましい。	169 頁
117	医療福祉連携推進課		意見	【事業経費】 積算と実績に大きな乖離がある場合、同じ委託内容での委託を行うときは、積算内容を精査するか、受託者側計画などの見直しを求めるのが望ましい。	170 頁
118	医療福祉連携推進課		意見	【委託契約（契約内容)】 契約の履行を確認するためにも、具体的な研修内容を受託者である岐阜県医師会と協議し、目標人数などを定めることが望ましい。	170 頁
119	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（提出期限)】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	170 頁
120	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（内容の正確性)】 見積と大きく異なる内容の報告がなされた場合においては、適切な費用支出であるかどうかについて、資料を提出させ検査すべきである。	171 頁

121	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（調査確認）】 契約締結段階で、対面による開催が困難な状況の発生が予想されたことから、対面を前提とした研修会場の契約を締結することそのものを見合わせることが考えられた。また、契約を行ったのであれば、委託契約上債務の履行は必要であり、何等の研修等の実績が無いままであれば委託契約においては、対価の支払いを行う必要はなかった。そのような状況であるにも関わらず、委託者である岐阜県及び受託者である医師会双方が再びの感染拡大も予測せず会場のキャンセル料などが発生した段階で、ＷＥＢ開催などの代替手段を検討せず、岐阜県が、キャンセル料だけを負担する変更契約に応じた判断も不当と評価せざるを得ない。このような事態は再び繰り返さないとも限らないことから、緊急事態宣言が予測される同種の状況下における契約の在り方について対応方針を検討すべきである。	172 頁
第５章　その他の介護に関する事業　　指摘 11　意見 16					
第１　高齢福祉課が所管する補助金・事業費　　指摘６　意見５					
１　高齢福祉課の概要					
122	高齢福祉課	指摘		【高齢福祉課の事業に関する監査の結果】 定期監査資料の内容は正確に記載すべきである。	175 頁
２　軽費老人ホーム事務費補助金					
123	高齢福祉課		意見	【実績報告書の提出期限】 要綱に従い、適正な提出期限までに、完成した実績報告書を提出させるよう運用を改めるのが望ましい。	176 頁
124	高齢福祉課	指摘		【資料の不備】 原本証明の記載のある資料を提出させるべきである。	176 頁
３　老人福祉施設等整備費補助金					
125	高齢福祉課		意見	【経済性】 大幅な補正予算における減額措置は、他の事業の有効な予算活用の妨げになりかねない。市町村計画に沿っての予算確保であることからして、市町村の計画について変更がないかを十分に確認し、当初予算段階で不要な予算確保とならぬように、計画的な予算確保を行うようにするのが望ましい。	178 頁
126	高齢福祉課		意見	【効率性（施設の活用）】 補助により施設が整備されたとしても、定員に対する人員が確保できないことによる入居者の受け入れが出来ない問題が大きくなっている。単なる施設整備のみに補助する以外の予算の有効活用も検討するのが望ましい。	178 頁
４　高齢者施設等防災・減災対策等補助金					

127	高齢福祉課	指摘		【必要資料の徴求】 　入札が行われているのであれば、入札の参加通知、入札書、受領書などの各書類の作成が行われているはずであるから、入札が行われた事実確認のため、各書類の徴求を行うべきである。	181 頁
6　介護サービス改善対策事業費					
128	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（指導監督）】 　高齢福祉課は委託先による催促業務の遂行を確認・監督しなければならないにも関わらず、これが十分なされていなかったと指摘せざるを得ない。 　今後は、委託先において事業の遂行が適切になされているか確認し、報告がなされていない施設については県事務所等へ情報提供を行うなどにより、適切に施設への指導を行うべきである。	184 頁
129	高齢福祉課		意見	【事業費の名称】 　名称に「介護サービス情報公開」という文言を入れるなど、介護サービス利用者等に向けて介護サービス等の情報を公開するという事業目的に則した名称に変更することが望ましい。	184 頁
11　介護福祉士実務者養成施設ＩＣＴ導入事業費補助金					
130	高齢福祉課		意見	【有効性】 　前年度におけるニーズ調査の結果を踏まえながら、ＩＣＴ機器等の導入状況や必要性、導入計画を立てるに当たり支障となり得る事情を考慮し、事業の周知方法（既存の周知手段以外の媒体を利用する可能性や周知の時期･期間等）について再度検討するのが望ましい。	190 頁
131	高齢福祉課	指摘		【検証（事業評価調書）】 　事業評価調書には、当該補助金に対応した正しい内容を記載すべきである。	190 頁
15　介護ロボット導入促進事業費補助金					
132	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告書（提出期限）】 　事業実績報告書の受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	197 頁
第２　地域福祉課が所管する補助金・事業費　　指摘０　意見２					
４　岐阜県福祉人材総合支援センター運営費					

133	地域福祉課		意見	【事業経費】 委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め具体的に積算しながら、各項目に対して一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	205 頁
６　成年後見制度利用促進体制整備推進事業費					
134	地域福祉課		意見	【岐阜県の取組状況】 現状、岐阜県の取組としては、広域的な活動などには不十分な点が存在し、後述のとおり、現状の利用実態から推察される利用状況からすれば、より積極的な取組が必要な状況であると考えられる。成年後見制度の推進の第一次主体は市町村であるものの、市町村のみでは十分な推進が困難な場合もありうることから、県においても自らの取組を実施し、成年後見制度の利用促進を図ることが望ましい。	214 頁
第３　医療福祉連携推進課が所管する補助金・事業費　　指摘５　意見９					
３　訪問看護体制充実強化支援事業費補助金					
135	医療福祉連携推進課	指摘		【交付申請】 交付申請書の提出期限は、補助金交付の前提となる重要な期日となることから、正確な記録とするため文書等の記録の残る方法により通知すべきである。	220 頁
136	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 提出期限が遵守されているかを確認するためにも、交付申請書や実績報告書に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	221 頁
４　認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金					
137	医療福祉連携推進課	指摘		【実績報告書の不備】 実績報告の内容は、補助金が交付目的に沿った利用をされているかを確認するための重要な資料であり、正しい利用の実績を確認するためにも、正確な実績を記載した報告書の提出を求めるべきである。	223 頁
138	医療福祉連携推進課	指摘		【事業報告日にかかる確認の不足】 提出されていた実績報告書のみでは、実績報告書の提出期限が遵守されていないため、報告書が提出された時点において、提出期限を徒過している恐れがある場合には、補助事業者に対し、聞き取り等の調査を行うか、適切な実績報告書を提出するよう指示すべきである。	223 頁

139	医療福祉連携推進課		意見	【補助事業の充実度の差異】 補助金の効果的な活用のため、よりよい活用方法を他の指定医療機関が参考にすることができるよう、補助金の活用の指針を定めることや、県として推奨する補助金活用の参考例の情報を補助対象事業者に対し、共有することが望ましい。	224 頁
5　在宅医療連携強化事業費補助金					
140	医療福祉連携推進課		意見	【補助金の交付対象】 委員会や連絡協議会の構成員や定期的なオブザーバーとして介護分野からの参加者を交えての意見聴取や介護分野との協議を行う事業を実施するなど参加も行えるように、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりという目的達成に向けて、より効果的な事業となるよう交付対象事業の活用を検討することが望ましい。	225 頁
141	医療福祉連携推進課		意見	【在宅医療サポート窓口の報告】 事業費のまとめ資料によれば、在宅医療サポート窓口にかかる事業については、相談支援員を設置する費用も計上されておらず、窓口業務実施内容が不明瞭である。したがって、実績報告書には「在宅医療サポート窓口（相談件数128 件)」における相談結果の概要についての資料の添付を求めるのが望ましい。	226 頁
142	医療福祉連携推進課		意見	【地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の報告】 現在の報告書では、どのような連携が図られたのかの実質が確認できないと思われる。医療と介護の連携というテーマについては、具体論が伴わないと何を目指しているかも分からないことから、医療・介護に関する意見交換や協議を行ったのであれば、その内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の添付を求めるのが望ましい。	227 頁
143	医療福祉連携推進課	指摘		【実績報告書の誤記】 実績にかかる資料であり、正確に記載させるべきである。	227 頁
6　在宅医療人材育成事業費補助金					
144	医療福祉連携推進課		意見	【事業実績報告（調査確認)】 補助金の原資が税金である以上、補助金の合計金額が同じであれば問題ないとは言い切れず、その補助金が何にいくら使われたのかということも大切であると考える。従って、その使途が交付申請時と実績報告時で異なっているのであれば、その理由を事業者に確認し、その正当性を慎重に判断するのが望ましい。	229 頁
7　在宅療養あんしん病床登録事業費補助金					

145	医療福祉連携推進課		意見	【補助金額の変更】 事業内容の大幅な変更がなされているにもかかわらず、予算要求資料への記載がなく、担当課の裁量に委ねられている状況である。財政民主主義の観点から、事業内容の変更点を予算要求資料及び事業評価書に記載し、議会を経て県民に周知することが望ましい。	230 頁
９　地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）					
146	医療福祉連携推進課		意見	【有効性】 令和３年度以降アクセス数が減少傾向にあるところからして、システム構築の効果が弱まっているとも考えられる。今後も在宅医療の実施などの必要性に答えるため、より多くの利用がなされるように、システムの周知などを行うのが望ましい。	233 頁
147	医療福祉連携推進課		意見	【経済性】 ２社に依頼することで、過大に保守料が発生している可能性があるが、その金額がどの程度であるのかの資料が保管されておらず、合理的な判断がなされているかの検証が出来ない状況である。可能であれば１社にまとめることを検討するなど、合理的な運用を検討するのがよいと考える。過去の判断をただ励行するのではなく、過去の判断を行った際の資料を保管しながら定期的な見直しを行うことが望ましい。	234 頁
148	医療福祉連携推進課		意見	【効率性】 両補助金は、共に同じシステム運用のための補助金であることから、予算編成上二つに分ける意義もないことから、統一して支出を確認し、不要な予算確保にならぬよう、予算評価を行うのが望ましい。	234 頁
第６章　県有高齢者施設　　指摘 22　意見８					
第１　岐阜県立寿楽苑　　指摘７　意見１					
３　施設利用契約					
149	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【成年後見利用】 施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は３人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	240 頁

150	岐阜県福祉事業団	指摘		【成年後見人の確認】 成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	241 頁
151	岐阜県福祉事業団	指摘		【契約書の不備】 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	241 頁
4　組織運営					
152	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【指定管理者の表示】 岐阜寿楽苑のパンフレットに、岐阜寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示をすべきである。	242 頁
5　物品管理					
153	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【備品台帳との相違】 備品の正確な管理のためにも、誤記は速やかに修正し、備品の正確な管理のため、備品台帳と実物の相違は直ちに解消すべきである。	242 頁
154	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【管理シール】 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	243 頁
155	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【未使用物品】 物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。	243 頁
6　経理処理上の問題（現金管理）					
156	岐阜県福祉事業団		意見	【現金出納帳の確認印】 当月の現金出納帳は、「係員」「出納員」「会計責任者」が翌月最初の営業日に確認し、押印するのが望ましい。	244 頁
第２　岐阜県立寿楽苑に関する事業費　　指摘４　意見３					
1　県立老人福祉施設設備等整備費					
157	高齢福祉課		意見	【事業経費】 施設管理に多額の支出を要することは今後も変わりがないことから、公費の支出が有効に機能するためにも、指定管理者における施設の職員確保は急務である。指定管理者と協議を行い、県としての人材確保事業を活用するなどして、一日でも早い人材確保を実現するよう指定管理者への指導または支援を行うことが望ましい。	245 頁
2　岐阜県介護研修センター運営事業費					

158	高齢福祉課	指摘		【事業経費】 研修センターの事業内容に比して、３名の常駐職員が必要であるか、早急に再検討し、仮に３名の常駐職員が必要不可欠ということであれば、法定研修以外の業務の充実も検討した上で、同じ場所で行う介護・実習普及センターの職員用の３名との相乗効果も含めて、運営の経済性・効率性を高める方法を検討すべきである。	250 頁
159	高齢福祉課	指摘		【委託契約（随意契約理由）】 他団体の適性も十分考慮した上で、随意契約を認めると判断する理由を再度検討し、十分な理由の有無を記載すべきである。	251 頁
160	岐阜県福祉事業団・高齢福祉課	指摘		【手数料以外の費用の徴収】 手数料と資料代の在り方を見直し、これまで資料代を決定してきた過去の経緯も含め、前述の県における人件費負担の実情等も加味し、受講者にとって適切な負担額を速やかに見直すべきである。	252 頁
３　高齢者介護知識・技術等普及促進事業費					
161	高齢福祉課		意見	【展示方法】 本事業が、一般の県民向けに福祉用具の普及を目指すのであれば、同じ岐阜寿楽苑内であっても、もっと目立つ場所に展示するか、研修受講者以外にも実際の福祉用具を体験する機会を用意するなど、研修受講者以外のより広く多くの人が展示場所を利用するよう指導することが望ましい。	256 頁
162	高齢福祉課		意見	【研修の受講者数】 介護実習の「普及」を目指すのであれば、より広く一般向けの研修を多く開催し、その開催を県民に広く周知することが望ましい。	257 頁
163	高齢福祉課	指摘		【事業経費】 現状、同じ岐阜県福祉事業団に類似の事業を委託しているのであれば、当該状況を有効活用し、両センターの事務量を総合して必要な人件費を計算に入れるなどの、人件費の合理化を検討するか、現状の人員配置を利用して、より多くの介護の普及に関する事業を実施すべきである。	258 頁
第３　岐阜県立飛騨寿楽苑　　指摘 11　意見４					
３　施設利用					

164	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【施設利用】 現状、必要な人員が確保できていない事により施設が利用者の受け入れを行えない状況は、受託者による基本協定書に定めた義務が履行できていない状況である。人員の確保そのものは、現在の人手不足の流れからやむを得ない面があるにせよ、このような状況は公共施設としての利用を妨げる結果であり、一日でも早く人員を確保し受入れ可能となるよう受託者と協議し、状況改善を実現すべきである。	263 頁
4　施設利用契約					
165	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【成年後見利用】 施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は３人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	264 頁
166	岐阜県福祉事業団	指摘		【成年後見人の確認】 成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	265 頁
167	岐阜県福祉事業団	指摘		【契約書の不備】 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	265 頁
5　組織運営					
168	岐阜県福祉事業団	指摘		【職員全体会】 職員全体会は、職員の意識統一のための会であり、年間において限られた回数しか定めていないのであれば、安易に変更することは認め難い。事業計画に定めた内容は、計画通りに事業を行うべきであり、当初の計画段階で異なる活動を予定していたのであれば、明確に記載し、年度途中で変更するのであれば変更計画書を提出すべきである。	265 頁
169	岐阜県福祉事業団	指摘		【経営委員会の開催】 現在の要綱を前提とする場合、書面決議はそもそも認められないと考えられる。要綱において書面決議を認める旨定めるか、要綱どおり委員会を実際に招集して開催し、利用者の意見等を踏まえた経営委員会を開催すべきである。	266 頁

6　物品管理					
170	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【管理シール】 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	266 頁
171	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団		意見	【備品の取扱いの違い】 岐阜県福祉事業団が購入した物品については、「備品に代わる物」として購入したかどうかで、岐阜県の管理物件の備品に準じて取扱いを行うこととなるため、取扱いの疑義が生じることのないように、岐阜県福祉事業団の購入物品も５万円を超える物品については備品として管理するのが望ましい。	267 頁
172	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団		意見	【美術品】 高価な美術品を高齢者施設に用いる事は有益であると考えるが、利用者や来館者の目に触れてこそ価値があると考える。いずれも 100 万円以上の価値がある高価な美術品であることから、美術品の保管状況に注意しつつ、施設利用者等の多くの人の目に触れるよう、設置場所を工夫することが望ましい。	267 頁
173	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【未使用物品】 物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。	268 頁
174	岐阜県福祉事業団	指摘		【寄附物品】 物品の価格が５万円を超える物については、県の保有資産に準じて管理を行うべきである。	268 頁
175	高齢福祉課		意見	【岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなる場合の物品処分について】 岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなっても、次の指定管理者により速やかに事業を継続することができるよう、岐阜県福祉事業団が事業において使用している事業団保有の物品について、県が優先して買い取り（引き取り）交渉ができるような規定を整えることが望ましい。	269 頁
7　施設内事故に対する対応					
176	岐阜県福祉事業団	指摘		【事故報告】 病院受診を要すると判断し受診させた事故については、適切な事故報告となるように、担当者において、報告基準を再度確認し、管轄市及び県に対して事故報告を適切に行うべきである。	269 頁
177	岐阜県福祉事業団	指摘		【事故の記録】 施設内事故の検討及び記録は、次の事故発生を防止するために重要な取り組みである。確認不足等により検討を怠らないように普段の記録管理を徹底すべきである。	270 頁

178	岐阜県福祉事業団		意見	【検討委員会の議事録】 内容などから他の資料等で事故の発生日時等は確認できるものの、後日の検証の際に何時の事故かが曖昧になりかねない。事故発生報告書等との対応関係を明確にするためにも、議事録には具体的な事故発生日時も記載するのが望ましい。	270 頁
第７章　監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について　　指摘０　意見３					
第１　成年後見制度に関する岐阜県の取組　　指摘０　意見１					
７　成年後見制度に対する指摘・意見について					
179	高齢福祉課・地域福祉課・県事務所等		意見	岐阜県や成年後見制度に関与する担当課に対しては、市町村支援の在り方を見直し、成年後見制度の利用促進がなされるよう積極的な取組を行うことが望ましいと意見する。 特に、成年後見制度というのは、本来的には、本人の利益のためにある制度であり、その利益となる制度が使われていないということ自体が、果たして妥当なのかを考えるべきであり、岐阜県としては、第一次的には市町村が担うべきとしても、県内の状況を把握することが可能な立場であることを踏まえれば、知り得た情報を活用し高齢者の権利擁護の観点から、岐阜県として行うべき事を確認し、より一層注力して欲しいと考える。 少なくとも県内の市町村からすれば、介護事業等について岐阜県に対して様々意見や指導を求めるところであり、岐阜県の対応を一つの模範と捉えていると考える。 そのため、県有施設での運営などにおいては、他の施設の模範となるような現状を踏まえた成年後見への取組を示すなどの方法も検討することが重要であると考える。 更に、介護事業所に関わる際には、成年後見制度を利用しないことによる、利用者本人のリスクを伝え、時には財産管理に関与しない施設側にとっても、成年後見制度が問題を解決する有効な手段であることを紹介するなど、利用者や施設運営者双方にとっての利益となることを伝えるなどの活動が、成年後見制度の適切な利用に繋がると考える。	284 頁
第２　介護人材の確保に関する岐阜県の取組　　指摘０　意見１					
２　介護人材確保に関する指摘意見					

180	高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課		意見	人材確保の事業そのものは、現在の全国的な人手不足の状況を考慮すれば必ずしも容易ではなく、必ずしも有効な手法があるとは分からない側面があるが、そのような側面があるからこそ、その効果検証が必要不可欠である。 間接的な影響を前提に事業を計画している場合においては、安易に事業の内容をそのまま継続することなく、特にその効果が実際に人材確保に効果があるかどうかを常に検証し、見直しを続けることが望ましい。	291 頁
第４　在宅医療と介護の連携に関する岐阜県の取組　　指摘０　意見１					
３　在宅医療と介護の連携に関する意見					
181	医療福祉連携推進課		意見	医師を中心とした各関係団体の存在は、在宅医療と介護の連携を確保する意味で重要であることは理解するが、それだけに多くの場面で公費が支出されており、個々の事業費が積み上がると大きな支出となってしまう。これらの予算を適切に執行するにあたって支出先の工夫は重要であり、公費の支出について疑念が生じないよう、適切な支出内容の確認等をより徹底するのが望ましい。	296 頁

3　参考報告一覧

是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考になると思われる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。良い取組と思われる事例を参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

番号	対象課	内　　容	本編頁
1	健康福祉部	【岐阜県高齢者安心計画】 第９期の計画において、施策の担当課を明示することによって、様々な施策がある中で、どの担当課が責任課として施策を推進しているかが分かりやすく、今後の計画の進捗管理において非常に有益な表記である。 また、多くの施策が一覧になっていることで、全体的な施策の状況が分かりやすく、目標値や現状値が明記されていることは、計画による現状の達成地点を分かりやすくし、今後の計画の見直しにおいて非常に有益な表記である。 これらの表記は、他の同種計画の記載方法として参考になると判断し参考報告とする。	23 頁
2	岐阜地域福祉事務所	【資料の保管】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを基本に実施しているところ、県事務所等の多くは、保存期間を５年と定めているため、実際に運営指導を行う際に、前回資料が保管されない状況となっているところ、岐阜地域福祉事務所は 10 年と定めており、他の県事務所の運用の参考となるため、参考報告とする。	58 頁
3	西濃県事務所	【運営指導の頻度】 西濃県事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際、文書による回答が必要と判断される場合は文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者に対し指導事実への回答を求めている。また、岐阜県介護サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準条例に違反する場合は文書指導、それ以外の助言については口頭指導を行っている。このような文書指導と口頭指導の区別については、次年度への引継ぎ事項として共有されている。文書指導と口頭指導の区別が不明確であった県事務所が存在したため、参考報告とする。	63 頁

4	西濃県事務所	【調査方法】 西濃県事務所においては、運営指導結果報告書において、前回指摘事項が記載されており、さらに「前回指摘事項の確認」の欄が設けられていたものがあった。運営指導において、前回指摘事項の改善が見られているか否かは重要であり、運営指導結果報告書に記載することにより指導状況が一見して確認することができるため、参考報告とする。	64 頁
5	揖斐県事務所	【施設監査の方法】 揖斐県事務所としては、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反した」事実は認められるものの、当該問題が労働基準法（同法第 36 条）という「他法令」への違反の問題であること及びその違反について文書指導を行わなくても改善が見込まれることから口頭指導とした旨説明された。 この点について、介護保険法上のマニュアルではあるが、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルにおいても、「運営指導やそれに基づく確認項目及び確認文書において、他法に関するものがありますが、何らかの不備があり文書指導又は口頭指導を行う場合は、あくまでも介護保険法の中で、つまり運営基準等で規定している内容までの範囲で改善指導を行うことができると考えます。例えば、消防法違反や労働基準法違反等の疑いが認められた場合は、介護保険法だけでは問題を解決できないので、消防署、都道府県労働局や労働基準監督署等へ通報することになります。」と規定されている。また老人福祉法上の指導監査については、介護保険施設に対する指導が合わせて行われていることもあることから、このような考え方に基づき、他法令に関しても発見した場合には、適切な指導及び必要な措置を取ることが求められることから参考報告とする。	72 頁
6	可茂県事務所	【運営指導の実施方法】 口頭指導についても、指導書に記載し、意味合いを説明している。そのため、施設としても指導内容の把握が容易であり、また県事務所としても過去にどのような指導をしたかの把握が容易であり、参考となる。	83 頁
7	可茂県事務所	【運営指導の実施方法】 可茂県事務所では、指導の際に、担当者においても自己点検シートのコピーを利用して、指導を実施している。そのため、自己点検シートのチェック事項につき、確認の漏れが生じにくい方法を採用しており、参考となる。	83 頁
8	可茂県事務所	【運営指導の実施方法】 可茂県事務所では、指導記録内に指導結果を添付している。前回指導を踏まえた指導が可能となるため参考となる。	84 頁

9	医療福祉連携推進課（認知症地域医療人材育成事業費）	【事業実績報告（添付書類）】 実績報告において詳細な経費の明細の添付は後日の検証を容易にすることから、適切な経費の支出を確認する上で参考となる。	171 頁
10	高齢福祉課（老人福祉施設等整備費補助金）	【利用度調査】 当該補助金については、前述の特別養護老人ホームの入所者数の状況を踏まえると、補助金の有効性を確認する上で、入所者数の推移は重要な指標であり、補助事業としての有効性を検証する上でも重要な情報となることから、他の施設整備の補助金においても参考になるものと考える。	179 頁
11	地域福祉課（愛のともしび基金事業費補助金（施設整備））	【事業実績報告（調査確認）】 「原則として３万円以上の支払いが発生する場合」との低額での条件を定め、契約手続のチェックを図る措置が講じられており、参考となる。	201 頁
12	地域福祉課（岐阜県福祉人材総合支援センター運営費）	【戻入・精算】 委託契約に関して、その実績を正確に評価し、精算を行う方法としては参考となる取組であることから、参考報告とする。	205 頁
13	地域福祉課（福祉の仕事就職県外フェア開催費）	【経済性】 オンライン開催を活用することで費用をかけずに例年の事業が行えており、経済性の観点から参考となる事例であると考え、参考報告とする。	217 頁

４　岐阜県の行政機構図（令和５年４月１日時点）

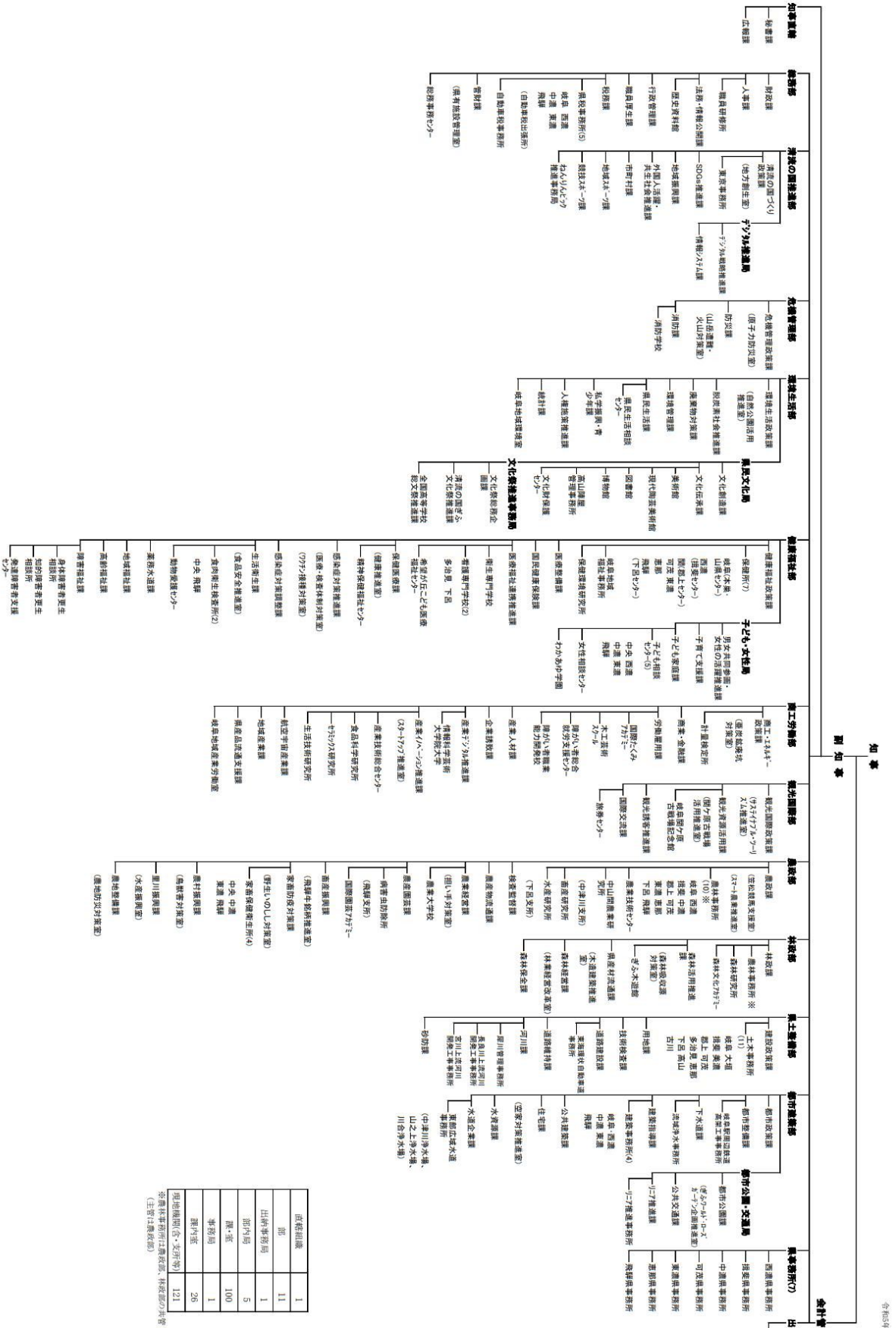

直轄組織	1
部	11
出納事務局	1
部内局	5
課・室	100
事務局	1
課内室	26
現地機関(合・支所等)	121

※農林事務所は農政部、林政部の兼管
(主管は農政部)

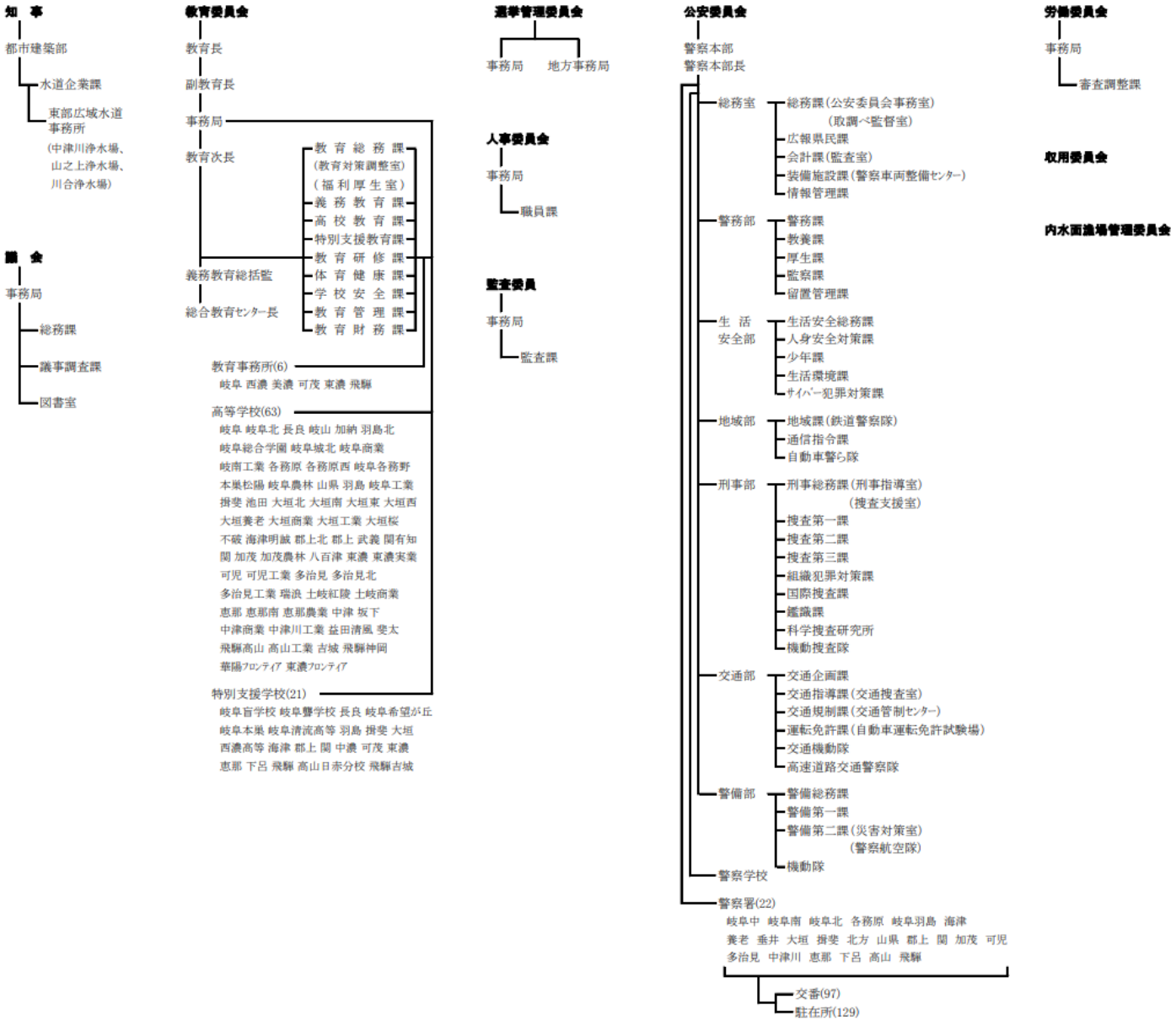
知　事
都市建築部
水道企業課
東部広域水道事務所
(中津川浄水場、山之上浄水場、川合浄水場)
議　会
事務局
総務課
議事調査課
図書室
教育委員会
教育長
副教育長
事務局
教育次長
義務教育総括監
総合教育センター長
教育総務課
(教育対策調整室)
(福利厚生室)
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
教育研修課
体育健康課
学校安全課
教育管理課
教育財務課
教育事務所(6)
岐阜 西濃 美濃 可茂 東濃 飛騨
高等学校(63)
岐阜 岐阜北 長良 岐山 加納 羽島北
岐阜総合学園 岐阜城北 岐阜商業
岐南工業 各務原 各務原西 岐阜各務野
本巣松陽 岐阜農林 山県 羽島 岐阜工業
揖斐 池田 大垣北 大垣南 大垣東 大垣西
大垣養老 大垣商業 大垣工業 大垣桜
不破 海津明誠 郡上北 郡上 武義 関有知
関 加茂 加茂農林 八百津 東濃 東濃実業
可児 可児工業 多治見 多治見北
多治見工業 瑞浪 土岐紅陵 土岐商業
恵那 恵那南 恵那農業 中津 坂下
中津商業 中津川工業 益田清風 斐太
飛騨高山 高山工業 吉城 飛騨神岡
華陽フロンティア 東濃フロンティア
特別支援学校(21)
岐阜盲学校 岐阜聾学校 長良 岐阜希望が丘
岐阜本巣 岐阜清流高等 羽島 揖斐 大垣
西濃高等 海津 郡上 関 中濃 可茂 東濃
恵那 下呂 飛騨 高山日赤分校 飛騨吉城
選挙管理委員会
事務局　地方事務局
人事委員会
事務局
職員課
監査委員
事務局
監査課
公安委員会
警察本部
警察本部長
総務室
総務課(公安委員会事務室)
(取調べ監督室)
広報県民課
会計課(監査室)
装備施設課(警察車両整備センター)
情報管理課
警務部
警務課
教養課
厚生課
監察課
留置管理課
生活安全部
生活安全総務課
人身安全対策課
少年課
生活環境課
サイバー犯罪対策課
地域部
地域課(鉄道警察隊)
通信指令課
自動車警ら隊
刑事部
刑事総務課(刑事指導室)
(捜査支援室)
捜査第一課
捜査第二課
捜査第三課
組織犯罪対策課
国際捜査課
鑑識課
科学捜査研究所
機動捜査隊
交通部
交通企画課
交通指導課(交通捜査室)
交通規制課(交通管制センター)
運転免許課(自動車運転免許試験場)
交通機動隊
高速道路交通警察隊
警備部
警備総務課
警備第一課
警備第二課(災害対策室)
(警察航空隊)
機動隊
警察学校
警察署(22)
岐阜中 岐阜南 岐阜北 各務原 岐阜羽島 海津
養老 垂井 大垣 揖斐 北方 山県 郡上 関 加茂 可児
多治見 中津川 恵那 下呂 高山 飛騨
交番(97)
駐在所(129)
労働委員会
事務局
審査調整課
収用委員会
内水面漁場管理委員会

５　監査対象事業費等一覧

担当課	細々事業名	当初予算額[1]（千円）
高齢福祉課	介護保険事業県負担金	27,028,000
高齢福祉課	地域支援事業県負担金	1,354,000
高齢福祉課	地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）（新型コロナ分）	1,320,172
高齢福祉課	介護事業所等サービス継続支援事業補助金【任意】	966,994
高齢福祉課	地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）	903,828
高齢福祉課	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）	878,870
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）	711,871
高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	553,633
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費）	463,785
高齢福祉課	老人福祉施設等整備費補助金	251,862
高齢福祉課	県立老人福祉施設設備等整備費	247,048
高齢福祉課	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）	228,271
高齢福祉課	介護ロボット導入促進事業費補助金	174,840
高齢福祉課	高齢者施設等防災・減災対策等補助金	140,859
高齢福祉課・地域福祉課	地域支援事業県負担金（重層支援事業分）	138,000
高齢福祉課	介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業費補助金	97,127
高齢福祉課	高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金	76,134
高齢福祉課	介護人材確保・育成支援事業費補助金	53,050
高齢福祉課	介護事業所内保育施設運営費補助金	42,689
医療福祉連携推進課	認知症疾患医療センター運営事業費	35,664
高齢福祉課	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】	35,270
地域福祉課	福祉・介護人材マッチング支援事業費	27,437
高齢福祉課	岐阜県介護研修センター運営事業費（人件費分）	25,877
高齢福祉課	介護人材育成事業者認定制度実施事業費	23,597
高齢福祉課	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補	22,600
地域福祉課	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費（人件費）	21,844
高齢福祉課	介護実習・普及センター人件費	21,079
高齢福祉課	介護人材確保・育成支援事業費	20,692
高齢福祉課	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	19,358

[1]年度途中で予算化された、高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）、高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費）、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）は、３月補正後の最終予算額を記載している。

高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）	18,698
地域福祉課	愛のともしび基金事業費補助金（施設整備）	15,000
地域福祉課	成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金	13,874
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）	13,556
地域福祉課	愛のともしび基金事業費補助金	13,500
高齢福祉課	介護人材総合情報サイト運営事業費	11,915
医療福祉連携推進課	認知症地域医療人材育成事業費	9,515
高齢福祉課	高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）	9,268
地域福祉課	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費	8,344
高齢福祉課	介護事業者改善対策事業費	7,577
高齢福祉課	介護職員初任者研修等支援事業費補助金	7,155
高齢福祉課	介護サービス改善対策事業費	7,007
医療福祉連携推進課	訪問看護体制充実強化支援事業費補助金	7,000
高齢福祉課	苦情処理体制整備助成事業費補助金	6,745
高齢福祉課	高齢者権利擁護センター設置事業費	6,716
高齢福祉課	ぎふケアパートナー育成推進事業費	6,499
高齢福祉課	介護給付適正化推進特別事業費	6,145
高齢福祉課	外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金	6,000
地域福祉課	運営適正化委員会設置運営費補助金	5,952
高齢福祉課	外国人介護人材マッチング支援事業費	5,521
医療福祉連携推進課	認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金	5,217
医療福祉連携推進課	在宅医療連携強化事業費補助金	5,107
医療福祉連携推進課	在宅医療人材育成事業費補助金	5,089
地域福祉課	福祉の仕事就職フェア開催費	5,050
高齢福祉課	外国人介護人材受入環境整備事業費	5,017
高齢福祉課	社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金	5,006
医療福祉連携推進課	地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）	3,500
高齢福祉課	介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金	2,840
医療福祉連携推進課	在宅療養あんしん病床登録事業費補助金	2,625
医療福祉連携推進課	地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分）	2,500
高齢福祉課	介護予防専門職派遣事業費補助金（国補）	2,410

地域福祉課	福祉人材確保・育成・定着推進事業費	2,200
高齢福祉課	介護福祉士実務者養成施設ＩＣＴ導入事業費補助金	2,000
高齢福祉課	介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補）	1,750
医療福祉連携推進課	認知症サポート体制整備事業費補助金	1,700
高齢福祉課	介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）	1,400
地域福祉課	成年後見制度利用促進体制整備推進事業費	1,338
高齢福祉課	アセッサー講習受講支援事業費補助金	1,270
地域福祉課	福祉人材総合ポータルサイト運営事業費	1,206
地域福祉課	福祉の仕事就職県外フェア開催費	314
高齢福祉課	障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金	25

6　監査の着眼点

（1）本監査における補助金の評価の観点

項目	観点	チェック
３Ｅの観点	事業に係る事務の執行に際して、経済性、効率性を追求しているか	
	実施した事業に対する費用対効果の確認が行われているか	
	事業手続きの重複はないか、優先順位が低いと思われる事務が温存されていないか	
交付要綱	交付目的は具体的に規定されているか	
	補助対象事業の内容は明確に規定されているか	
	補助対象経費の範囲は定められているか	
	補助金の割合・上限は定められているか	
	補助金の算定基準は明確に規定されているか	
	暴力団排除条項はあるか	
交付の目的	公益に寄与するもので、正当なものか	
	形式的な定めと実質的な目的に乖離はないか	
手続き全体	手続きは補助金等交付規則、要綱等の法規の定めに反していないか	
申請（規則第４条）	申請書は適切な時期に提出されているか	
	補助金の目的及び内容は明確かつ具体的に記載されているか	
	必要な書類は添付されているか	
	申請者と双方代理になっていないか	
交付決定（規則第５条）	補助金の算定方法・金額は事業の性質・規模に対して適切か	
	補助対象経費は個別具体的に定められているか	
	補助対象経費の詳細がわかる内容等を記載した書面は作成されているか	
	交付決定は適切な時期になされているか	
実績報告	実績報告は適切な時期までに提出されているか	
	必要な書類は添付されているか	
	実績報告の正確性の検証はなされているか	
	補助事業が交付決定通りに遂行されているかの調査確認はなされているか	

（2）　本監査における事業費の評価の観点

項目	観点	チェック
３Ｅの観点	事業に係る事務の執行に際して、経済性、効率性を追求しているか	
	実施した事業に対する費用対効果の確認が行われているか	
	事業手続きの重複はないか、優先順位が低いと思われる事務	

	が温存されていないか	
委託の目的	公益に寄与するもので、正当なものか	
	形式的な定めと実質的な目的に乖離はないか	
委託契約	委託業務の目的は具体的に記載されているか	
	委託業務の内容は具体的に記載されているか	
	随意契約をすることができる場合に該当することの説明は具体的に記載されているか	
委託業務の遂行	業務実施に係る事業計画書が作成されているか	
手続き全体	手続きは法律、条例、規則、要綱等の法規の定めに反していないか	
実績報告	実績報告は適切な時期までに提出されているか	
	必要な書類は添付されているか	
	実績報告の正確性の検証はなされているか	
	委託業務が事業計画通りに遂行されているかの調査確認はなされているか	

7　県内の法定後見制度の利用率

本人の住所	市町村別高齢者人口	法定後見合計	利用率	後見	保佐	補助
瑞浪市	11482	112	0.98%	65	34	13
土岐市	17350	140	0.81%	75	46	19
山県市	9196	67	0.73%	50	12	5
関市	26302	171	0.65%	152	16	3
岐阜市	112295	649	0.58%	503	108	38
中津川市	24738	141	0.57%	82	42	17
笠松町	6145	34	0.55%	26	6	2
美濃加茂市	13117	66	0.50%	47	15	4
垂井町	8258	41	0.50%	34	6	1
多治見市	33687	167	0.50%	92	49	26
恵那市	16652	82	0.49%	47	27	8
坂祝町	2332	11	0.47%	4	5	2
大垣市	43567	190	0.44%	135	43	12
高山市	27747	109	0.39%	84	22	3
羽島市	18328	63	0.34%	50	11	2
八百津町	4053	13	0.32%	10	1	2
各務原市	40979	129	0.31%	107	20	2
下呂市	11911	37	0.31%	24	11	2
海津市	11384	35	0.31%	25	8	2
関ヶ原町	2610	8	0.31%	5	2	1
御嵩町	5657	17	0.30%	11	5	1
揖斐広域連合	20919	60	0.29%	45	10	5
飛騨市	8832	24	0.27%	17	5	2
郡上市	14390	38	0.26%	26	8	4
岐南町	5889	14	0.24%	9	3	2
富加町	1843	4	0.22%	2	1	1
白川村	481	1	0.21%	1	0	0
七宗町	1495	3	0.20%	3	0	0
可児市	28160	54	0.19%	45	7	2
安八広域連合	12701	24	0.19%	17	6	1
養老町	9191	17	0.18%	11	5	1
白川町	3379	6	0.18%	5	1	0
もとす広域連合	26484	45	0.17%	37	3	5
美濃市	6922	11	0.16%	9	2	0
川辺町	3190	3	0.09%	2	1	0
東白川村	886	0	0.00%	0	0	0
合計	592552	2586	0.44%	1857	541	188

８　地方自治法（抜粋）

第二条　地方公共団体は、法人とする。
２　普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
３　市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
４　市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
５　都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
６　都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
７　特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
８　この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
９　この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
一　法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
二　法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）
10　この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
11　地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
12　地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
13　法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
14　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
15　地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16　地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
17　前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。
第二章　住民
第十条　市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
２　住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。
第三節　収入
（分担金等に関する規制及び罰則）
第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
２　分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
３　詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。
第六節　契約
（契約の履行の確保）
第二百三十四条の二　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
２　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。
第十節　住民による監査請求及び訴訟
（住民監査請求）
第二百四十二条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補塡するために必要な

措置を講ずべきことを請求することができる。
２　前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
３　第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
４　第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
５　第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
６　前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。
７　監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
８　監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。
９　第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
10　普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
11　第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
（住民訴訟）
第二百四十二条の二　普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。
一　当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二　行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
三　当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
四　当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求
２　前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。
一　監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合　当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
二　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合　当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内
三　監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合　当該六十日を経過した日から三十日以内
四　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合　当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
３　前項の期間は、不変期間とする。
４　第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。
５　第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
６　第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
７　第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
８　前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。
９　民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
10　第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。
11　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。
12　第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。
第十三章　外部監査契約に基づく監査
第一節　通則
（特定の事件についての監査の制限）
第二百五十二条の二十九　包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関す

る報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査人（普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

（包括外部監査人の監査）

第二百五十二条の三十七　包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

２　包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たつては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

３　包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

４　包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

５　包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

９　国家賠償法（抜粋）

第一条　国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

２　前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

10　地方財政法（抜粋）

（予算の執行等）

第四条　地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

２　地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

（財産の管理及び運用）
第八条　地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

11　老人福祉法（抜粋）

第三章　事業及び施設
（都道府県老人福祉計画）
第二十条の九　都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
２　都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
３　都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
一　老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
二　老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる措置に関する事項
４　都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たつては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。
５　都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。
６　都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
７　都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
(届出等)
第二十九条　有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
一　施設の名称及び設置予定地
二　設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
三　その他厚生労働省令で定める事項
２　前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
３　第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならな

い。
４　都道府県知事は、前三項の規定による届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知しなければならない。
５　市町村長は、第一項から第三項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。
６　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。
７　有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。
８　有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。
９　有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
１０　有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。
１１　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。
１２　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
１３　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
１４　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
１５　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
１６　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であ

つて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
１７　都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
１８　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十六項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。
１９　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十六項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

12　介護保険法（抜粋）

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
（保険者）
第三条　市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
２　市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。
（国民の努力及び義務）
第四条　国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。
２　国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。
（国及び地方公共団体の責務）
第五条　国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
２　都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
３　都道府県は、前項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。
４　国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉

サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。
５　国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。
第三章　介護認定審査会
（共同設置の支援）
第十六条　都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。
２　都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。
第四章　保険給付
第一節　通則
（帳簿書類の提示等）
第二十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
３　前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
４　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（指定市町村事務受託法人）
第二十四条の二　市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができる。
一　第二十三条に規定する事務（照会等対象者の選定に係るものを除く。）
二　第二十七条第二項（第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査に関する事務
三　その他厚生労働省令で定める事務
２　指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

３　指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員（前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
４　指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
５　市町村は、第一項の規定により同項第一号又は第三号に掲げる事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
６　前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。
（指定都道府県事務受託法人）
第二十四条の三　都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。
一　第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）
二　その他厚生労働省令で定める事務
２　指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
３　指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
４　都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
５　第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。
６　前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。
第五章　介護支援専門員並びに事業者及び施設
第一節　介護支援専門員
第一款　登録等
（介護支援専門員の登録）
第六十九条の二　厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。
一　心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
三　この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四　登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五　第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
六　第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
七　第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの
２　前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。
（介護支援専門員証の交付等）
第六十九条の七　第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。
２　介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第六十九条の二第一項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。
３　介護支援専門員証（第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。）の有効期間は、五年とする。
４　介護支援専門員証が交付された後第六十九条の三の規定により登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。
５　前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があったときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。
６　介護支援専門員は、第六十九条の二第一項の登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
７　介護支援専門員は、第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
８　前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があったときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。
（介護支援専門員証の有効期間の更新）
第六十九条の八　介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。
２　介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。
３　前条第三項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。
第二節　指定居宅サービス事業者
（指定居宅サービス事業者の指定）
第七十条　第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居

宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。
２　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。
一　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
三　申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三、第百十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。
六　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消

しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二　申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における

当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八　第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十の二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
３　都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
４　都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。
５　都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

は、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。
６　都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。
７　関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第四十一条第一項本文の指定（前項の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものを除く。次項において同じ。）について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
８　関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第四十一条第一項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
９　都道府県知事は、第六項又は前項の意見を勘案し、第四十一条第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
10　市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画（第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第百十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
一　当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。
二　その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。
11　都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正

な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
（指定の更新）
第七十条の二　第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
２　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
４　前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。
第七十四条　指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。
２　前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。
３　都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一　指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
二　指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
三　指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四　指定居宅サービスの事業に係る利用定員
４　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
５　指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
６　指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
第三節　指定地域密着型サービス事業者
（指定地域密着型サービス事業者の指定）
第七十八条の二　第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業

所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。
２　市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
３　都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
４　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。
一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
三　申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
六　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定

施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二　前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
九　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
５　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
６　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四から第五号までを除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。
一　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
一の二　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入

居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
一の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。
二　申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
二の二　申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
二の三　第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
三　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
三の二　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
三の三　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
三の四　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所

で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
四　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
五　地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第一項の申請があった場合において、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。
イ　当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス（地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の種類ごとの量が、第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。
ロ　その他第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。
7　市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
8　市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
9　第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。
10　前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。
一　所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき　当該指定がされた時
二　所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき　被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時
11　第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の

取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第十節　介護サービス情報の公表

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五　介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

４　都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

５　都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

６　都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

７　都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

第六章　地域支援事業等
（地域支援事業）
第百十五条の四十五　市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。
一　居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）
イ　居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）
ロ　居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）
ハ　厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（ニにおいて「第一号生活支援事業」という。）
ニ　居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）
二　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）
２　市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
一　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
二　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
三　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
四　医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供

する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）
五　被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
六　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業
３　市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業
二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
４　地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
５　市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
６　市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第百十七条第三項第十号において同じ。）を行う後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。）との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、地域支援事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者保健事業及び国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（同号において「国民健康保険保健事業」という。）と一体的に実施するよう努めるものとする。
７　市町村は、前項の規定により地域支援事業を行うに当たって必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
８　前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。
９　市町村は、第六項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報を併せて活用することができる。
１０　市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用

料を請求することができる。
（地域包括支援センター）
第百十五条の四十六　地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。
２　市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
３　次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
４　地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。
５　地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。
６　市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
７　地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。
８　地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
９　市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。
１０　市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。
１１　第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
１２　前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
（会議）
第百十五条の四十八　市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

２　会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
３　会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
４　関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
５　会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。
第七章　介護保険事業計画
（都道府県介護保険事業支援計画）
第百十八条　都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。
２　都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
二　都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項
三　前号に掲げる事項の目標に関する事項
３　都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
一　介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
二　介護サービス情報の公表に関する事項
三　介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
四　介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する事業に関する事項
五　介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
六　介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項
七　前項第一号の区域ごとの当該区域における第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数
４　都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
５　都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状

況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。
６　都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。
７　都道府県介護保険事業支援計画は、第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
８　都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。
９　都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第八項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
10　都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
11　都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
12　都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
（都道府県知事の助言等）
第百十九条　都道府県知事は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。
２　厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県介護保険事業支援計画の作成の手法その他都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。
第八章　費用等
第一節　費用の負担
（都道府県の負担等）
第百二十三条　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。
一　介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用　百分の十二・五
二　介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用　百分の十七・五
２　第百二十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。
３　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。
４　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。
第二節　財政安定化基金等

（財政安定化基金）
第百四十七条　都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。
一　実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。
イ　実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額
ロ　基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額
二　基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。
２　前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　予定保険料収納額　市町村において当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間（以下「計画期間」という。）中に収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項及び次条において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額
二　実績保険料収納額　市町村において計画期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額
三　基金事業対象収入額　市町村の介護保険に関する特別会計において計画期間中に収入した金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額
四　基金事業対象費用額　市町村において計画期間中に介護給付及び予防給付に要した費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額
五　基金事業交付額　市町村が計画期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額
３　都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。
４　市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。
５　都道府県は、政令で定めるところにより、第三項の規定により市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。
６　国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。
７　財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない。
８　第百二十一条第二項の規定は、第二項第一号に規定する介護給付及び予防給付に要する

費用の額並びに同項第二号から第四号までに規定する介護給付及び予防給付に要した費用の額について準用する。
第十章　国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務
（連合会の業務）
第百七十六条　連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。
一　第四十一条第十項（第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払
二　第百十五条の四十五の三第六項の規定により市町村から委託を受けて行う第一号事業支給費の請求に関する審査及び支払並びに第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であって、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの
三　指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言
２　連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。
一　第二十一条第三項の規定により市町村から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務
二　指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業並びに介護保険施設の運営
三　第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）
四　前三号に掲げるもののほか、介護保険事業の円滑な運営に資する事業
第十二章　審査請求
（審査請求）
第百八十三条　保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に不服がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。
２　前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。
（介護保険審査会の設置）
第百八十四条　介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）は、各都道府県に置く。
（連合会に対する監督）
第百九十八条　連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（介護保険法（平成九年法律第百二十

三号）第百七十七条に規定する介護保険事業関係業務を含む。）」とする。

13　社会福祉法（抜粋）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

２　前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ　子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ　生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二　地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ　子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四　地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五　複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六　前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成

その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
３　市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たつては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
４　市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（都道府県地域福祉支援計画）
第百八条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
五　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
２　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
３　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

14　岐阜県公文書規程（抜粋）

第一章　総則
第一節　通則
（文書による事務処理の原則）
第三条　事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。
２　文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。
３　文書は、即日処理を原則として迅速に取り扱わなければならない。
４　秘密に属する文書（以下「秘密文書」という。）は、特に細密な注意を払つて取り扱わなければならない。
５　文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。
（文書作成の原則）
第三条の二　職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的

に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。
一　条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯
二　「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯
三　個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
四　職員の人事に関する事項
２　前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。
第二章　本庁における文書の取扱い
第一節　文書の収受及び配布
（配布を受けた文書の取扱い）
第十三条　文書取扱責任者は、法務・情報公開課長から文書の配布を受けたときは、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める手続を執らなければならない。
一　親展文書　直ちに宛名人に交付すること。
二　親展文書以外の文書　法務・情報公開課において既に開封されているものは直ちに、その他のものは速やかに開封し、当該文書の右下部余白に収受印（別記第七号様式）を、右上部余白にファイル印（別記第八号様式）を押した後、主務係長（係長が置かれていない場合は、課長の指定する者。以下この章において同じ。）に交付すること。この場合において、交付を受けた主務係長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書にあつては番号を付け、当該文書に押された収受印に記号及び番号を記入するものとする。
２　第一項に定める文書の収受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。
一　特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書　特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
二　封皮に収受印の押されている文書　封皮に押されている収受印の日付と同一の日付
三　その他の文書　文書が配布された日の日付
３　親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果それが前各項に定める手続を要すると認められるときは、速やかに文書取扱責任者に返付しなければならない。
（各課に直接送達された文書等の取扱い）
第十四条　主務課に直接持参された文書及びファクシミリにより受信した文書は、主務課において前条の例により処理するものとする。
２　事務担当者に直接持参された文書は、直ちに文書取扱責任者に回付しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認めたものについては、事務担当者が前条の例により収受することができる。
（電子文書を受信した場合の取扱い）
第十四条の三　文書取扱責任者は、所属宛ての電子文書を受信したときは、主務係長に転送しなければならない。この場合において、主務係長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付けなければならない。
２　職員宛ての電子文書を受信した場合は、親展扱いのものを除き、当該職員が文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付けなければならない。
３　前二項の規定にかかわらず、受信した電子文書を紙に出力した場合は、第十三条の規定の例により処理するものとする。

第二節　文書の処理
（決裁年月日）
第二十四条　決裁が完了したときは、事務担当者は決裁が完了した文書（以下「原議」という。）に決裁年月日を表示しなければならない。
第三章　現地機関等における文書の取扱い
第一節　文書の収受及び配布
（文書等の収受及び配布）
第四十三条　文書取扱責任者は、文書等が現地機関等に到達したときは、当該文書等を受領し、特殊扱い文書、電報又は運送便による物品については、特殊扱文書配布簿（別記第四号様式）に必要事項を記載しなければならない。
２　文書取扱責任者は、前項の規定により受領した文書等について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続を執らなければならない。
一　親展文書　直ちに宛名人に交付すること。
二　親展文書以外の文書　開封した後、文書の右下部余白に収受印（別記第七号様式）を、右上部余白にファイル印（別記第八号様式）を押し、主務課長（課を置かない現地機関等にあつては主務係長。以下同じ。）に交付すること。この場合において、交付を受けた主務課長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書にあつては、番号を付け当該文書に押された収受印に記号及び番号を記入するものとする。
三　運送便による物品　直ちに主務課長に交付すること。
３　第二項に定める文書の収受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。
一　特殊扱文書配布簿に登載された文書　特殊扱文書配布簿に記載されている日付
二　休庁日等に到達した前号以外の文書　第四十五条第一項の規定により区分された日付
三　その他の文書　文書を受領した日の日付
４　親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果それが前各項に定める手続を要すると認められるときは、速やかに文書取扱責任者に返付しなければならない。
５　主務課長は、文書取扱責任者から配布を受けた文書のうち自課の所管に属しないものがあるときは、直ちに当該文書を文書取扱責任者に返付しなければならない。
６　事務担当者に直接持参された文書は、直ちに文書取扱責任者に回付しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認めたものについては、事務担当者が第一項及び第二項の規定の例により収受することができる。
第三章　現地機関等における文書の取扱い
第五節　完結文書の整理、保管、保存及び廃棄
（保存期間）
第六十八条　前条第二項の文書分類表に記載する完結文書の保存期間の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに当該各号に定める基準により設定しなければならない。
一　三十年
イ　令達文書のうち達及び指令で特に重要なもの
ロ　職員の任免、賞罰等に関するもの（現地機関等で採用された職員に係るものに限る。）
ハ　争訟（本庁で処理するものを除く。）に関する文書で特に重要なもの
ニ　その他三十年保存を必要と認めるもの
二　十五年
会計に関するもの（旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。）
三　十年

イ　陳情に関する文書で重要なもの
ロ　その他十年保存を必要と認めるもの
四　五年
イ　統計、調査及び計画に関するもの
ロ　会計に関するもの（第二号に規定するものを除く。）
ハ　その他五年保存を必要と認めるもの
五　三年
イ　市町村議会の運営指導に関するもの
ロ　市町村等連絡会議に関するもの
ハ　表彰の内申に関するもの
ニ　その他三年保存を必要と認めるもの
六　一年
軽易な文書で、一年保管を必要と認めるもの
七　事務処理上必要な一年未満の期間
前各号に掲げる文書以外の文書で、一年保管を必要と認めないもの
２　前項の場合において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証のために必要となる文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。
３　前二項の規定にかかわらず、本庁において原本を保存する文書については、適宜当該文書の保存期間を短縮することができる。
４　完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、四月一日から五月三十一日までの間において施行する前年度の会計に係る文書にあつては、その施行の日の属する年度の初日から起算する。
５　前項の規定にかかわらず、常用文書の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなつた日の属する年度の翌年度の初日から起算する。
（保存期間の延長等）
第七十三条　主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者に協議しなければならない。
２　文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。この場合において、延長の必要がない文書については、廃棄の登録を行わなければならない。
（文書の廃棄）
第七十四条　文書取扱責任者は、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに当該保存文書を廃棄しなければならない。
２　文書取扱責任者は、保存期間内であつても明らかに保存の必要がなくなつたと認められる保存文書については、主務課長と協議して、廃棄の決定をすることができる。この場合においては、文書管理システムに廃棄の登録をしなければならない。
３　文書取扱責任者は、前二項の規定により廃棄する文書のうち歴史的価値のある公文書の基準として館長が別に定めるものに該当するものについて、館長に引き継ぐものとする。
４　主務課長は、主務課において整理し、及び保管している文書を廃棄するときは、前項の規定に準じて処理しなければならない。

15　岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第９条　実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。

２　実績報告書には、別記第５号様式において定める書式を添付しなければならない。

３　実績報告書の提出期限は、交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の６月 10 日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）とする。

16　岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

第二章　設備及び運営に関する基準

（入所者の処遇に関する計画）

第十四条　特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

17　岐阜県介護保険施設等指導実施要綱（抜粋）

第４　指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

１ 集団指導

集団指導は、県事務所長等において、知事又は県事務所長等が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年１回以上（介護報酬改定年度を除く。）、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

２ 運営指導

（１）運営指導の形態

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行う。また、県事務所長等が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣及び県事務所長等、又は県事務所長等及び市町村長（中核市の長を除く。）が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

（２）実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）又は施設サ

ービスについては、３年に１回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。
（３）運営指導の内容
運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記（１）ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については別に定める。
また、運営指導（上記（１）ア及びイに限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。
第６ 指導方法等
１ 集団指導
（１）実施通知
県事務所長等は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として集団指導実施日の２か月前までに通知する。
（２）指導方法
実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。
なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。
２ 運営指導
（１）実施通知
県事務所長等は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として運営指導実施日の１月前までに通知する。
ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。
① 運営指導の根拠規定及び目的
② 運営指導の日時及び場所
③ 指導担当者
④ 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
⑤ 準備すべき書類等
⑥ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）
（２）指導方法
運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。
（３）運営指導の留意点
ア 所要時間の短縮等
運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険 施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と県事務所又は 岐阜地域福祉事務所（以下「県事務所等」という。）双方の負担を軽減し、運 営指導の頻度向上を図る。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施
同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、 できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。
ウ 関連する法律に基づく監査の同時実施
老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施について
は、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。
エ 運営指導で準備する書類等
運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については１部とし、県事務所等が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。
また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面につ いて、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプ レイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求 めない。
オ 利用者等の記録等の確認
利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、 特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として３名以内とする。
（４）指導結果の通知等
運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨の通知する。
（５）報告書の提出
県事務所長等は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、期限を付して、文書により報告を求めるものとする。
なお、当該報告があったときは、改善を要する事項について対応が行われたことを、原則として書面等により確認する。

18　岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（抜粋）

第二章　訪問介護
第一節　人員、設備及び運営に関する基準
（事故発生時の対応）
第三十八条　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
３　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
第四章　訪問看護
（準用）
第七十三条　第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十五条から第三十九条まで及び

第五十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条第一項中「第二十九条」とあるのは「第七十一条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

19　岐阜県老人福祉施設指導監査実施要綱（抜粋）

（指導監査結果の処理）

第９条　監査担当職員は、その結果について速やかに復命書を作成する。

２　指導監査結果の通知については、その内容を検討し、所属長と協議のうえ決定し、文書で施設の設置者へ通知する。その場合、改善を要する事項については、期限を付して文書により報告を求める。

３　県事務所等は、前項の報告があったときは、改善を要する事項について対応が行われたことを、原則として書面等により確認する。

４　指導監査結果の通知に対する報告がない場合、又は継続的に指導を行っても改善の状況が確認できない場合、県事務所等は高齢福祉課へ報告するものとし、高齢福祉課は第３条第３項の手続きを検討する。

20　労働基準法（抜粋）

（時間外及び休日の労働）

第三十六条　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

２　前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲

二　対象期間（この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、一年間に限るものとする。第四号及び第六項第三号において同じ。）

三　労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合

四　対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

五　労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

３　前項第四号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。

４　前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

５　第一項の協定においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働

させる必要がある場合において、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（第二項第四号に関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。）並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間（同号に関して協定した時間を含め七百二十時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができる。この場合において、第一項の協定に、併せて第二項第二号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が一箇月について四十五時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間）を超えることができる月数（一年について六箇月以内に限る。）を定めなければならない。
６　使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。
一　坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、一日について労働時間を延長して労働させた時間　二時間を超えないこと。
二　一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間　百時間未満であること。
三　対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間　八十時間を超えないこと。
７　厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。
８　第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長及び休日の労働を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の指針に適合したものとなるようにしなければならない。
９　行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
10　前項の助言及び指導を行うに当たつては、労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない。
11　第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については適用しない。

21　岐阜県補助金等交付規則（抜粋）

（補助事業者等及び間接補助事業者等の責務）
第三条　補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。
（補助金等の交付の申請）
第四条　補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
（補助金等の交付の条件）

第六条　知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。
一　補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
二　補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
三　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
四　補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
五　前条各号のいずれかに該当する者に対して間接補助金等を交付しないこと。
六　その他知事が必要と認める事項
（実績報告）
第十三条　補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。
（補助金等の額の確定等）
第十四条　知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

22　岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の条件）
第７条４項
規則第６条第２号の知事が定める軽微な変更は、補助金の交付決定額の２０％以内の減額であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
（１）施設の機能を著しく変更しない程度の建物の規模又は構造の変更
（２）事業目的に反しない程度の購入備品等の変更

23　岐阜県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付申請）
第５条 補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。
２ 補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない。
３ 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
（補助金の交付の条件）
第６条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第６条第１号から第５号までに掲げるとおりとする。
２ 規則第６条第１号の知事の定める軽微な変更は、別表の補助対象事業ごとの補助対象経費の２０パーセント以内の配分変更とする。
３ 規則第６条第２号の知事の定める軽微な変更は、交付決定額又は事業単位ごとの補助対象経費の２０パーセント以内の減額変更とする。
４ 規則第６条第１号から第３号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、

別記第２号様式のとおりとする。

24　消費税法（抜粋）

（非課税）

第六条　国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

２　保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二の二に掲げるものには、消費税を課さない。

25　地方自治法施行令(抜粋)

第五章　財務

第六節　契約

（随意契約）

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二

十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
五　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
六　競争入札に付することが不利と認められるとき。
七　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
八　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
九　落札者が契約を締結しないとき。
２　前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
３　第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
４　前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

26　岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の条件）
第５条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。
(1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の変更が２０％未満の減額である場合は、この限りでない。
(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
(4) 補助事業者が留学生に給付し、又は貸与した奨学金の返還又は返済を求める場合は、当該奨学金の額から当該留学生に係る補助金の額を控除した額を返還させ、又は返済させること。この場合において、当該留学生から補助事業者が負担した額を超える額が返還され、又は返済されたときは、補助事業者は、当該額を県に返還すること。
２ 前項第１号及び第２号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 前項第１号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第２号様式）

(2) 前項第２号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第３号様式）

27　岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第７条 実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。

２ 実績報告書には、別記第５号様式において定める書類を添付しなければならない。

３ 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から３０日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日とする。

28　民法（抜粋）

第一編　総則

第二章　人

第二節　意思能力

第三条の二　法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

第三節　行為能力

（後見開始の審判）

第七条　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（成年被後見人及び成年後見人）

第八条　後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（保佐開始の審判）

第十一条　精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（補助開始の審判）

第十五条　精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

２　本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

３　補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

第五章　法律行為

第四節　無効及び取消し

（原状回復の義務）

第百二十一条の二　無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

２　前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すこと

ができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
３　第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。
第三編　債権
第二章　契約
第一節　総則
第一款　契約の成立
（契約の成立と方式）
第五百二十二条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。
２　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。
第二款　契約の効力
（第三者のためにする契約）
第五百三十七条　契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
２　前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。
３　第一項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

29　岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程（抜粋）

（届出義務）
第１４条 修学資金の借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。
（１）氏名又は住所を変更したとき。
（２）休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
（３）修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
（４）留年したとき。
（５）停学又は退学の処分を受けたとき。
（６）修学資金の借受けを辞退するとき。
（７）保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
（８）修学に関し、他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
（９）養成施設等又は実務者研修施設等を卒業したとき、及び介護福祉士等の登録を受けたとき。
（10）養成施設等又は実務者研修施設等を卒業後、介護福祉士等として第３条に規定する業務に従事し始めたとき、及び業務に従事しなくなったとき。
（11）業務に従事する場所を変更したとき。
２ 再就職準備金の借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。
（１）氏名又は住所を変更したとき。

（２）業務に従事する場所を変更したとき。
（３）再就職した事業所又は施設を退職したとき。
（４）保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
３ 修学資金及び再就職準備金の借受人は、業務に従事しているため、第２４条による返還債務の履行の猶予を受けている間は、毎年４月３０日までに業務等状況報告書を会長に提出しなければならない。
４ 修学資金及び再就職準備金の借受人が死亡したときは、保証人又は相続人は、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

30 岐阜県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（基金分）交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の時期等）
第９条 知事は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
２ 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第６号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

31 岐阜県介護支援専門員法定研修実施事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の申請）
第５条 補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。
２ 補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない。
３ 補助金交付申請書 の提出期限は、 補助対象事業を実施する年度の２月２８日とする。

32 岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の条件）
第７条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されているものとする。
(1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象事業の区分を超えない補助目的の達成に必要と認められるものを除く。）又は補助対象事業の内容の変更（補助金の交付決定額の２０パーセント以内の減額を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増大した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
(5) 補助対象事業の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
(6) 前号の規定による報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
(7) その他知事が必要と認める事項

２　前項第１号及び第２号の知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに同項第５号の規定により知事へ報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一　前項第１号及び第２号の承認　別記第３号様式
二　前項第５号の規定による報告　別記第４号様式
３　知事は、第１項第１号の承認をしたときは、別記第５号様式により通知するものとする。

33　岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）
第８条　実績報告書の様式は、別記第３号様式のとおりとする。
２　実績報告書には、別記第３号様式において定める書類を添付しなければならない。
３　実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定の日が属する年度の翌年度４月 10 日までとする。

34　成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（定義）
第二条　この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
一　成年後見人及び成年後見監督人
二　保佐人及び保佐監督人
三　補助人及び補助監督人
四　任意後見人及び任意後見監督人
２　この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
一　成年被後見人
二　被保佐人
三　被補助人
四　任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者
３　この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。
４　この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。
（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（関係者の努力）
第六条　成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
第十二条　政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。
２　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　成年後見制度の利用の促進に関する目標

二　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
４　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
（都道府県の講ずる措置）
第十五条　都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

35　岐阜県訪問看護体制充実強化支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の申請）
第４条 補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。
２ 補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない。
３ 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別途通知する。

36　岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業 補助金交付要綱（抜粋）

（状況報告）
第６条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示する事ができる。
（実績報告）
第７条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第５号様式のとおりとする。
２ 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日 から起算して 20 日を経過した日とする。

37　岐阜県在宅医療連携強化事業実施要綱（抜粋）

（目的）
第１条　本事業は、在宅医療に関する相談体制の整備、 在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う相談員等の育成に資する事業を実施することにより、在宅医療・介護の連携・強化を図る。

38　岐阜県在宅医療連携強化事業費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）
第７条 実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。
２ 実績報告書には、別記第５号様式において定める書類を添付しなければならない。
３ 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から３０日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日とする。

39　岐阜県会計規則（抜粋）

（分類）

第八十三条　物品は、次の種別に分類し、別表三により区分整理しなければならない。

一　備品　その形状又は性質を変更することなく比較的長期にわたり使用できる物品

二　消耗品　備品及び動物以外の物品

三　動物

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。

一　取得価格（購入により取得した物品以外の物品にあつては、取得したときにおける評価額）が五万円以下の物品及び破損しやすい物品（資料としての価値が高いものその他収支等命令者が消耗品として分類することが適当でないと認めたものを除く。）

二　記念品、報償品、土産品その他これらに類する物品

（備品の表示）

第九十六条　出納員は、保管中の備品（供用中の備品を含む。）には、形状又は性質に応じて備品整理票（第三十五号様式）その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。ただし、表示をすることが困難なものについては、県名の表示を除きこの限りでない。

（不用の決定等）

第九十九条　収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。

２　収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。

３　岐阜県財産条例（昭和三十九年岐阜県条例第三号）第六条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。

40　地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規

定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六　競争入札に付することが不利と認められるとき。

七　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九　落札者が契約を締結しないとき。

２　前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

３　第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

４　前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

41　岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（事業計画書の提出等）

第三条の六 指定管理者は、毎事業年度、施設の管理に係る事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、管理機関に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

42　岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 31 条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２ 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３ 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４ 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

43　岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（提供拒否の禁止）

第八条　指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第四十一条　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償

すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

44　岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（抜粋）

（手数料の名称、額等）

第二条　手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。

２　別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならない。

３　前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。

45　参考文献

本文で引用した資料や文献以外に、本監査報告書作成にあたり、参考にした文献は、以下のとおりである。

（１）「介護保険制度の解説（令和３年度版)」鈴木俊一、社会保健研究所

（２）「第８版　我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－」我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明（2022）株式会社日本評論社

（３）「民法講義Ⅰ　総則　第３版」山本敬三(2018)、株式会社有斐閣

（４）「実務　成年後見法」松原正明・浦木厚利（2020)、株式会社勁草書房

（５）「民法Ⅵ　親族・相続　第５版」前田陽一・本山敦・浦野由紀子（2020)、株式会社有斐閣